

令和元年第 2 回定例会会議録

令和元年第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期31日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
8月28日	水	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
8月29日	木	休 会	議案調査
8月30日	金	休 会	議案調査
8月31日	土	休 会	（市の休日）
9月 1日	日	休 会	（市の休日）
9月 2日	月	休 会	議案調査
9月 3日	火	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
9月 4日	水	本会議	一般質問
9月 5日	木	本会議	一般質問
9月 6日	金	本会議	一般質問
9月 7日	土	休 会	（市の休日）
9月 8日	日	休 会	（市の休日）
9月 9日	月	本会議	一般質問
9月10日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月11日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月12日	木	委員会	予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会
9月13日	金	本会議	議案訂正
		委員会	予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会
9月14日	土	休 会	（市の休日）
9月15日	日	休 会	（市の休日）
9月16日	月	休 会	（市の休日）

月 日	曜日	区 分	日 程
9月17日	火	休 会	議事整理
9月18日	水	休 会	議事整理
9月19日	木	休 会	議事整理
9月20日	金	休 会	議事整理
9月21日	土	休 会	(市の休日)
9月22日	日	休 会	(市の休日)
9月23日	月	休 会	(市の休日)
9月24日	火	委員会	予算決算常任委員会
9月25日	水	休 会	議事整理
9月26日	木	休 会	議事整理
9月27日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和元年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

8月28日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	23
2. 本日の会議に付した事件	25
3. 出席議員氏名	27
4. 欠席議員氏名	27
5. 説明のため出席した者の職氏名	27
6. 事務局職員出席者	28
7. 開 会	29
8. 開 議	29
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	29
10. 日程第2 会期の決定	29
11. 日程第3 総務文教常任委員会行政視察報告	30
12. 日程第4 経済建設常任委員会行政視察報告	33
13. 日程第5 議案第32号 上程・説明・質疑・討論・採決	35
14. 日程第6 議案第33号から議案第59号まで一括上程・説明	37
休 憩	47
開 議	47
15. 日程第7 報告第19号から報告第23号まで一括上程・報告・質疑	49
16. 日程第8 請願第1号及び陳情第2号並びに陳情第3号まで一括上程	53
17. 日程通告 散会	53
8月29日（木曜日） 休 会	
8月30日（金曜日） 休 会	
8月31日（土曜日） 休 会	
9月 1日（日曜日） 休 会	
9月 2日（月曜日） 休 会	
9月3日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	57
2. 本日の会議に付した事件	57
3. 出席議員氏名	57
4. 欠席議員氏名	58

5. 説明のため出席した者の職氏名	58
6. 事務局職員出席者	58
7. 開 議	59
8. 日程第1 質疑	59
9. 日程第2 委員会付託	61
10. 日程通告 散会	63

9月4日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	67
2. 本日の会議に付した事件	67
3. 出席議員氏名	67
4. 欠席議員氏名	67
5. 説明のため出席した者の職氏名	68
6. 事務局職員出席者	68
7. 開 議	69
8. 日程第1 一般質問	69
(1) 平 直樹君質問	69
「子ども議会について」	69
○教育部長 木下徳幸君答弁	70
平 直樹君質問	71
○教育部長 木下徳幸君答弁	72
平 直樹君質問	72
○教育部長 木下徳幸君答弁	72
平 直樹君質問	73
○教育部長 木下徳幸君答弁	73
平 直樹君質問	73
○教育長 渡邊和博君答弁	74
平 直樹君質問	74
○市長 江頭 実君答弁	75
休 憩	76
開 議	76
(1) 田中教之君質問	76
「地方創生について」	76
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	78

田中教之君質問	80
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	80
田中教之君質問	81
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	82
田中教之君質問	82
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	84
田中教之君質問	85
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	86
田中教之君質問	86
○市長 江頭 実君答弁	86
昼食休憩	88
開 議	88
(1) 後藤英夫君質問	88
「鳥獣被害対策について」	88
○経済部長 笹本義臣君答弁	89
○経済部長 笹本義臣君発言の申し出	89
後藤英夫君質問	89
○経済部長 笹本義臣君答弁	90
後藤英夫君質問	90
○経済部長 笹本義臣君答弁	90
後藤英夫君質問	91
○経済部長 笹本義臣君答弁	92
後藤英夫君質問	93
○経済部長 笹本義臣君答弁	93
後藤英夫君質問	94
○経済部長 笹本義臣君答弁	94
後藤英夫君質問	95
○市長 江頭 実君答弁	95
(2) 後藤英夫君質問	96
「交通安全対策について」	96
○総務部長 上田敏雄君答弁	97
休 憩	99
開 議	99
(1) 猿渡美智子さん質問	99

「総合体育館の再整備について」	99
○教育部長 木下徳幸君答弁	100
猿渡美智子さん質問	101
○教育部長 木下徳幸君答弁	101
猿渡美智子さん質問	102
○教育部長 木下徳幸君答弁	103
(2) 猿渡美智子さん質問	104
「教員不足について」	104
○教育部長 木下徳幸君答弁	105
猿渡美智子さん質問	105
○教育部長 木下徳幸君答弁	106
猿渡美智子さん質問	106
○教育長 渡邊和博君答弁	108
(3) 猿渡美智子さん質問	109
「幼児教育・保育の無償化について」	109
○健康福祉部長 泉 大助君答弁	110
猿渡美智子さん質問	111
○健康福祉部長 泉 大助君答弁	111
猿渡美智子さん質問	112
○市長 江頭 実君答弁	113
9. 日程通告 散会	114

9月5日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	117
2. 本日の会議に付した事件	117
3. 出席議員氏名	117
4. 欠席議員氏名	117
5. 説明のため出席した者の職氏名	118
6. 事務局職員出席者	118
7. 開 議	119
8. 日程第1 一般質問	119
(1) 緒方哲郎君質問	119
「農福連携について」	120
○経済部長 笹本義臣君答弁	121

○健康福祉部長 泉 大助君答弁	121
緒方哲郎君質問	122
○健康福祉部長 泉 大助君答弁	122
(2) 緒方哲郎君質問	123
「農家民泊について」	123
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	124
緒方哲郎君質問	124
○市長 江頭 実君答弁	125
(3) 緒方哲郎君質問	126
「地域包括支援体制について」	126
○健康福祉部長 泉 大助君答弁	127
(4) 緒方哲郎君質問	128
「空き家対策について」	128
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	129
(5) 緒方哲郎君質問	129
「小学校児童について」	130
○教育部長 木下徳幸君答弁	130
緒方哲郎君質問	131
○教育部長 木下徳幸君答弁	131
緒方哲郎君質問	131
○教育部長 木下徳幸君答弁	132
休 憩	133
開 議	133
健康福祉部長 泉 大助君発言の申し出	133
(1) 城 典臣君質問	133
「観光地としての現状について」	133
○経済部長 笹本義臣君答弁	134
城 典臣君質問	135
○市長 江頭 実君答弁	136
(2) 城 典臣君質問	138
「コンビニ納付について」	138
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	138
城 典臣君質問	139
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	139

(3) 城 典臣君質問	140
「合併協議会について」	140
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	140
(4) 城 典臣君質問	141
「災害時の避難誘導について」	141
○総務部長 上田敏雄君答弁	142
城 典臣君質問	142
○総務部長 上田敏雄君答弁	142
(5) 城 典臣君質問	143
「九州産廃問題について」	143
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	143
城 典臣君質問	143
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	143
城 典臣君質問	144
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	145
城 典臣君質問	145
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	145
○市長 江頭 実君答弁	146
昼食休憩	147
開 議	147
(1) 東 奈津子さん質問	147
「LGBTについて」	147
○総務部長 上田敏雄君答弁	148
○教育部長 木下徳幸君答弁	149
東 奈津子さん質問	150
○総務部長 上田敏雄君答弁	151
東 奈津子さん質問	151
○総務部長 上田敏雄君答弁	152
東 奈津子さん質問	153
○教育部長 木下徳幸君答弁	154
東 奈津子さん質問	155
○教育長 渡邊和博君答弁	156
○市長 江頭 実君答弁	157
(2) 東 奈津子さん質問	157

「災害弱者の避難体制について」	158
○健康福祉部長 泉 大助君答弁	159
○総務部長 上田敏雄君答弁	159
東 奈津子さん質問	159
○健康福祉部長 泉 大助君答弁	160
○総務部長 上田敏雄君答弁	161
東 奈津子さん質問	161
○総務部長 上田敏雄君答弁	163
東 奈津子さん質問	163
○市長 江頭 実君答弁	164
休 憩	165
開 議	165
(1) 泉田栄一郎君質問	165
「小学校の農業教育について」	165
○教育部長 木下徳幸君答弁	166
泉田栄一郎君質問	167
○教育部長 木下徳幸君答弁	168
泉田栄一郎君質問	168
○教育長 渡邊和博君答弁	170
○市長 江頭 実君答弁	171
(2) 泉田栄一郎君質問	172
「電気自動車普及促進について」	172
○経済部長 笹本義臣君答弁	173
泉田栄一郎君質問	173
○経済部長 笹本義臣君答弁	174
泉田栄一郎君質問	174
○経済部長 笹本義臣君答弁	174
9. 日程通告 散会	175
9月6日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	179
2. 本日の会議に付した事件	179
3. 出席議員氏名	179
4. 欠席議員氏名	179

5. 説明のため出席した者の職氏名	180
6. 事務局職員出席者	180
7. 開 議	181
8. 日程第1 一般質問	181
(1) 坂本道博君質問	181
「消防団について」	181
○総務部長 上田敏雄君答弁	182
坂本道博君質問	183
○総務部長 上田敏雄君答弁	184
坂本道博君質問	184
○総務部長 上田敏雄君答弁	184
坂本道博君質問	185
○市長 江頭 実君答弁	185
(2) 坂本道博君質問	185
「有害鳥獣対策について」	185
○経済部長 笹本義臣君答弁	186
坂本道博君質問	186
○経済部長 笹本義臣君答弁	187
坂本道博君質問	187
○経済部長 笹本義臣君答弁	187
坂本道博君質問	188
○市長 江頭 実君答弁	188
(3) 坂本道博君質問	188
「富田甚平について」	188
○教育部長 木下徳幸君答弁	189
坂本道博君質問	190
○市長 江頭 実君答弁	190
休 憩	191
開 議	191
(1) 大賀慶一君質問	191
「国際交流について」	191
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	192
大賀慶一君質問	194
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	195

大賀慶一君質問	195
○市長 江頭 実君答弁	196
(2) 大賀慶一君質問	197
「自衛官募集の協力について」	197
○総務部長 上田敏雄君答弁	198
大賀慶一君質問	199
○総務部長 上田敏雄君答弁	199
(3) 大賀慶一君質問	200
「消費税について」	200
○総務部長 上田敏雄君答弁	200
大賀慶一君質問	201
○総務部長 上田敏雄君答弁	202
昼食休憩	202
開 議	202
総務部長 上田敏雄君発言の申し出	202
政策企画部長 元島加奈子さん発言の申し出	203
(1) 木下雄二君質問	203
「道路整備について」	203
○建設部長 中村喜範君答弁	204
(2) 木下雄二君質問	205
「有害鳥獣による農林作物の被害への対策について」	205
○経済部長 笹本義臣君答弁	206
(3) 木下雄二君質問	206
「スペインスエカ市との交流の現状について」	206
○政策企画部長 元島加奈子さん答弁	207
木下雄二君質問	207
○市長 江頭 実君答弁	208
(4) 木下雄二君質問	208
「旧迫水小跡地への進出企業の着工の時期は」	208
○市長 江頭 実君答弁	209
(5) 木下雄二君質問	209
「竜門ダム市町村交付金の龍門地域への活用について」	210
○総務部長 上田敏雄君答弁	211
○経済部長 笹本義臣君答弁	211

木下雄二君質問	212
○市長 江頭 実君答弁	213
木下雄二君質問	214
○市長 江頭 実君答弁	214
(6) 木下雄二君質問	215
「九州産廃菊池営業所廃止による地元水迫地区への対応は」	216
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	217
○市民環境部長 古田浩敏君発言の申し出	217
○市民環境部長 古田浩敏君発言の申し出	217
木下雄二君質問	218
○市長 江頭 実君答弁	218
休 憩	218
開 議	218
(1) ニノ文伸元君質問	219
「本市における生涯スポーツについて」	219
○教育部長 木下徳幸君答弁	219
ニノ文伸元君質問	221
○健康福祉部長 泉 大助君答弁	222
ニノ文伸元君質問	223
○健康福祉部長 泉 大助君答弁	224
ニノ文伸元君質問	224
○経済部長 笹本義臣君答弁	226
○教育部長 木下徳幸君答弁	226
ニノ文伸元君質問	227
○市長 江頭 実君答弁	227
9. 日程通告 散会	228

9月7日（土曜日） 休 会

9月8日（日曜日） 休 会

9月9日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第6号	231
2. 本日の会議に付した事件	231
3. 出席議員氏名	231

4. 欠席議員氏名	231
5. 説明のため出席した者の職氏名	232
6. 事務局職員出席者	232
7. 開 議	233
8. 日程第1 一般質問	233
(1) 福島英徳君質問	233
「児童虐待防止対策について」	233
○健康福祉部長 泉 大助君答弁	234
福島英徳君質問	234
○健康福祉部長 泉 大助君答弁	235
福島英徳君質問	235
○市長 江頭 実君答弁	236
(2) 福島英徳君質問	236
「安心・安全なまちづくりへの施策について」	237
○総務部長 上田敏雄君答弁	237
福島英徳君質問	237
○総務部長 上田敏雄君答弁	237
福島英徳君質問	238
○総務部長 上田敏雄君答弁	238
福島英徳君質問	238
○教育部長 木下徳幸君答弁	239
○総務部長 上田敏雄君答弁	239
福島英徳君質問	240
○教育部長 木下徳幸君答弁	240
福島英徳君質問	240
○教育部長 木下徳幸君答弁	241
福島英徳君質問	241
○総務部長 上田敏雄君答弁	242
○教育部長 木下徳幸君答弁	242
福島英徳君質問	243
○総務部長 上田敏雄君答弁	243
(3) 福島英徳君質問	243
「七城地域の地下水汚染問題について」	243
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	244

福島英徳君質問	245
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	245
福島英徳君質問	246
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	246
福島英徳君質問	247
○市民環境部長 古田浩敏君答弁	247
休 憩	248
開 議	248
(1) 荒木崇之君質問	248
「菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入にかかる入札問題について」	248
○教育部長 木下徳幸君答弁	249
荒木崇之君質問	250
○総務部長 上田敏雄君答弁	250
荒木崇之君質問	250
○教育部長 木下徳幸君答弁	251
荒木崇之君質問	251
○教育部長 木下徳幸君答弁	252
荒木崇之君質問	252
○教育部長 木下徳幸君答弁	253
荒木崇之君質問	253
○教育部長 木下徳幸君答弁	253
荒木崇之君質問	254
休 憩	254
開 議	254
○教育部長 木下徳幸君答弁	254
荒木崇之君質問	255
○市長 江頭 実君答弁	255
荒木崇之君質問	256
○総務部長 上田敏雄君答弁	256
荒木崇之君質問	257
○総務部長 上田敏雄君答弁	258
荒木崇之君質問	258
○教育部長 木下徳幸君答弁	258
○総務部長 上田敏雄君答弁	259

(2) 荒木崇之君質問	259
「桜山地区の横断歩道（つきやま歯科前）の整備について」	259
○総務部長 上田敏雄君答弁	260
荒木崇之君質問	261
○総務部長 上田敏雄君答弁	261
荒木崇之君質問	262
○総務部長 上田敏雄君答弁	262
9. 日程通告 散会	263

9月10日（火曜日）	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月11日（水曜日）	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月12日（木曜日）	予算決算常任委員会総務文教分科会 予算決算常任委員会福祉厚生分科会 予算決算常任委員会経済建設分科会

9月13日（金曜日）	本会議	頁
1. 議事日程第7号		267
2. 本日の会議に付した事件		267
3. 出席議員氏名		267
4. 欠席議員氏名		268
5. 説明のため出席した者の職氏名		268
6. 事務局職員出席者		268
7. 開 議		269
8. 日程第1 議案第57号 説明・採決		269
9. 日程通告 散会		271

予算決算常任委員会総務文教分科会
 予算決算常任委員会福祉厚生分科会
 予算決算常任委員会経済建設分科会

9月14日（土曜日） 休 会

9月15日（日曜日）	休 会
9月16日（月曜日）	休 会
9月17日（火曜日）	休 会
9月18日（水曜日）	休 会
9月19日（木曜日）	休 会
9月20日（金曜日）	休 会
9月21日（土曜日）	休 会
9月22日（日曜日）	休 会
9月23日（月曜日）	休 会
9月24日（火曜日）	予算決算常任委員会
9月25日（水曜日）	休 会
9月26日（木曜日）	休 会

9月27日（金曜日）	本会議	頁
1. 議事日程第8号		275
2. 本日の会議に付した事件		275
3. 出席議員氏名		276
4. 欠席議員氏名		276
5. 説明のため出席した者の職氏名		276
6. 事務局職員出席者		277
7. 開 議		278
8. 日程第1 各常任委員長報告		278
・総務文教常任委員長報告		278
・福祉厚生常任委員長報告		280
・経済建設常任委員長報告		281
・予算決算常任委員長報告		282
委員長報告に対する質疑		293
休 憩		293
開 議		293
委員長報告に対する討論		293
（1）東 奈津子さん討論		293
（2）木下雄二君討論		296
採決		297
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について		299

10. 追加議事日程（第8号の追加1）	300
追加日程第1 議案第60号 上程・説明	300
休憩	301
開議	301
追加日程第1 議案第60号 質疑・討論・採決	301
追加日程第2 議事第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	302
休憩	302
開議	302
追加日程第3 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	303
追加日程第4 決議案第2号 上程・説明・質疑	305
休憩	309
開議	309
追加日程第4 決議案第2号 質疑	309
討論	310
（1）木下雄二君討論	310
（2）水上隆光君討論	311
（3）荒木崇之君討論	311
（4）平 直樹君討論	311
（5）坂本道博君討論	312
採決	312
11. 閉会	313

第 1 号

8 月 2 8 日

令和元年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和元年8月28日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 総務文教常任委員会行政視察報告
- 第4 経済建設常任委員会行政視察報告
- 第5 議案第32号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和元年度菊池市一般会計補正予算 第4号）

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第6 議案第33号 菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第34号 菊池市森林環境譲与税基金条例の制定について
 - 議案第35号 菊池溪谷ビジターセンター設置条例の制定について
 - 議案第36号 菊池市観光情報発信施設条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第37号 菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第38号 菊池市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
 - 議案第39号 菊池市下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 議案第40号 令和元年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
 - 議案第41号 令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第42号 令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第43号 令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第44号 令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第45号 令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第46号 令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 4 7 号 令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 8 号 令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 9 号 令和元年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 4 号 平成 3 0 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 5 号 平成 3 0 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 6 号 平成 3 0 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 9 号 平成 3 0 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

まで一括上程・説明

- 第 7 報告第 1 9 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 2 0 号 継続費精算報告について
- 報告第 2 1 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）
- 報告第 2 2 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
- 報告第 2 3 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

- 第 8 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 0 年度政府予算に係る意見書提出の要請について
- 陳情第 2 号 菊池地区交通安全協会への補助金増額の要望について
- 陳情第 3 号 「菊池市の官公需について市内中小企業・小規模事業者への受注

機会の確保、増大」に関する陳情

まで一括上程



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 総務文教常任委員会行政視察報告

日程第 4 経済建設常任委員会行政視察報告

日程第 5 議案第 3 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和元年度
菊池市一般会計補正予算 第 4 号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 6 議案第 3 3 号 菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第 3 4 号 菊池市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第 3 5 号 菊池溪谷ビジターセンター設置条例の制定について

議案第 3 6 号 菊池市観光情報発信施設条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第 3 7 号 菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第 3 8 号 菊池市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第 3 9 号 菊池市下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例の制定について

議案第 4 0 号 令和元年度菊池市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 4 1 号 令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1
号）

議案第 4 2 号 令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第
1 号）

議案第 4 3 号 令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 4 号 令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2
号）

議案第 4 5 号 令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第 2 号）

議案第 4 6 号 令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
（第 1 号）

- 議案第 4 7 号 令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 8 号 令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 9 号 令和元年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 4 号 平成 3 0 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 5 号 平成 3 0 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 6 号 平成 3 0 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 9 号 平成 3 0 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

まで一括上程・説明

- 日程第 7 報告第 1 9 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 2 0 号 継続費精算報告について
- 報告第 2 1 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）
- 報告第 2 2 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
- 報告第 2 3 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

- 日程第 8 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 0 年度政府予算に係る意見書提出の要請について

陳情第 2 号 菊池地区交通安全協会への補助金増額の要望について

陳情第 3 号 「菊池市の官公需について市内中小企業・小規模事業者への
受注機会の確保、増大」に関する陳情

まで一括上程

出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君

市民環境部長	古田浩敏君
健康福祉部長	泉大助君
経済部長	笹本義臣君
建設部長	中村喜範君
七城支所長	上村雅一君
旭志支所長	岩根卓士君
泗水支所長	梁池哲也君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中尾孝浩君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君
農業委員会事務局長	坂本高秀君
水道局長	大塚忠康君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査委員事務局長	山口浩一郎君

事務局職員出席者

事務局 長	徳永裕治君
事務局 課長	歌岡憲一君
課長 補佐	松寺盛親君
議会 係長	安武則貴君
議会 係	吉岡結加里さん

午前１０時００分 開会

○

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は２０名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第２回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（柁原賢一君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和元年７月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備えつけの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前１０時００分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（柁原賢一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、猿渡美智子さん及び松岡譲君を指名します。

○

日程第２ 会期の決定

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る８月２１日の議会運営委員会におきまして、本日から９月２７日までの３１日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月２７日までの３１日間と決定しました。

○

日程第3 総務文教常任委員会行政視察報告

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第3、総務文教常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

総務文教常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、水上隆光君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（水上隆光君） おはようございます。総務文教常任委員会の視察研修についてご報告を申し上げます。

今回の研修は、新潟県新発田市における市民への災害情報伝達の取り組みについて、群馬県前橋市では高齢ドライバー対策の取り組みについて、7月23日から25日までの2泊3日の日程で研修してまいりました。

まず、新発田市の市民への災害情報伝達について申し上げます。

新発田市は、昭和39年6月の新潟地震や、昭和41年7月の下越水害、昭和42年8月の羽越水害、平成7年4月の新潟県北部地震、最近では本年6月18日に近隣の新潟県村上市で最大震度6強を観測する地震が発生するなど、過去に幾度も地震や豪雨による大災害に見舞われ、それらの経験を教訓に、市民の皆様に非常にわかりやすい、ホームページ等による災害情報伝達等に取り組まれております。

地域安全課が防災関係の担当課となり、消防防災係では正職員5名と嘱託の防災専門員1名の計6名、防犯交通安全係が正職員3名と嘱託の交通安全指導員1名の計4名の二つの係に、課長と課長補佐を加えて計12名の体制で対応しております。

災害情報などのお知らせ方法の説明で、コミュニティFMを活用した緊急告知エフエムラジオについては、電源が入ってなくても緊急時には自動的に起動し、最大音量で緊急放送が放送され、持ち運びができ、ライトもついています。8,640円で販売されているとのことですが、避難勧告を出した地域や土砂災害警戒区域には全世帯、各自治会には3台ずつ貸与されています。毎月1回試験放送を行っており、各自治会役員が交代して引き継ぎしていただくようお願いし、集会等を利用して周知を行っているとのことでした。

次に、あんしんメールについては、本市の防災・行政ナビ同様、登録制となっており、災害情報や気象情報を配信しております。

ほか、エリアメールやホームページ、テレビのデータ放送等による防災・緊急情報の伝達の取り組みや、海岸線を有するため、津波情報などの伝達のためのモーターサイレンや、放送スピーカーについての説明を受けました。ホームページについては、本年4月にリニューアルを行い、防災に役立つ情報を集約したページを作成

されていました。

特色ある取り組みとしては、緊急告知エフエムラジオによる取り組みのほか、青少年宿泊施設を利用した防災教育を全部の小学校5年生を対象として1泊2日で行ってられました。

災害情報伝達の取り組みについての説明後、防災公園であるアイネスしばたを現地に研修いたしました。平成28年4月にオープンし、事業費は約8億4,000万円、整備面積は約2.7ヘクタールで、計画避難人口を9,500人とされています。災害時には、埋設してある便槽のふたを外して、トイレとして使用できる災害対応トイレ48基や、一時避難所として活用できる防災シェルター、9,500人分の飲料水を3日間程度確保できる貯水槽、かまどとして使用できるベンチ、防災倉庫などが整備されており、平常時は新発田城の景観と調和した公園として、子どもから高齢者まで集える憩いと安らぎの場として活用されています。

新発田市の研修においては、担当の方からの説明にもありましたように、情報発信をどんなふうに行っても、伝わらなければ意味がなく、多重的な情報伝達体制の整備に加え、高齢者等が個人の属性に応じた情報受信媒体を選択できるような周知にも取り組むことが重要であると感じました。

次の研修先である前橋市は、運転免許証の保有率が全国の中でも高く、運転免許証自主返納支援制度についても、平成21年8月からと、早くから始められています。

もう一つの特徴として、公共交通機関が少ない中で、高齢者の移動手段を確保するため、平成28年1月からマイタク制度を開始されています。

また、高齢者に対する交通安全啓発の取り組みとして、単位老人クラブから交通安全啓発を担っていただく方を推薦していただき、高齢者交通安全推進大会を開催されています。

まず、運転免許証自主返納支援制度についてですが、三つの支援があり、1点目が、運転免許証にかわる身分証明証として利用できる運転経歴証明書の交付手数料1,100円を全額助成されており、この運転経歴証明書を提示すれば、タクシー運賃が10%割引され、群馬県に路線を有する上毛電鉄の鉄道運賃が65歳以上であれば50%割引となります。2点目が、5,500円相当の公共交通利用券の贈呈、3点目が、マイタクですが、この制度は、本市で行っているあいのりタクシーと似ておりますが、登録制となっており、75歳以上もしくは65歳以上で運転免許証を持っていない方、障がい者や妊産婦等、そして、年齢制限関係なく、運転免許証返納者が利用可能となっています。お一人乗車の場合、上限を1,000円として運賃の半額が支援され、複数の乗車の場合は上限が1人500円とのことです。

乗車地・降車地のいずれかが前橋市内であれば支援対象となり、駅や病院等で待機しているタクシーにも利用できる仕組みとなっています。

前橋市における運転免許証自主返納支援者数の推移ですが、制度開始当初の平成21年度から平成25年度までは400人程度で推移しており、平成26年10月に、それまで65歳以上と限定していた年齢制限を廃止し、翌年度から約2倍の738人に増加、また、平成30年1月に、前橋市内で高齢者が運転する車が女子高校生2名を死傷させる事故が発生し、その事故を機に、平成29年度の支援者数が1,389人に増加しております。返納者の年齢割合は、75歳から89歳までが全体の約74.5%を占めており、平均年齢は79.8歳とのことです。

そのほかにも、運転免許証保有状況や交通事故状況、高齢者の事故件数なども分析されておられ、この制度の効果として、運転免許保有者の増加数を5割程度抑制していることや、自主返納を考える高齢者本人または家族からの問い合わせの増加、加えて、自主返納のきっかけとなったとの意見もあり、運転免許証を自主的に返納し、公共交通の利用者へ転換するきっかけとなっているとのことでした。

課題としては、マイタクの運用については、登録者数、利用者数、ともに伸びている中、平成30年度の支援額が約1億9,000万円であり、財源の確保をいかに行っていくかが一番の課題であるとの説明がありました。

研修に参加した委員から、マイタクの運用についての質問として、路線バスとのかかわり、登録者、利用者の地域特性、制度の周知についての質問があり、路線バスとのかかわりについては、タクシー業者やバス協会も参加した協議会を立ち上げ、3年ぐらいかけて協議を重ねた制度である。地区特性については、市街地から離れた地域の利用が少ないが、デマンドバスの利用で補っている。周知については、毎年、広報で特集を組んでおり、一番効果があるように感じる。また、タクシーに乗った際に紹介されたとの市民からの声もあるとのことでした。

また、交通安全教室等への参加を促す取り組みについての質問に対して、老人福祉センターや日帰り温泉施設等に伺い、不特定多数への交通安全啓発を行っているとの説明がありました。

前橋市の研修においては、運転免許証の保有率が高いこともあり、自主返納支援への取り組みが本市よりかなり進んでいるように感じ、運転免許返納の有効な手段の一つであると感じました。

前橋市に限らず、本市においても高齢者の運転免許保有率は上昇しています。それに伴い、高齢者が加害者となる交通事故もふえており、高齢ドライバーに対する運転免許返納を迫る社会的圧力が高まっているようにも思います。しかし、運転免許は生活と密接に結びつき、返納の決断は容易ではありません。高齢ドライバー問

題は単なる運転の問題でなく、地方社会で暮らす高齢者の生活支援の問題となっていており、前橋市の取り組みも含めて審議していく必要があると感じました。

以上、総務文教常任委員会の視察研修報告とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で、総務文教常任委員会の行政視察報告を終わります。



日程第４ 経済建設常任委員会行政視察報告

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第４、経済建設常任委員会の行政視察報告の件を議題とします。

経済建設常任委員会が実施した行政視察の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長、坂本道博君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（坂本道博君） おはようございます。経済建設常任委員会の視察研修についてご報告申し上げます。

当委員会は、７月２９日から３１日までの２泊３日の日程で、委員６名全員と事務局１名、執行部１名の計８名により、愛知県岡崎市の岡崎ビジネスサポーター、通称Ｏｋａ－Ｂｉｚ（オカビズ）について、また、静岡県島田市の耕作放棄地発生防止・解消の活動について、視察研修してまいりました。

まず、岡崎市のＯｋａ－Ｂｉｚについて申し上げます。

岡崎市には、三菱自動車やトヨタ自動車といった大企業があるものの、全体における中小企業の割合は９９．４％であり、近年は徐々に中小企業数や売上高が減っている状況でした。

また、平成２４年に実施したアンケート調査によると、７割から８割の事業者が売り上げに関する経営課題を抱えているものの、３割の事業者が相談についてどうすればよいかわからないという状況でもありました。そこで、岡崎市は、売り上げの増加による経営の立て直し等に特化している富士市の富士市産業支援センター、通称ｆ－Ｂｉｚ（エフビズ）に注目し、自治体主導のｆ－Ｂｉｚ型中小企業相談センターを設立する運びとなったそうです。

Ｏｋａ－Ｂｉｚは、岡崎市の図書館交流プラザりぶら内のブースを使用し、岡崎市と岡崎商工会議所との共同による運営をされています。事業内容としては、売り上げアップを支える個別相談や、トップランナーによるセミナー等を行っており、相談員６名、企画運営スタッフ４名の体制で、予約制により週５日の１０時から１６時３０分まで業務を行っています。設立当初の目標相談件数は月間５０件であり、初年度の実績は２８件でしたが、現在では２００件から３００件程度にふえているということです。

相談事例の一つを紹介しますと、ある業務用薬品の卸企業が、フラワーパレットという花の染料を開発したそうですが、花屋相手に売り込みに回っても全く売れなかったそうです。そこで、Ok a - B i z に相談し、花用染料を必要とする利用シーンや相手を明確にイメージしていったそうです。Ok a - B i z からは、小中学生向けに夏休みの自由研究キットとして展開すること、ヤフーショッピングに出店し、直接消費者にアプローチすること、SNS等を駆使し情報発信をサポートすることを提案し取り組まれました。その後、利用シーンやターゲットを絞り込んだことが功を奏し、飛躍的な利益の向上を実現したそうです。

菊池市を初め、他の市町村が同じ f - B i z 型中小企業相談センターを立ち上げるときには、センター長を初めとした人材確保の点で非常に苦勞するのではないかと感じました。しかし、苦勞があっても事業が軌道に乗れば、相談者の7割の方から売り上げが上がった、もしくは上がる見込みであるとの答えをいただいているそうであり、地元企業の支援策として、かなりの効果が期待できるのではないかと感じました。

次に、島田市の耕作放棄地発生防止・解消の活動について申し上げます。

島田市の耕作面積は2,860ヘクタールであり、農業作物は、旧市町ごとにブランド化されているお茶を中心に、水稻、レタス、イチゴ、トマト、バラ、ミカン、シイタケ等です。農業生産額は111億円のうち、70%をお茶が占めており、販売農家2,189戸のうち、1,854戸がお茶栽培農家ですが、傾斜茶園が全体の70%を占めているため、管理が難しく、農業者の高齢化に伴い離農が進み、耕作放棄地の増加が課題となっていたそうです。

そこで、農業委員会が中心となって、耕作放棄地対策に取り組むために、市農林課、JAと連携し、平成21年に耕作放棄地対策協議会を発足しています。さらに、平成23年には農地制度実施円滑化事業、現在の機構集積支援事業を活用して、農業委員会に農地相談員を置き、体制の強化を図っています。

また、対策を着実に進めていくためには、地域内の遊休農地及び違反転用農地を正確に把握することが必要であるため、市内全域を13地区に分けて、担当地区の農業委員及び事務局等で現地調査を行うようにしています。

耕作放棄地の解消対策には、相談員と農業委員との連携で不可欠であるため、相談員が毎月、総会終了後に10分から15分の時間をもらい、耕作放棄地の現状や取り組み状況、活用できる農業関連補助メニューについての情報提供を行われています。その結果、日常的な現地確認に加え、農業委員みずから耕作放棄地の解消活動に動き出すなど、耕作放棄地に対する関心を高め、取り組みが一層前向きとなる効果があります。

それらの取り組みの成果として、担い手法人への耕作放棄地を含めた農地のあっせんが挙げられます。あっせんできる農地の情報提供、地権者との交渉や円滑な権利設定、また、耕作放棄地については、再生作業に係る国や県の補助金の申請まで農業委員会が支援しています。

担い手法人のうちの1社である株式会社ハラダ製茶農園では、技術力と資金力を生かして耕作放棄地を積極的に受け入れています。これまでに5.4ヘクタールの老朽茶園を再生し、自社農園として有効活用しています。この会社では、島田市における新しい試みの実施等により、茶業の活性化を目指しています。例としては、県の事業を活用して、ハンマーナイフモアを用いた再生活動の検証や、幼稚園前の耕作放棄地を再生して、幼稚園児による種まき・収穫体験農園等を実施しています。

なお、ハンマーナイフモアとは、高速回転する刃で雑木等を粉砕する機械であり、これを茶園の再生に利用することにより、通常は抜根した茶樹の再生には5年かかるところを1年で再生が可能となっています。

そのほか、基盤整備事業を推進することにより、区画整理された農地での乗用茶刈機の使用が可能となり、また、農地中間管理事業や、人・農地プランの活用を利用して賃借による農地の集積、集約化を図ることにより、担い手の負担を軽減されています。

今回の研修は、両市のさまざまな取り組み内容をそのまま本市に取り入れるというわけにはいきませんが、参考となる点が多々あり、有意義な研修とすることができました。

以上、経済建設常任委員会の視察研修の報告といたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で、経済建設常任委員会の行政視察報告を終わります。

日程第5 議案第32号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第5、議案第32号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月27日までの31日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第32号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

令和元年度一般会計を、地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第32号につきまして、説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第32号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

令和元年度菊池市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページが、専決第7号専決処分書で、専決日は、令和元年7月29日でございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,795万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ289億2,926万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6月から7月にかけての豪雨により被災した市道、林道の災害復旧事業費及び被災した農地、農業用施設への復旧事業補助金の増額となっております。

まず、歳入について、事項別明細により説明いたします。

10ページをお願いいたします。

2枠目の款22市債、項1市債870万円の増額は、豪雨により被災した市道、林道の復旧事業の財源のための災害復旧事業債の増額でございます。

その上の1枠目の款19繰入金、項3基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

1枠目の款10災害復旧費、項3公共土木施設災害復旧費、目3単独災害復旧費483万4,000円の増額は、豪雨により被災した市道を早急に復旧するための

建設機械賃借料の増額でございます。

2 枠目の項 4 農林水産災害復旧費、目 1 農林水産災害復旧費、節 1 4 使用料及び賃借料 6 0 7 万円の増額につきましても、豪雨により被災した林道を早急に復旧するための建設機械賃借料の増額でございます。

その下の節 1 9 負担金補助及び交付金 7 0 5 万円の増額は、豪雨により被災した農地、農業用施設の復旧費に係る市単独の小災害復旧事業補助金の増額でございます。

それでは、7 ページに戻っていただきたいと思います。

第 2 表、地方債補正でございます。

内容としましては、歳入でご説明しましたとおり、豪雨により被災した市道、林道の復旧事業の財源のための災害復旧事業債 8 7 0 万円の増額でございます。

以上、議案第 3 2 号の説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 3 2 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なし認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第 3 2 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 2 号は原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第 6 議案第 3 3 号から議案第 5 9 号まで一括上程・説明

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第 6、議案第 3 3 号から議案第 5 9 号を議題としま

す。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

8月16日から8月20日までの期間、令和元年度全国高等学校総合体育大会ボート競技大会が、菊池市の斑蛇口湖ボート場を会場として開催されました。

開催前には、梅雨であるにもかかわらず、降雨量が少なく、斑蛇口湖の水位も下がりがりまして、大会の開催が危ぶまれたところでしたが、幸い適度の雨に恵まれまして、成功裏に白熱した大会を終えることができました。

ご参加いただきました選手の皆様、大会の運営にご尽力いただきましたスタッフの皆様、応援のために本市を訪れていただきました皆様、また、おもてなしの心でお客様を歓迎していただきました旅館業を初めとする市民の皆様方に、心から厚く御礼を申し上げます。

全国から、190校、1,155人の選手・監督が参加し、延べ1万5,000人の来場者と、延べ5,544人の宿泊客が菊池市を訪れていただいたということでございます。

大会といたしましては、ボート男子かじ付きクオドルブルの決勝において、地元の熊本学園大学附属高校が、持てる力を出し切り、優勝したチームにわずか0.22秒届かなかったものの、見事、準優勝に輝くとともに、男子ダブルスカル決勝では、同じく地元熊本の済々黌高校が4位入賞を果たすなど、熊本県勢が大いに頑張ってくれたことが心に残ります。

また、熊本県高校生活動推進委員会の生徒代表委員長という大役を地元菊池高校の生徒が務め、インターハイのPR活動を県内各地で懸命に行ってくれたことも、大変喜ばしいことでございます。

このように大きな大会を本市で開催することができましたことは、本市にとっても大きな喜びであるとともに、経済効果も期待できるものでございます。引き続き、本市への斑蛇口湖ボート場を活用した大会の誘致に努めてまいり所存でございます。

次に、菊池一族の話題についてでございますが、7月30日から8月4日にかけて、福岡県の九州国立博物館におきまして、「室町将軍 戦乱と美の足利15代」が特別展として開催されました。

本市では、菊池武光生誕700周年記念「菊池一族SAMURAIプロジェクト」の一環として、この特別展と連携・共同して、菊池一族のパネル展示及び物販

イベントを同博物館において同時開催させていただき、菊池一族関連グッズ、菊池市の農産物加工品を販売するなど、本市の魅力のPRを行ってまいりました。

PR活動には、よろいかぶと姿の本市職員のほか、観光協会、メロンドーム、道の駅旭志のメンバーで参加をいただきましたが、多くの来館者にお立ち寄りをいただきました。甲冑武者との記念撮影やお買い物など、大変盛況であったというふうに聞き及んでおります。

さらに、8月9日から12月1日までの期間、本市のわいふ一番館におきまして、「武光 九州を征した男」と題した特別展が、また、7月19日から9月1日までの期間では、熊本県立美術館におきまして、「菊池川二千年の歴史～菊池一族の戦いと信仰～」と題した特別展を開催しております。

県立美術館での特別展では、専門家による菊池一族についての講演会等もあり、満杯の会場に関心の高さをうかがうことができました。

わいふ一番館での特別展におきましては、ふだんはなかなか目にするのできない菊池一族の貴重な宝物を公開する予定でございますので、ぜひ、皆様にもわいふ一番館に足を運んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第33号は、住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴う、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正、議案第34号は、地方自治法の規定により、基金の設置に伴う、菊池市森林環境譲与税基金条例の新規制定、議案第35号は、地方自治法の規定により、公の施設の設置に伴う、菊池溪谷ビジターセンター設置条例の新規制定、議案第36号は、菊池溪谷ビジターセンターの設置に伴う、菊池市観光情報発信施設条例の一部改正、議案第37号は、所得税法等の一部改正に伴う、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部改正、議案第38号及び議案第39号は、下水道事業への地方公営企業法の適用に伴う、菊池市下水道事業の設置等に関する条例及び菊池市下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の新規制定でございます。

次に、議案第40号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第5号）につきましては、予算の総額に、3億3,561万8,000円を追加するものでございまして、歳出の主なものとしましては、戦没者慰霊碑等移設工事請負費、介護保険事業特別会計への低所得者保険料軽減繰出金、低所得者や子育て世代を対象としたプレミアム付商品券事業などが主なものでございます。

議案第41号から議案第49号までの9議案につきましては、各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございまして、歳出の主なものとしましては、菊池市介護保険事業特別会計の前年度事業費確定に伴う支払基金への清算返納金の増額、菊池

市公共下水道事業特別会計の確定申告による消費税の確定による増額などがございます。

議案第50号から議案第59号までの10議案につきましては、平成30年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、提案いたします議案第33号から議案第59号までの27議案につきまして、一括して説明させていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第33号、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴い、条例を制定するもので、14ページが条例案でございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第34号、菊池市森林環境譲与税基金条例の制定については、森林環境譲与税の創設により、菊池市森林環境譲与税基金を設置するに当たり、地方自治法の規定により条例を制定するもので、16ページが条例案でございます。

第1条で設置、第2条で積み立て、第3条で管理、第4条で運用益金の処理、そのほか、基金の管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第35号、菊池溪谷ビジターセンター設置条例の制定についてでございます。

公の施設であります菊池溪谷ビジターセンターを設置するに当たり、地方自治法の規定により条例を制定するもので、18ページから20ページまでが条例案でございます。

第1条で設置、第2条で名称及び位置、第3条で事業、第6条で使用の許可、第11条で指定管理者による管理、そのほか、公の施設の管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第36号、菊池市観光情報発信施設条例の一部を改正する条例の制定につい

てでございます。

議案第 35 号の菊池溪谷ビジターセンターの設置に伴い、条例の一部を改正するもので、22 ページが条例案でございます。

なお、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、23 ページをお願いいたします。

議案第 37 号、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもので、24 ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとしております。

次に、25 ページをお願いいたします。

議案第 38 号、菊池市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

下水道事業へ地方公営企業法を適用するに当たり、条例を制定するもので、26 ページから 29 ページまでが条例案でございます。

第 1 条で下水道事業の設置、第 2 条で法の財務規定等の適用、第 3 条で経営の基本、第 4 条で特別会計、そのほか、下水道事業の設置に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、31 ページをお願いいたします。

議案第 39 号、菊池市下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

同じく、下水道事業へ地方公営企業法を適用するに当たり、関係条例を改正するもので、32 ページから 33 ページまでが条例案でございます。

第 1 条で、地域生活排水処理施設条例の一部改正、第 2 条で、浄化槽市町村整備推進条例の一部改正、第 3 条で、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部改正、第 4 条で、農業集落排水処理施設条例の一部改正、第 5 条で、農業集落排水事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、地域生活排水処理事業の、各特別会計の設置条例の廃止を定めるものでございます。

また、第 6 条で、本年第 1 回定例会で議決いただきました消費税法等の一部改正に伴う下水道関係条例の整理に関する条例の別表を一つずつ繰り上げる改正を行うものでございます。

なお、この条例中、第 1 条から第 5 条までの改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行

し、第6条の改正は、令和元年10月1日から施行することとしております。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第40号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第5号）でございます。

あけていただき、37ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3億3,561万8,000円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ292億6,488万6,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

45ページをお願いいたします。

1 枠目の款2 地方譲与税、項5 森林環境譲与税、目1 森林環境譲与税1,831万8,000円の増額は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和6年度に森林環境税が創設される予定となっておりますが、それに先立ち、今年度から森林環境譲与税の交付が開始されることに伴う増額でございます。

2 枠目の款13 分担金及び負担金、項2 負担金、目3 民生費負担金7,652万8,000円の減額は、本年10月1日に予定されている消費税率の引き上げに伴い実施される事業の一つで、幼児教育・保育の無償化に伴う利用者負担金の減額が主なものでございます。

最下段の款15 国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 民生費国庫負担金、節2 老人福祉費負担金1,662万1,000円の増額につきましても、消費税率の引き上げに伴うものでございまして、介護保険事業の低所得者保険料軽減のための国庫負担分の増額でございます。

その下の節3 児童福祉費負担金1億7,186万2,000円の増額は、幼児教育・保育の無償化に伴う国庫負担分の増額でございます。

あけて、46ページをお願いします。

1 枠目の項2 国庫補助金、目6 商工費国庫補助金1億520万円の増額につきましても、消費税率の引き上げに伴うものでございます。

低所得者や子育て世代を対象としたプレミアム付商品券販売のための事業費及び事務費について100%国費で補助されるものでございます。

同じく、目7 土木費国庫補助金、節4 都市計画費補助金6,400万円の減額は、社会資本整備総合交付金を活用し、平成27年度からの5カ年計画で実施してまいりました七城地区都市再生整備事業に対する交付金が確定したことによる減額でございます。

2 枠目の款16 県支出金、項1 県負担金、目3 民生費県負担金798万4,000円の増額は、国庫負担金でご説明しましたとおり、介護保険事業の低所得者保険

料軽減のための県負担分の増額でございます。

４７ページをお願いいたします。

４ 枠目の款１９繰入金、項３基金繰入金、目３０平成２８年熊本地震復興基金繰入金１，２８９万２，０００円の増額は、現在、七城、旭志及び泗水の各支所の敷地内に建立されている戦没者慰霊碑等について、菊池公園内に移設するための財源として活用することによる繰入金の増額でございます。

４８ページをお願いいたします。

款２２市債、項１市債９，３１０万円の増額は、国庫補助金でご説明しましたとおり、七城地区都市再生整備事業に対する交付金が確定したことによる市債の増額及び辺地対策事業債対象事業費の確定見込みによる調整などでございます。

１ページ戻っていただきまして、４７ページをお願いいたします。

４ 枠目の款１９繰入金、項３基金繰入金、目１財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

５２ページをお願いいたします。

２ 枠目の款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、下から２段目の節１５工事請負費２，５７８万４，０００円の増額は、歳入でご説明しました戦没者慰霊碑などの移設に係る工事請負費の増額でございます。

５４ページをお願いいたします。

項２高齢者福祉費、目１高齢者福祉費、介護保険事業特別会計繰出金、節２８繰出金のうち、１段目の低所得者保険料軽減繰出金３，２９１万６，０００円の増額は、歳入でご説明しました介護保険事業の低所得者保険料軽減のための国庫負担金及び県負担金に市負担金を加算し、介護保険事業特別会計に繰り出すものでございます。

次に、５５ページをお願いいたします。

項３児童福祉費、目５児童福祉施設費のうち、下から２枠目の節１９負担金補助及び交付金３，２７０万円の増額は、幼児教育・保育の無償化に伴い、私立の保育所及び認定こども園に対し交付するものでございます。

同じく、１ 枠下の節２０扶助費１，１３８万２，０００円の増額は、同様に認可外の施設に対し給付するものでございます。

次に、５９ページをお願いいたします。

２ 枠目の款５農林水産業費、項２林業費、目１林業総務費１，８３１万８，０００円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、新たに交付される森林環境譲与税について、基金を設置し、積み立てる積立金の増額でございます。

あけて、60ページをお願いいたします。

1 枠目の款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費、プレミアム付商品券事業1 億520万円の増額は、プレミアム付商品券販売のための事業費の増額でございます。100%国費での対応となります。

61ページをお願いいたします。

款7 土木費、項2 道路橋りょう費、目2 道路橋りょう新設改良費、節13 委託料3,329万5,000円の増額は、鴨川公園板井線の道路改良事業により新しい橋が建設中であり、完成後に旧橋を撤去する必要があることから、撤去のための設計業務委託及び地質調査委託料の増額並びに塚原若木線道路改良事業の内容見直しに伴う増額でございます。

同じく、目3 道路橋りょう維持費、最上段の節11 需用費2,000万円の増額は、市が管理する道路のうち、早急に修繕の必要がある箇所に対応するための修繕料の増額でございます。

あけて、62ページをお願いいたします。

項4 都市計画費、目4 公園費2,100万円の増額は、七城地区都市再生整備事業の一つとして取り組んでおります鴨川河畔公園整備事業について、社会資本整備総合交付金対象事業費として、河川協議等により整備内容の一部を見直すことに伴う増額でございます。

それでは、41ページに戻っていただきたいと思います。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、県営古川兵戸井手利水施設整備事業費が増額となったことにより、市負担額も増額となることから、その財源として市債を増額するもの、七城地区都市再生整備事業に対する交付金が確定したことによる市債の増額、及び戸崎小学校特別支援教室耐震工事に係る市債の増額などでございます。

次に、71ページをお願いいたします。

議案第41号、令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけて、73ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に4万5,000円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,637万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、一般被保険者高額介護合算療養費負担金の確定による増額でございます。

次に、77ページをお願いいたします。

議案第42号、令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1

号)でございます。

あけて、79ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に250万2,000円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,072万6,000円とするものです。

補正の内容につきましては、前年度後期高齢者医療保険料等負担金の確定による増額でございます。

次に、83ページをお願いいたします。

議案第43号、令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけて、85ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2,511万8,000円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,262万円とするものです。

補正の内容につきましては、前年度事業費確定に伴う支払基金への清算返納金の増額及び定期人事異動に伴う職員人件費の調整でございます。

次に、91ページをお願いいたします。

議案第44号、令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけて、93ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,409万5,000円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,665万6,000円とするものです。

補正の内容につきましては、確定申告による消費税の確定による増額及び定期人事異動に伴う職員人件費の調整でございます。

次に、99ページをお願いいたします。

議案第45号、令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけて、101ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から33万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,091万3,000円とするものです。

補正の内容につきましては、確定申告による消費税の確定による減額及び定期人事異動に伴う職員人件費の調整でございます。

次に、107ページをお願いいたします。

議案第46号、令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけて、109ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に３３４万６，０００円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２，３３５万９，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、定期人事異動に伴う職員人件費の調整でございます。

次に、１１５ページをお願いいたします。

議案第４７号、令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけて、１１７ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から２４４万１，０００円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ４億４９２万５，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、確定申告による消費税の確定による減額及び定期人事異動に伴う職員人件費の調整でございます。

次に、１２３ページをお願いいたします。

議案第４８号、令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第２号）でございます。

あけて、１２５ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から２５１万円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ７億６，３９６万４，０００円とするものでございます。

補正の内容につきましては、定期人事異動に伴う職員人件費の調整となっております。

次に、１３１ページをお願いいたします。

議案第４９号、菊池市水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

１３２ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものにつきましては、第３条の収益的支出におきまして、水道事業費用を２１９万７，０００円減額し、総額を６億３，２３９万２，０００円とするものでございます。

内容としましては、本年４月の人事異動に伴う人件費の減によるものでございます。

なお、同様の内容で、第５条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、２１９万７，０００円を減額し、総額を５，７４０万６，０００円としております。

また、第４条の資本的支出におきまして、資本的支出を４５３万２，０００円増額し、総額を５億２，８５３万４，０００円とするものでございます。

内容としましては、亘深川線配水管布設替工事に係る設計業務委託費の追加計上に伴う増によるものでございます。

次に、議案第５０号から議案第５９号までは、平成３０年度各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書につきましては、別冊で決算書を製本いたしております。

薄紫色の厚目の冊子で製本いたしております平成３０年度菊池市歳入歳出決算書には、表紙をめくっていただきますと、議案第５０号、平成３０年度菊池市一般会計歳入歳出決算から、議案第５８号、平成３０年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算までの９議案を掲載しており、地方自治法の規定により、決算認定をお願いするものでございます。

次に、議案第５９号、平成３０年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、ただいまの決算書の次に、さらに別冊で製本いたしております平成３０年度菊池市水道事業会計決算書については、地方公営企業法の規定により、水道事業会計利益の処分及び決算の認定をお願いするものでございます。

以上、議案第５０号から議案第５９号までの各会計の決算認定に当たりましては、監査委員の審査意見書を付して、認定をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして、各会計の決算に係る主要施策の成果を添付いたしております。

以上、議案第３３号から議案第５９号までの説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で議案の説明を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

休憩 午前１１時０４分

開議 午前１１時１２分

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、代表監査委員から監査報告の申し出がっておりますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） こんにちは。それでは、平成３０年度決算における審査の報告をさせていただきます。

令和元年７月１７日から８月７日におきまして、議員選出の泉田監査委員とともに審査を行いましたところ、審査に付されました一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しまし

た結果、いずれも符号し、誤りのないものと認めます。

なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。また、審査に付されました水道事業会計決算報告書、その他の財務諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致して正確であります。

さらに、決算報告書は予算の収入支出の状況を、また、財務諸表は当期の経営成績及び期末における財政状態を適正に表示しているものと認めます。

以下、決算審査報告書の11ページの下段より、報告させていただきます。

予算執行面では、以前から課題としてきました次の7項目に沿い、より市民の目線に立った機動的な行政支出の執行を望みます。特に、全体的な留意事項として、各部署における予算執行・点検力の強化を望みます。

1、収入の調定手続や基金積み立て・取り崩しでの厳格な執行、2、適切な補正予算の編成措置及び不用額の整理、予備費の充用、予算流用等のより慎重な取り扱い、3、費用対効果を重視し、より充実した施策のための予算執行、4、固定的な委託契約や長年にわたる随意契約の点検と必要な見直し、5、指定管理者等に対する委託料の収支内容の点検、6、未登記土地の解消を含め、公有財産の適正な管理、7、これからの本市財政に生かす地方公会計の整備と活用。

また、各部署における租税や使用料、住宅費の徴収や収納率が徐々に改善していることは評価できます。

他方、固定的な滞納額も多いため、今後も負担の公平性を確保する観点から、収納の確実な確保と必要な不納欠損処分の実施により、適切な債権管理を期待いたします。

本市では、合併後の平成17年度から平成31年度までの新市建設計画を根底に、本年度は菊池市第2次総合計画（後期基本計画）の初年度として、自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく「安心・安全『癒しの里きくち』」の理念のもとに、具体的な施策が進められております。

その中において、本市でも少子高齢化の進展が著しいため、中山間地・商店街の活性化対策等のさまざまな施策が取り組まれ、近年、本市への移住者が徐々に増加していることを歓迎いたします。また、前年度までに課題でありました田島工業団地への企業進出の完了とともに、熊本県の菊池テクノパークへの早期の企業進出と稼働実現が進めば、今後の雇用増加と経済効果に大きく期待できる面があります。

反面、本市の人口減は確実に進んでいます。全国からのラブベンチデザインコンペ（公募）の好例のように、菊池市の20年から30年の長期ビジョンに立った人口減に負けない産業振興策とインフラ整備や、文化・教育振興策等に関する専門家

への企画立案委託はもとより、庁内外からの公募と活用も有効に思います。自然と歴史、貴重な文化に恵まれた菊池市に魅力を感じて住みたい、生活し続けたいと思わせる総合施策が一段と求められています。

他方、老朽化している諸施設の建設・整備等が不可欠のため、総合的な施設管理計画が推進される状況にあります。長期的な財源不足が予想される中に、より計画的な財政運営に取り組み、歳入歳出面での工夫と思い切った削減努力が一層欠かせません。

そのため、本年度が第4年度となった第3次行政改革大綱及び実施計画に基づき、各種事業の行政評価とともに、組織・機構や事務事業の見直し、経費削減合理化等を進められています。今後も、適切な財政管理のもと市有財産の効率的な活用と不用財産の計画的な処分も含めて、健全な財政運営の推進を期待いたします。

行政事務の面では、市役所は菊池市唯一のシンクタンクとも言えるため、全国でも進んだ取り組みの事例の収集と本市への活用方策の継続した研究を望みます。その視点から、各部署での市民の暮らしと接する現場を基本に、ICTやAI等を活用した、全国的にも先駆ける各種政策の企画立案力の向上等が求められます。また、計画的で体系的な研修・派遣制度の拡充、適正な人事評価制度の具体的な推進とその評価に応じた給与システムの採用も待たれます。増加する再任用の職員に対しましては、一層の経験と能力を生かせる適正な配置の推進、適材適所の総合的な人事等の充実が不可欠となっています。

長年の懸案となっていた新市庁舎や周辺整備が完了しました。そのため、新施設等の器をベースに、その器の中の心臓とも言えるべき江頭市長をトップとする職員各位が、今後、7年連続での「広報きくち」のグランプリ受賞の偉業にも見られるように、名実ともに全国に誇れる菊池市の行政機構の確立と、社会変化に対して臨機応変での行政施策の展開を進め、菊池市政が熱く進化していくことを期待しています。

最後に、これからの菊池市第2次総合計画を初めとする各種計画に基づき、より健全な行政運営が展開され、本市の限りない発展と公共の福祉の向上の実現を熱望いたします。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 以上で、代表監査委員の報告を終わります。

○

日程第7 報告第19号から報告第23号まで一括上程・報告・質疑

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第7、報告第19号から報告第23号を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、議案書の１３７ページをお願いいたします。

報告第１９号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成３０年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

中段の健全化判断比率の表をごらんください。

まず、実質赤字比率につきましては、平成３０年度における普通会計の実質収支額が黒字でございますので、赤字比率としては算定されず、数値は表示されておられません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計に特別会計及び公営企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合に、実質収支が黒字でございますので、数値は表示されておられません。

次に、実質公債費比率ですが、これは普通会計及び特別会計の公債費に加え、一部事務組合等が起こした地方債の償還に割り当てられた負担金等の標準財政規模に占める割合で、資金繰りの危険度を示す指標となります。

本市の実質公債費比率は９．５％となっておりますので、早期健全化基準であります２５％を下回っております。

次に、将来負担比率ですが、土地開発公社及び第３セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど、将来見込まれる負担が大きく、財政運営を圧迫する可能性があることが示されておりますが、本市においてはマイナスとなるため、数値は表示されておられません。

最後に、下の表の公営企業会計の資金不足比率につきましては、水道事業会計を初めとする５会計を対象とし、資金不足額を事業規模で割ったものでございます。

各会計において、資金不足が発生していないため、資金不足比率につきましても数値は表示されておられません。

以上、いずれも基準内であり、適正水準を確保いたしておりますが、今後の社会経済の動向や、施設老朽化による維持補修費の増大、合併の特例であります交付税の優遇措置の期間切れ等を考慮した場合、大きく変動することも見込まれるため、今後、さらなるスリム化を図り、健全な財政運営を図っていく必要があると考えております。

次に、１３９ページをお願いいたします。

報告第２０号、継続費精算報告についてでございます。

平成３０年度までに継続費の設定を行った事業につきまして、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

あけていただきまして、１４０ページが平成３０年度菊池市継続費精算報告書でございます。

款２総務費、項１総務管理費、庁舎整備建設事業について、ご説明いたします。

継続費の設定年度は、平成２７年度から平成３０年度までの４年間でございます。

表の見方としましては、左側が全体、中央に実績、右側が比較となっております。

表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画２９億５８５万６，０００円に対しまして、支出済額２８億３，１２２万７，８９０円で、差し引き７，４６２万８，１１０円となっております。

支出済額の特定財源としましては、地方債は合併特例事業債、そのほかは庁舎建設基金を財源としております。

次に、１４１ページをお願いいたします。

報告第２１号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

あけていただき、１４２ページが専決第６号専決処分書で、庁用車車両事故による損害賠償に係る額の決定について、令和元年７月２６日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和元年５月１３日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、菊池市シルバー人材センターに委託している不法投棄監視パトロールを行うため、シルバー人材センターの会員が庁用車を駐車場に移動する際、後方の確認が不十分であったため、一緒にパトロールする相手方所有の停止中の車両に衝突し、相手方車両前方部を破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は１６万２，１５１円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、１４３ページをお願いいたします。

報告第２２号につきまして、あけていただき、１４４ページが専決第８号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和元年８月１９日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、平成３０年７月１７日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道袈裟尾稗方４号線を相手方が走行した際に、倒木がフロント

ガラスを直撃し、破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は１２万９６円、そのほか決定事項は記載のとおりでございます。

次に、１４５ページをお願いいたします。

報告第２３号につきましては、あけていただき、１４６ページが専決第９号専決処分書で、同じく、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和元年８月１９日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、平成３０年１１月６日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道打越畜産センター線を相手方が走行した際に、グレーチングがはね上がり、タイヤに接触し破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は５万９，９４０円、そのほか決定事項は記載のとおりでございます。

以上、報告第１９号から報告第２０号までにつきまして、報告させていただきます。

○議長（柁原賢一君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 財政健全化法に基づきます審査意見を申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査に付されました平成３０年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化判断比率及び公営企業決算における資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、８月１日から８月７日におきまして議員選出の泉田監査委員とともに審査しました結果、いずれも適正に作成されているものと認めます。

以上、審査意見とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で報告を終わります。

上田総務部長。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 先ほど、最後に「以上、報告第１９号から報告第２３号まで」と申しますべきところ、「報告第２０号」と申しましたので、訂正させていただきます。申しわけございません。

○議長（柁原賢一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

— ○ —

日程第 8 請願第 1 号及び陳情第 2 号並びに陳情第 3 号まで一括上程

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第 8、請願第 1 号及び陳情第 2 号並びに陳情第 3 号の 3 案件を一括議題とします。

請願第 1 号及び陳情第 2 号並びに陳情第 3 号が、今定例会までに提出されました請願、陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る 9 月 3 日、午前 10 時から開き、質疑、委員会付託を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日、8 月 29 日の正午まで事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午前 11 時 32 分

第 2 号

9 月 3 日

令和元年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和元年9月3日（火曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	泉 大 助 君
経 済 部 長	笹 本 義 臣 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
七 城 支 所 長	上 村 雅 一 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	梁 池 哲 也 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 寺 盛 親 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○議長（柁原賢一君） 日程第1、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は、一括質疑として3回までとなっています。質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告があつていますので、質疑を許します。

初めに、平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） おはようございます。通告に従いまして、質疑を行います。

議案第50号、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、事業番号404番、外国語指導事業についてお尋ねいたします。

決算額の2,433万8,700円の費用対効果は、一体どんなものでしょうか。

また、その費用対効果とする、その根拠をお示してください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、平議員の質疑にお答えさせていただきます。

外国語指導助手、いわゆるALTの活用につきましては、子どものころから外国の方とじかに触れ合い、コミュニケーションをとることは極めて効果的で重要であることから、現在、国が進める外国語教育改革の施策や、その基準となる新学習指導要領に基づき実施をいたしております。

議員お尋ねの件につきまして、事業効果と、その根拠でお答えをさせていただきます。

教育委員会では、ことしの3月に小学3年生と小学5年生及び中学2年生の全員を対象にALTに関するアンケートを実施しておりますので、その集計結果の幾つ

かをご紹介します。

質問の回答については、「とてもそう思う」「そう思う」「あまり思わない」「全く思わない」の4段階による回答を求めましたので、肯定的な回答となります「とてもそう思う」と「そう思う」を合計した回答率をご紹介します。

小学校では、「ALTが加わる英語の授業は楽しいですか」の問いに対する回答率は85%でした。中学校では、「ALTの加わる英語の授業は大切だと思うか」の問いに対する回答率は84%で、「ALTが加わる英語の授業や学んだことは将来役に立つと思うか」の問いに対する回答率は83%と、非常に高い評価を得ており、児童・生徒が外国語に対する興味・関心を深めることに非常に効果があったと思っております。また、中学生への「ALTを通して外国に対する関心が高まったか」との問いに対する回答率は62%となっており、生徒が国際理解を深めるのに十分に効果があったと思っております。その他の質問に対する回答につきましても、いずれも十分な評価を得る結果でしたので、本事業は、外国語教育を推進する上で十分に効果があると考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 次に、東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。議案第51号と議案第52号について質疑をいたします。

まず初めに、議案第51号、平成30年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質問をいたします。

1点目は、平成30年度・現年の国民健康保険税の収入未済額、その人数と国保世帯に占める割合についてお聞かせください。

2点目は、平成31年3月31日現在の基金の残高についてお聞かせください。

次に、議案第52号、平成30年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお聞きします。

過去5年間の保険料の減年度分の収入未済額の推移についてお聞かせください。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 改めまして、おはようございます。それでは、東議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の議案第51号、平成30年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお答えをさせていただきます。

1 点目の平成 30 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算における国民健康保険税の現年課税分の収入未済額につきましては 6, 590 万 7, 915 円、人数は 763 人、国保世帯に占める割合は 10. 49%となっております。

次に、菊池市国民健康保険事業特別会計における財政調整基金の平成 31 年 3 月 31 日現在の残額につきましては、1 億 6, 437 万 1, 923 円となっております。

次に、二つ目の議案第 52 号、平成 30 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に関するご質疑についてでございますが、菊池市後期高齢者医療事業特別会計における後期高齢者医療保険料の現年度分の収入未済額の過去 5 年間の推移につきましては、平成 26 年度が 153 万 2, 264 円、平成 27 年度が 306 万 6, 444 円、平成 28 年度が 151 万 680 円、平成 29 年度が 127 万 3, 680 円、平成 30 年度が 203 万 6, 620 円となっております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） これで質疑を終わります。



日程第 2 委員会付託

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第 2、委員会付託を行います。

議案第 33 号から議案第 59 号及び請願第 1 号並びに陳情第 2 号、陳情第 3 号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれの各常任委員会に付託します。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） どういうことでしょうか。

〔「陳情第 3 号、この提出者は商工会であります。商工会の管轄は経済建設常任委員会、ということであれば、経済建設常任委員会を主たる委員会として、総務文教常任委員会と連合審査会にすべきだと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） わかりました。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和元年第 2 回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常任委員会	請願第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の要請について
	陳情第 2 号	菊池地区交通安全協会への補助金増額の要望について
	陳情第 3 号	「菊池市の官公需について市内中小企業・小規模事業者への受注機会の確保、増大」に関する陳情
福祉厚生 常任委員会	議案第33号	菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
経済建設 常任委員会	議案第34号	菊池市森林環境譲与税基金条例の制定について
	議案第35号	菊池渓谷ビジターセンター設置条例の制定について
	議案第36号	菊池市観光情報発信施設条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第37号	菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第38号	菊池市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
	議案第39号	菊池市下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
予算決算 常任委員会	議案第40号	令和元年度菊池市一般会計補正予算（第 5 号）
	議案第41号	令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第42号	令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第43号	令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第44号	令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第45号	令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第46号	令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

付託委員会	議案番号	件 名
予算決算 常任委員会	議案第47号	令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)
	議案第48号	令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第2号)
	議案第49号	令和元年度菊池市水道事業会計補正予算 (第1号)
	議案第50号	平成30年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第51号	平成30年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
	議案第52号	平成30年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
	議案第53号	平成30年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
	議案第54号	平成30年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
	議案第55号	平成30年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
	議案第56号	平成30年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
	議案第57号	平成30年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
	議案第58号	平成30年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算 の認定について
	議案第59号	平成30年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定 について

○議長（柁原賢一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日9月4日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午前10時10分

第 3 号

9 月 4 日

令和元年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和元年9月4日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	泉 大 助 君
経 済 部 長	笹 本 義 臣 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
七 城 支 所 長	上 村 雅 一 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	梁 池 哲 也 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 寺 盛 親 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（柁原賢一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 皆さん、おはようございます。政治目標、政治をもっと近くに、判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうかの二本柱を私の主軸として、日々の政治活動に取り組んでおります。そして、菊池市の最高決定機関であるこの菊池市議会の定例会は、国旗を掲げ、国歌を斉唱して始めるべきだと考えております、議席番号5番の平直樹です。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は、子ども議会についてお尋ねをいたします。

この質問は、よりよい子ども議会にして、市の活性化と人材育成の一助としたいということが目的でございます。

昨今、地方自治体の議員のなり手不足が深刻化してきているのは、皆さん、ご案内のところかと思えます。実際、私は37歳のときの初当選させていただき、現在、2期6年目でございます。今の我々の世代は、まさに生産年齢であり、子育て世代であります。

そんな中、見えてきている課題の一つには、報酬の低さという部分もございます。このことは、昨年、我々菊池市議会が初めて挑戦した菊池市議会報告会の中の若者との意見交換会の中で、多数そのような声をいただいております。我々は、今、ばりばり働いて、ばりばり稼がねばならない世代ですので、もっと報酬が高くていいのではないかという声、そういったアンケートをたくさんいただいております。そういった声が次の時代にしっかりとつながればいいなと感じたところです。

また、別の確度で見ると、やはりまだまだ政治に無関心といった面が大きく感じられます。先日行われました参議院選挙も投票率が50%を下回っておりました。

我々市議会議員の選挙も、なかなか思うように投票率が上がりません。投票率の低下の原因の一つが、我々候補者にあるとも言われています。この意見は、もう本当に身につまされるものでありますが、しっかりと受けとめていかねばならない大切な市民の声だとも感じております。

そこで、若輩ながらも、どうにかこの議員のなり手不足解消のためにやるべきことはないかと模索していく中で、昨年、これも我々菊池市議会としては初めての取り組みかと思いますが、菊池高校へ市議会議員の仕事とは何かという、いわゆる出前講座のようなものを議員有志で行って行わせていただきました。投票に行こうというだけではなくて、実際、市議会議員という仕事をしている我々の口から、市議会議員という仕事は一体どういったことかと、なぜ選挙をしなければならないのかといったようなことを、当時の高校1年生の前で、1時間、時間をいただきまして、私たちの口から説明をさせていただく、いい機会をいただくことができました。

さて、そんな中、菊池市でも子ども議会というすばらしい取り組みが行われております。私も議員になってから、ずっと興味深くこの子ども議会を見守ってきております。ことしも8月2日に行われて、私も傍聴をさせていただきました。どの学校の生徒さんの質問もすばしかったです。ただ、もしかしたら、皆さんも感じられているかもしれませんが、どうにもお利口さん過ぎるような気がしています。中学生ならではの、もっと我々が想像つかないような質問があってもいいのではないかななどと考えながら、傍聴をさせていただきました。

そこで、お尋ねをいたします。

この子ども議会の目的、いわゆる根拠も含めて、あと予算等も含めて、現状の課題は何でしょうか、お示してください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、平議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、菊池市では、菊池市子ども議会開催要項に基づきまして、模擬議会の体験を通して、子どもたちに市議会・行政の意義や仕組みを理解してもらうとともに、本市のまちづくりや将来について提案することで、郷土愛の醸成を図り、もって菊池市の未来を担う青少年を育成することを目的に開催をいたしております。

本年度も、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、8月2日に子ども議会を開催しまして、各学校から選出いただいた20名の子ども議員により、環境問題や災害弱者の対応、それから、人口減少問題、楽しい祭りの提案など、全部で10の一般質問がなされたところです。

費用についてのお尋ねもありましたので、お答えしますと、子ども議会にかかります費用といたしましては、子ども議員の熱中症対策のためのお茶代として3,500円を支出したのみとなっております。

次に、課題についてでございますが、これまで提案された一般質問について、質問がまとまり過ぎているといった旨のご指摘や、子ども議会に参加できなかった生徒に対して、子ども議会の様子や感想を返す取り組みができていなかったことなどを課題として捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 答弁ありがとうございます。

予算が3,500円と、素晴らしい事業だと思います。もうお金をかけずにですね、こんなにいい事業ができるもんだというふうに思っております。

今、部長のほうから答弁いただきました課題で、一つ、まとまり過ぎているというようなお声があるということでしたけど、私もそれはちょっと感じているところです。これは、何というか、悪いことではなくて、例えば中学生の子ども議員さんが質問を考えるに当たって、やっぱりそこにサポートに先生たちが入っていらっしゃると思うんですね。先生たちは議会に敬意を払っていただけるからこそ、失礼のないようにというような感じで、先生の意見がちょっと強くなっていっているのかなというように、ちょっと感じる場所があります。

単純に一議員として見ているときに、一般質問とは言いながらも、再質問もあるわけでもないし、もう言って、答えて、終わるというのを繰り返されていると、ちょっと形式にとらわれているのかなというような部分も、私としては感じておるところです。

もう一つ、自分が4年も5年も見てきて思っているところは、出口がないというところではないだろうかというふうに感じています。子ども議会を運営するに当たって、毎年、この要項に基づいて、趣旨がこういったことでありますから、参加してくださいというふうに募集をかけられて、子ども議員さんが年に一度来ていただいて、子ども議会を開催しているんですけども、そこで提案されたいろんなアイデアとか、その要望であったりとかというものを子どもたちは言ったんだけど、さて、あれどうなったのというところがないんじゃないかというふうに思います。その声は直接子ども議会にかかわった子どもたちから何人も、ご縁があってそういうお話を伺ったことがありまして、子どもたち自体もやっぱり興味を、こういう子ども議会があるから、いいきっかけとして興味を持って、質問をしたけども、さて、

あれどうなったんですかというところがもともとないんじゃないかなというふうに思うんですね。これをつくって、募集をかけるというふうにすると、全く質が変わっていくんじゃないかと思うんですね。いい提案は本当に予算化して、具現化しますよというような前提で子ども議会を開催するというふうなことをすると、もっともっと子ども議会に対する子どもたちの情熱も増すでしょうし、それをきっかけに、市議会議員や、例えば皆さんが、今、座っていらっしゃる執行部側の仕事というものを、まちのためになる仕事だということをわかってもらえるようなことになると思うんですが、教育委員会のほうでは、それを私はちょっと提案をするんですが、その中で、何をもって採用するかどうかというのは、もうそちらで決めればいい話だし、もしかしたら、本年度は採用なしということの年もあってもいいと思うんですよ。ただ、もともと出口をつくった上で、この事業を展開すると、募集をかけるといった考えはありませんか、お尋ねします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

これまでの子ども議会において提案された中で、使わなくなった文房具等を活用してもらうためのスリランカへの文房具の送付、それから、下校時の防犯対策の一つとして提案されました防犯灯の設置などが実現をされております。

今後とも、子ども議会において、すぐれた提案があれば、執行部でさらに検討し、市の施策として予算化したり、広報紙等でPRするなどして、子ども議員の参加意欲の向上を図ってまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） これまでにも何点かはあったということでした。

最初に根拠を聞いたのも、子ども議会開催要項を根拠としてこの事業を行っている。趣旨が、今、ご説明いただいたものですが、この要項の中にその一言を、私は入れることがすごく先につながっていくと思うんですよ。あつ、いいのがあったらやりますよという、その言った言わんの世界ではなくて、これを開催することはそういったことまでちゃんと含んでやっているんだということは、やはりこの根拠の中にうたい込む必要があると思うんですよ。そこまでされる考えはありますか。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまの開催要項のほうに盛り込むかということでござ

いますが、その点につきましては、また今後、検討をさせていただきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） ここにうたい込むことが、次に開催するときのまた根拠になっていくわけですから、そこにうたい込むことはとても私は大切なことだと思っています。

先ほど部長からいただいた、その現状の課題ですね。まとまり過ぎているよとか、参加できなかった子どもたちの対応のことだったと思います。それに対して、現在、執行部の方々は、この課題をどういうふう乗り越えていこうというような考えを持っていられっしゃいますか。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまのご質問でございます。課題に対してどのように考えていくかということでございますが、今後の対応といたしましては、子ども議会の取り組みについて、広報や市のホームページに掲載するほか、子ども議会の本会議の様子を録画したDVDを各中学校に配付するなど、多くの生徒に見てもらえるように、子ども議会のさらなる周知と啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） この子ども議会を質問するに当たって、やはり先進的な地域はどこかないかなというふうに私なりに調べたんですけど、なかなか特にここが、子ども議会としては進んでいるよというところがなかったんですね。あったら教えていただきたいぐらいですけど、多分なかったと思うんで、逆に言えば、もうみんな横並びで、どこの自治体の子ども議会も同じような取り組みであるというふうになっていると思うんですよ。これは、一つ、チャンスかなとも思うんですよ。子ども議会というところからきっかけにして、まちづくりにも入っていけるんじゃないかというふうに考えておりますが、そのまとまり過ぎているというところの部分について、私のほうからちょっと一つ提案なんですけども、毎年、子ども議会というのは、また来年も開催されることになるとは思っておりますが、その際、先ほど私が言いましたように、学校の先生が、我々市議会、この議会に対して敬意をも

って当たっていただいているからこそ、少し子どもの意見というよりも、何となく大人の意見でまとまり過ぎているのではないかなというふうに感じている私なんですけども、そこに、実際に去年、我々は菊池高校にも行って授業をさせていただいたという経緯があって、すごく手応えも私は感じております。ですんで、来年、募集をかけるときに、教育委員会のほうから菊池市議会のほうに声をかけていただいて、その一般質問をつくるときの指南役というか、相談役というか、そういった形で議会に投げかけていただけないだろうかというふうに思うんです。行ける、行けないというのは、それぞれの議員さんや議会の考え方というのが出てくると思うんですけど、私は、もしそういうお話をいただいたら、喜んでお手伝いさせていただきたいなというふうに思うんです。まずは、その子どもたちが何を聞きたいかを聞いて、一般質問だから、こういうふうな聞き方ができますよというような助言をすることで、子ども議会の質は、私は上がるというふうに思っておりますが、そういったことで、立場、立場でやれるお手伝いをして、子ども議会をよりよいものになりたいと私は考えていますけども、執行部のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） では、改めまして、おはようございます。平議員の今のご質問にお答えしたいと思います。

学習をより効果的にするために、地域の方々をゲストとしてお招きするということは、現在、学校でもよくあることでありまして、その意味で、議員の今ご提案いただいたことは、大変ありがたいことだというふうに思っております。

すっかり定着しましたこの菊池市の子ども議会につきましては、先ほどまとまり過ぎているというようなお話もちよっとありましたけども、長い年月の中で、それぞれの学校において、工夫しながら一般質問を作成してきたのではないかとこのように思っております。それぞれの学校で、作成するどの過程で議員の協力をお願いしたいのか、あるいはその時間の確保が可能であるのかなど、各学校のニーズや計画に合わせる必要があるかというふうに思っております。今後、学校ともその点について相談していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 議員としてお手伝いをしたいというところが、私のこの質問の前提であって、よりよくしたいというのが目的ではあるので、今までやってきた子ども議会に対する各学校の取り組みのことを否定するとか、そういうことではなく

て、もし募集をするよというときに、そのときに必要と言われるんだったらば、自分たちのほうから市議会のほうに声をかけることはできるよというような言葉を添えていただくとか、そういったことでいいと思うんですよね。もしかしたら、呼んでいただく学校もあるかもわからないし、それに対して、行きたいというふうに、私みたいな議員もほかにも多分いると思うので、そういったことでよりよくしていきたいというようなところが、今の質問の言いたいところですので、そこは、ぜひ、もう来年からちょっと言葉だけでも、そちらはもう別に書かなくてもいいので、言葉に添えていただくだけでもやっていけばいいのかなと、私はそのように思っております。

それは、やっぱり一番最初にも言いましたように、市議会、この私が今やっている、させていただいている市議会という仕事は、やっぱり自分なりに誇りを持ってさせていただいている仕事ですし、また、ずっと続いていく、顔が変わっても、この仕事というのは、議会というのは必要なものですから、それに携わっていただく、今の子どもたちが将来なっていくためのきっかけをつくるためには、もう尽力は惜しまないつもりですので、ほかに何か、逆に、子ども議会でなくとも、何かかかわるようなチャンスをいただければというふうには常々思っております。

今、何というか、すごく前向きな意見をたくさんいただいたんですけど、今後、その子ども議会に対して、市長はそもそもどう思っていらっしゃるのかなというのを聞かせ願っていいですか。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様、おはようございます。平議員さんのほうから、子ども議会を盛り上げたいという趣旨でのご質問、ご意見の表明がございました。市長の考えはということでございます。

まず最初に、議員さんのほうからいろいろ提案がありましたこと、特に子どもたちが市政に関心を持ってくれるように、何らか自分の立場で力を発揮したいというご提案につきましては、大変ありがたく思っているところでございます。

子ども議員が一生懸命考えた提案の中でも、はっとさせられる発想のものが時々ございます。こうしたよい提案、すぐれたものがあれば、市としても十分に内部検討を行いまして、これまで同様、実現できるものがあれば、施策へ反映するなどして、子どもたちが提案してよかったなというふうに市政に関心を持ってくれるよう、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 繰り返しになりますけども、この子ども議会がもっともって、3,500円しかまだ予算を使ってませんから、これに関しては、幾らがいいというのはちょっとまたわかりませんが、予算化をするという前提で募集をかけていただく、そのことで子どもたちがあれも言ってみようかな、こんな提案もしてみようかなというようなことで、さらに熱のこもった、情熱の入ったような質問ができること、それを提案すること、そして、受けていただくこと、そして、それを傍聴する方々にも見ていただくこと、その先に、子どもたちがもしかしたら、大きくなったら市議会議員になってみたいなって思ってもらえるようなことになるかもしれないし、市役所に入って、まちのために頑張りたいなというような思いを持つきっかけになるかもしれないと心の底から思っていますので、ぜひですね、ちょっと言葉は悪いですけど、ただ毎年の事業としてやっているよということではなくて、毎年毎年参加を募る段階から、そういったことを情熱をもって仕掛けていただければ、子どもたちはそれ以上のものを返していただけるんじゃないかなというふうに思っております。そのことを強く進言して、私の一般質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、平直樹君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時24分

開議 午前10時32分
○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 改めまして、おはようございます。田中教之です。早速一般質問を行いたいと思います。

今回は、地方創生について質問します。地方創生について、菊池市が今までやってきたこと、また、これからやる予定のことについて聞きたいと思っております。加えて、私のほうから、可能であればということで提案をさせていただきたいと思っております。

地方創生という言葉、皆さん、言葉はもちろんお聞きされていると思いますが、2014年の秋ごろ、安倍総理の会見から出てきたものというふうに言われております。当時から地方創生担当大臣も設置され、2014年から、ことし2019年までが第1期と、この5年間で第1期ということで政策が行われてきました。来年

2020年から5年間は第2期となります。ちょうどこの第1期から第2期に向けての移行期ということで、国、地方自治体、それぞれ見直しであったり、今後の第2期に向けて、プランニングをしている最中だと考えております。まさに私の今回の質問の背景というのは、大事なこの移行の時期にしっかりと市の方針を示して、国に市の施策を示して、とれるものであれば、国のその支援を受けて入れると。先手先手で攻めていってほしいということでございます。

この地方創生に大きい四つの目標があります。一つは、地方にしごとをつくり、安心して働けるようにするという。二つ目は、地方への新しいひとの流れをつくるということですね。三つ目、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえると。最後、四つ目が、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。こういう四つの大きく目標があります。

私の解釈ですが、現状、東京一極と、地方から東京に人が集まっているということで、仕事も東京にあるというところから、地方に仕事をつくって、人の流れを変えていって、地域・地方全体が活性化するということがこの政策の一つのテーマだと考えております。

今回の地方創生について、国の一般的な政策や事業と異なるのが、先ほど申しましたが、国だけじゃなくて、地方自治体そのものが総合戦略を立案して、こういうことですよと、こういうことを地方がやっていきますよということを示すことがあります。ふだんは国からこういう方針がありますので、こういう事業に手を挙げる人はいませんかというような募集のほうが多いと思いますが、もちろんこの地方創生にもそういう側面はあります。ただ、まず地方からこういうことをやりたいと大きいビジョンを掲げて、国に提案すると。あるいは、地域住民に示していくというところは、この地方創生の一つの肝でございます。その中で、市民と協働したり、民間企業等が参画してもらうというところも一つのポイントだと考えております。

内閣府のホームページにはその地方創生のページがございまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や基本方針、また、閣議決定等の内容が掲載されております。

今回、通告にも行いました「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」というのが掲載されておまして、略して「基本方針2019」と申しますが、そのところについて、今回、質問の背景として考えております。

その閣議決定された内容には、地方版総合戦略や官民連携、地域間連携など推進される項目や、国から情報、人材、財政と、三つの支援があるというふうにされております。情報支援では、地域経済を分析しているというのがRESAS（リーサス）と呼ばれるものですが、これは内閣府からビッグデータとして、各自治体あ

るいは一般市民にも使っていいように公開されております。財政支援という中では、地方創生関係交付金などがございます。

ちょっと前置きが長くなりましたが、改めて、質問です。

まず、国の地方創生の政策につき、菊池市もこれまで推進交付金など、さまざまな施策を行ってきたと考えております。現状を認識した上で、どのようなことを第1期として行ってきましたか。また、今後について、どのように活用される予定ですかということを聞きたいと思います。

加えて、基本方針2019にはスマートシティ構想にも触れております。スマートシティというのは、国土交通省の定義によりますと、「都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区」と定義されます。

この前の議員研修の中で、SDGsとかいう言葉がありましたとおり、今、世の中にある課題、テーマを新技術で変えていくという中で、今までは、この部門、この部門というところで分けていたことを、全体としてつなぐことによって最適化していこうと。そういうことが問題解決が図られて、暮らしが向上する、そんなまち、シティのことを指しています。

スマートというのは、済みません、ご案内のとおり、賢いとか、知的なとか、知的情報を使ったとか、そういうふうに訳されますので、そういったことを考えていただけるとわかりやすいかなと思います。このスマートシティについて、菊池市の見解も同時に聞きたいと思います。

以上、2点について、よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 皆さん、改めまして、おはようございます。田中議員のほうから、地方創生についてということ、それから、スマートシティについての見解をとということでご質問をいただきました。

まず、本市の地方創生に関する取り組みについてお答えをしたいと思います。

本市では、地方版の総合戦略である、癒しの里きくち創生総合戦略を平成28年3月に策定しております。策定に当たっては、癒しの里きくちの実現のため、住む人にとって住んでよかったと思える安心安全のまちづくり、来訪者にとって命の洗濯をしたいと思う場所、また訪れたい、住みたいと思うまちづくりを基本的な考えといたしました。

先ほど、国の四つの基本目標の説明、議員のほうからもございましたが、本市でもその四つの基本目標を踏まえたところで、四つの主としての目標を掲げました。

一つ目が、菊池の宝を発信し、ひとが繋ぐ“交流のまち”へ、二つ目、稼ぐ力の創出で“働きたいまち”へ、三つ目、人を大切にし“一人ひとりが輝くまち”へ、四つ目、安心・安全な“住みやすいまち”への四つを基本目標として、今、掲げております。

その中で、こういった取り組みをとということですけれども、地方創生関係の交付金を活用した、稼ぐ力を軸とした事業であったり、健康、福祉、子育て、教育などの総合計画に掲げている事業にも、地方戦略の中の取り組みとしてやってまいりました。

地方創生関係の交付金を使ったこれまでの取り組みとしましては、平成27年度からこれまでの4年間であわせて、総事業費が約5億5,400万円、そのうち交付金が3億600万円となっております。

主にソフト事業が対象となる地方創生推進交付金事業では、現在継続中の事業もございしますが、四つの事業に取り組んでまいりました。癒しの里きくち推進事業、県北インバウンド推進事業、グローバルビレッジ構想事業、それからアグリサイエンスパーク構想事業の四つでございます。これらにつきまして、総事業費が約1億8,200万円、うち6,700万円が交付金となっております。

また、ハード事業が対象となる地方創生拠点整備交付金を活用しまして、四つの事業にやはり取り組んでおります。一つ目が龍門小学校跡の改修整備、二つ目、お試し住宅の整備、三つ目、孔子公園の観光交流施設の整備、四つ目が第3セクターの加工施設建設でございます。これらは総事業費が約2億1,000万円、うち約1億500万円が交付金となっております。

これらの個別の事業のこれまでの取り組みにつきましては、外部の有識者等から成る総合戦略推進会議というのを設けておりまして、そこで効果検証を行い、おおむね目標に達しているという評価をいただいております。その詳細につきましては、本議会開催中にご報告をさせていただくところとしております。

また、第2期はどう取り組んでいくのかというお尋ねでございます。国は第1期で根づいた地方創生の意識・取り組みを今後も継続し、より一層充実・強化を図ることとし、人口ビジョンについても大きな変更はないということでございます。そのため、本市としましても基本的なところは変更せずに、引き続き、癒しの里の実現に向けて取り組むところとしております。

次に、スマートシティについての見解でございますが、先ほど議員からのご説明は、国土交通省が推進しているスマートシティに関してということを中心にご説明があったかと思います。そのことについては認識しているところでございます。

I C T等の新技術を活用したまちづくりににつきましては、国交省以外に、内閣府、

総務省など各府省でも推進に向けて取り組まれておりますので、本市に最も適した事業というのを研究して、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） さまざまな事業をお聞きしました。評価含めて、多種にわたるのはこの地方創生、当たり前でございます。それはそれでいいんですが、この評価というのが、まだちょっと評価が出ていない部分を言うのもなんですが、昨年6月から議員になってからの中では、動きが遅いところ、やっぱりなかなか市民に伝わっていないところは多々あると思います。それはちょっと私を含めて、全体的な発信をしなきゃいけないなというところは考えておるところでございます。

この地方創生の特にお金に関するところは、ほかの各自治体でもいろいろな形で国に取りにいつているというところで、菊池としては全体的に3億円というところを取っていった。3億6,000万円近くを取っていったというところがあります。

ただ、いろいろ議題には上がっている中で、決算だったり予算だったりいろいろな施策を評価していく中では、まだまだ甘いところがあると思います。ですので、やっぱりしっかり2期につなげることが大事なかなと思っております。

国のほうでも引き続きということですが、特に基本方針2019年度版では、目標の2番と3番、地方への新しいひとの流れをつくると。3番、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというところが、まだまだ不十分だというふうな政府の認識でございます。

確かに、まだ東京で一極集中というのは、菊池市でもありがちな流れなのかなと思いますし、その3番の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというのは、確かに菊池市にも課題はありますが、全体的にほかの自治体にお聞きしますと、まだそこまで悪くはないかなというところが私の評価でございます。

このように、第1期でいろいろなことをやりましたと。こういうふうにお金を使いました。外部評価しました。じゃあ、第2期にどのように取り組むか、ちょっとまだ説明が足りなかったと思います。もし具体的な第2期の総合戦略があるのであれば、もう少しお示してください。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 次期戦略で具体的にどう取り組んでいくのかということについてお答えいたします。

国の基本方針で新たな視点として重点を置くこととされております、関係人口の

創出・拡大、人材の育成、民間との協働、これらにつきましては、本市では第1期から取り組んでまいりましたので、その成果・課題を踏まえて、次期戦略でも引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、次期戦略の策定に当たっては、取り組みが弱かった企業等の寄附の活用についても盛り込んでいきたいというふうに考えております。

さらに、先ほど議員からも少し説明がありましたが、新しい時代の流れに合った視点として、持続可能な開発目標でありますSDGsや、情報社会に続く、目指すべき未来社会の姿として言われておりますSociety 5.0、これはIoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）などの最新テクノロジーを活用した便利な超スマート社会と言われている、このSociety 5.0でございますが、こういったものも盛り込むようにというふうになっております。そのようなことから、今定例会で次期戦略策定のための調査・分析を行う委託料につきましても予算を計上させていただいているところでございます。

今後につきましては、国の総合戦略が12月に閣議決定をされ、それに沿って次期戦略を策定するということになっております。最終的には、地方公共団体においても切れ目ない取り組みを進めることが必要とされておりますので、来年3月までには策定することとしております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ちょっともったいないところもありましたが、企業等の寄附金を含めて、やはりちょっともっとも民間の活力を、民間の参画を促すとか、菊池市の市役所、いわゆる官、国とか自治体だけじゃだめだということで、地域の企業を巻き込むとか、市に巻き込むという視点が、巻き込んだ総合戦略をしっかりと立ててほしいと思っております。

SDGs（Sustainable Development Goals）で、ちょっと横文字がありますが、持続可能な発展をしていくための目標が十数個あると。Society 5.0というのは、バージョン1、2、3ときて、今、ちょうど5番目で、そのIT化によって社会の流れが変わっていくところに入ってというところで、政府にもちょっと横文字、片仮名が多いので、皆さんに説明するのは苦慮しておりますが、今後、高高度情報化社会になっていく中で、一つが民間の力を使っていかなきゃならないというところがあると思います。自治体だけで回らないというところもございます。

ちょっとその中で、私が冒頭に言いました、もっと国に支援を求めるところは求めたほうがいいんじゃないかというところがありまして、そこにもうちょっと踏み

込んで聞きたいんですが、こちらがビジョンを掲げて、国にこういうことをやっていくと。だから、こういう支援が欲しいという内容はどうか。国も引き続き三つの支援、先ほど申しました情報支援、人材支援、財政支援は考えていると。じゃあ、先ほど申しました、今、プランをつくっている段階とはいえ、早目にやっぱりそういうところは準備するところが実情だと思います。この三つの支援に対してどのようなお願いをするのか、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 政府の三つの支援というものをどのように活用していきたいというふうに考えているかということですが、まず、一つ目の情報支援でございます。これは地域経済分析システム、いわゆるRESASの活用によるものでございます。本市では、このRESASにつきましては、昨年度、経済・人口・観光分野の専門家とディスカッションを行う、RESASを活用した政策立案ワークショップというものを開催いたしました。JAや商工会、観光協会などと協働しまして、地域資源を生かした観光産業の稼ぐ力と強化策というのをテーマにしまして、地域経済分析に基づき、産業政策の企画・立案というのを行っております。

そのほかにも、地方創生関係交付金の計画書の作成であったり、各種計画を作成するときにも、これまでの推移であったり、他市との比較などにこのRESASというものは活用しております。今後につきましても、引き続き活用していきたいというふうに考えております。

それから、二つ目の人材支援でございます。これは国が国家公務員や大学教授あるいは民間のスペシャリストを自治体に派遣するという制度を設けております。本市では、この制度に基づく受け入れは、現在のところはありません。ただし、市独自に民間と連携いたしましてアドバイス等を受けております。こちらにつきましては、引き続き、本市に合った方策を検討してまいりたいと考えております。

それから、三つ目の財政支援についてでございます。先ほど申しましたとおり、本市では地方創生関係交付金をこれまでも積極的に活用してきております。癒しの里実現のために、引き続き、活用していくところとしております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 引き続き支援をお願いするという中で、一つ、やっぱりRESAS、地域経済分析システムですね。このビッグデータはもっともっと活用できる価値があると思います。民間との協働の中でも、こういったデータというのは非常

に、特に観光であったり、農業だったり、公共交通、もう全ての分野にやっぱりデータに基づいて分析していくという姿勢は、もうこれは今後、それにもう皆さん収れんしていくと考えております。

なお、ちょっとここで、一つ提案なんですけど、基本方針2019にもスマートシティ構想のほうの一部掲げてありました。スマートシティ構想には、一つ、やっぱり国や地方自治体の持っているデータのオープン化、オープンデータ化というのがやっぱりセットだと私は考えております。

オープンデータとは、そのように自治体が持っているデータを、例えば位置情報だったり、3Dの図面だったり、例えばこのRESASにもかかわりますが、検索ワードがどの時点、どのような検索をされたとかいう大きいデータもございます。これを民間企業や市民に対して有償や無償で提供するということです。例えば通学路の危険箇所というのが上がっているのであれば、これをもう事前にデータをオープンにしておけば、市民が勝手にとって行って、保護者がそのデータを勝手にとって行って、自分の子どもの安全を守れると。過去、ハザードマップと言われるように、菊池市は携帯アプリで図面を公開されていますが、そのようなことも一つのオープンデータというふうに考えていいかと思います。

オープンデータの議論が始まったのは、東日本大震災以降の静岡県の対応だというふうにお聞きしております。静岡県の県民の方からすると、次は南海トラフだということ、やっぱり皆さん、ちょっと心配になって、うちが住んでいるところはどうかということで、県庁に相当数の問い合わせがあったと聞いております。仕事にならないぐらいな電話が鳴ったということで、きっかけは職員の対応ということだと思うんですが、それを実際にこういうところということで全部公開したところ、市民の方もそれを有効的に活用して、安心されたということでございます。市民からの問い合わせも格段に減りまして、職員の方も通常業務に戻られたというふうな、職員の方のそういう働き方改革じゃないですけど、業務の改善が図られたという部分が一つあります。もちろんこれだけじゃないんですが、公開することによって、県民の方が自分たちの情報をとっていくという姿勢ができたということも評価される場所だと思います。

菊池市において、例えば、私が以前、温泉街から溪谷までの中山間地のエリアで、一般質問を、再整備できないかという話をしましたが、ここの部分、例えばデータを公開することによって、民間企業が実証実験を誘致しやすくなったりとか、そういった企業が出てくるかもしれませんし、将来的にはビッグデータを使って、その中山間地の公共交通を民間企業が考えていくと。そういったものを市民に提供して行って、その菊池市のデータを菊池市は使用料として民間に対して売ると。使用料

を取るというふうな収入増にもつながると思います。

ちょっとくどいようですが、オープンデータの事例として、川崎市の取り組みをご紹介します。

富士通と川崎市の包括提携が2014年にございました。オープンデータの仕組みを活用した川崎市麻生区の子育て情報発信の実証実験を行っております。保護者の方で、親御さんの方から子育てに関する情報をどこで入手したらいいかわからないといった意見に基づいて、こういう実証実験をやっていたということです。それぞれ民間の方がこういうイベントやりますよ、区もこういうイベントやりますよ、地域のそういった行政区のほうもこういうイベントやりますよというのを一つに取れるような状態にして、お出かけスポット情報だったり、この公園はいついつあいていますよとか、こっちは雨降っているから、外で遊びはできないですよとかいう情報まで、一応お出かけスポットの情報だったり、いろんな公共施設で、きょうはこういう催し物が何時から何時まで行っていますよとか、そういう情報を事前に公開していくというところで、子育て支援に役立ったと。今までは市に問い合わせがあって、ここ、いつ、何をやっていますかとか、例えば図書館の読み聞かせのイベントは図書館に聞かなきゃいけなかった。そういうのがいろいろなツール、道具を使うことによって、子育て支援に役立つという例もあります。

このように、スマートシティ構想を進めるには、まず民間の力は必要です。そして、先ほど、国の支援にあったRESASのように、情報分析システムのように、データをオープン化する必要があると思います。このオープンデータ化を進める予定はあるのか、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） オープンデータ化をする予定があるかということでございますが、本市が有する情報につきましては、まだ整備不十分な部分はございますけども、オープンデータという形で、その一部はホームページで公開をしているところでございます。

それから、昨年度末に策定いたしました菊池市情報化推進アクションプランにおきましても、ビッグデータ・オープンデータの利活用の推進というのも掲げておりますので、公表に向けて、現在、庁内のいろんな統計データの作業部会というものを設けておりまして、そこを中心に各種データの取りまとめを今行っているようなところでございます。

市としましては、今、そういった状況でございますので、ニーズに応えられるように、可能なものからオープンにはしていきたいというふうに考えているところで

す。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 引き続き、どんどん進めていってほしいと思うんですが、オープンデータ、データをオープンにすることによって、職員の方の仕事量が減るだけじゃないんですよね。先ほど挙げた静岡県の例では、実際にハザードマップや、河川の水位情報というのが、適宜送られてくる情報を、それを実際に民間にオープンすることによって、例えばカーナビシステムの会社がそのデータを買って、その付近を走っているときに、例えば大雨洪水情報ということとあえば、ナビがここの河川は水位が上がっているので避けてくださいというような、民間の企業に対してサービスとして、実際、今まで市がやっていたこと、プラス、民間の方がそういうやることをやっているふうになるんですよね。ですので、実際、民間の方がサービス使われているということです。

データも、ただ持ってるだけじゃ、それは市の財産なので、それは持っていくのも大事なんですが、何も生みません。それをオープンにすることによって、収入がふえたり、民間や市が、市民が利便性が向上するという、こういう取り組みが、菊池市も視点が必要なのかと思っております。ただ持っているんじゃない、データを持ってるじゃだめで、オープンにしていきたいと思いますということです。

ビジネス的な面もありますが、市民との協働作業という意味でも、このオープンデータは使われております。千葉県の柏市の例ですが、災害時の避難所の状況を可視化するというところで、そういった装置を生徒や児童がプログラミングの授業で開発して、そういうことを子どもにとってはプログラミング教育、地域の人にとっては防災時のときの避難所の状態を知るという道具というふうにつくることができたというふうな実証実験がございます。

具体的に言うと、本当にボタンが五つぐらいのものなんですが、人がふえたら「人ふえる」とボタンを押すと。人が減ったら「減る」とか、トイレがもう満席で、輸送車が来ないと新しいトイレ使えませんよとか、避難所の人数が、そのボタンを避難所のほうで管理することによって、ホームページで、あ、この避難所は今は物資が足りているんだとか、トイレが詰まっているんだとか、人が男性の方が多くて、女性のほうが少ないんだとか、そういう情報がホームページでわかるというふうなところも、子どもたちのプログラミング作業によって勉強しながら、実際、そういったものを開発していくということもできております。

そのような、まさに災害時とか公共交通でのリアルなデータを一緒にして共有し

ないと、救えるものが救えなくなるということもございますので、こういったところも、一つのオープンデータの仕組みを市民とつくっていくということも、先ほど申しました市民を巻き込むというところの戦略に合うのかなと思っております。くどいようですが、データをためずに民間に活用されて、市民の方へのサービスにしていけばいいのかなと思っております。

このような事例を踏まえまして、市民との協働という点で、どのような計画なり考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 今、議員のほうから他自治体の例を示されて、こういった取り組み、考え、計画があるかということでございましたが、現時点では具体的な計画というのは、こちらでは持っておりません。ただ、民間からとか、具体的にご提案をいただけたら、協働して取り組むことが可能かということは検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ぜひ、総合戦略の中でも、その点、視点を含めながら、先ほど申されたように、ニーズがあれば、実際、一緒になって協働していくということを実践されてほしいと思っております。

今までずっと申してきたことは、データをオープンすることが大事だということです。それがスマートシティ構想の肝となり、民間と一緒に菊池市をもっともっといいまちにしていくと。結果、それが地方創生につながっていくんだというところで、地方創生には、私のこれは一つだけの提案なんです、オープンデータという視点は、今後、必要になってくると思うので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市長に質問をします。

市長は、地域の課題、特に中山間地に課題が多くあると。地域の課題があると。ICTなど新しい技術を使って解決していくということを何度かお聞きしたことがあります。今後、スマートシティ構想、オープンデータを含めたスマートシティ構想について進めていく予定があるか、お考えをお示ししてください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの田中議員からのご質問は、スマートシティに対する本市の考え方ということでございます。

先ほど来、議員から熱を込めてお話のありましたスマートシティ構想でありますけども、一言で言えば、地域の問題解決にＩＣＴ等の新技術を活用して、持続可能なまちづくりを推進するということであろうと思いますけども、実は、言葉こそ違え、本市はもう既に昨年度から、こうした考え方でグローバルビレッジ構想というものに取り組んできておるわけでございまして、これは本質的には全く同じものでございます。スマートシティの菊池版がグローバルビレッジ構想だとお考えいただいても構わないというふうに思います。このことを私どものほうから内閣府に提案して、採択もいただいたわけでありまして、お金もついて、さらに、それに賛同する企業群が連携をして、今、この菊池版スマートシティであるグローバルビレッジの具体化に向けて動いてきていると、こういう状況であるということは、いま一度、ご理解をいただきたいというふうに思います。

特に、スマートシティあるいはグローバルビレッジというものを余り画一的に捉えてはなかなか難しいと思っております、例えばＩＣＴを一番活用できるのは、熊本市みたいに市バスがあつて、もう交通渋滞が激しいというところは、例えばこういうものがもう一番に効果が出てきますけども、菊池の場合はそういうことには該当しないわけでありますね。

菊池が一番やはり問題が多く出てくるというのは、本市の抱えています、やっぱり中山間地域であろうというふうに思います。人口減少、高齢化、後継者不足、耕作放棄地などが、特に先鋭的に問題が出てきているわけでありまして。ここにぜひこのＩＣＴ等の最先端技術を活用していきたい。市役所だけでは絶対にできないわけでありまして、ソフトバンク、ヤフー等を初めとする専門家の人たちに手伝っていただいて、やっていこうという体制で、今、進めているわけでありまして。

ですから、ついこの最新技術と未来都市ということを考えますと、どうしてもこの夢が広がって、頭でっかちになりがちでありますけども、やはり本市の特性に合ったやり方を具現化していく必要があるだろうと。夢だけを語るなら、今、目指している出口としては、イメージとしては、例えば中山間地の農業が、農業者の高齢者の方の頭の中にノウハウがあるわけですね。そうしたものをいわゆるビッグデータ化することで、農業経験の薄い人でも、この育て方のコツがわかるようになりはしないか。あるいは防災、あるいはひとり暮らしの高齢者の方にとって、非常にご心配が多いと思いますけども、通信技術をうまく使えば、川の水位が上がったことを事前に察知して、早目の避難にもつながりますし、安否確認等も、人が出向かなくとも、技術的には今でもそのことは可能であると思うんですね。行く行くは病院通いも自動運転ができるような世の中になっていくという方向性も出ているわけですから、そうしたものを一つのイメージとして、菊池で具現化できないかというこ

とを、今、進めているということでございます。引き続きこの事業に対しては、着実に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 確かに、スマートシティという言葉にはこだわってなくて、ぜひ、この菊池版にはそのグローバルビレッジ構想があるということであれば、なおさら加速度を増して、どんどん具現化するようにぜひやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、田中教之君の質問は終わります。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は、13時から開きます。

休憩 午前11時13分

開議 午後 1時00分

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 改めまして、こんにちは。議席番号4番、後藤英夫でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

本日の質問は2点です。1点目は有害鳥獣被害について、2点目は交通安全対策について、お尋ねいたします。

1点目、まずは有害鳥獣被害についてお尋ねします。

私が議員活動をしていく中で、農家の方々から有害鳥獣被害について、いろいろと深刻な話、悩みを聞くことがあります。それは山間部の高齢者もふえ、集落の戸数がだんだんと減っていく中で、耕作放棄地は増加し、有害鳥獣は、里、家の近く、そこまでおりてきて、山中の餌よりずっと栄養豊富でおいしい農作物を食い荒らし、その対策、対応に苦慮していると聞きます。特に水稻、クリ、タケノコなど、山間部の主な収入になる作物が被害に遭っていると聞きます。中には、豚舎、牛舎まで入ってきて、豚、牛の家畜飼料も食べていると聞きます。

そこで、質問いたします。

菊池市でも有害鳥獣、これはイノシシ、シカ、タヌキ、カラス、近ごろはサルな

どもいると思いますが、こういった被害は深刻だと思われませんが、鳥獣による被害額、この総額は幾らぐらいですか。また、何による被害が一番多いか、お尋ねいたします。

これを1回目の質問といたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 皆さん、こんにちは。後藤議員のご質問にお答えします。

有害鳥獣のうち、被害の多いものは何かというご質問でございました。有害鳥獣による農作物の被害状況の調査につきましては、農家からの被害報告、それに各補助事業申請時の聞き取り、そして、農業共済組合への照会によって行っております。

平成30年度におけます本市の有害鳥獣によります農作物の被害は、イノシシによる被害額が93万2,000円、カラスによる被害額が479万6,000円となっております。カラスによる被害による被害が一番多くなっておりますけれども、中山間地で被害の多いイノシシにつきましては、被害報告もないこともありまして、被害額はさらに大きいということが予測はされております。

なお、先ほど言われましたタヌキ・サル・シカによる農林作物への被害報告のほうは、市では受けておりませんというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 申しわけございません。一つ答弁が漏れておりました。イノシシの被害が一番多い作物はというところでございます。

イノシシによる被害が最も多いものは水稻となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 私が聞いたところでは、菊池市の有害鳥獣被害は、イノシシの被害が一番多いと聞いております。熊本県でも2016年度のイノシシの被害は2.7億円と書いてあったと記憶しております。

イノシシは、口蹄疫と豚の家畜伝染病を媒介する可能性もあることから、今回はイノシシの被害について質問させていただきます。

イノシシによる深刻な被害の農作物は、穀物、野菜類、果物などがありますが、その被害は菊池市では水稻だと先ほどお答えいただきました。また、それでは、本市におけるわな、猟銃、箱わな、くくりわな等でのイノシシの捕獲頭数は年間何頭

でしょうか。ここ一、二年の捕獲頭数をお尋ねいたします。また、猟銃による駆除頭数、箱わな等による駆除頭数についても、ここ一、二年の捕獲頭数をお尋ねいたします。

これを2回目の質問といたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） それでは、お答えいたします。

本市におけますイノシシの捕獲頭数でございます。頭数につきましては、2年間をちょっと調べてますので、お答えいたします。平成29年度が313頭、平成30年度は577頭となっております。

狩猟の方法につきましてでございます。捕獲の方法は、銃でやります銃猟とわな猟、それぞれでございます。捕獲頭数について、詳細には把握をしておりません。これまでの状況から見ますと、わなによる捕獲が全体の7割、この程度を占めていると思われております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ありがとうございます。

現在、地元猟友会による駆除隊の数、これは何隊あって、猟銃免許を持っておられる狩猟者数は何人おられるのか、再質問いたします。また、年齢的には平均何歳くらいか、お尋ねいたします。何歳かですね。

また、イノシシを駆除した場合、菊池市が出すイノシシ駆除1頭当たりの捕獲報奨金は5,000円と聞いておりますが、それは県内市町村と比べて、高いか、安い、安くないかということをお尋ねいたします。

また、このイノシシという厄介者を駆除した場合、捕獲した狩猟者はどうすれば捕獲報奨金をもらえるのか、その手続についてもお答えください。

また、市として、年間取り組んでいる駆除費の予算は何頭分で、予算額は幾らか、答弁をお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） では、ご質問にお答えします。

まず、猟友会でございます。地元の猟友会のうち、菊池市有害鳥獣捕獲隊員数ですけれども、隊員数は53名でございます。班編制につきましては、8班の体制で行っております。隊員の方は、全て狩猟免許を取得しておりまして、一部の方はわ

な猟の免許も取得されております。隊員の平均年齢でございますけれども、現在のところ、66歳というふうになっております。

続きまして、捕獲報奨金についてのお尋ねでございます。先ほど議員もおっしゃいましたように、報奨金を本市では出しております。5,000円でございます。また、県北の近隣の市町のイノシシ1頭当たりの捕獲報奨金を調べてみますと、山鹿市で7,000円でございます。荒尾市5,000円、玉名市6,000円、大津町5,000円、阿蘇市5,000円、なお、熊本市と合志市につきましては、なしというふうになっております。菊陽町は、現在、1頭当たり5,000円で検討されているというところでございます。こういう状況の中では、私どもといたしましては、単価にばらつきはあるものの、他市町と比較しても安くはないというふうに考えているところでございます。

続きまして、イノシシを駆除した場合の、駆除といいますか、捕獲した場合の捕獲者につきまして、報奨金はどうしたらもらえるのかということと、年間の報奨金と頭数でのご質問でございました。

本市の有害鳥獣を捕獲した場合に支払われる報奨金は、有害鳥獣の捕獲許可を受け、菊池市有害鳥獣捕獲班員が捕獲したイノシシを報奨金の対象としており、班長が報奨金の申請をし、報奨金は各捕獲班に交付することとしております。

申請には、捕獲した場所や捕獲者の氏名、人数等を記入していただくほか、写真とあわせまして、捕獲したイノシシの尻尾も一緒に提出をしていただいております。

イノシシの捕獲報奨金の本年度の予算につきましては、430頭分で215万円を計上しているところでございます。

なお、報奨金につきましては、市の報奨金のほかに、国の報奨制度もございます。国の報奨制度につきましては、1頭当たり7,000円を毎年国に対して要望しております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） では次に、イノシシによる被害対策は、金網策、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン柵などがありますが、県や市はどのような補助対応をしておられるのか、対策についてもお尋ねいたします。県や市はどのような補助対策をしておられるのか。

菊池市でも電気柵やワイヤーメッシュ柵をよく見かけますが、菊池市はどのような方法が一番多いですか、お答えください。その場合のこれまでの支給延長、金額等は幾らになるのか、お答えください。

これらの柵を設置した場合、持ち主にはどのような補助があるのか。また、あるとすれば、その申請方法は、その申請方法の流れについてお答えください。それは専業農家でなくても申請できるのか、さらにお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（柵原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 次に、防護柵についてのご質問だったと思います。お答えいたします。

侵入防止柵の補助事業についてお答えをいたします。

まず、本市においては、市内在住の農家の方に対して、侵入防止柵や防鳥ネットの一部について、5万円を上限といたしまして、予算の範囲内で補助を行っております。

申請は、見積書、被害があっている場所の位置図、市税の未納がない証明を添付していただくことになっており、随時、農林整備課内で受け付けをしているところでございます。

県におきましては、えづけSTOP鳥獣被害対策事業といたしまして、農家等で組織する団体を対象に、鳥獣対策についての勉強会や研修会等を行い、予算の範囲内で侵入防止柵の設置を行っております。

対象農家は3戸以上の農業者等になっており、専業農家とは限られておりません。

補助内容につきましては、上限30万円の資材相当分が対象となっており、予算の範囲内で行われているところでございます。

国につきましては、鳥獣被害防止総合対策事業に取り組んでおります。ここも県と同じでございます。農家等で組織する団体がみずから柵を設置する場合に、定額で電気牧柵やワイヤーメッシュ柵の資材相当分が予算の範囲内で受け取ることができる事業でございます。

これも単県事業と同様に、3戸以上の農業者等が事業の対象とされているため、専業農家とは限られておりません。

国の事業につきましては、ほぼ資材相当分の100%が出るような形にはなっているところでございます。

また、国、県の事業の申請につきましては、農林整備課のほうで取りまとめを行っております。代表者の方が対象範囲や被害状況等を示していただき、その後に地元説明会、勉強会、詳細な設置予定箇所の地図の作成などを行い、国や県からの要望調査の時期に菊池市有害鳥獣捕獲協議会が事業主体となりまして要望をすることになっております。

その後、補助金の申請となり、補助金の交付決定があった場合に、事業実施ができるというふうになっております。

なお、国、県、市、これらの事業については、それぞれありますが、併用はできないというふうになっているところでございます。

また、電気柵、ワイヤーメッシュ、いろいろ種類がございますけれども、本市ではどれが一番多いかという質問だったかと思います。

国、県、市、いずれの事業につきましても、電気柵、ワイヤーメッシュ柵も対象となっております。この中で、市内で最も多い侵入防止対策につきましては、ワイヤーメッシュ柵が一番多くなっているようでございます。

また、その総支給延長と総額でございますけれども、ワイヤーメッシュ柵を設置したもののほとんどが国庫事業によるものでございます。平成29年度から実施しておりまして、平成30年度末現在でございます総延長が5万303メートル、総事業費は2,932万5,000円を実施しているところでございます。

ちなみに、本年度も予定をしております、本年度の予定も含めてまいりますと、総延長が10万553メートル、総事業費が7,460万1,000円程度となる見込みになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 現在、駆除隊の方々や狩猟者は、ほとんどの人が高齢者のボランティアでやっていると聞きます。特に箱わなやくくりわなは、高齢者には見回り時間もかかり、大変な重労働であると聞きます。

そこで、これも聞いた話ですが、どこかの駆除隊は補助による箱わなにセンサーカメラを取りつけ、見回りの回数を減らし、効果を上げていていると聞きます。菊池市でも狩猟者に支給か、貸し付けなどで取り組んだらどうでしょうか。そうすれば、狩猟者もだんだんと減っていく中で、箱わなやくくりわなを見回る回数も減り、大幅に負担軽減になるのではないかと思います。

また、以前、泉田議員の質問もありましたが、狩猟免許取得に係る補助金も出るようになったことすし、その後、狩猟者はふえてきているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） センサーカメラつきの箱わなでございます。センサーつきの箱わなについてですけれども、捕獲隊員の効率的な捕獲につながるというふうに

我々も考えているところでございますが、通常の箱わな、これが5万円程度に金額はなっております。これがセンサーつきカメラになりますと10万円程度となっておりますので、今後、検討していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

また、市単独で狩猟免許取得の補助金、この制度もつくっておりますけれども、この狩猟免許取得に対する市単独の補助を創設しておりますので、広報やホームページのほうで農業者団体などに通知をしているところでございますが、現在のところ、まだ申請がない状況でございますので、本事業を活用した狩猟者の増加につきましては、今のところ、ゼロというところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ゼロという結果で、ちょっと寂しい気はします。やっぱりイノシシをとるに当たって、ハードルが高いところもあるんじゃないでしょうか。イノシシ捕獲に必要な箱わなやくくりわなの購入やレンタルについても補助が必要ではないかと考えます。そうすることで、若い方々の免許取得者もふえ、駆除数もふえることで、農作物被害は減っていくのではないかと考えます。

また、捕獲したイノシシの命を無駄にせず、有効利用するためのジビエとして処理し、道の駅等で食肉販売する方法を県内の市町村が取り組んでいると聞いたこともあります。菊池市でも取り組んではどうでしょうか。市の考えをお尋ねいたします。

一方、イノシシを捕獲した場合の処理施設も必要と考えます。小さい子どものイノシシ、また、夏場の痩せたイノシシにはたくさんのダニが寄生し、食肉には合わないという話でした。そこで、その捕らえたイノシシを処理する施設がないと、その場所に穴を掘って埋めなければなりません。また、肉をとった場合の残りの頭、皮等の処理先がないので困ると聞いたこともあります。そういう処理施設について、行政として、その処理先の確保を検討してはどうかと思います。本市のお考えをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 先ほど申し上げました国庫補助事業の、鳥獣被害防止総合対策事業でございますけれども、このメニューの中に捕獲わななどの機材の導入も可能となっておりますので、活用してまいりたいと考えているところでございます。

また、本年度におきましても、菊池市有害鳥獣捕獲協議会から国に対して箱わな

5基、この要望をしているというところでもございますので、こういう事業を使いながら補助をしていきたいというふうに考えております。

また、ジビエについてでございます。ジビエの活用につきましては、現在のところは考えておりませんが、市内での需要があるかどうか、この調査は行ってまいりたいと考えております。

また、食肉とならないイノシシの処理施設の設置につきましては、他の市町村の取り組みを参考にしたいと思っておりますので、調査研究して考えてまいりたいというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） では最後に、江頭市長にお尋ねいたします。

先ほど、私たち議員、仲間5人は大変苦労はしましたが、何とかわなの免許を取得することができました。これから少しでも被害を減少できるように捕獲に取り組んでいきたいと思っております。

以前、友人の狩猟者から聞いた話ですが、イノシシが箱わなにかかったので、イノシシの写真と尻尾を担当課に持っていったら、予算がありませんと言われ、わなの猟の期間内ではあるが、12月までにほとんど使ってしまい、1月から3月までとった分は1頭当たり140円にしかならなかったそうです。その友人は箱わなにかかったイノシシを1発180円もする玉を使って殺処分し、尻尾を切り取って、おまけに写真まで撮って、ガソリン代を使って持っていくと、数百円になり、真っ赤な赤字になるので、その後はやめたそうです。なぜ被害が出ている状況の中で、年間の必要な予算が組んでないのか。なぜすぐにでも対応できる補正は組めないのかと怒っておられました。暇を見つけて、また、地域のために自分たちは駆除をしているのに、行政の協力は全くないと言って怒っておられました。そういうことで、自分たちも全然やる気が出ないとも言っておられました。これについて市長はどう思われるか。また、今まで質問した有害鳥獣対策の取り組みについて、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 有害鳥獣対策についての今後の対応についてというご質問でございます。

まずもって、本市の有害鳥獣捕獲隊の皆様におかれては、日ごろから農林業生産者や市からの要請によりまして捕獲業務に携わっていただいておりますこと、心か

ら感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、5名の議員の皆様も狩猟免許を取られたということで、大変頼もしく感じているところです。

さて、本市の有害鳥獣の捕獲報奨金についてでありますけども、イノシシ等の鳥獣ごとに単価を設定して、あらかじめ予算を組んで運営しているわけでございます。

昨年度においては、当初、予定しておりました捕獲頭数よりも多くの有害鳥獣が捕獲されたわけでございます。

一方、これまで整備してきた電気柵等によります効果が出まして、山間部におけるイノシシによる被害報告は減っているという状況でもございます。

こうしたことから、今後の報奨金の支払いにつきましては、まず本市のこうした捕獲数や被害の状況を見ながら、かつ近隣市町も調査研究しながら、必要があれば弾力的に対応していきたいというふうに考えております。

これまで、本市の有害鳥獣対策としましては二つございます。一つは、被害の未然防止の観点から、農家の方がみずから行う電気柵やワイヤーメッシュ柵、防鳥ネット等の導入に関する補助、そして二つ目は、有害鳥獣捕獲隊の皆様による捕獲の、この二つの方法で進めているところでございますので、この二本柱につきましては、今後とも継続して取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ありがとうございます。

中山間地域の農家の被害は深刻です。大変悩んでおられます。ぜひとも対応に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2点目は、交通安全対策について質問いたします。

本市での交通事故は、少しずつではありますが減少しております。過去5年間の交通事故発生状況ですが、発生件数で言いますと、平成26年度は205件、平成27年度は208件、平成28年度は187件、平成29年度は167件、平成30年度は116件となっています。これは菊池警察署の方々や、本市の防災交通課の方々のご活躍を初め、各種の関係団体の啓発活動のおかげだと思っておりますが、本市の交通安全関係団体の支援についてお尋ねいたします。各種団体の数、団体名、支援する金額、また、その課題について教えてください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、こんにちは。後藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

本市で補助金などを支出している交通安全関係団体としましては、菊池警察署内に事務所がある菊池地区交通安全協会があります。

補助金等の内訳としましては、平成30年度実績としまして、協会の活動助成補助金として年間24万2,393円、また、幼児、小中学生及び高齢者の方を対象とした交通安全教室開催に関する事務委託として年間160万円を支出しております。

活動に対しての認識ということでございますけども、協会の方々、限られた予算の中で効果的な活動を行っておられると認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 今、交通安全協会という団体名を答弁されましたが、私の調べによりますと、本市より交通安全協会の菊池支部への補助金の額ですが、平成18年には35万円でした。それから毎年10%ずつ削減され、平成21年度には25万5,150円、平成26年にはさらにまた5%削減され、現在の24万2,393円となっていると聞いています。ずっと今年度まで、それからその金額でございます。

それから、教育委託費は平成22年から160万円、これは主に菊池地区交通安全協会の交通指導員の人件費だとは思いますが、この2人、大変頑張っておられます。熊日新聞の記事にありましたが、交通指導員のお二人が、警察官とおばあちゃんに扮し、笑いを交えて交通ルールを説く寸劇をやっておられます。市民にとっても人気があり、去年はさまざまな施設で160回も公演を行ったそうです。無論寸劇だけではなく、ふだんは菊池署のほうに詰めておられて、交通安全キャンペーンや各種会議、それから子ども自転車大会など、さまざまな行事で活躍されています。

交通安全協会の主な収入は、皆様ご存じのとおり、免許更新の際、加入していただいている入会金でございます。平成26年度の本市の免許更新者の対象人数は9,183名、毎年200名から300名減少し、昨年度は8,112名でした。5年前より1,000名以上減っています。協会への加入者も、平成26年度は4,522名の皆様に入っておりますが、昨年度は3,435名と、免許更新者の対象人数同様、1,000名以上減少しています。

全国的に免許返納の意識が高まる中、高齢者などのですね、今年度の協会加入者数は3,000名を切るかもしれません。今現在は基金を取り崩して運営している

状況だそうです。このままだと、あと数年で、いや、あと二、三年でこの団体が消えてなくなるかもしれません。

交通安全協会の主な使途、お金の使い道ですが、交通安全のための啓発活動、これは毎月1日、10日、20日の交通安全日に、朝の街頭指導を行っていますが、その制服代や、のぼり棒、交通安全の看板設置、保育園や学校、老人会における交通安全教育、チャイルドシートの無料貸出、それから、今月の21日から始まりますが、交通事故防止キャンペーンなどの実施、青パトによる子どもたちの登下校の見守り活動、免許更新に関する人件費及び必要経費、その他の啓発活動があります。もしもこの団体がなかったら、本市が直接行うとなると大きなコストになると思います。また、免許更新の際、菊陽町の免許センターまで行かなければなりません。高齢ドライバーにとって大きな負担増につながります。免許に関する事務も、直接警察官が行うようになります。

本市の交通安全協会加入率を申し上げますと、平成26年度は42.9%、これもだんだん右肩下がりです、昨年度は42.3%でした。しかし、これは、実はこれ、周辺自治体に比べて高い数字でありまして、特に窓口では70%を超えています。それだけ協会の窓口で勤務されている職員さんが頑張っておられることをつけ加えておきます。

それから、その他の啓発活動ですが、小学校も、子どもたちも頑張っています。特に子ども自転車大会がすばらしい。ことしは泗水小学校が菊池市の代表として頑張りました。惜しくも県の代表にはなれませんでした。毎月、自転車の練習や学科の勉強を大変頑張っておりました。無論ほかの学校の小学生もそうでしたが、先生や父兄の方々も頑張りました。

ここで、一つ、熊日新聞の記事を紹介したいと思います。

「ルールを守り事故のない国に」ということで新聞の記事がありますので、ルールを守り事故のない国に、東裕希、12歳、これは隈府小学校の生徒ですね。僕は6月に自転車大会へ出場した。僕は自転車大会を通して、交通ルールをみんなが意識することで、事故のない日本になるのではないかと考えた。僕自身、何度か交通ルールを破り、そのたびに危ない目に遭った経験がある。僕は、以前、右側を自転車で通行していたとき、前から別の自転車がやって来た。ぎりぎりよけられたが、もしあのとき、少し気づくのが遅かったら、間違いなく事故に遭っていた。今、このことを考えると恐ろしくなる。だから、今は左側を通行し、事故を起こさないように気をつけている。

また、僕は、交差点を曲がるとき、以前は一時停止をしていなかった。そして、ある日、曲がり角を曲がると、人がすぐ近くまで来ていた。慌ててとまったが、あ

と少しスピードが出ていたら、確実に事故に遭っていた。それ以来、僕は曲がり角では一時停止し、事故を起こさないように心がけている。

これから大人になるにつれ、移動手段がふえてくる。これから事故を起こさないためにも、自転車大会などで学んだことを生かして、自分や周りの人の命を守っていききたい。

大変すばらしい作文だと思います。また、これこそが、この自転車大会の本当の意義だと思います。東君は惜しくもメダルには手が届きませんでした。私は、これを書いた東君と、指導した学校の先生、それから、このことを記事にしてくださった熊日新聞の記者の方が金メダルだと思います。一般市民としても大変感謝しております。必ず事故防止につながっていくと思います。

交通安全協会を例に、この協会の現状や活動内容等を説明申し上げましたが、特定の団体に予算をつけてくださいとの要望ではございません。本市の市民に向けて、交通安全のための啓発活動をしっかりと行っている関係団体は存在し続ける必要があると思います。執行部の方々にご理解いただきたいと思います。

悲しい交通事故が1件でも減ることを願ってやみません。

質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、後藤英夫君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時39分

開議 午後1時47分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 皆様、こんにちは。猿渡美智子です。通告に従って、早速質問させていただきます。

初めに、総合体育館の再整備について質問いたします。

この質問は、私と同年代の女性のお話からスタートしました。その方は、女性のお仲間たちと一緒に総合体育館のトイレを借用する機会があったそうで、そのときのことを、女性用トイレに洋式の便座が一つしかなくて、とても困った。膝が悪いので、和式のトイレではどうにもならない。総合体育館は菊池市の顔になる施設の一つなのに、今どき、あれでいいのかということをお話されました。ちなみに、これは1階の女性用トイレのことです。

私がこの話を聞いて、すぐに思い浮かべたのは、４月に行われる戦没者追悼式です。かつて、文化会館で行われていたときに、献花のため、ステージに上られる参列者の中には足元が不安定な方もあり、会場が総合体育館に移ってから、階段の上りおりがなくなってよかったと思っていたのですが、その方々がトイレに行かれるところは考えていませんでした。不自由さを感じた方もおられたのではないのでしょうか。

今回の質問に当たり、施設管理の基本となる菊池市公共施設等総合管理計画を見直してみました。体育施設の課題として、全体として老朽化が進行して、施設の改修・更新の時期を迎えていること、今後、利用者数の増加や稼働率の向上が求められることなどが述べられています。

また、今後の方針としては、総合体育館を含む広域の施設については、需要が見込まれる施設については、耐用年数経過時に同規模建てかえを検討すると述べられています。

そのことを踏まえ、４点質問いたします。

１点目、総合体育館の耐用年数はあとのどのくらいありますか。

２点目、稼働率という視点からの利用の現状をお示してください。

３点目、今後の活用の仕方について、どのような方向性を持っておられるのか、お示してください。

４点目、現段階で何らかの改修を行う考えがありますか。

以上、４点についてお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、猿渡議員のご質問にお答えさせていただきます。

施設の耐用年数についてでございますが、菊池市総合体育館は、平成９年３月２０日に竣工し、築２２年が経過しております。構造は、鉄筋コンクリート、一部が鉄骨づくりとなっていることから、耐用年数は４７年と算定しており、令和２６年３月に更新時期を迎えるものと考えております。

次に、利用状況でございますが、熊本地震後に、熊本市を初めとした県央・県北地域の体育施設が被災していたことから、平成２８年、２９年は年間９万５，０００人から９万８，０００人の利用がっておりますが、平成３０年度は約８万８，０００人となっております。

活用につきましての今後の方向性でございますが、これまで同様、各種大会等の誘致を進めながら、地域の皆様の利用につきましても健康増進やスポーツの振興等を推進してまいりたいと考えております。

ただ、大きな大会を誘致するとなれば、メインアリーナやサブアリーナの貸し切りだけでなく、利用日が丸１日から数日間連続して続くようなことがあるため、地域の利用者等に影響が出ないよう調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、現段階で改修の考えはあるかというお尋ねでございますが、体育施設の個別施設計画を今年度末に策定することにしておりますので、その計画に基づいて、改修を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○９番（猿渡美智子さん） 耐用年数があと２５年はあるということで、少なくともこれから２５年は、現在の総合体育館は菊池市のメインの体育施設としての役割を担っていくことになります。

私はトイレの再整備を急ぐべきではないかと考えていますので、その立場から、これからの活用の方向性について、３点質問いたします。

まず、菊池市で最も収容力があり、駐車スペースも広い総合体育館には防災上の役割があると思います。熊本地震の際の利用の仕方を踏まえて、総合体育館の防災上の役割をどう考えておられるのか、お尋ねします。

次に、総合体育館のこれからを考えると、子どもからお年寄りまで幅広い年代の方々に活用していただくことが大事だと思います。高齢者や小中学生の利用について、どのような見解を持っておられるのか、お尋ねいたします。

三つ目に、先ほど部長の答弁にも少しありましたが、各種大会の誘致についてお尋ねします。

開会日に、市長からインターハイのボート競技が斑蛇口湖で行われ、たくさんの方が菊池に来られたという報告がありました。同様に、この夏は総合体育館でもインターハイのハンドボール競技が行われました。その直後に九州中体連バレーボール大会が行われ、今月には全国選抜高校剣道練成大会が予定されています。こういった大会の開催は、関係人口をふやすのに大きな役割を果たしています。今後は各種大会の誘致に向けて、どのような考えを持っておられますか。先ほどの答弁とかぶるかもしれませんが、以上、３点、再質問とします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、防災上の役割についてでございますが、現在、菊池市総合体育館は、市の

指定避難所として指定をしております。熊本地震の折は、メインアリーナを災害救助隊、サブアリーナを避難所として活用した実績もあり、大規模な災害時には大変有効な施設であるものと考えております。

次に、高齢者や小中学生の利用についてでございますが、現在、年間を通じて高齢者向けの健康教室を行っております。身体を動かすことやスポーツに興味を持っていただき、スポーツの底辺人口をふやすことで、各体育施設の利用につなげてまいりたいと考えております。

また、小中学校の運動部活動での利用は、基本的にはその小中学校の体育施設を利用することとしておりますので、土曜・日曜・祝日等に行われます大会等がメインとなるものと考えておりますが、最近では部活やスポーツクラブでの利用だけでなく、子ども連れの家族や、子どもたちだけでの利用も目立ってきております。

次に、大会の誘致についてでございますが、各種大会を誘致しますと、市内の観光や物産、飲食、宿泊など、地域経済への波及が大きいところが魅力でございます。一方、体育施設の面では、施設本体以外に、競技に附帯する必要な備品や環境の整備を行う必要がございます。

また、さまざまな大会を行う上では、競技に必要な備品や設備の更新、先ほど議員のほうからもありました先日のインターハイ、ハンドボール競技で必要となった松やにへの対応など環境面での対策も出てまいりますので、備品や設備の更新、環境面での整備を視野に入れながら、大会の誘致に当たっていききたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） まず、災害対応についてですが、熊本地震のことを考えますと、ふだん使われている施設だけでは足りずに、総合体育館も使われたというお話を向こうに行って聞いてまいりました。また、阿蘇方面に向かう災害救助隊の基地としても利用されたということです。

先ほど答弁いただきましたが、総合体育館は熊本地震のときも、そして、これからも指定避難所であり、防災拠点の一つであると考えられます。そうであれば、トイレの整備、洋式化は欠かせない課題であります。防災の基本は備えであることは、たびたび指摘されています。災害弱者と言われる方々が利用されることを念頭に置いて備えていくべきであると考えます。

また、高齢者の方々にも利用を広げていきたいとの答弁がありました。言われたとおり、現在、社会体育課は高齢者向けの教室を開いておられます。長寿社会の今

日、高齢者の方々にも運動に親しんでいただくこと、健康寿命を延ばしていただくことは重要な課題です。

加えて、総合体育館では、自主事業として各種教室を開催しており、書道や生け花などの文化教室もあって、年配の方にも体育館を利用される機会をつくっております。

小中学生の利用あるいは家族連れの利用についても、先ほど答弁のあったとおりでと思いますが、２００８年、１０年前の総務省の住宅調査でさえ、洋式トイレの保有率が８９．６％となっており、和式トイレを使いこなしていない子どもたちが学校のトイレに抵抗を感じていることは、以前から問題とされています。

公共施設においても課題は同様だと考えます。子どもにも高齢者にも使いやすいトイレが望まれます。

三つ目の各種大会の誘致について、いろいろ整備を必要とする面はあるけれども、積極的に取り組みたいという考えを持っておられるのがわかりました。冒頭に紹介した女性が、菊池市の顔の一つと表現されたのもこのことだと思います。菊池市総合計画の中に、おもてなし大作戦としてのトイレの美装化という言葉がありました。総合体育館にもそのまま当てはまると考えます。

余談ですが、総合体育館のサブアリーナは、そもそも剣道での使用を主目的に武道場仕様になっており、今月は、先ほど言いましたように、全国選抜高校剣道錬成大会が開かれますが、女性剣道選手の声として、和式のトイレは、はかまの裾が便器に入ったりして、とても使いづらいものだと言え聞いております。

これまで、いろいろと述べてまいりましたが、打ち合わせのときから、社会体育課のほうでは改修の必要性を感じておられるということは伝わってまいりました。そこをあえて言わせていただいたのは、総合体育館のトイレが、二つある多目的トイレを除けば、現地に行って数えてみますと、洋式化率１６％という残念な現状からです。

ここで、改めて、総合体育館のトイレの改修についてどのように考えられるか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

総合体育館で必要な改修の大きなものとしましては、メインアリーナの空調修繕、それから照明のＬＥＤ化、それから、議員おっしゃっておりますトイレの洋式化、床の張りかえ、バスケットゴールの改修等がございますが、全てを単年度で予算化

できるものではないことから、体育施設の個別施設計画とあわせまして、優先順位を考えながら、施設や備品の改修を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 今、お答えにあったメインアリーナの空調であるとか、床の張りかえであるとか、バスケットゴールの修理であるとか、どれも必要なものだと思います。

では、今回取り上げたトイレの改修がいつできるのか、不安な気持ちになります。個別の施設計画を急いでいただきたいし、トイレの改修は最優先だと申し上げておきます。

総合体育館は指定避難所ですので、防災交通課で聞いてみましたら、防災対策事業債が使えるかもしれないということでした。また、単に便器を洋式に取りかえるだけの大きな経費を伴わない改修であれば、50%補助の県の復興基金が使えるかもしれないという話もありました。私としては、便器の交換だけではとても残念だと思うのですが、どんな改修が可能なのか、どうやって財源をつくり出すか、知恵を絞っていただきたいと思います。

来年は東京でパラリンピックも開かれます。共生の社会づくりに向けて歩みを進める年だと思います。高齢者、障がい者、子ども、外国人など、全ての人に配慮したまちづくりをしていくことが必要です。

今回は、総合体育館のことだけ取り上げましたが、泗水町で言えば、熊本地震で被災し、改修された泗水第2体育館は洋式化率100%、本当に使いやすい、気持ちのいいトイレにさせていただきました。一方、老朽化した泗水体育館は洋式化率ゼロ%です。全ての公共施設で、せめて学校のトイレの洋式化率目標と同様、最低でも50%を目指していくべきだと思います。個別の施設計画を12月までにというお話がありました。その中でしっかりと検討していただくよう要望いたします。

次の質問に移ります。

教員不足について質問します。

数年前から学校現場で教員の確保ができずに、新学期の開始を前に、担任が決まらない学校さえあるといった内容のニュースを見るようになりました。今年度の初めには、熊日新聞で、熊本県でも臨時採用の先生が88人不足していると報じられました。現場が大変だという声も直接聞きました。

さらに、8月の朝日新聞には、公立小中、先生が足りない。全国で1,241件未配置。未配置の最多は熊本県の103件という記事が出ました。この不足数も臨

時採用の先生方です。

菊池市でも不足が出ていることは聞いておりましたが、改めて、現在の様子について、4点質問いたします。

1点目、菊池市の教員の不足の現状はどうなっていますか。

2点目、不足が出ている学校ではどのように対応していますか。

3点目、ことしじゅうに配置できる見込みはありますか。

4点目、今後、臨時採用の教員を確保するためにどう取り組んでいきますか。

以上、4点についてお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

本市において県費の臨採教職員の採用不足は生じているかということでございましたが、現在、市内1校にて2名の臨時的任用教職員の不足が生じております。該当校では、いずれも定数に加えて配置されるべき臨採教員が未配置となっているもので、そのことで学級担任がいないという状況ではありません。

また、未配置分の対応といたしましては、ほかの教職員が指導に当たっております。

さらに、市で配置しております補助教員、特別支援教育支援員がその補助をしている状況です。

本来、手厚く教育ができるようにと人員配置が計画されたにもかかわらず、それを生かせていない状況であることは確かです。

そのようなことで、早急に未配置が解消できるよう、学校や市教育委員会、県教育事務所と連携しながら、教員の退職者や教員免許所持者等を当たっておりますが、今のところ、配置の見込みは立っていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 菊池市では、1校で2人の臨採が不足しているとのことで、2人とも特別支援学級関係であるということで理解してよろしいでしょうか。はい。特別支援学級に在籍する子どもさんは、言われたとおり、それぞれに課題があり、きめ細やかな配慮や見守りを必要としておりますので、そこで教員が不足しているというのはとても厳しいことだと思います。

菊池市では補助教員や特別支援員を市費で雇用してありますので、そのおかげで何とか窮状をしのいでおられるということらしいですが、子どもたちの学びをしつ

かりと保障していくために、早急な解決が言われたとおりに望まれるところです。

そこで、現状について再質問いたします。

1点目、菊池市の教職員の中で、臨時採用の占める割合はどのくらいですか。また、その割合は、近年、ふえているのか、減っているのか、お知らせください。

2点目、臨時採用の不足は今後も続くのではないかと私は懸念しておりますが、教育委員会の見解はどうでしょうか。

3点目、このように臨採が不足するようになった原因を教育委員会はどのように捉えておられるのでしょうか。

以上、3点についてお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

本市の臨時的任用教職員が県費負担職員に占める割合は、毎年度4月1日現在で、平成29年度が334人中44人で13.2%、平成30年度が331人中53人で16.0%、平成31年度が328人中42人で12.8%と、この3年間では最も少なくなっている状況でございます。

また、この割合につきましては、国や県教育委員会が大きく本採用枠を広げなければ、この状況は続くと考えており、子どもたちの教育に影響を及ぼす事態となります。

臨採の不足を解消するためには、本採用枠の拡大をする必要があり、全国市長会や全国都市教育長協議会へは、今後も引き続き要望をしていく考えでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） ここ3年間、ことしが一番少ないということでしたが、12.8%、多い年は16.0%という率で、臨採の先生方に助けられている実情があります。ということは、恐らく来年度からも菊池市で40人以上の臨採の先生を確保していかなければならないだろうということになります。教育委員会においても不足の現状は続くと言われているということがわかりました。

菊池市では、ことしは2名の不足ですが、合志市では14名、大津町では7名が不足していると聞いております。菊陽町も同じような状況だと、数はつかんでおりませんが、伝え聞いているところです。今後、近隣それぞれの自治体が人員確保に向けて活発に動くことになれば、菊池市での不足が広がることもあり得ると思います。

臨採が不足する原因について、私は、今の若い人にとって教員の仕事が魅力的でなくなっているのではないかと考えております。教員採用試験の倍率が高かったころは、採用試験には落ちたけれども、教員を目指したいという若い人たちがいて、次の年も採用試験を受けることを前提にして、臨採の担い手として学校で頑張っておられました。

しかし、近年は教員採用試験の倍率は下がる一方です。ことし6月、熊本県教育委員会の発表では、今年度の熊本県小学校教員採用試験の倍率は2.1倍です。インターネットで探してみると、熊本県小学校教員採用試験の倍率は、2005年で11倍、2006年で9.8倍、2007年で8.8倍という数字が出てきました。激減と言っていると思います。

大学での教員養成の数が減ってきていることも一因かもしれませんが、教員を志望する人が減っていると考えられます。また、採用試験に落ちた人が、かつてのように臨採の道ではなく、ほかの職業を選ぶ傾向にあることも、文科省が実施したアンケートから読み取れます。教員不足について本気で取り組んでいかないと、今後、大変な事態になるのではないのでしょうか。

そこで、教育長に質問します。

文科省が行った教員確保の状況に関するアンケートで、教員不足の解消に向けた対策として、一番に挙げられているのが正規教員の採用者数の引き上げです。これまでのように、臨採の先生に頼ることはもう困難です。教員採用は県教委の管轄ではありますが、現場を直接見ておられる市教委の立場から、先ほど幾つかの点で部長から答弁もありましたが、教員正規採用職員の枠を広げること、強く強く要望していただきたいと思います。できれば、具体的な内容も含めて、どう取り組んでいられるか、教育長の考えをお聞かせください。

また、先ほど採用試験のことを言いましたが、若い人と話をしてみると、これだけ学校がブラックな職場だということが広がったら、やりたい人が減るのは当然でしょうと言われます。2017年の内閣府就労に関する若者の意識調査では、仕事より家庭、プライベートを優先したい若者が増加していると結論づけています。

教師はやりがいのある仕事ではありますが、生きがいを持って働き続けるには、ワーク・ライフ・バランスは欠かせません。教職員の負担軽減と超過勤務の縮減については、これまで何回も取り上げてきたところですが、もっと危機感を持って取り組まないと、学校教育そのものが危うくなります。教育長の見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） それでは、ただいまの猿渡議員のご質問にお答えいたします。

教員不足についてということでございますが、教員不足については、今、いろんなご紹介がありましたけども、報道等でなされているとおりで、私自身も本当に深刻な問題である、事態であるというふうに捉えております。また、それは、過去数年前とは違った状況が、ここ１年あるいは２年以内に、そのあたりで深刻さを増しているという状況であるということとは捉えているところです。

本市の臨時的任用教職員の年齢層を見ますと、本年度ですけども、平成３１年度４２人おりますけれども、２０代が１４人で３３％、それから、３０代が６人で１４％、いわゆる若手の臨採の先生と、２０代か３０代か、それはちょっとどこで区切るか、それぞれで違うかもしれませんが、合計しても４７％ということで、随分以前に比べれば若手が少ない状況になってきているというのは言えるかもしれません。

議員から紹介がありましたとおり、熊本県の本採用試験の小学校の志願者を見ますと、平成３１年度採用試験において１６１人に対して３６６人の志願者であった、２．３倍というふうになっております。先ほど紹介がありました一時期の１０倍を超えていたころから見ると落ち込んでいますので、教員を目指す若者が少なくなっているというのは事実じゃないかというふうに捉えておるところです。

その原因が教職員の職場環境等にあるのじゃないかというふうなことで、以前からもそういう国や県の取り組みでもありますので、本市におきましては、教職員の働き方改革ということを重視して、学校ＩＣＴの機器整備による校務支援、この校務を支援するということはもとより、定時退勤日の推進ですとか、あるいは働き方に対する意識の改革に取り組んでまいってきましたし、今もそうしているところです。

また、国や県の提言を受けまして、新たに平成２９年度からは夏の長期休業期間中の学校閉庁日の設定、それから、夏だけでなく、冬休みの期間中も閉庁日を設けました。また、平成３０年度からは部活動指針の徹底、また、今年度からは勤務時間外の留守番電話活用など働き方改革を具体的に進めているところでございます。

今後も、学校における働き方改革は、教育の質の向上を支えるためにも必要であるというふうに認識しておりますので、教職員の負担軽減に向けて、さらに進めていきたいと考えているところです。

私が教師という職業を考えるときに、教師という仕事は、情熱や真剣さをもって子どもたちの生きる力を育てて、一人ひとりの子どもの成長あるいは自立にかかわることができる、とても魅力的な職業であるというふうに思っております。また、みずからも学び続けることで自分自身も常に成長できる、素晴らしい仕事であると

いうふうに考えております。

この魅力を今の若者にもよりよく理解してもらえるように、ぜひ伝えていきながら、現在、臨採未配置の学校については、今後とも県の教育委員会と連携を密にして、配置ができるように努めていきたいというふうに思います。

さらには、国や県に対して、これは他市町村もともにということでもありますけれども、本採用枠の拡大も引き続き強く要望していきたい、そういう考えであります。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 教育長から働き方改革の視点で、現在、教育委員会として取り組まれている内容についてお答えがありました。私もそういった取り組みで努力しておられる点は理解しております。ですが、一日の授業を終えて、子どもを帰すのは4時半です。勤務時間はあと30分しかありません。どうやってあすの授業の準備をやりくりしますか。報告書をつくりますか。会議をしますか。保護者に対応していきますか。

私も教師をしておりましたが、授業づくりをつらいと思ったことは一度もありません。とても楽しかったです。苦しかったのは、報告書であるとか、使うか使わないかはっきりしないような計画の策定であるとか、研究発表の準備であるとか、私は夏休みに、冬休みに、休みが取れるからといって、定時退勤を呼びかけたからといって、働き方の意識改革を呼びかけたからといって、そんなことでは解決しないと思っております。だからこそ、今の窮状が生まれているのではないのでしょうか。

県に対して正規枠の拡大は強く要望するとおっしゃいましたが、教育長、本当に危機感を持って県に訴えてください。困っているのは子どもたちです。ぜひとも強い取り組みを要求して、この件についての質問を終わります。

次に、幼児教育・保育の無償化について質問します。

このことについては、6月議会において、東議員と二ノ文議員から一般質問があり、認可外保育施設を無償化の対象とすることや、食材費徴収の問題についての指摘がありました。いち早く問題提起をしていただいたお二人には敬意を表するところです。

その後、福祉厚生常任委員会では無償化についての研修を行い、菊池市保育協議会から提案していただいた意見交換会にも参加しました。また、個人的に保育研究所主催の地方議員セミナーに参加する中で、執行部に再度考えていただきたいことがあり、今回の質問に至りました。

2点質問します。

6月議会における一般質問において、基準を満たさない認可外保育施設を無償化の対象からは除外するという内容の条例の制定について、菊池市では待機がなく、認可外保育施設が入ってこないで、条例の制定の必要がないという趣旨の答弁がありました。この考えに変わりはないのかというのが1点目の質問です。

2点目は、無償化に伴う予算の試算についてです。

今年度は無償化の財源は全て国から出ますが、来年度からは2分の1が国庫負担、4分の1が県負担、残り4分の1が市の負担となります。来年度から新しく生まれる市の負担分はどの程度になると考えられますか。また、反対に市が独自で行ってきた保護者負担の軽減措置のための費用は要らなくなるわけですから、市の負担が軽減される額はどのくらいでしょうか。

以上のことについてお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 改めまして、こんにちは。それでは、猿渡議員の幼児教育・保育の無償化に関するご質問にお答えをさせていただきます。

まず、認可外保育所に関する条例の制定についてでございますが、前回の第1回議会定例会におきまして、東議員、二ノ文議員の一般質問にもお答えいたしましたように、現在、本市の認可保育所に待機児童が発生しておらず、認可外保育所がないこと、また、出生数が減少していることから、認可外保育所の新設の可能性が極めて低いと考えられること、加えまして、国が定めております5年の経過措置は、法施行後2年をめどに見直しが行われることなどから、現時点では、認可外保育所の基準を条例で定めることは考えていないところでございますが、保育の質の低下を招くことがないよう、他自治体の条例制定の動向等を注視してまいりたいと考えております。

次に、無償化に伴います来年度の歳出額及び市負担分の軽減額についてでございますが、幼児教育・保育の無償化に伴います来年度の歳出額につきましては、本年度における私立保育所や認定こども園への運営費をもとに約5億4,800万円と試算しております。

また、今回の無償化により、国や県からの交付金が増額されることに伴います市負担分の軽減額としましては、約6,000万円と試算しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 示された金額の件につきましては、今後のことを考えていく上での重要な判断材料としていきたいと考えます。

お金のことでは、保護者から徴収する副食費で、国が示す単価が今になって揺らいでいたり、県が第3子以降の副食費の無償化を実施するという話があったりしますので、現段階では静観し、子どもの命にかかわる問題として、基準を満たさない認可外保育施設が無償化の対象とされることの問題に絞り質問します。

全国保育団体連絡会の保育白書によりますと、2012年から2016年までの5年間に、認可外保育施設で死亡事故は56件あります。これほどの子どもたちが亡くなっています。

今回の質問の最大の動機は、セミナーに参加したとき、認可外保育所で午睡中の事故によって我が子を亡くされたお母さんの生の声を聞いたことです。亡くなった娘さんの写真を見せていただき、お母さんの無念の思いに触れて、こんなことがあってはならないと強く思いました。この娘さんの異変が発見されたときは、既に死後硬直が始まっていたとのことで、お母さんは、それほどの長い時間、誰も娘の異変に気づいていなかったということです。事故が起きたとき、午睡中の子どもを保育室で見守る保育士はいませんでした。娘を預けた保育園がそんなところだったとは全く知りませんでしたと話されました。

認可保育施設でも事故が起きないわけではありません。けれども、認可外のほうが圧倒的に多いです。なぜなのか。このお母さんは、我が子のような事故をなくそうと、現在、赤ちゃんの急死を考える会で活動しておられるわけですが、私たちは、全ての認可外保育所を無償化の対象から外せと言っているわけではありません。認可外保育施設の指導監督基準すら満たさない施設を無償化の対象にしては、子どもの命を守れないと言っているのですと話されました。

そこで、再質問します。

お母さんが言われた認可外保育施設の指導監督基準と、認可保育施設の設置基準とはどういうふうに違いがありますか。また、認可外保育施設はどのような手続で設置できるのですか。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、認可保育所と認可外保育所の設置基準の違いについてでございますが、認可保育所につきましては、国が児童福祉施設の設備・運営に関する基準を定めておりまして、その基準に沿った設置・運営がなされているところでございます。

一方、認可外保育所につきましては、設備・運営に関する基準がないため、国が定めました認可外保育施設指導監督基準をもとに、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかの確認、改善指導等が行われているところでございます。

両者は、保育に従事する者の数や、非常災害に対する処置、子どもの処遇等に関する基準は同じでございますが、保育従事者の資格が、認可保育所は保育士であるのに対しまして、認可外保育所は、保育従事者のおおむね3分の1が保育士、または看護師の有資格者であること。また、保育室の1人当たりの面積が認可保育所より小さいこと。加えまして、認可外保育所には園庭の基準がないことなどの違いがございます。

次に、認可外保育所の開設に関する手続についてでございますが、認可外保育所の開設につきましては、児童福祉法に基づきまして、事業を開始した日から1カ月以内に所在市町村を通じまして都道府県知事へ設置届を提出することが義務づけられているのみで、特別な手続は必要ございません。

ただ、開設後には、認可外保育施設指導監督基準に基づきます県の立入検査が毎年行われるようになっておりまして、その結果次第では改善指導や勧告、公表、事業停止命令等の措置が講じられることとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 認可保育所の基準に比べると、いろんな面で、認可外の場合、緩い規制しかありません。しかも届け出だけでできます。保育士の資格、おっしゃったとおり、認可外の場合は3分の1でいいことになっています。専門の教育を受けた保育士であれば、先ほど紹介したお子さんの例のような、午睡中の乳児については、事故の可能性を十分に認識していて、環境を整えるとともに、長時間保育室を離れたりすることはしないでしょう。しかし、その危険性の認識がなければ、寝ている間にほかの仕事をしようと、その場を離れることも大いにあり得ます。

指導監督基準は子どもの命を預かる施設としての最低ラインです。5年間の経過措置があるとはいえ、その最低ラインの指導監督基準さえ満たさない認可外施設についても無償化にしてしまつては、その劣悪ともいえる状況を国が認めることにはなりません。一番肝心のはずの子どもの安全が置き去りにされませんか。そのことの問題性が全国市長会などで批判されたことによって、国は指導監督基準を満たさない認可外保育施設については、自治体が無償化の対象から外す条例をつくることができるかと認めました。

今、菊池市が条例をつくっても、誰の不利益も生みません。菊池市においても保

育士不足のため、ゼロ歳児や1歳児が受け入れられないと悩む認可保育園のすきをつくような施設が入ってくることをシャットアウトすることもできます。むしろ条例を制定する自治体がふえていくことによって、基準は必ず守られるべきものだという認識が広がり、子どもの命が守られることにつながると思います。

江頭市長も問題性を指摘した全国市長会の一員であります。指導監督基準を満たさない認可外保育施設を無償化の対象から外す条例を制定することについて、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 認可外施設に対する私の考え方というご質問でございます。

これまで健康福祉部長が答弁しましたとおり、本市におきましては、現在、認可保育所だけで入所を希望する児童の受け入れができている状況にございまして、また、私どもとしましては、待機児童ゼロ政策というものは基本的に維持していきたいという考えでございますので、無認可の保育所が出てくる状況というのは、当面見込めないのではないかとこのように考えておりまして、したがって、まず、この県との連携を密にして、指導監査であるとか、確認監査等を実施することによって、現在の保育の質を確保できるように努力したいと、このように考えております。したがって、現時点では、条例の制定というものは特段感じておりません。

ただ、状況の変化等あれば、ほかの自治体等の状況も注視しながら、改めて、また別途検討したいというふうに思います。現状は、今、そういう状況が出現していないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 確かに、この菊池市においては、状況は発生していないかもしれませんが、しかし、先ほど述べましたように、年間に10人以上の子どもの命が認可外施設において亡くなっている。そのことの重みを我が事として捉えることはできないでしょうか。私は、これは一つの運動ではないかと思っています。当事者であるお母さんの思い、亡くなった子どもの思い、それを考えるときに、やっぱり指導監督基準は絶対に満たされなければならないという姿勢を行政として強く打ちだすべきだと申し上げて、質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、猿渡美智子さんの質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

傍聴席の方も、よろしかったらお願いいたします。

(全員起立)

どうもお疲れでございました。



散会 午後2時47分

第 4 号

9 月 5 日

令和元年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和元年9月5日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	泉 大 助 君
経 済 部 長	笹 本 義 臣 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
七 城 支 所 長	上 村 雅 一 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	梁 池 哲 也 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 寺 盛 親 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（柁原賢一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） おはようございます。議席番号3番の緒方哲郎です。農業の振興と発展、福祉の充実、教育の充実を柱に、市民の皆様の絶対幸福のために頑張っております。

私は、広報委員として、8月の5日、6日、両日にお隣の大津町と佐賀県嬉野市のほうへ研修に行っていました。大津町の議会だよりは、全国町村議会議長会主催の第33回全国議会広報コンクールにおいて、企画構成部門で奨励賞を受賞されており、読む議会だよりよりも見る議会だより、これをコンセプトに、表紙の大切さから、表紙一面を大きく写真にしたり、文字数を減らして写真やイラストをふんだんに使っておられ、とても見やすい議会だよりでした。

また、嬉野市においては、議会だよりを広報委員の皆さんが企画から構成まで全て行っておられ、定例会が終わりまして、翌日からおおむね5日間ほどは午前中から午後まで、議会だよりの制作に時間を費やしておられるということでした。大変だなと感心しつつ、私たちも頑張らねばならないと考えさせられる、大変有意義な研修であったと思っています。

広報委員会より、これから研修で学んできましたことを本市にも取り入れていきたいという思いから、数点、提案をさせていただきたいと考えております。よりよい議会だよりになりますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

また、嬉野市におきまして、広報の研修と同様に、非常に興味ある言葉がございました。ご存じの方もおられるかとは思いますが、議会の目標ともいうべきものでしょうか。それは「議員が変われば議会も変わる。議会が変われば行政も変わる。行政が変われば嬉野市も変わる」というものです。私は議会改革検討委員会にも構

成委員として入っておりますが、議会改革の中に、このような考えも必要になってくるのではないでしょうか。

本市に置きかえれば、議員が変われば議会も変わる。議会が変われば行政も変わる。行政が変われば菊池市も変わる。会して議し、議して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議会改革も進めていくべきだと強く感じますし、このような考えをもってすれば、議会改革そのものもスムーズに、かつ着実に行われていくものだと思っております。

皆様にもご紹介させていただいて、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回、私は五つのことについて質問をさせていただきます。

まず一つ目に、農福連携についてお尋ねをいたします。

農福連携といいますのは、読んで字のごとし、農業分野と福祉分野とが連携するものです。障がい者の方々が農業分野での活躍を通して自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みであり、農林水産省では厚生労働省と連携して、農業・農村における課題、また、福祉における課題、この双方における課題の解決と利益、メリットがあるよう、ウィン・ウィンの取り組みとしているものです。

今申し上げました農業・農村、また、福祉、それぞれにおける課題をしっかりと把握して解決していかなければならないわけですが、まず農業・農村における課題としては、労働力不足や過疎化、高齢化により、働き手の確保や地域農業の維持が困難になっていることから、荒廃農地の増加等が課題となっていると考えられますし、一方、福祉における課題において、本市にあります障がい福祉サービスの就労継続支援事業所の方にお伺いをいたしましたところ、事業所利用者さんへの工賃、給料ですかね、この確保が課題となるとのことでした。また、お日様のもとで就労することにより、心身ともに健康になるなど、農業に関しては魅力を感じているとお話をいただきました。

このような課題を解決していくのが農福連携というものになるのですが、そこで、お尋ねをいたします。

まず、この農福連携について、本市においてのお考え、どのような位置づけをされているのか、どのような方向性を考えておられるのか、これを1点目。

また、しっかりとした取り組みをしていただけるものと思いますけれども、まずは課題の把握が必要になります。農業・農村、また、福祉、それぞれの課題が把握できていれば、その内容と、解決に向けた取り組みがあればお答えください。

以上、2点についてお願いをいたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 改めまして、おはようございます。今、緒方議員から農福連携についてのご質問が出ております。農福連携につきましては、農業分野、福祉分野でございますので、私のほうから農業分野について、まずお答えさせていただきます。

農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻になっている中、農業と福祉が連携する農福連携の取り組みにつきましては、労働力の確保を図る上で大変重要な問題であると認識をしているところでございます。

農業者等に対しまして、国の補助事業や各種支援策の情報提供を行うなど、農福連携の周知を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

また、2点目のご質問でございますけれども、農作業につきましては多種多様なものがございます。こうした中、農福連携においては、農作業請負を希望する事業所と、こうした事業所に作業をお願いしたい農業者とのマッチングが課題であると認識をしているところでございます。

このようなことから、本年4月から県の障がい支援課に配置されております農福連携コーディネーター、これを活用しまして、事業所と農家のマッチングなどの支援を行う必要があるというふうに考えているところでございます。

また、本市におけます課題解決に向けた取り組みの一つといたしまして、菊池グローバルビレッジ構想業務におきまして、大手電子商取引事業者との連携により菊池農業高校と市内社会福祉法人が協力いたしまして、農産物の商品づくりからネット販売までを実践する取り組みを実験的に行われております。この取り組みの中で、本市の営農指導員も大豆栽培などに協力をしているところでございます。

以上、農業分野についての答弁とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 改めまして、おはようございます。私のほうから、農福連携の福祉分野における市としての考え、方向性、取り組み、課題につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、市としての考え、方向性についてでございますが、本市におきましては、第2期障がい者計画に基づきまして、障がい者の自立及び社会参加の支援等を目的としました各種施策に取り組んでおりますが、農福連携は、障がい者の就労の場の確保や収入の安定、生きがいの創出につながるものと期待しているところでございます。

また、農業を通じまして、土に触れ自然に触れ合う中で、情緒が安定する効果が

期待でき、一般就労に向けての体力づくり・精神面での訓練にもつながりますことから、今後も福祉的就労の場の一つとして充実を図っていく必要があると考えているところでございます。

次に、現在の取り組みと課題についてでございますが、福祉事業所等の農業へのかかわりとしまして、就労訓練の場所としての活用や農作業の一部受託、農産物の加工や販売など、事業所の特色を生かしたさまざまな取り組みが行われております。

しかし、身体障がいや知的障がいなど、障がいの特性や程度によりまして、可能な農作業の種類が異なることから、作業内容の見きわめ、環境整備や作業工程の細分化、作業をサポートする人材配置などさまざまな配慮が必要となること、また、加えまして、障がい者の支援という視点での農業者側の理解と協力を得る必要があることなどが課題であると認識いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 今、それぞれにお答えいただきました。

その中で、農政、福祉、両方をマッチングするのが非常に難しいのかなというふうな感想を持ちました。それぞれに推進や取り組みをされているということで、その取り組みについては、これからもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。1点、気になることがありましたので、再質問をさせていただきますが、農福連携とありますように、今、農政、福祉、二つの部署にまたがってお答えをいただきましたように、非常に連携というのが難しいものではないかと思えます。

また、ほかにもJAであったり、それぞれの福祉事業所などとの横のつながりなどがあります。JAとしては、農業は農産物の生産だけだとは考えておりません。心の豊かさを生み出す生命産業だと考えており、このことから、セラピー効果が期待でき、農福連携は地域に応じたものとして確立すべきと考えるというようなJAの三角組合長のお話でございました。

このように、前向きな考えを持っておられる異業種間との連携、これはどうなのかということがちょっと気になりましたので、その辺お答え願えれば、よろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 再質問にお答えをさせていただきます。

農福連携における異業種間の連携について、どのように考えているのかということでございますが、現在のところ、農福連携に関しまして、JA等農業団体との連

携は行われておりませんが、福祉事業所等の農業への事業展開につきましては、障害者総合支援法に基づきます、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の三つの福祉サービスの中において実施されているところございまして、引き続き連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、先ほど経済部長も申し上げましたが、障がい者就労施設と農作業を外部に委託したい農業者とのマッチング支援を行います農福連携コーディネーターが県に配置されておりますので、そちらとの連携も図っていきたいと考えているところでございます。

今後、福祉事業所等が農業分野に参入する際には、農地の確保や、また、農業に関する知識・技術の不足といった課題も想定されますことから、国や県、関係機関と連携しまして、しっかりと支援していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） このような事業というのは、横のつながり、連携体制がとても大切なものになると考えます。今現在は、JA、農業団体との連携体制の構築はないということでございましたので、この構築を急いでいただきますとともに、課題等もまだまだあると思います。これからはしっかりとした協議、この事業の遂行をお願いして、次の質問にまいります。

次に、農家民泊についてお尋ねをいたします。

まず、農泊とは、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民泊、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により、旅行者にその土地の魅力を味わってもらう、農山漁村滞在型の旅行のことと定義されております。

つまり、農泊というのは、農家民泊だけではなく、ホテル、旅館、ペンション、キャンプ場、古民家や廃校になった校舎など、旅行者のニーズに合った宿泊手段により農山漁村に滞在し、交流を深めながら地域の魅力を味わってもらうことです。

本市においては、この農泊の中の農家民泊として頑張っておられる方々がおられます。このような「民家に泊まろう お帰り。」というような民泊案内も本市ではできております。中を見てみますと「心が通じることが一番大事だけん」、また「画廊のような蔵に来て一、見て一!」、また「知らぬ人とふれあうと こっちも幸せになるとよ」など、それぞれの思いの中で、農家民泊をやりながらも、楽しんでおられるように思います。

そこで、本市において、この農家民泊として頑張っておられる方々が何人、また、

何組ほどおられて、今後、本市としてどのようにしていこうかと考えておられるのか、お答えください。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 皆さん、改めまして、おはようございます。緒方議員からの本市の農家民泊の状況と今後の考えをというご質問にお答えをいたします。

本市では、グリーンツーリズムの中で農家民泊を中心とした取り組みにつきまして、菊池ふるさと体験協議会への委託により推進を行っているところでございます。

当協議会には現在7軒が加入されており、平成30年度は112人、そのうち84人は外国人となっておりますが、その宿泊の受け入れを行ったという報告をいただいております。

なお、同協議会に未加入で農家民泊をされている軒数につきましては、把握はできておりません。

今後の方針としましては、協議会のほかにも民泊を、協議会に限らず、民泊を営まれている方に対して、助成事業であったり、地域資源等の情報の提供、それからいろんな取り組み事例等の情報発信を行うことにより、農家民泊を推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 今のお答えの中に、情報発信という言葉がありましたけれども、J A、全農としても取り組みの支援をすることにより、地域の活性化を進めておられるということでございますが、きょうの日本農業新聞の中にちょうど記事がありましたので、ご紹介申し上げますと、農泊拡大へ発信力の強化ということで載っておりました。全農は、2019年度からの3カ年計画で農泊に取り組むことを掲げており、若い世代を中心に農泊の認知度を高め、気軽に体験してもらう狙い。農泊受け入れ地域の拡大にも取り組むというようなこと、農泊に力を入れることで、地域をいち早く元気にしたい。関係人口や農業に関心を持つ人をふやし、将来的に就農につなげたいと意気込んでおられるような記事でございました。

また、J A菊池の三角組合長にもお話を伺いました。農家民泊などの宿泊施設はまだまだ足りないと思う。まず、この地に、この菊池市に宿泊していただいて、中山間地のあぜ草を切っていただく。そうすることにより、きちんとした水の流れができる。また、そのあぜ道には彼岸花が咲き誇る。それは皆さんが草を切ったから、

こんなにきれいな花が咲いたんですよと伝えられる。また、果樹園では、収穫作業だけではなくて、その前のいろいろな手入れについても参加し経験していただく。私たちには当たり前の出来事でも、そのようなことを経験したことのない方たちにとっては、新鮮ですごく魅力的なものに映る。このような交流を深めながら、農業の魅力、地域の魅力を味わってもらうことで、地域の活性化につながるとお話をくださいました。

地域の活性化は、本市においても重要な課題です。地域の魅力をその地域に滞在することにより味わっていただくことができる。そして、リピーターとなっただき、菊池市という地域魅力の発信源ともなっただき。そのため、農家民泊という宿泊施設の整備は重要な課題の一つだと考えます。

２０１９年、ことし３月１７日には日本農泊連合も結成されました。

そこで、本市において、地域活性化につながるＪＡとの連携した推進、取り組みの考えはないか、再質問させていただきます。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま緒方議員のほうから、農家民泊に対して、ＪＡとの連携の可能性ということでのご質問でございました。

農家民泊につきましては、この数年来、力を入れて取り組んできておりまして、とりわけ中山間地においては、農家の方々の収入源の多様化ということでの効果がありますし、また、それだけではなくて、地元にある素材を使ったおもてなしで観光客に喜んでいただくと。実は、足元に眠っていたものは宝だったという、そういう発見につながるわけでありますので、ふるさとに対する自信や郷土愛につながるという副次的な効果もございます。

また、高齢の方々にとりましては、関係人口、とりわけ都市部の若い方々との交流を深めることが、ある意味、生きがいになってまいりまして、元気につながるという効果もあるというふうに考えております。

また、さらに加えて、こうした日本の田舎暮らし体験というのは、今、インバウンドでも人気となっております、とりわけ台湾では日本の民泊というのは修学旅行の人気コースにもなっているということでございます。

こうした状況がございますので、もしＪＡさんのほうでもみんなで取り組んでいきたいというご意向があれば、農家数がふえてくれば、今申し上げたような修学旅行の受け入れさえ可能性が高まってまいりますので、私どもとしてはもう大歓迎でございますので、ＪＡさんとも連携・協力しながら、ぜひ地域活性化につなげてい

きたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） これから、今、お話しいただきましたように、前向きな考えを持っておられるJAなどとの協議をしっかりとしながら、宿泊施設の整備支援で地域活性化の対策の一つとして取り組んでいただくようにお伝えして、次の質問にまいります。

次に、地域包括支援体制について質問をいたします。

これまで高齢化施設における地域包括システムの構築など、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進してこられたと思いますが、今後とも地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る、全世代、全対象型地域包括支援体制を構築していかなければならないと考えます。

福祉ニーズの多様化、複雑化から、高齢者、障がい者、子ども、それぞれの制度ごとのサービス提供、また、高齢化の中で、人口減少が進行する背景から、地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題となる中、包括的な相談からの見立て、支援制度の組み立て、また、高齢者、障がい者、児童等への総合的な支援の提供、そして、効果的、効率的なサービス提供のための生産性の向上、また、総合的な人材の育成、確保により、地域包括支援体制をさらに強固なものに構築していかなければなりません。

そこで、お尋ねをいたします。

2005年の介護保険法改正で、各市町村に設置された地域包括支援センターですが、他市町村においては、市町村が設立主体ではありますがけれども、自治体から委託され、社会福祉法人や社会福祉協議会、民間企業などが運営しているケースもあると聞いております。

本市においては、この包括支援センターはどこに設置されており、その構成員はどのようになっているのか。また、その業務の中に総合窓口というものがあります。そこへはさまざまな相談があっていると思いますが、年間の件数、内容ともにわかればお答えください。

次に、地域包括ケアシステムの構築に当たり、まずは地域福祉の課題を知っておくべきだと考えます。現状の把握においては、郵送による配布、回収、また、訪問調査等が行われておりますが、現状とその取り組みについてお答えください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） それでは、地域包括支援体制に関しますご質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域包括支援センターの設置場所と、その構成内容についてでございますが、高齢者の総合相談窓口であります地域包括支援センターにつきましては、本市におきましては、現在、市役所高齢支援課内に設置しているところでございます。

人員の構成内容につきましては、センター長1名、これは高齢支援課長が兼務しております。ほかに、保健師3名、社会福祉士3名、主任介護支援専門員3名が中心となりまして、総合相談の対応をいたしているところでございます。

また、要支援者等のケアプランを作成します介護支援専門員等の嘱託職員が7名、介護予防事業を担当します看護師及び歯科衛生士が嘱託職員としてそれぞれ1名、事務職が2名、生活支援コーディネーターが1名の計22名で業務を担っているところでございます。

次に、相談件数と内容についてでございますが、総合相談の件数につきましては、平成30年度は356件となっております。その主な内容といたしましては、介護保険等のサービスの利用に関するものが最も多く、次に、在宅医療や医療機関受診、認知症、精神疾患など、介護の方法や心身の健康に関するものが多くございました。

また、今述べました相談内容に加えまして、経済面や家族関係など複数の問題が混在・複雑化しております相談も多く、関係機関等と連携を図りながら、支援しているところでございます。

次に、地域福祉におけます現状と取り組みについてでございますが、第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定します際に、平成29年度になりますが、介護予防・日常生活ニーズに関する調査を実施しております。

その調査結果から、近年のひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみ世帯の増加に伴いまして、ごみ出しや買い物などの生活支援の必要性が高まっていること、また今後、要介護認定者や認知症高齢者がさらに増加していくと予測されること、また、外出回数が減少している方は、運動機能の低下によります転倒や閉じこもりなどのリスクの割合が著しく高くなっていることなどの現状が把握できているところでございます。

このようなことから、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みといたしまして、元気な高齢者をふやすことを目的とし、いきいき100歳体操などを週1回行う住民運営によります、通いの場づくりの支援を行っているところでございまして、介護予防の推進だけではなく、交流の場・地域づくりにもつながっている

ところでございます。

ほかに、有償ボランティア等によりまずごみ出し、買い物などの軽度の家事支援を行います生活支援サービスの創出や、認知症の方への早期介入・支援を行います認知症初期集中支援チームの設置、また、医療と介護の両方を必要とされる高齢者が、安心してそれぞれのサービスを受けることができるような在宅医療、また、介護連携の推進等に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 支援センターは高齢支援課内に設置されているということ、また、22人の構成員の方でされているということでしたが、平成30年で356件の相談件数があるということで、これ、今後、どんどんふえていくことも考えられますし、内容においても、これから複雑化していくんじゃないかと思っております。これからはしっかりとした対応をお願いするわけですが、取り組みに対しましても、100歳体操であるとかされている中で、地域包括という関連から、地域住民やボランティア団体など多くの方々の協力体制が必要だと、まず感じました。それに関しましては、職員体制の中の総括支援コーディネーター職の方が行われていくものと思います。今後、不足してくると思われる医療・介護人材の確保、育成など、多くの課題も出てくるものと考えます。

今回、聞き取りをしました中で、行政の方からのお話から、お話をすれば、きょう一日ではとてもできませんというようなお話もございました。広く深いものだと感じましたし、携わっておられる職員の方々の熱意も感じました。これからはしっかりと対応がなされていくものと思いますし、また、この地域包括支援体制は、その地域の実情に合ったものでなければならないものであり、非常に広い範囲であることから、しっかりと連携をして、市民の皆さんが住みなれたこの菊池市で生き生きと安心して暮らしていくために、また、この菊池市の地域づくりの大もとになるものだとも思っております。地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現に努力すべきとお伝えをして、次の質問にまいります。

次に、空き家対策についてお尋ねをいたします。

本市においても、空き家対策においては、いろいろなお考えのもとに対策を講じられていると思いますが、今回は小規模な農地、本市においては20アール未満ということになると思いますが、空き家と一緒にくっついている場合の対策はどのようなになっているかというお尋ねになります。

これは、他の市町村において、空き家と一緒に農地を取得しようとしたところ、

農地の面積が許可要件の下限面積以下となっていたために、取得希望の方が取得することができなかったという事例があったとお聞きしました。取得希望の方は自家菜園の補助として利用したいと考えておられたのだらうと思います。このような場合、下限面積を小さい面積にする必要などの対策が考えられますが、本市において、まずそのような事例があったのが1点、もしそのような事例があったのであれば、その対応またはその対策、どのようなことをされたのか、この2点についてご質問をさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 空き家対策について、その中でも農地付きの空き家についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、本市では、人口減少曲線を緩やかにし、地域活性化につなげるために、市外からの移住者の受け入れ、本市での定住促進を目的としまして、平成27年より空き家バンク制度を設けて運用を行っているところでございます。

この制度につきましては、市内の活用可能な空き家・空き地の所有者に登録をいただき、移住希望者とのマッチングによる、移住・定住の促進を図っているものでございます。住居及び宅地の登録に限定した運用としているため、小規模農地付き空き家の取り扱いの事例はございません。

もし事例があれば、その対応ということですが、事例は、今、ございませんけれども、もし農地に関してのご相談があった場合は、必ず農業委員会のほうへつなぐということとしております。

また、就農希望者に関する案件は、農政課のほうにご相談をいただくというふうにしております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 本市においては、質問したような事例はなく、ほかからのお尋ねもないような現状で、今現在、空き家対策としては、空き家と農地に関しては別物と考えて対処しているというようなお答えでした。

そこで、今後のお話になりますが、質問したような農地付きの空き家が出てきたり、また、そのような空き家を探しているなどのお尋ねがあった時のこととなると思います。前に述べた農地の権利移動の下限面積などにより、せっかく移住・定住を希望されておられる方たちが、ほかの市町村へ行かれることのないようにしなければなりません。

権利移譲の問題は、今言われたような感じで、農業委員会との関連事項ともなると思いますが、小規模耕作放棄地の解消にもなると考えますので、これからこのような問題は必ず出てくるものだろうと思っております。そのときはしっかりとした協議・検討をお願いして、次の質問にまいります。

最後に、小学校児童のことについてお尋ねをいたします。

一つ目に、登下校についてお尋ねですが、閉校した河原小学校の児童の登下校についてですが、今現在は限府小学校へ通学されております。その際、スクールバスを利用されているとお聞きしました。まずは、その登下校の状況をお答えください。

二つ目に、児童のいじめ防止の防止策はどのようなことをされているのか、この二つについてお答えをお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、緒方議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、河原小学校が閉校した後の登下校の状況はということでございますが、平成24年度末に河原小学校を限府小学校に統合したことで、小学校と自宅との距離が統合前より離れた世帯があることから、通学距離が、片道4キロメートル以上となります日向区から遠方に住む児童においては、無料でスクールバスを利用して登下校をしております。

また、通学距離が片道4キロメートル未満の児童においては、小学校統合前と同様に、徒歩により登下校をしておる状況でございます。

それから、2点目の児童のいじめ防止策でございますが、平成27年9月にいじめ防止対策の基本的な方向や内容を規定しました、菊池市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、対処を行っております。

学校では、6月を、心のきずなを深める月間として人権教育学習を通して、学校全体でいじめ防止の理解を深めるとともに、教育相談の実施、電話相談窓口の周知などを行いまして、子どもたちがいじめを訴えやすい体制を整えております。また、定期的にアンケート調査を行い、実態の把握に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、先生に直接相談しにくい場合などの相談窓口として、心の教室相談員や学校支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカーを配置して、相談体制の充実に取り組んでおります。あわせて、毎月、全小中学校からの定例報告によりいじめの件数等を把握し、丁寧に対応しているところです。

さらに、今年度は九州ルーテル学院大学のご協力のもと、こころの問診票調査を実施しております。このこころの問診票は、子どもたちのこころの状態を、心の健

康状態や性格傾向、行動や発達特性、友達関係、社会性などさまざまな視点から大まかに把握し、心理面も含め多面的な分析ができることから、いじめの早期発見、適切な早期対応につながるものと期待しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 登下校についてですけれども、今回、河原小学校ということで限定させていただきましたけれども、ちょっとわかりやすいようにするためでございますが、河原校区の上木庭区から通学している子どもたちについて、あそこは4キロ未満ということで、歩いての通学ということになっておりますが、私は距離的な問題からではなくて、ちょっと危険性という点から、どうにかならないかということでございます。

登校に関しましては、登校班によって数人で登校できますけれども、一方、下校になりますと、同学年がない限りは一人で帰るということになると思います。ご存じの方はわかると思うんですけども、木庭橋から少し行って、県道を離れてから急な坂がありますけれども、集落までのおおむね1キロ、あそこに関して人通りも少ない通学路でございますし、そこを小学校1年生の女の子が帰っているということは、大変私は危険だということを感じました。

昨今、どこでも犯罪や事件は起こり得ます。そのようなことに巻き込まれてからでは遅過ぎると私は考えておりますが、本市として、何かそのようなことに対する対策等がありますでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

スクールバスを利用できる児童については、先ほども申しましたように、通学距離が片道4キロメートル以上と国のほうで規定してありますけれども、通学距離が片道4キロメートル未満の児童であっても、特殊な事情等により、学校長が特に必要と判断し、教育委員会が認めた場合に限り、有料とはなりますが、スクールバスの利用を特別に許可しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 特別に許可されるというようなことではございますが、この河原線ということになると思うんですけども、許可の、実際、そのような件数があつ

たのか、また、その内容、けがによるものであったりとかになると思うんですが、そこがわかれば教えていただきたいのと、もしも、今は河原線といいますと、藤田から中原、日向のほうに行く路線だと思うんですけども、そのルートから外れた場所でも、このスクールバスを利用するのは可能なのか、そこについてお答えができれば、よろしく願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、現在の旧河原小学校区におけるスクールバスの特別利用許可の状況につきましてお答えをいたします。

現在、中原区と上木庭区の２区に対して許可をいたしております。中原区は通年にわたり登下校便を２人が利用されております。上木庭区は冬季の１０月から３月までの期間限定で下校便に限り３人が利用されておる状況でございます。

また、その理由につきましては、先ほど少しご説明いたしましたが、防犯上の理由で、その状況に応じて学校長が特に必要と判断したため、認めているものでございます。

次に、現在のスクールバスの運行ルートを外れてから児童が利用することは可能かということのお尋ねでございますが、この特別許可につきましては、教育委員会では、むやみに認めているものではなく、現在運行している路線の空席を利用することを条件としており、その上で必要性を慎重に判断してから許可をしているところでございます。よって、スクールバスの運行ルートを外した上で、特別に利用を許可することは今のところ考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○３番（緒方哲郎君） 今回は、一つの事例として河原小学校の登下校のことについて質問をいたしましたけれども、他の小学校においてもこのような問題はあります。特別に許可するのは学校側の判断ということになると思いますけれども、この辺を周知徹底していただいて、子どもたちが事件・事故に巻き込まれないような対応をお願いいたします。

また、いじめ対策について、先ほどお答えいただきましたけれども、具体的な施策について、少なかったように感じました。

そこで、私から、子どもたちがいじめを訴えやすくする方法として、お手紙ポス

トみたいなものを設置したらどうでしょうかという提案でございます。手紙が入れば職員室のブザーが鳴るとかの工夫もしながら、いじめを受ける子どもというのはおとなしい子どもたちが多いと思います。その子どもが声を上げるというのはとても勇気が要ることでしょうし、匿名でも構いませんから手紙あたりを書いていただいて、このポストに入れることにより、学校側も問題を早く把握することができると思います。

子どもたちの学校生活が健全で明るいものになるよう提案をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君） これで、緒方哲郎君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時50分

開議 午前10時58分

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、健康福祉部長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。
健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 先ほどの緒方議員の地域包括支援体制に関しますご質問の答弁の中で、地域福祉における現状の取り組みとしまして、第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する際、平成29年度に介護予防・日常生活ニーズに関する調査を実施しておりますと申し上げましたが、平成28年度に訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（柁原賢一君） 次に、城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） おはようございます。公明党の城典臣でございます。一般質問をさせていただきます。

6月は余り時間が、五、六分しか残らなくなりましたので、早速始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

観光地としての現状ということで、本年4月に再整備によりオープンいたしました市民広場を含め、その周辺の街なかをゆっくり散策しながら、お土産品を買える店舗が多く存在する街並み、商店街にできないか、お聞きしたいと思います。

観光地に行きますと、大抵のところにまちを散策しながら名所を回り、お土産品を品定めできて、活気あふれる観光地を多く目にします。残念ながら、菊池市はゆ

つくり散策できて、途中で休憩できるような店舗が少なく、観光地としては中途半端な気がいたします。私は、菊池温泉の泉質はどこにも負けないと思いますが、その温泉が生かされていないようにも思います。

私は、以前、正観寺の通称寺の馬場といいますが、そこを歩いていますと、ここに土産品店が両脇にぎっしりと並んでいればいいのになとか考えたことがありました。

このたび、市民広場が再整備され、きれいになりました。広場一帯の歴史遺跡の散策や、グルメを堪能して、足湯につかり、將軍木、その他を見学して、周辺を散策して回り、お土産品が買える店がずらりと軒を連ねるような商店街としての整備ができないでしょうか。

そこで、現在、観光地としての現状はどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

あわせて、海外からの観光客はどうなっておりますか。特に韓国と日本の関係がぎくしゃくしておりますが、韓国から菊池市に訪れる観光客のこの5年間の推移はどうなっておりますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） それでは、城議員からのご質問にお答えします。

土産物が買える商店街の整備についてのご質問でございます。

城議員もおっしゃられましたとおり、名湯百選にも選ばれました菊池温泉につきましては、全国の有名温泉地と比較いたしましても、遜色のない温泉であると考えております。

しかし、これまで温泉のよさを観光客の皆様に十分伝え切れておりませんでした。また、温泉街から商店街への観光客の流れもできておらず、観光客を引き込むための施策が課題となっております。

こういう中で、ご存じのとおり、商店街には菊池一族にまつわる史跡など、観光の魅力となるものも随分点在しております。さきに述べました菊池温泉という観光コンテンツと、商店街という点と点を結ぶ拠点になるものが、本年4月にオープンしたふるさと創生市民広場だと考えております。

現在は、商店街の魅力を高めるため、昨今の旅行者が求められます「もの」ではなくて、「心の満足」を得るため、「癒しの里」きくちを目指し、森まちプロジェクトによる緑化や美化、グルメ推進事業によります飲食店の充実など、人の流れをつくり出す取り組みを行っているところでございます。

また、菊池観光協会が行う菊池観光案内人による観光ガイドや、菊池十五夜めぐりと題しまして、菊池の菓子家めぐりマップを使った街なか散策を推進することで、観光客に癒しを感じてもらいながらの市内滞在時間を延ばす取り組みも行っている

ところでございます。

あわせて、にぎわいを取り戻すための創業支援事業補助金や創業融資制度などの空き店舗対策によりまして、雑貨店、菓子店など、お土産も買えるような店舗の出店も図っているところでございます。

これからもこうした施策を推進することで、土産物店を初め、にぎわいのある商店街をつくっていきたいと考えております。

続きまして、隈府の中の観光地としての現状というお尋ねでございますけども、先ほども述べましたが、隈府の街なかには菊池一族ゆかりの地が点在し、また、ポケットパーク、春の城山の桜など、癒しの空間として観光客を魅了する素材がたくさんございますが、まだまだ商店街の賑わい創出にはつながっていない状況でございます。

次に、海外からの観光客のお尋ねでございます。

海外からの観光客に関しましては、観光統計によりまして、平成30年までの1月から12月の各年の宿泊者のみ、5年間を把握しているところでございます。

過去5年間の外国人宿泊者数の8割程度が韓国からの宿泊者であるというふうに考えております。これは各宿泊施設から聞き取ったというところでございます。これに基づきますと、平成26年の韓国からの宿泊者でございます。約1万5,000人、平成27年が約1万6,000人、平成28年が約1万1,000人、平成29年が約3万3,000人、平成30年が約4万人となっております。特に平成29年、30年においては、宿泊施設の外国人観光客、特に韓国からの観光客の誘致体制の強化によりまして、観光客が増加しているところでございます。

しかしながら、現状では韓国と日本の関係が悪化をしております。これを受けまして、大変厳しい状況であると伺っております。私どもといたしましても大変憂慮している状況でございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 韓国のお客様は、今までは順調だったけども、今回からは、なかなか厳しいものになるかもしれないというお答えでございましたけども、これは国が絡んだことでありますので、推移を見ながら、それに対応しなくてはいけないという思いがしております。

主な観光地を見てみますと、日田市の豆田町などは大変よかったですね。阿蘇には阿蘇神社があり、門前商店街があります。また、山鹿には豊前街道がございます。そのほかにも、大分県豊後高田市は昭和の街並みを再現して、大変にぎわっており

ます。

きわめつきは島根県の境港の水木しげるロードではないでしょうか。８００メートルの長さの商店街は、昭和のレトロの街並みで、両脇にアニメ「ゲゲゲの鬼太郎」のモニュメントがずらっと飾ってあります。それは大変なにぎわいでございました。私たちが行ったのは普通の日でございましたけれども、相当なにぎわいをしておりました。廃れていた街並みを知恵を絞ればこんなにもＶ字回復して、日本有数の観光地になるんだなという思いが、訪れて感じたことでございました。

来年になれば、菊池市の観光の名所であります菊池溪谷も、交流施設である菊池溪谷ビジターセンターができ上がります。再整備もある程度完了するものと思います。年間２０万人以上の観光客が訪れる、菊池最大、最高の観光資源である菊池溪谷を起点として、竜門ダムなどの観光施設や各地区に物産館がございます。また、飲食店、四季の里や鴨川公園など、親子で楽しむ施設など、点を線で結ぶ流れができてくるのではないのでしょうかと思います。

また、本市は、農商工業に加えて観光が基幹産業と考えられますから、菊池温泉を含め観光地としての活性化に向けた取り組みで市のグレードアップ、いわばインバウンド等に力を入れて、品質の向上、格上げ、向上等につなげる考えはないかということをお聞きしたいと思います。

また、先日の熊日に、観光客と地域住民の出会いの場を提供するサービスということで、同市出身の鹿児島大学４年生の方が考案したローカリップという運営会社を設立されております。こういう若者が考えていくことにも一緒にタイアップしながら、今後の菊池市の展望をどう江頭市長は考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの城議員からのご質問は、今後の観光地づくりに関するビジョンという趣旨のご質問であったというふうに思います。

菊池溪谷に対してのお話から始まりましたけれども、従来、菊池溪谷は一番の集客力があつたわけでありまして、ある程度の時間、例えば１時間ぐらい滞在しますと、その後はお帰りになると。まちは素通りになるというふうな実態がございました。このことを、滞在時間を延ばす仕掛けをつくって、まちなかに誘導して、経済効果につなげようと。まさに、今おっしゃった点を線にしていこうというのが私どもの今の戦略でありまして、そのために部品としてのさまざまな試み、フットパス、それからサイクリングロード、あるいはグルメガイドといったふうな仕掛けを今までつくってきたわけでありまして。

今回、ビジターセンターができることで、滞在時間が延びるとともに、菊池の観光、グルメ情報の発信基地として、まちなかに顧客を誘導するグルメガイドの起点としての役割も担うことになってまいります。

こうして街なかに呼び込んだ観光客の皆さんを、今度は市民広場でつなぎとめて、菊池温泉ですとか、点在する観光スポット、グルメスポットと結びつけていきたいというふうに考えているところでございます。

幾つか例として挙げられた観光地は、確かに土産物屋が建ち並んでにぎわっているわけでありまして。そうした姿というのは、私たちの目指す理想的なゴールイメージでもあるわけでありまして、土産物屋があるから、実は人が集まるわけではないというのはご理解のとおりでありまして、人の流れをどうつくり出すかということが重要であるというふうに思います。

例示のあった観光地におきましては、それぞれ、本当に閑古鳥が鳴いたような時期もあったようでありまして、調べてみますと、やはり共通していますのは、まちの商店主などの人々が集まって、さまざまな議論と数々の試行錯誤の積み重ねの中で、長い時間をかけて今のにぎわいが生まれてきたものというふうに理解しております。

長年、人気を博してきた九州の某有名温泉地においても、土産物屋が建ち並んで、オーバーツーリズムの弊害が目立ち始めて、かつての常連客の中には敬遠する人も出てきたという話も聞くところでございます。

菊池市としては、他の観光地も参考にしながら、やはりJRや高速道路がないという立地でありますから、そのことをよく勘案して、わざわざ来てもらえる目的地としての魅力をつくり上げなければならないという事実がございます。とりわけ現在の旅行者を動かすものは、感動体験であるとか、癒しであるとか、そういう心を満足させるものを求めているというふうに考えております。そういう観点からは、幸い菊池溪谷あるいは菊池温泉などのほかにない自然の素材、また、米を初めとする食材のよさ、菊池一族の歴史文化などの特性がございます。こうした菊池ならではの素材を生かしながら、ゆったりとした癒しの自然を楽しみながら、歴史や文化の名残を味わいつつ、おいしい食事と菊池ならではの温泉での心身の健康を回復する、いわば命の洗濯場所をつくり上げていこうというのが私どもの「癒しの里」きくちの大きな狙いでありまして、また、リピーターとして何度も訪れたいような癒しの場所を磨き上げていかなければいけないというふうに考えております。そのためには、菊池ファンをつくっていくことは極めて重要なんですけども、そのポイントは、最終的には人と人のつながりということは極めて重要な要素になります。

また、質の高い永続性のある観光地にしていきたいというふうに思っております

ので、他の観光地の事例のように、住民全体で盛り上げていく意識と行動が非常に必要だと。言葉を変えれば、成功のための鍵は人にあるとも言えようかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 貴重なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

私も今から先、またいろんな思いをぶつけて、新たな観光地を目指すお役に立てればと思っております。

次にいきます。コンビニ納付についてということで、各種税金の納付をコンビニでできないかということでお聞きしたいと思います。

平成26年6月議会で質問をしております。その際、平成26年4月1日現在で、JA菊池では窓口納付も口座振替も無料で、その他の金融機関は窓口納付が21.6円、約30円かかると。口座振替が10円から16.2円かかると。コンビニ納付ではどうかと言えば、60円程度かかると。2倍から6倍の経費がかかり、初期投資としてシステム改修費で1,000万円程度必要だから、コンビニ納付は考えていないとお答えでございました。結論として、費用対効果が最も高い口座振替を推進してまいりたいと答えておられます。

その中でも、あわせて、行政改革大綱の中で作業部会を設置しまして、先進地研修等も実施して、有効性を検証してまいりたいとも答えておられます。その際、私は、行政として市民目線でいいサービスを提供する責任があると思うので、コンビニ納付が実現できるようにしてほしいと訴えました。現時点では上下水道料だけがコンビニで納付できるということでした。

あれから5年がたちました。作業部会を設置され、先進地視察等をされましたでしょうか。そして、コンビニ納付を前向きに検討されたのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまの城議員のコンビニ納付についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、経緯につきましては、市税のコンビニ納付につきましては、今、城議員もおっしゃいましたが、これまでの経緯についてご説明させていただきます。

まず、第一次行政改革大綱から第三次行政改革大綱の推進の中で、利便性の向上及び収納率の向上の観点から協議してまいったものでございます。

第一次行政改革大綱では、コンビニ納付の導入につきましては、費用対効果の観点から見合わせるという結論を得ております。

第二次行政改革大綱では、再度検討を行っておりまして、先ほど城議員が申されましたとおり、上下水道料金につきましては、毎月の支払いが発生することや、転入・転出の際には必ず精算事務が発生することに合わせまして、口座振替率も高いことから、コンビニ納付を導入することで、利便性の向上が図れると判断し、平成25年2月から導入をしておるところでございます。

第三次行政改革大綱で検討していく中で、コンビニ納付を導入している近隣市の状況から見ますと、初期導入費用が、先ほど城議員が申されましたとおり、800万円から1,000万円程度の費用が見込まれ、ランニングコストについても、1件につき61円の手数料、さらに毎月の基本料金がかかり、窓口納付や口座振替の手数料と比較しますと、多額の経費がかかってしまうことから、口座振替率の低い市税等につきましては、まずは口座振替率を上げることを最優先として口座振替を原則化する規則を平成30年11月に制定し、推進することとしておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） それでは、周辺自治体のコンビニ納付の現状はどうなっておりますでしょうか。今、言われましたけども、やっているところはやっていると思いますよね。どこがやっておられるのか、お聞きしたいと思います。

経費がかかるのはわかりますが、住民サービスの面から言えば、その面から言えば、子ども・子育てに対しては本当に充実していただいておりますので、コンビニ納付ができるようになれば、さらに菊池市のイメージアップにつながるんじゃないかという思いがいたします。移住・定住促進のためにも、少しはつながるんじゃないかと考えます。

それからまた、住民サービスの上から、ちょっとあわせてお聞きしますが、税金納付をキャッシュレス決済でできるのか、また、できるように検討すべきと思いますが、あわせて、いかがでしょうか、お聞きします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 城議員の再質問にお答えしたいと思います。

近隣市町の状況につきましては、合志市と山鹿市のほうでは実施をいたしております。菊陽町、大津町につきましては、今年度から導入をしたいということで、進

められているということで伺っております。

コンビニ納付につきましては、導入した市町に問い合わせましたところ、収納率の向上や費用対効果は見込まれませんということでございましたが、熊本県内におきましてもコンビニ納付できる市町村がふえてきている状況でございますので、市民の利便性や住民サービスの向上の観点から、税だけではなく、各種公課・料金も含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、キャッシュレス決済につきましても、情報通信技術の進展に伴いまして状況が変わってきておりますので、コンビニ納付とあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） いろいろ情報、状況が変わっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、合併協議会について、合併協議会時の協議内容の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

合併して12年目にして、合併協議会の協議事項で合意できていなかった市道の草刈り作業が一律でないことを指摘し、市道の草刈り作業費が全市一律になるようになりました。指摘するまでは草刈り作業費が比較的多く出ていた地域、少し作業費が下がりましたが、全然作業費が出ていなかった地域からは出るようになって喜ばれております。このように、ことしで合併から14年が経過し、合併時の協議事項は速やかに解決されるべきものと考えます。

そこで、お聞きしますが、協議内容の詳細は何項目ほどありましたでしょうか。協議内容とこれまでの経過、そして、全ての項目が新市建設計画に移行し完結したのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 合併協議項目の進捗についてお答えをいたします。

平成28年4月の議会月例会におきまして、菊池北部四市町村合併協議会で合併時の諸条件として整理し取り決めた合併協議項目の進捗状況や、それまで取り組んできた新市のまちづくり施策について報告をしております。

合併協議項目は全体で723項目あり、合併までに調整された461項目を除く、262項目について調整を行った結果、平成27年12月末時点で調整が終わっていない項目は4項目あると、そのときに報告をいたしております。

4項目のその後の調整状況でございますが、まず1項目め、庁舎の配置方式及び機能・役割につきましては、本庁舎整備後の平成29年4月から本庁・支所方式へ段階的に組織改編を実施し、現在、菊池市支所庁舎施設利活用基本計画に基づき、支所庁舎の整備に着手をしております。

次に、土地改良区のあり方につきましては、協議・調整を重ねてまいりましたが、統合は極めて厳しいと判断をいたしました。今後は各土地改良区が主体となった検討を見守ることとし、必要に応じて調整をしていくということとしております。

下水道の使用料につきましては、平成23年度に菊池市生活排水処理施設運営協議会を設置し、料金の適正化を含め検討を行いました。今後は、令和2年度から公営企業会計へ移行することから、安定した経営を維持するために、適正な料金となるよう見直しを行うこととしております。

最後に、道路・河川の除草・環境整備についてでございます。先ほど城議員からご紹介がございましたが、市道の環境整備に対して有償委託ができる制度がなかった菊池地区と七城地区に制度を創設し、活用を推進しています。

このようなことから、新市に引き継がれた全ての項目について、方向性を決定しております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 民間との協議はありませんでしたかということをお聞きしようと思ひまして、打ち合わせのときにそれはありませんでしたということでしたので、それでなかったということで、終わりたいと思ひます。

次に、災害時の避難誘導について、避難情報の発信、避難時の情報伝達についてお伺いしたいと思ひます。

本年8月は、後半になりまして雨が続き、秋雨前線、いつもよりも早く来まして、梅雨時の末期みたいに大雨が降り、福岡県、佐賀県、長崎県など九州北部に大変な被害が出ました。本当にお悔やみ申し上げたいと思ひますけれども、幸い菊池市は災害がありませんでしたが、いつ何どき災害があるかわかりません。

そこで、質問したいと思ひます。

今回は菊池市内、泗水、七城、旭志、それぞれの地域に災害時対策、さまざまな問題があると思ひますが、特に災害発生時、危険性が高く、孤立する可能性が高い水迫地区の事情についてお聞きしたいと思ひます。

住民の方から災害時の避難について聞かれました。区長からの連絡がうまく伝わらないような話でございました。そもそも連絡体制がどうなっているのかわかって

おられないようでした。そこで、水迫地区の避難体制はどうなっているのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。水迫地区の避難時の対応についてということでお答えさせていただきます。

水迫地区につきましては、以前は地元公民館が危険な場合は、旧迫水小学校体育館を地域で自主的に開放して避難所として利用されていたという経緯がありました。しかし、平成30年12月からは所有権移転のため、現在は体育館を避難所として利用できなくなっております。そのため、市としましては、今年度より交通手段をお持ちでない方に限り、市の指定避難所までの移動支援を行うこととしております。

なお、避難時の伝達方法としましては、市の指定避難所が開設する場合には、事前に水迫地区全区長に避難情報を提供し、区民への周知をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 自主防災組織もなかなかできてないんじゃないかと思いますが、その推進等はされますでしょうか。また、区長さんの動きが、区長さんもどのような判断をしていいか、なかなか困るんじゃないかと思いますが、その辺はもう市のほうから区長さんに連絡をされて、区長が動くということによろしいんでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 自主防災組織については、まだ未設置のところについては随時防災説明会等を実施し、推進しているところでございます。

また、避難方法の周知につきましては、5月29日の水迫地区防災説明会の際に区長さんなどへ説明をさせていただいております。また、実際に大雨や台風の際には、水迫地区区長へ避難の事前連絡をさせていただいております。

区から要望があれば、今後も地元説明会を開催し、周知等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） よろしくお話しします。

次に、九州産廃問題について、九州産廃による廃棄物の違法処理問題についてということでお伺いしたいと思います。

今回、九州産廃による違法行為が発覚し、議会に対して違法行為の内容説明の後、地元水迫地区において、8月13日、里山の家におきまして説明会がありました。

まず、どのような違法行為があったのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの城議員の質問にお答えいたします。

今回の違反行為につきましては、九州産廃株式会社の菊池事業所におきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する廃棄物の不適正処理の事案が発生しております。その不適正処理の内容につきましては、埋立終了処分場への廃棄物の埋め込み、調整池への廃棄物の埋め込み、安定型処分場への埋立可能品目以外の廃棄物の埋め込みの3点でございました。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） この違反行為が発覚したことによって、柏地区での産廃の全ての事業が終了するそうです。そのことは喜ばしいことですが、今後、何十年もかかるかわかりませんが、廃棄物の無害化を最後まで責任を持ってやってもらわなくてはなりません。しかしながら、今回の違反行為に対して、九州産廃株式会社に対する措置について、私は今回の違反行為に対して県が行政処分を科さなかったことが果たして正しかったのか、ちょっと疑問に思います。なぜなら、産廃事業の違反についてはとても厳しく当たってきているのに、今回は厳しく当たっていないので、前例を引いたなという思いがいたしました。

今後、違反した産業廃棄物業者が出た場合、今回の措置を引き合いに出して争う事態になればいいかと考えます。そのように考えますが、いかがですか、お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 再質問にお答えいたします。

先ほどは違反行為の内容だけ申し上げましたが、その後、緊急検査の結果、周辺環境への影響、水質汚染などは出ておりませんでした。

この件につきましては、内容につきましては、本年2月に熊本県への通報を受け

発覚しておりまして、そこから市は県と合同で、菊池事業所の現地確認や関係者からの聞き取りを行いまして、国や弁護士等の専門家へ意見聴取を行いながら、会社の廃棄物処理業の許可取り消しも含め、違反行為に対する処分検討を行ってまいったところでございます。

その過程におきまして、本年7月に会社から、一つ、菊池事業所での廃棄物処理業の全部廃止及び廃止後の維持管理に専念すること、二つ目に、現代表取締役の代表取締役からの辞職及び取締役からの辞任、三つ目に、現代表取締役が保有する株式の無議決権化の申し出が出ておるところでございます。

これにつきまして、市と県で検討した結果、今回の会社の申し出は、廃棄物処理業の許可取り消しを行った場合に生じる会社の不利益に相当する内容であること、また、菊池事業所の将来にわたる水処理を含む維持管理の履行を確実化するものであること、三つ目に、違反行為に対する責任が、社長の辞任として明確に示されていると判断をいたしましたところでございます。

以上の経緯を、先ほど城議員がおっしゃいましたとおり、8月7日に市議会へ、また同日及び8月13日に水迫地区の住民の皆様へ説明をして、多くの意見をいただき、それを踏まえまして、再度市と県で協議を行った上で、会社の申し出を受け入れることと決定し、市と県は8月14日付で会社に対して、申出内容の確実な履行を求め、あわせて菊池事業所内の不適正処理物の撤去及び残存廃棄物の適正処理に関する措置を講ずるように命令をしたところでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、許可取り消し相当の会社の申し出であることで、これがほかのところに影響することはないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） そのような扱いの判断をされたというのであれば、それで責任を持って最後まで監視して見てもらう必要がありますので、よろしく願いしたいと思います。

そこで、今後の監視体制の具体策をお聞きしたいと思います。県・市と連携して監視していかなければならないと思います。監視とともに、月に一度ぐらいは業者との話し合いを持って、事業の進捗状況なり、会社の状況なりを把握するためにも話し合いが絶対に必要だと思いますけども、いかがお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 再々質問にお答えいたします。

今後につきましては、菊池事業所内の不適正処理物の撤去及び残存廃棄物の処理並びに管理型最終処分場の維持管理が着実に履行されるよう、県と合同で随時抜き打ちで立入検査を行い、適正処理の確認及び指導等を行うことなど、監視体制を強化してまいりたいというふうに考えております。

また、地元住民の代表も参加しました監視委員会を開催し、菊池事業所内の現地調査も実施した上で、菊池事業所周辺の水質検査の検査回数をふやすことなどの監視体制の強化について協議し、実施していく予定としております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 地元を入れた監視体制をとということで、それはそれで本当に喜ばしいことだと思いますけども、これは、結局、最後に市長にお伺いしたいと思いますけども、この産廃問題は、水迫地区だけの問題ではないと私は考えます。地下水の汚染などがもしも発生した場合、風評被害等もあります。全市的に影響があると考えます。この問題は全市的な問題と捉えて、市民の皆さんに伝え、周知する考えはあるか、あれば、どのような方法でお伝えしていくのか、市長にお聞きしたいと思います。

それとあわせて、けさ早く、地元の方から電話がございまして、佐賀のほうの大雨で災害ごみが発生しておりますけども、その処理を県外も視野にということで新聞報道がなされておりましたが、そのごみを菊池市が受け入れるということ、打診といいますか、それはありましたでしょうか。その際はどうかされるのか、市長の考えをお聞きしたいと思います。武雄市にボランティアを派遣したりとか、いろいろ支援物資を送られたとか、もう素早く手を打たれておりますが、これはこれとして素晴らしいことだと思いますので、この問題がどうなるのかをちょっと地元の人が心配されておりますので、お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） まず、周知方法と、先ほど言われました佐賀県の対応につきましては、私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

全市民に対します周知につきましては、広報きくちへの掲載及びホームページでの公表を実施するとともに、全体区長会での説明も行つてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど佐賀地方における集中豪雨による災害廃棄物についての、その受け

入れに関する協議は現時点ではあっておりません。仮に災害廃棄物の受け入れ要請があったとしても、九州産廃株式会社におきましては、市と県の措置命令に基づき、菊池事業所内の不適正処理物の撤去及び残存廃棄物の適正処理を実施する段階でございますので、新たな受け入れというのはできないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、お尋ねのありました市民への周知の問題、他地域における災害廃棄物の問題につきましては、今、部長のほうから答弁申し上げたとおりでございます。

私のほうから少し補足しておきますと、その二つ以外に、先ほどご意見の中で、今回は処罰をすべきではなかったかと。あしき前例になりはしないかというご心配がございましたけども、そのことを少し私のほうから補足しておきたいと思います。

今回の九州産廃株式会社の不適正処理問題自体は、これまで長年にわたって積み重ねてきた信頼関係を大きく損ねるものでありますので、本当に怒りを禁じ得ない内容であります。したがって、本来であれば、廃棄物処理業の許可取り消しにも相当すると、私どもも県も考えていたところでございます。

しかし、一番大事なのは、やっぱり地域の将来と。とりわけ、水処理を含む菊池事業所の維持管理が、適正かつ永続的に実施されることだというふうに考えております。今回の会社からのお申し出は、行政処分を行った場合に相当する厳しい内容であったということと、それから、実は廃棄物の処理以外の業務は処罰の対象にならないわけでありまして、例えばバイオガス化、堆肥化、これも含めて菊池事業所では一切合切、事業を行わないということをつけ加えてきたわけでございます。加えて、経営陣からも、そして議決権も、ある意味では今の社長は放棄するという考えでありますので、今回の申し出というのは、特に水処理の永続的な実施ということをより確実にするものであると。そういうことで、地域の将来にとってはよりよいものであるというふうに私どもは判断して、申し出を受けて、対応することとしたものでございます。どうかそこところは非常に重要な部分でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

周知の件につきましては、まずはともかく、広報きくちでの周知、あるいはホームページの公表はもちろんでありますけども、全体区長会等におきましても説明を行いますし、ご要望があれば、別の機会でもきちんと説明をしていく所存であります。

また、他の地域での災害廃棄物については、先ほど部長が申したとおり、私ども

としてはそれを受け入れる考えは全くありませんし、私どもからの当社への措置命令自体がそういう内容になっておりますので、ご心配には及ばないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） じゃあ、地元の人にはそのように佐賀の件はお伝えしたいと思います。

それで、この問題は、許可した県と市が本当に自分たちで責任を持って最後までやるという思いをしっかりと抱いていただいて、地元も、また、菊池市も安心できるような体制をお願いいたしまして、終わりたいと思います。

○議長（柁原賢一君） これで、城典臣君の質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

—————○—————

休憩 午前11時48分

開議 午後 1時00分

—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、一般質問を行っていきます。

まず最初に、LGBT（性的マイノリティ）について質問をいたします。

この問題は、昨年9月の一般質問でも取り上げましたが、再度取り上げます。

今、総人口の7から8%とされる性的少数者が抱える思考や悩みは多様です。日本では伝統的な家族観や、両性のみに基づく法律や、社会保障制度では解決できない現実が明らかとなっています。

ご承知のように、ことし4月に熊本市がLGBTのカップルを結婚に相当する関係として公認するパートナーシップ制度が導入されました。先月の8月8日には戸籍上は同性のカップルが初めてパートナーとして認められました。

ここで、最初の質問をします。

昨年9月の一般質問で要望した内容について、菊池市では、現在、どこまで取り組みが進んでいるか、質問いたします。

まずは、行政一般についてです。

具体的には、一つ目には、菊池市人権啓発計画に人権の一つの柱として、L G B Tの問題を位置づけるべきと提案をしましたが、どうなっているでしょうか。

二つ目には、この問題で人権啓発課以外に、相談、意見が寄せられていないかの全庁調査、役場全ての課での調査を行うべきと要望いたしました。どうなっているでしょうか。

3点目には、窓口での職員の対応指針の作成、職員の研修については、どのように進められたでしょうか。

4点目には、各種申請書の点検を行い、必要のない性別欄の削除は進んでいるでしょうか。

5点目は、公共施設の多目的トイレにどなたでも利用できますという表示を進めるよう要望しましたが、どうなっているでしょうか。

次に、学校現場での取り組みについて、教育部にお尋ねします。

昨年の質問では、正しい知識のもとに正しく理解することが何よりも大切、まずは学校現場できちんと知ること、それが学校におけるL G B Tの存在を深く理解、支援することにつながると述べ、学校現場での改めての研修を要望しましたが、取り組みはこの1年間どうなっているでしょうか。

以上、1回目の質問とします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、東議員お尋ねの6点のうち5点について、総務部のほうからお答えいたします。

まず1点目、計画についてですけれども、昨年度、人権に関する市民意識調査を行っており、この結果を受けて、現在、菊池市人権教育・啓発基本計画の改定を行っているところでございます。

現行の計画では、そのほかさまざまな人権課題の一つとして記載しているところでございますけれども、本年度の改定で、L G B T（性的マイノリティ）の方に関して、人権問題の一つの項目として盛り込むこととしております。

続きまして、2点目、相談や意見についてでございますけれども、昨年、各部署に対してL G B Tに関する相談や意見が寄せられていないか調査しましたが、その時点での相談や意見はございませんでした。今後も、年1回程度調査を行っていただくと考えております。

それから、3点目でございますけれども、窓口対応の指針の作成についてでございますけれども、現在、県内では熊本市と熊本県のみで、今後、本市の状況に応じた取

り組みを、現在、検討しているところでございます。

それから、職員の研修についてですが、行政職員においてもＬＧＢＴへの理解や配慮が求められており、ＬＧＢＴへの理解を深め、日常の業務の際に生かすことを目的とした職員研修会を昨年１０月と１１月に３回に分けて行っております。

また、職員を初め、多くの市民の方が参加された昨年１２月の菊池市人権フェスティバルでは、自分らしく生きると題して、日本ＬＧＢＴ協会代表理事の清水展人さんに、当事者の悩み、思いを講演していただきました。参加者からは初めて当事者の生の声が聞けて理解が深まったとの多くの意見が寄せられました。

続きまして、４点目でございますけれども、昨年から各課で取り扱っている申請書、届出書などの書類の性別記載欄について各課で点検し、２０１の書類の中で可能なものから順に削除しているところでございます。８月１日現在、削除の検討が必要な書類８２のうち３６については削除済みで、残りの４６については、今後、引き続き検討していくこととしております。

最後に、５点目ですけれども、多目的トイレの表示で、どなたでも利用できますとしたトイレの表示等にした場合は、一般の方の利用も多くなることが予想され、一般の方が長時間使用して、本来必要とする方が使用できないなどのデメリットもあると伺っております。

必要な人に配慮しながら進めるため、参考にできる先進市町村の状況などを踏まえ、本市の状況に応じた取り組みを現在検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、教育部からは、学校における研修状況についてお答えをさせていただきます。

昨年度、性同一障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応について、教職員の理解を促進することを目的とし、文部科学省から公表された資料を市内校長会で説明し、学校現場の教職員へ周知を図っております。

周知後は、各学校におきまして、校長から職員へＬＧＢＴに関する資料をもとに説明をしてあります。

昨年度の一般質問を受けました前の８月には、既に人権・同和教育推進協議会学校教育部会で、ＬＧＢＴに特化した研修会を市内の小中学校全教職員を対象に実施しております。

昨年９月の一般質問後につきましては、市内全部の小中学校の教職員を一堂に会した研修会は行われておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） まず、行政のほうの質問の回答についてですが、来年度改定の菊池市人権教育基本計画の中に一つの項目として盛り込む予定との答弁がありました。必ず盛り込んでいただけるよう、改めて要望しておきます。

次に、指針は検討中ということで、これはぜひ進めていただきたいんですけども、研修のほうは、一般質問の後、3回行われているということで、非常に取り組みのほうは、この点では進んでいるなど実感をしております。

それとあわせて、申請書類の必要のない性別欄の削除についても、市長のこし施政方針演説の中にも進めていくという記載もありまして、私はもうこの問題の市長の、首長の取り組みの強い決意を感じておりました。

今、改めて削除が可能な82に対して、削除済みが36、割合にして約43%が終わっていると。半分には達していませんが、質問を受けての取り組みを開始し、一定進んでいるという点では重要な成果ではあると思います。

しかし、今回、質問を準備するに当たって、各課の削除の状況というのを一覽で調べました。全体は43%なんですけども、かなり各課でばらつきがあります。進んでいない福祉課は、削除が可能14に対して、削除検討中是一个もありません。教育部関係も可能が17に対して、削除済みは学校教育課の二つだけ、あとは、検討中が図書館が一つだけという状況です。建設部もゼロと。可能に対して削除が済んだのはゼロという状況です。なので、ぜひ、部長さんを初め、あと担当課任せにせず、人権啓発課としても、この点では推進をさらに図ってほしいということを要望しておきます。

次に、今の行政一般について再質問をします。

昨年、要望しておりましたが、取り組みが進んでいない点について質問をいたします。具体的には、今、答弁がありました多目的トイレについてです。部長の答弁では、先進地の状況も踏まえながら検討中という答弁ではありました。

ここで、昨年の総務部長の答弁を紹介します。本市の市庁舎内の多目的トイレについては、車椅子の表示のみというふうになっております。その他の施設も含めまして、他市町村の先進的な取り組みを参考にしながら取り組んでいきたい、こう答弁がありました。

あれから1年がもうたちました。もう検討ではなくて、具体的に進めていくべきではないでしょうか。

ここで、合志市の例を紹介させていただきます。

議長に許可をいただきましたので、ここでパネルを使わせていただきます。

[パネルを示す]

○6番（東 奈津子さん） 写真が小さくてちょっと見えづらいんですけども、これは合志市の本庁舎の多目的トイレの表示の写真です。合志市では、このように、市役所だけではなく、学校など多目的トイレがあるところは、このように人権啓発課が「だれでもトイレ どなたでもご自由にお使いください」という手づくりのラミネートを作製し、各所におろしているということです。今は手づくりですが、今後、しっかりとしたものを設置するとのこと。まずは急いで表示するというところから始めたということです。

私は、菊池市でも、完璧でなくても、このような形からでも、そして、まずはこの本庁舎からでもすぐに取り組んでいくべきと思いますが、この点ではどうでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 今、東議員のお尋ねになりました件でございますけども、先ほども答弁しましたとおり、今現在、議員からご紹介いただいた合志市等の先進事例も踏まえながら、メリット、デメリットも考えて、状況に応じた取り組みを検討しているところでございます。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） ぜひ、もう検討ではなく、具体的に進めていただきたいと思います。

次に、行政一般について、再々質問をいたします。

LGBTの問題で、さらに取り組みを進める上で、次の3点について質問をいたします。

1点目は、当事者の方にきちんと情報が届くように、市のホームページにLGBTのまとめのページを作成するということです。

今回、質問するに当たって、セクシャルマイノリティも住みやすい熊本を実現するための活動をするグループ、くまにじの会の方にお話を伺ってきました。改めて、今、どんな取り組みを行政に望まれていますかとお話をお聞きしましたところ、当事者に対して、自分の住んでいる自治体で可能なことが何なのかをまとめてはっきりさせて、発信することはとても大事だと言われました。LGBTの問題で、ホームページで各部署ばらばらに掲載されているのではなく、まとめて掲載されているというのが大事だとのことでした。加えて述べますと、行政用語ではなく、会話体

でわかりやすく表現するのが大事とのことでした。

ここで、熊本市の取り組みを紹介します。熊本市は、ホームページでLGBTと検索をすると、LGBTなどの性的マイノリティに関する取り組みについてというページが出てきて、支援の内容が一覧になっており、分野、取組内容、担当部署、関係リンクと区分されており、そのページを開けば、相談窓口を初め、どんなことが自治体で支援してもらえるかがはっきりとわかります。今、LGBTの問題で菊池市が十分対応できていなくても、そのページを見れば、可能なこと、やれることがはっきりわかるというのが大事だということです。ぜひ菊池市でも取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

2点目は、パンフの作成です。これも熊本市の実例ですが、熊本市では、市民に正しい理解を広げる上でも、また、相談窓口なども記載されており、当事者への支援につなげるためにも、このようなパンフを関係機関各部署に配置して配布しております。菊池市でも作成の検討を進めるべきと思いますが、この点はどうでしょうか。

3点目は、パートナーシップ制度の導入についてです。

欧米を中心に同性婚の法制化が進む中、ご存じのように、アジアではことし5月、台湾が同性婚を認めました。日本ではまだ同性婚は認められていません。同性カップルは長く一緒に暮らしていても、法定相続人にはなれず、税制上の配偶者控除を受けられないなど不利益がある現状です。また、病気やけがで命の危険にさらされても、パートナーが医療行為の方針決定にかかわることができない。病気の説明を受けることも、付き添いも許されないことも多い。パートナーシップ制度はこうした生活環境の改善を求める当事者の声から生まれたものです。

日本では、2015年の東京都の渋谷区を皮切りに、7月3日現在で24自治体で制度を導入しています。521組が公認を受けております。菊池市でもこのパートナーシップ制度の導入の検討を進めるべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、3点をお聞きします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） まず、議員お尋ねの1点目、市のホームページについてのところですが、現在、市のホームページにおいて、LGBTに関するコーナーなど設けておりませんが、LGBTに関する相談については、専門窓口ではありませんが、男女共同参画専門委員相談で受けることができます。今後は、先進事例などを参考にしながら、必要に応じ対応していきたいと考えております。

また、2点目の市民向けパンフレット、3点目のパートナーシップ宣誓制度につ

きましても、今後、先進事例やいろいろな人の意見を踏まえながら、必要に応じ対応していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 先進事例も参考にしながら対応していきたいということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

先ほど部長が言われましたように、菊池市でも、専門家ではないけれども、相談窓口というのがあるということをしちっと周知していく上でも、ぜひホームページの開設、ページの開設などは検討していただきたいと思います。

パートナーシップ制度に関して言えば、お隣、大津町でも導入の検討を始めているということをお聞きしました。このパートナーシップ制度の導入という問題は自治体の姿勢を示すものです。自治体が当事者に対して存在を認めているとメッセージを示すことであります。

私が今回、幾つか提案をさせていただいたものは、ほとんど大きな予算を伴うものではありません。できることから具体的に進めていただきたい、このことを改めて要望しておきます。

次に、学校現場での取り組みについて、教育部に再質問をいたします。

部長の答弁では、一般質問の前にLGBTに特化した全職員の研修を行っているけれども、9月以降は校長会を通しての周知、説明ということで、全体的な研修会は行われていないという答弁でありました。

私、昨年の教育長の私の一般質問に対する答弁を読み直しましたが、次のように答弁されております。「管理職を初めとする、そういう研修というのは非常に重要であるというふうに捉えております。それを初めにして、教職員の研修会や、あるいはPTAも含めた講演会等を行うように、周知を進めていきたいと思っております」、こう教育長は決意を述べられております。しかし、実際には、この1年間、教育委員会がかかわって開催された研修はない。取り組みは不十分と言わざるを得ません。

私は、なぜ学校現場での研修をとりわけ強調をするのか。昨年の一般質問でも指摘しましたが、この点を改めて述べさせていただきたいです。

先日、熊本市主催で行われたLGBT等の理解促進セミナーに参加をいたしました。厚労省や文科省などの国の施策にかかわってこられた、この問題での第一人者の日高庸晴先生の講演をお聞きしました。先生が平成28年度に実施したLGBT全国インターネット調査によれば、LGBT当事者のいじめ被害経験率は平均で5

8%、また、先生がいじめの解決に役立ってくれたと認識しているいじめ被害者はわずか14%でした。1割強にすぎません。

また、不登校率は、このLGBTの当事者は全体で21%、約2割。10代に限定をしていけば32%にも上ります。とりわけ10代のレズビアン、ゲイでは30%前後もあります。トランスジェンダーでは57%前後にも上ります。極めて高い数字です。全国の自治体が把握している当事者以外も含めた全体の不登校率が3%と言われております。それと比較すると、異常と言えるほどの現状が示されているのではないのでしょうか。

また、刃物で自分の体を傷つけるという自傷行為経験率について言えば、10代のLGBTでは15.3%から50%、これも首都圏の一般的な男子中高生の自傷行為経験率が7.5%であることから、2倍から7倍以上と極めて高い率であることが国内の調査でも示されております。

ご存じであると思いますが、平成29年度、国は自殺対策総合大綱、二度目の見直しを行いました。その中で、性的指向や性同一障害に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な処理を講じることや、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって、自殺念慮を抱えることもあることから、性的マイノリティに対する教職員の理解を促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促すとはっきりうたっております。

ここで、教育部に再質問いたします。

改めて、LGBTの問題に特化した全教職員の研修を行うべきと思いますが、どうでしょうか。

また、生徒たちへの理解を進める上で、授業等においてDVDなどの映像での教材の活用を進めてはどうでしょうか。

以上、2点再質問いたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまご質問がありましたLGBTに特化した先生方への研修会、それから、副教材に関しての質問についてお答えをさせていただきます。

昨年度に実施されました8月の教職員全員を対象としました研修をきっかけとして、教職員の意識は高まっていると現場の教職員から報告を受けております。

また、泗水小学校では2017年1月に、既に教職員を対象としたLGBTに特化した校内研修を講師を招いて実施しております。

本年度は、個人的に人権教育課題別研修会の共生の教育で学んでいる先生もおられますし、性教育の授業を行っていくに当たり、教材研究でLGBTについて自主的に学んでいる教職員もふえております。そこで、各学校の校内研修で、今後もLGBTに対して正しい理解と知識を持って児童・生徒に行き合う教職員がふえるよう啓発を進めていきたいと考えております。

それから、2点目の副教材の活用でございますが、指導する際に、図書室や保健室に置いてある資料を参考にしております。

また、LGBTのDVDの活用につきましてご提案があったわけでございますが、今後、校長会等で紹介をさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 昨年の8月行ったことで、意識がかなり高まっているという答弁でありました。これは一定の、やっぱり研修の成果であるのかなというふうに思っておりますが、そこでおしまいにしないでいただきたいと。もちろん、今、部長は全体的には進めていきたいと言われましたが、具体的にお聞きすると、各学校や、自主的に先生方に学んでいただきたいという答弁でした。

私が要望しているのは、そうではなくて、まずは教育委員会がきちっと全体に徹底するような研修を行っていただきたいと。そのぐらいの大事な問題だという認識を持っていただきたいと思います。

先ほど講演会で紹介をいたしました日高教授は、新聞のインタビューの中で、次のように言われています。クラスに1人から2人は当事者の生徒が存在すると推測されるが、学校現場にはそのリアリティはないだろうと厳しく指摘をされています。

また、朝日新聞へのインタビューの中で、教室に当事者がいると思わず、笑いをとるために性的少数者について差別的な発言をする先生もいる。その一言で生徒が不登校になったり、命を落としたりするかもしれない。だからこそ、学校現場での取り組みが必要、こう述べられております。

講演会のお話の中でも、先生は全職員が研修をする意義について、もちろん全ての先生が研修をしたからといって、全ての先生が具体的に現場でどれだけ実践できるかどうかはわからないが、少なくとも先生の不用意な余計な一言を言う教員が減ると。こういうことを減らしていけば、学校が安全な空間に近づくと、こう力説されました。私はもう、とてもこの言葉が印象に残りました。それだけの先生の一言というのは、不用意であっても影響力を持つものだと思います。

また、先生たちの中にも、そうは言われても、頭ではわかるけども、実際、どん

なふうにしていったらいいかわからないという戸惑いもあるかと思います。同じく日高先生が、授業をすぐに実践できない場合は、例えば同性パートナーシップ制度を導入した国内自治体の話や、欧米諸外国における同性婚の取り組みなど、当事者の励みになるような視点で、ホームルーム等で話題にするのは比較的容易であろうと。

また、L G B Tに関する児童・生徒向けの図書が多く出版されるようになってきている今、保健室や図書館に配置することは積極的な情報提供となると。当事者支援のN P Oが作成した啓発ポスターなどを校内の目立つところに掲示したり、当事者である児童・生徒への応援のメッセージとなるというふうに、授業で何か具体的にできなくても、研修を受けて、そういうところから取り組みを始めてほしいと言われていました。

最後に、教育長と市長にお聞きします。

現在の取り組みの到達を踏まえ、今後の取り組みについての見解をお聞かせください。とりわけ教育長におかれては、改めて、学校現場において全ての教職員が学ぶべき課題であると認識をしていらっしゃるかどうか。そして、全教職員への研修の徹底を今後していくことについての見解について、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） 改めまして、こんにちは。ただいまの東議員のご質問にお答えします。

今、お話があったとおり、学校の教職員の、先生方の理解や意識というものが非常に大事であるということは、もう間違いないことでございます。管理職を初めとする教職員の研修については、教育部長が述べましたとおりですが、今後も引き続き全職員の理解促進のための研修の推進について、各学校に周知したいというふうに思っております。

昨年度の全教職員を対象にしましたL G B Tに関する講演会を行った後に、教職員の意識は高まっているという学校現場からの報告を受けております。また、昨年度、私自身も市内校長会でL G B Tに関する資料を周知しました以降に、幾つかの小中学校に行く機会がありましたけれども、トイレの問題で、誰でも使えるように配慮したトイレが設置してあるのを見ましたし、また、養護教諭などに相談しやすいような児童・生徒との関係づくりが意識的になされていることもわかりました。また、図書室や保健室にもL G B Tに関する本が置いてあるなど、直接変化を感じるところがありました。議員がおっしゃるように、改めて研修の大切さを感じたところでございます。

今後も、性的指向や性自認への無理解により生じるようないじめや、ご紹介がありました不登校、あるいは自傷行為等、あるいはハラスメント等が起きないように、L G B Tに関する理解を深める取り組みを進め、全職員でこの認識を高めるように努めてまいりたいと思いますし、教職員の年齢も、あるいは認識の差も、あるいは初めて教職員になる人、さまざまですので、そこら辺の認識の差があるかもしれませんので、その認識の差に応じる研修をどんなふうにするか、あるいはまた、一堂に会したような市としての取り組みをすべきかどうか、再度、実態を捉えながら考えていきたいというふうに思います。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうから、L G B Tに関する私の見解ということで申し述べさせていただきます。

現在、人権問題に関しましては、部落差別を初め、障がい者、高齢者、そして女性、子ども、あるいはハンセン病回復者、水俣病問題やL G B Tなど、幅広い人権課題があるわけでありますけども、そこに共通しておりますのは、やはり理解がないままに、自分と異なるものを排斥しようとする動きではないかというふうに思います。特にL G B Tというのは最も今日的なテーマでありますので、その人の立場に立った理解というのが一番重要であるというふうに考えております。職員も当事者の抱える悩みや困難等について学んで理解を深めて、当事者の不安を少しでも減らす対応が必要だというふうに考えております。

今後も、多様性を尊重して、市民一人ひとりの人権が大切にされるまちづくりの実現を推進していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 教育長、市長からも、とても心強い決意を述べていただきました。

最後に、先ほど来、ご紹介しています日高先生の言葉で、レズ、ホモは侮辱的に使われてきた経験があり、好ましくない言い回しである。レズビアン、ゲイという呼称が現在では望まれているといった基本的な知識を身につけるとともに、教室に当事者の児童・生徒が一人はいるかもしれないという想像力と緊張感を持って教壇に立つことが、今、求められていると、学校現場に対して述べられております。

また、カミングアウトですね、自分が当事者であるということを他人に告げる、

このカミングアウトは地域に温度差があると、地域差があると統計で出ております。もちろんカミングアウトというのはしなければならぬものではありません。ただ、調査では、カミングアウト率が最も高いのは関東が24%、最も低いのが、ここ九州、沖縄、北信越で17%と。都市部では高い傾向、しかし、地方になればなるほど偏見もあり、カミングアウトしづらい。つまり、生きづらさがあるということも、私はこの結果から推測できるのではないかと思います。

LGBTの問題は、今、市長が言われたように、今の日本の社会が多様性を大事にして、個々人が自分らしく生きられることを尊重できる社会になっていくための試金石の一つではないかと私は思います。

今の日本の社会は、女性、外国人、障がい者などの社会的マイノリティ、少数者の当事者に対して平等といえる社会ではありません。マイノリティ、少数派の方々の生き方を尊重することは、マジョリティ、多数派も含めて、誰もが個人として、その人らしい生き方を尊重される社会につながるのではないのでしょうか。

菊池市が、市長、教育長を先頭に、ぜひこの分野での施策の取り組みをさらに進めていただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、災害弱者の避難体制についてお聞きます。

近年、地球規模の気候変動、温暖化の影響で、全国各地で風水害が多発し、大きな被害が出ています。先週の佐賀県を中心とした九州北部豪雨は記憶に新しいところであります。

ことし、国が導入した5段階の警戒レベルに基づき、早目の避難の呼びかけが徹底されるようになりました。しかし、一方で、自力で避難することが困難で支援が必要な方、いわゆる災害弱者と呼ばれる方々は、この早目の避難に戸惑っていらっしゃる現状もあります。

私が、今回、このテーマでの一般質問を取り上げるきっかけとなったのは、ことしの梅雨に入って、大雨が続く中、高齢者の市民の方から相次いで、次のような声を寄せられたことでした。

ある高齢でひとり暮らしの女性は足が不自由で、要支援2の方です。雨がひどく、不安でたまらなかった。テレビをつけると、自分の命は自分で守ってくださいと何度も流れてくる。歩くのも不自由なのに、どこへどうやって避難したらよいのだろう。

また、90代の要介護4のご主人を自宅で介護されている80代の女性は、最近、車の免許も返納した。介護が必要な高齢者を抱えて、どうやって避難すればよいのか。介護が必要なのに、避難先でちゃんと受け入れてもらえるのだろうか。このような声をことしに入って何人もお聞きしました。

東日本大震災では、被災地の死者のうち65歳以上が約6割を占めたことから、国は2013年、災害対策基本法を改正、支援が必要な人をまとめた避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけました。また、避難の実効性を高めるために、名簿の情報を区長や民生委員、警察、社会福祉協議会など関係機関と共有し、支援者や避難方法を定めた個別計画の策定を求めています。

まず最初に、菊池市における災害弱者の避難体制の現状について質問します。

1点目は、避難行動要支援者名簿に登録されている人数は何人ですか。また、その中で、情報の提供に同意をされている方はどれぐらいいらっしゃいますか。

2点目は、個別計画の策定はどうなっているでしょうか。

3点目は、自主防災組織の組織率の現状、あわせて、防災士教育の現状もお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 東議員の災害弱者の避難体制に関するご質問に、まず私のほうから福祉分野に関するものについてお答えをさせていただきます。

まず、お尋ねのありました避難行動要支援者の数及び同意者の数につきましては、平成31年4月1日現在で、避難行動要支援者数が1万240人、同意いただいている方が3,401人でございますので、同意率が33.2%となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、私のほうで、自主防災組織率と防災士の現状、人数についてお答えいたします。

本市の全世帯における自主防災組織率は、本年8月末現在で87.8%となっております。

また、防災士につきましては、地域の防災リーダーとして、地域防災力向上に向けた活動をしていただくことを目的に、平成28年度より防災士育成事業を開始し、平成30年度に菊池市防災士会を設立しております。その防災士の登録者数につきましては、本年3月末現在で145名となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 災害時に支援が必要となる方が1万240人、そのうち情

報提供に同意をされている方は3,401人、今言われたように、33.2%にやはりとどまっているという状況です。

全国的にも消防庁によると、名簿の作成状況は、率で言えば97%ではあるけれども、その次の個別計画が全員分済んだという点では、未策定の自治体は4割以上も残されているという状況でした。全国的にも個人情報の共有について同意が得られないとか、避難をする際の支援者が見つからないなどの課題があると考えられます。

また、菊池市の自主防災組織の組織率は、今、87.8%とお答えがありました。一定進んでいるように見えますが、しかし、この割合は菊池市全体の世帯に対する組織率となっています。

防災交通課から資料を見せていただき、各区ごとの状況を調べましたら、具体的に区ごとに見ると、まだまだという状況です。少し紹介します。

菊池地区は102ある地区のうち未設置は49地区、組織率は51%です。七城地区は38地区のうち未設置は4地区、組織率は89%。旭志地区24区のうち未設置はゼロ、ただし、あさひが丘団地、あさひが丘荘、高柳団地、岩本住宅、新明団地は、そもそも都市整備課の管理ということで、区の数に入っておりませんので、防災組織に組み込まれてはいませんが、未設置の数にはカウントはされていません。泗水地区は47地区あるうち未設置は23、組織率は51%という状況です。やはり災害弱者の方が避難しようと思ったときに、今の体制では厳しい状況があると言わざるを得ません。

そこで、再質問をいたします。

市として、災害弱者の避難において課題と考えている点は何でしょうか。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 再質問にお答えをさせていただきます。

災害弱者の避難に関する課題ということでございますが、先ほど申し上げましたように、本市におきましては、災害時避難行動要支援者名簿の作成をしているところでございますが、先ほど議員からご指摘もありましたが、今のところで同意いただいている方が33.2%ということでございますので、やはり平常時から地域の関係者に提供できる名簿登録者をふやし、地域での見守り、また、避難訓練等への活用や災害時の支援体制の強化につなげていくことが必要となりますことから、名簿提供同意率の向上が課題でありまして、制度の周知はもとより、同意率の向上に向けた取り組みを行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 東議員の再質問のほうにお答えいたします。

まず、自主防災組織の課題としましては、議員のほうからご紹介があったような状況ではございますけども、一部補足としまして、泗水地区については、47地区のうち23地区が未設置ということで紹介ありましたけども、泗水地区におきましては、各校区ごとに自主防災組織というのは設置しておりまして、カウント上は100%ということになっております。

まだ組織を設置、結成されていない区への対応並びに地域ごとでの活動について、現状では差があることなどを課題として捉えております。そして、組織を結成されていない原因につきましては、少子高齢化の進展による区の人口減少、また、防災備品等の保管場所の問題、組織結成のための敷居の高さなどが考えられます。

次に、自主防災組織の活動内容に差があるという原因につきましては、防災活動の方法がわからない、住民参加率が低い、過疎化・高齢化による地域防災活動のリーダー等の担い手不足などの意見を伺っております。

また、防災士の課題としましては、防災士個人へのフォローや、地域の防災リーダーとしての活動が一部にとどまっているところが課題として捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） やはり課題としては、今、お二人の部長が言われたように、一つは、なかなかどういう方が支援が必要なのかというための名簿の同意率が上がっていないということ。それともう一つ、自主防災組織では、やはり中山間地などでの高齢化による担い手がいらないために組織ができていない。また、できても活動内容に差があるということ。あと、防災士も、資格は取っても、実際、活動ができていないというような課題があると思います。課題はたくさんありますが、何から具体化を始めていくか、災害が多発し、地域で高齢化が進む中で、具体化を進めていくのは簡単なことではないと十分に認識をしています。しかし、だから何もしないではいけません。

そこで、幾つかの提案をさせていただきます。市としての見解をお聞かせください。

一つは、地区防災計画の策定、充実を図ることです。もちろん現在、既に策定されているところもありますが、災害弱者の避難も想定した計画にしていけることです。阪神・淡路大震災や東日本大震災を受けて、コミュニティの重要性が認識され、2

013年に災害対策基本法の改正により、地区防災計画が認められるようになりました。

地区防災計画は、一定地区の居住者及び事業者などが協働して行う自発的な防災活動に関する計画と定義されています。今までの自主防災組織活動の固定的なスタイルにとらわれることなく、実効性のある新しい形のコミュニティ防災活動を目指すものです。地区の範囲も、計画の形式も、参加者の構成も、従来の自主防災組織の活動とは大きく違い、計画の形式よりも、減災、災害をいかに減らすかの結果を優先することが必要で、地区の範囲も学校区や町内会の境界にとらわれず、共通の境遇にある利害を共有しているといったことを根拠に、計画の範囲を決めてよいことになっています。地域内で働く人や地区内に存在する事業者なども含めて取り組むことが奨励されており、多様な担い手が特技を持ち寄る形で連携することにより、減災の実効性を高めるものです。

関連して、先月の子ども議会では、中学生の子どもたちから、中学生も参加しての災害弱者の避難訓練の提案もありました。また、先日、テレビで見えていましたら、地域の高校生、中学生も交えた防災訓練、計画の作成に取り組まれている事例も紹介されていました。

東京の狛江市では、自主防災会、避難所運営協議会をつくり上げる取り組みがなされており、メンバーには自治会役員などの充て職だけでとりあえず結成するのではなく、その必要性を訴えるチラシなどを広く配布して、市民に公募し、本当に自主的な組織をつくることを重視して取り組みを具体的に進めているとのこと。市としても地区防災計画の充実を、今後、図っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

提案の2点目は、市民への防災教育のさらなる徹底です。

市民の防災意識を変え、その災害対応能力を高めることは、大規模な災害が繰り返される中で重要であります。防災士のスキルアップはもちろんですが、全市民的な教育の徹底をしていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

3点目の提案は、毎年行われている市の総合防災訓練を災害弱者の避難という点でも実践的にしていくことです。現在の訓練では、現場で車椅子などを使用している訓練は行われていますが、避難場所に支援が必要な方々が参加しているかというと、そうはなっていません。ぜひ市の総合防災訓練でも災害弱者の避難ということも実践的に視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

四つ目は、自治体職員の体制強化です。

地方公務員の激減で、災害時に市民の要請に応えられないという現状が全国的に広がっています。国はさらに自治体戦略2040で、職員の半減、AI化を狙って

います。この点では、国にしっかりと意見を上げると同時に、市独自で防災分野での職員の体制強化を図っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、4点質問します。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、東議員の4点の質問についてお答えさせていただきます。

まず、防災計画についてでございますけども、各地区の防災計画につきましては、自主防災組織を設立されたところにつきましては、設立時に一度は地区の防災計画を策定しているところではございます。地区の防災計画はそれぞれの地域の地形や世帯数、年齢層によって計画が変わってまいりますので、出前講座などの要望があれば、地域の計画作成、また、変更等の会議に参加し、地域に応じた防災計画の策定、見直しなどの支援をさせていただきたいと考えております。

また、2点目の防災教育につきましては、区役員、民生児童委員、防災士及び消防団幹部を対象とした防災説明会を毎年梅雨前に開催し、災害時の対応や防災知識の普及に努めているところでございます。

また、要望があれば出前講座などで、小学校や地元公民館に伺って、地域に即した防災説明会も行っております。

そのほか、防災士との連携も含め、若い方にも参加いただける防災説明会等も検討しているところでございます。

3点目ですけども、本市の防災訓練の要支援者の参加についてですけども、現在、本市で行っている市民参加型の総合防災訓練では、福祉車両を活用した車椅子による避難訓練等も実施しておりますが、要支援者本人参加による訓練の実施までには至っておりません。

今後は、関係機関と協議を行いながら、要支援者の参加も含め、幅広い方々の参加も検討してまいりたいと考えております。

最後に、市の体制ですけども、防災を担当する職員の体制強化につきましては、市役所全体の業務の見直しや組織編制を踏まえて検討してまいりたいと思います。

また、職員の防災士の資格取得につきましても推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 最後に、市長にお伺いします。

災害弱者の避難問題は喫緊の課題です。本市においても課題は山積みしています。市長として、今後、どのように取り組んでいこうと考えていらっしゃるのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 災害弱者に対する今後の対応方針ということでございますけども、要支援者の方々に対する避難対策というのは、災害に強いまちづくりを実行していく上で重要なことというふうに考えております。災害はいつどこで起きるかわからないために、日ごろからの準備が重要でございます。平常時から要支援者の把握をするためにも、避難行動要支援者名簿提供にかかわる同意率の向上や、命のバトン事業を推進する必要があるというふうに考えております。

また、これらの情報をうまく活用するためにも、自主防災組織の活性化であるとか、地域防災リーダーである防災士の育成も並行して進めていく必要があるというふうに考えております。

災害はいつ起きるかわからないということ、そして、いざ起きますと、初動が最も大事だということでございます。特に自助に制約あるいは問題がある要支援の方々を災害から守るためには、公助だけではどうしても時間がかかってしまいますので、日ごろから身近な隣近所の方々など、地域の中での声かけや交流など、共助の取り組みが大変重要であるということでもありますので、これからも市とあわせて、住民の皆様の協働をもっともっと強めていきたいというふうに考えております。

また、市の防災体制につきましても、先ほど総務部長の答弁にもあったとおり、市役所全体の業務の見直し、組織編制等を踏まえて、また、職員の防災士の資格取得についても推進していきたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 私も、やはり今、公助を補う自助や共助の力を高めていくことが、これだけの大規模災害が繰り返される中では必要になってくると思います。コミュニティの強化とコミュニティとの協働を図っていくことが、自治体には求められていると思います。行政の防災計画と地区防災計画が車の両輪のように機能することが大事ですし、そのためにも専門家を含めた職員体制もしっかりととっていただくことを最後に改めて要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、東奈津子さんの質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後 1 時 5 9 分

開議 午後 2 時 0 8 分
○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 皆様、こんにちは。本日はもう私が最後となりました。それでは、今から一般質問をさせていただきます。公明党の泉田栄一郎でございます。

今、社会は非常に病んでおります。地球温暖化による異常気象、また、続く大災害、心の病を持った人がふえ、意味不明な放火やあおり運転、そして、幼児虐待、いじめ、人殺し等々、枚挙にいとまがないほど、世界のどこかで何かが起こっております。世界経済も混沌としていて、北朝鮮問題、また、日韓問題等々、全て連動しているように思えて仕方がありません。今、命を育む原点に戻る必要があると私は思っております。

初めに、質問をしますけれども、小学校の農業教育についてでございます。

平成21年と平成25年にも質問をしていますので、今回で3回目になります。

繰り返しになりますが、私は、農業こそが命を育む最大位置の産業であると考えております。農業のとうとさや誇り、日本の農民が持つ世界最高水準の技術、生き物や農産物と寄り添いながら生きてきた伝統と文化等、これは日本の財産であります。

本日、5日の熊日新聞を見ますと、1面に菊池の用水群が、世界かんがいの施設遺産に選定されたという記事が載っておりました。国内の登録では39施設目となるということでございます。また、素晴らしいことに、既に菊池川流域「米作り、二千年にわたる大地の記憶」が日本遺産に登録されました。米づくりを支えた先人たちによる土地利用の広がりが評価され、今に伝わっています。

本年7月19日から9月1日まで、熊本県立美術館本館では「日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史」として、菊池一族の戦いと信仰展がありました。私も見てまいりましたが、菊池が農業を中心にして、現在に至るまで栄えたことが展示されておりまして、大変感銘を受けました。

生産者の意欲や向上心につながっているわけですが、ことしも7回目になりますけれども、菊池米食味コンクールが開催されます。菊池は非常にこの農業という流れの中で栄えてきた市でございます。土に親しみ、繰り返し新たな生命が生まれてくる農業は、新たな希望を取り戻し、自分の命を大切にする心が芽生え、心

の教育には最適だと思っております。

そこで、平成２５年に一般質問した際に、福島県喜多方市は農業教育特区の認定を受けて、農業科を設置し、活発な農業教育をしていることを紹介しましたが、そのときの答弁では、喜多方市のようなことは本市では実施することは困難ということでありました。私は菊池市だからこそ農業教育に力を入れるべき、そう考えております。

そこで、三つ質問をさせていただきます。

まず一つ目に、先進地、喜多方市の特区の現在の状況。二つ目に、本市の小中学校の農業教育の取り組みの現状はどのようなものか。そして、三つ目に、農業教育に占める時数の割合と地域による特色のある教育、そういうものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。３点をよろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、泉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、先進地であります福島県喜多方市における状況を申し上げます。

喜多方市は、平成１８年に小学校農業教育特区の認定を受け、小学校に全国発の、教科としての農業科を設置した地域であります。

その後、平成２０年、構造改革特別区域計画の全国展開に伴い、喜多方市小学校農業教育特区の必要性はなくなり、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、継続して教科として農業科を実施していたところです。

しかし、平成２０年３月告示の学習指導要領の改訂に伴い、農業科の指導内容が総合的な学習の時間での対応で可能となりました。

そこで、平成２１年４月１日より、教科としての農業科を廃止し、総合的な学習の時間の中に農業科という名称のもと、全小学校が共通して取り組む３５時間程度を位置づけ、現在も取り組んでおられる状況でございます。

菊池市におきます、小中学校の農業教育の取り組み状況につきましては、各学校で多少の違いはありますが、全ての学校において取り組みが行われております。特に小学校では、低学年は生活科の学習において野菜を中心とした栽培を行ったり、高学年では、総合的な学習の時間を活用した米づくりを行ったりしております。

また、中学校におきましても、職場体験学習で農業体験を選択する生徒も見られ、小中を通じて、農業教育はこれまで同様に継続して取り組みが進められております。

次に、農業教育に占める時数の割合と地域の特性でございますが、各学校において多少の違いは見られますが、多いところでは、七城小学校５年生が５０時間を確保し、年間を通して米づくりに取り組んでおります。

また、全ての小学校において、学校ごとに最低でも10時間程度は農業教育に時数を確保しており、体験活動の重要性は全ての学校が理解しているところです。

特に、菊池北小学校の赤米づくり、花房小学校での支援米づくり、七城小学校での学年系統性を考えた継続性ある米づくり、泗水西小学校の全学年での梅ちぎりや米づくりなど、地域の特色を生かした体験活動が、小学校で展開されているところです。

また、旭志中学校では、JAの協力のもと、1年生が1泊2日で宿泊農業体験を行ったり、七城中学校が、全校での米づくり体験を行ったりと、中学校でも地域の特色を生かした農業教育が行われております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） まず、農業特区の喜多方市のことをご説明いただきましたけども、平成20年には総合学習に変わったということで、現在は農業科という形ではないということを理解しました。その中で農業というものを引き続きやっていると。

そして、二つ目は、それぞれの取り組みをお聞かせいただきましたけども、特に七城では総合教育の中で50時間、非常にたくさんの時間をかけて農業教育に取り組んでいると。そしてまた、さまざまなそれぞれの地域性を生かして、各小学校も頑張っているということを聞かせいただきまして、大変感銘しております。

それで、私は私なりの考えを、今、思っておるところでございますけども、まず最初に、ちょっと皆様がどうやられているのか、ちょっとお聞きしたいことがありますけども、今、私たち、弁当を食べておりますけれども、弁当のふたをあけると、米粒が弁当のふたに乗っております。その米粒を皆さん、一粒全部食べておられる方、また、それをそのまま置いて食べている方、どうでしょうか。自分、心を当てて考えてみていただきたいと思いますけども、昔は駅弁をあけると、まず弁当のふたをあけたら、まずそのふたから弁当をかすって食べておりました。そういう思いがあります。残そうものなら、親からもったいないと、罰が当たるよ、お米にはお百姓さんの八十八の手間がかかっているんだよと言われておりました。私の母は、戦前、戦中、戦後と、一番日本が大変なとき、何も物がないうきに過ごしてきたので、今でも小欲知足、食べ物のありがたさを常に口にしております。食料難の時代を知っているからこそ、農業の大切さを知っていると思っております。いつ食べられないようになるかという危機感を持って、自給自足できる地域と技術、知恵を子どもたちのうちから培うことが大事だと思っております。

現在行われている農業教育は、学校の教職員が中心になって行われていると思います。専門外なので、大変ご苦労も多いかと思います。そこで、例えばＪＡ職員や地域の農業従事者等の協力を考えたかどうかと思います。中には、先ほど幾つかの学校がそういう取り組みをされているということをお聞きしました。そしてまた、我が市には農業に関する伝統ある菊池農業高校があります。その高校と、また、職員や生徒の協力体制でお互いの教育をやりながら、刺激になる、そしてまた、郷土愛を育むことができないかと思っております。そういう意味で、そういうＪＡ、そして専門の農業の人、そしてまた、農業高校、そういう方々と協力体制を進めていく、深めていく考えはあるか、質問をさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

その前に、先ほどご答弁しました中で、「全ての小学校において、学校ごとに最低でも１０時間程度は農業教育に時数を確保しております」と申し上げてしまいましたが、正確には、「全ての小学校において、学年ごとに最低でも１０時間」でございました。大変申しわけございませんでした。訂正をさせていただきます。

それでは、再質問のほうにお答えをさせていただきます。

農業教育のような栽培活動におきましては、やはり農業従事者や経験者の支援は欠かせないものです。各学校ともに、地域の方々やＪＡの協力をいただきながら、各栽培活動を充実させております。

先ほど述べました旭志中学校の宿泊農業体験や泗水西小学校の梅ちぎり等は、ＪＡや地域の方々のご協力をいただいておりますし、菊池北小学校の赤米づくりやシイタケ栽培では、旅館協同組合や菊池地域林業研究グループ連絡協議会のご協力をいただくなど、地域の方々に支えられながら農業教育を展開しているところです。

また、２年前から菊池農業高校の生徒さんが泗水中学校を訪問し、委員会活動において花植えを指導する活動も始まっております。

このように、現在、各学校ともに、地域とともにある学校づくりを展開しておりますので、このような農業教育は、まさに地域とともにつくり上げる教育であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○１８番（泉田栄一郎君） 地域とともにつくり上げていくということで、まさに私もそう思っております。それぞれの地域性を生かした教育がされて、連携もされてい

るということで、さらにそれぞれの小学校がやられていますけども、そのお互いの連携というものを深めていただければと思います。

ここで、喜多方市の農業教育の実践を再度紹介したいと思います。

喜多方市の概要は、面積約555平方キロメートル、人口は5万6,000人、自然環境に恵まれた地域であります。産業は稲作を基幹産物とする農業が中心になっておりますが、近年は、雄大な自然、蔵や文化財、ラーメンやそばなどを資源として観光産業が進展してきております。また、良質な水と米をもとにした酒造業、桐材加工や漆器などの伝統的な産業も見られる地域であります。農業は盆地特有の高温多湿な気候を生かした水稻栽培が中心であり、園芸作物はグリーンアスパラを筆頭に、トマト、キュウリの促成栽培が盛んに行われております。全国的な傾向である農業従事者の高齢化や農家数の減少が進行しており、耕作放棄地が拡大し、農地の荒廃が目立つようになってきているということです。ここまでの紹介でも、菊池市と非常に似た環境であると思います。

喜多方市の小学校の農業体験学習では、まず種まき、管理、収穫、調理、加工、食べることの一連の活動を実施する食農教育を教育課程に位置づけ、各校の実態や特色を生かした教育活動を実践しておられます。また、地域住民やJAの支援を受けながら、有機農業による水稻栽培が行われております。

ここで、私も喜多方市の教育委員会に、どういう教科書を使って授業を進められているのかなということで、電話をして問い合わせをしたら、もう本を送らなくても、ダウンロードすれば農業科の教科書が出ますよということを言われましたので、早速その教科書をダウンロードしてみました。135ページに及びますけれども、この農業科の教科書でございます。非常に135ページというと厚みがあります。これをもとにしながら教育をされているわけですがけれども、非常にわかりやすく、全ページ、平仮名を打って、そして、一つ一つわかりやすく丁寧に紹介してあります。

少しだけ目次を紹介しておきたいと思いますがけれども、まず、喜多方市の小学校農業科とはというところから始まりまして、農業科の学習準備、そして、作物の栽培と農業の1年ということで、稲、サツマイモ、トウモロコシ、大豆、ソバという代表的なものが五つ、育て方が書いてあります。そして、農業の秘密、そして、作物の観察をしよう、生き物を観察しよう、そして、農業と健康、これからの農業という内容で、非常にわかりやすく、私たちが読んでも大変ためになるような内容でございます。できればこの教科書をひとつつベースにさせていただきながら、菊池市もぜひこういうものができたらなという思いであります。

喜多方市も、やはり70時間の総合授業の中で45時間から35時間と。先ほど

は七城が50時間と言われましたけれども、非常に七城の小学校は多いというふう
に実感しました。喜多方市では、その45時間、35時間というところで、総合的
な学習の中でやっておられるということでもあります。

農業を通して命を食する教育は、子どもたちにとって特に重要で、将来の農業者
の育成にもつながると考えます。本市においても授業の中で、田植え体験や収穫し
たものを加工するという授業は行われていますが、部分的なものであり、イベント
的なものに終わってはいないかという懸念もありました。でも、この時間数を見て、
非常に頑張っておられるということを確認したところでございます。児童の豊かな
心、社会性、主体性等の育成ができると確信しております。

そこで、教育部長は、授業数の確保が、前回、困難だから、非常にこの取り組み
は難しいということを言われました。でも、今聞いてみると、時間数はしっかり頑
張っておられるけれども、中には少ないところもございます。そういう中で、今す
ぐにできないもの、いたし方ないと思いますけれども、市長は、私の考え方に非常
に近いというふうに前回は答弁をいただきました。それで、前向きにこの教育
についての、農業教育について興味があると言われておりましたので、ぜひきょう
はその見解をお聞きしたいと思います。特に農業をすると、食べ物と大地と命の関
係がわかってきて、自分自身も自然の一部ということが実感できたというふうなこ
とを言われておりました。そういう意味で、今後、どういうふうな農業教育の取り
組みをしていくか、教育長と市長をお願いをしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） ただいまの泉田議員のご質問にお答えしたいと思います。

菊池市は西日本で有数の農業地帯でありますので、農業に学ぶ学習というのは、
食や命の大切さ、郷土愛を育む観点からも、大切にしたい教育活動です。そのため
に、先ほど教育部長がご紹介いたしましたように、以前から各学校で農業教育を展
開して、その体験活動は現在も継続して、より充実した内容へと発展しているの
ではないかと思います。そういう意味では、喜多方市に劣らないような実践もこれま
でできてきたのではないかというふうに思います。

先ほど議員から、喜多方市の副読本でしょうか、貴重なものをご紹介いただきま
したが、実は本市におきましても、地域に学ぶ学習をさらに充実させるために、本
市独自の副読本として、わたしたちの菊池市というのを実は作成しております。そ
して活用しております。やっぱり110ページほどあるんですけれども、その中
でも特に農業・畜産業に関しては、30ページ以上の内容で編成しております。各
小学校で効果的に現在活用しているところでございます。せっかくご紹介いただき

ましたので、後ほどまた見させていただければありがたいと思いますし、本市のもの、またお見せしたいと思います。

そのような中で、特に小学校では、次年度から完全実施となります新学習指導要領への移行期を迎えておりまして、現在、教育課程の編成をしているところでございます。道徳の教科化とか、外国語科、プログラミング教育の導入等で、全教科の時数確保も厳しい現状でもあります。

今後も、地域に学ぶ学習ということは大切にしていきたいと考えておりますが、このような現状ですので、農業教育に関して、これ以上の時数をふやしていくということは難しい状況にもあると考えております。

しかしながら、長きにわたって取り組んできました地域を誇りに思う気持ちを育む教育を展開するためにも、各学校が地域のよさを、あるいは特色をしっかりと学校教育に取り込もうとしております。

このような点から、全校共通して農業科として取り組みを同じ時数で求めていくというのではなくて、総合的な学習の時間やさまざまな教科において、今進めている各学校での農業教育を充実させるとともに、地域の特色を生かした教育活動の展開を重視していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうから農業教育に対する考え方を述べさせていただきます。

今、答弁しましたとおり、総合的な学習の時間内に、各校共通して農業科と、あるいは農業に関する時間を確保して、全ての学校が農業教育を充実させると。大変意義あるものであるというふうに考えておりまして、私は菊池市としては、菊池市の特性を生かして、比較的よくやっているほうではないかなというふうには思います。ばらつきがあるのはいたし方ないところではありますけども、時間数もそれなりに使っているということ、それから、各地域の特色をよく反映した、工夫したやり方であるなというふうに考えているところでございます。また、地域の方々が一緒になって、教育に携わっていただいているということは、大変すばらしい点であるというふうに考えております。

まさに、こうした地域ならでの作物、地域の人たちと一緒にあった農業体験ということは、一番本来の狙いであります自然の恵みへの感謝の念というものにつながるんじゃないかと。これこそが真の教育ではないかなというふうに考えております

し、そのことが、恐らく泉田議員の一番おっしゃりたいことであろうというふうにも考えております。

限られた時間の中ではありますけども、主要産業である農業教育につきましては、これからも各地域の特色を生かしながら、着実に取り組ませていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 今、教育長、また、市長の答弁をいただきまして、しっかりと考えながら、地域性を生かしながらやっていくということで、私も同じ気持ちでございます。できれば、この喜多方市の小学校教科書、この本と、また、地域性が全然、こっちは雪が降るところでございます。また、先ほど言われました、わたしたちの菊池市というのをぜひ見せていただきながら、さらにお互いの内容が深まるようなものであれば、お互い、これを勉強しながら、さらにバージョンアップしたようなものをつくっていただければというふうに思います。

それでは次に、電気自動車の普及促進について質問させていただきます。

世界的に環境問題が叫ばれている中、本市でも地球にやさしいまちづくりをいろいろな確度から目指していると思っております。

そのような中、世界でも日本でも電気自動車が全国的に普及しつつあります。電気自動車のメリットの一番は、低排出ガスであります。ガソリン車の1キロ走行当たりCO₂は190グラムなのに対して、電気自動車はゼロということです。火力発電など化石燃料を用いた発電時の排気ガスを考慮した場合でも約50グラムで、ガソリン車と比べると4分の1の排出量で済みます。

また、もし走るためのもととなるエネルギーが太陽光などの自然エネルギーに変わるとすれば、ほとんど環境に負荷を与えません。その意味で、電気自動車は年々多くなっていき、地球温暖化問題に記載されております。

また、もう一つのメリットは、経済的であるということでございます。例えば深夜電力でフル充電した場合、約160円で160キロ走るとお聞きしております。つまり、1キロ1円で走れる計算になります。一方、ガソリン車では、1キロ約8円の計算になります。

私の最初の質問は、電気自動車が普及しつつある中で、まず最初に、電気自動車用のEVステーションの設置状況が、菊池市でどのような設置状況か、お聞きしたいと思います。

二つ目に、近隣の自治体の設置状況、また、利用状況はどのようなになっているの

か。

三つ目に、本市の公用車における電気自動車の台数はどのくらいなのか、質問をします。お願いします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 泉田議員のご質問にお答えします。

まず、菊池市内のE Vステーションの設置状況でございます。市内のE Vステーションは、菊池市総合体育館、七城・旭志・泗水の各道の駅、これにあわせまして、七城の温泉ドーム、そして、民間のホテルや旅館、温泉でございますね。それに自動車販売店、大規模商業施設、ゴルフ場、コンビニエンスストアなどで、今、E Vステーションの設置が見られております。現時点で14カ所でございます。これは充電のスポット検索ホームページがございまして、ここでも公開されているものでございます。また、このホームページでは、故障や新設時の情報が随時更新をされているという状況でございます。

次に、近隣市町のE Vステーションの設置状況ということでございましたので、近隣市町のE Vステーションの状況をお答えいたします。

先ほどと同じ充電スポット検索のホームページでございます。これによりますと、山鹿市で23カ所、合志市で9カ所、大津町に6カ所、菊陽町では7カ所が設置されているというようなところでございます。

そして、菊池市の電気自動車の状況でございます。市役所でございます。昨年までは3台、電気自動車を使用しておりましたけども、昨年2台、これはリースでございましたので、リース契約が終了しておりまして、現在は社会体育課がB & G財団からリースしております車両1台、これのみがE V自動車ということになっております。また、ハイブリッドでございますけども、これは集中管理の公用車が3台と、環境課が1台、そして、市長車が1台、合計5台を現在は使用中というところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 菊池市の状況、14カ所程度と。また、各市町村も山鹿市で23カ所ということをお聞きしました。あと、合志市、大津町は、9カ所、6カ所ということですけども、徐々にこれがふえてくると思っております。流動人口を考えますと、やはりそのステーションのいろんなところにあることが、交流人口の増につながっていくと思っております。

菊池市で、今回、いろんな第3セクターに設置されているということをお聞きしましたがけれども、この設置費用というのはどのようになっているのか、市が負担したのか、または、補助があったのか、そこらあたりをわかれば、ご紹介をお願いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 市の施設にございますEVステーションの設置の費用でございます。当時というところでございますけれども、設置した当時につきましては、国の補助を受けまして、県、それに電気供給事業者というものがございまして、ここが工事費全てを負担しており、設置にかかる費用、当時は菊池市の負担は無料という形でございました。

なお、設置スペースについては、市の持つ財産ですので、そこを提供しているというところでございます。

現在入っております市の施設については、そういう形で設置をしたというところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 以前は、国、県、また、民間の援助でゼロと、経費が要らなかったということをお聞きしました。

今後、環境問題の点から、また、観光や研修、スポーツ交流などの交流人口をふやすという観点から、菊池市に來た人たちの滞在時間を延ばす必要があります。本市の人が集まる場所でまだ設置していない施設、先ほど聞いていませんでしたけれども、市民広場や中央公民館、キクロス、その点はまだできてないということをお聞きしております。そういう意味で、市民の方からも、ぜひ設置してほしいという要望がございます。国や県の補助団体や企業とタイアップして、なるべく市の負担がかからないようなやり方があれば、そういう点も含めて、この2カ所の設置を希望しますけれども、よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 泉田議員のおっしゃいますように、今のところ、市民広場とキクロスには設置してございません。また、以前の道の駅等のような形での補助のほうが、今のところ、なくなっております。ただ、電気事業者等の民間の業者がございしますので、ここの力をかりながら、市の持ち出しが極力出ないような形を研

究しまして、設置できるよう、施設管理の担当課あるいは指定管理者と協議してまいりたいというふうに考えております。

また、電気自動車に乗るお客様が、充電の心配をせず、安心して菊池を訪れられるように、EVステーションの充実を図ってまいりたいというふうにも考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） ぜひ、市民の方のご要望もありますし、菊池市が交流時間ができるだけ多くなりますよう望みまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（柁原賢一君） これで、泉田栄一郎君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き、一般質問となっています。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後2時48分

第 5 号

9 月 6 日

令和元年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和元年9月6日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	泉 大 助 君
経 済 部 長	笹 本 義 臣 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
七 城 支 所 長	上 村 雅 一 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	梁 池 哲 也 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 寺 盛 親 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前１０時００分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 一般質問

○議長（柁原賢一君） 日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、坂本道博君。

[登壇]

○７番（坂本道博君） おはようございます。議席番号７番、坂本道博です。私は菊池市議会議員として、市民の皆様が公平に安心して生活できる環境づくりが大事であると日ごろより感じております。議員活動の中で、地域からの相談や要望などさまざまな意見をいただいておりますので、それを踏まえて、今回の定例会での質問とさせていただきます。

昨日の熊日新聞に「菊池の用水群 世界かんがい施設遺産に」という見出しで、イデベンチャーの写真とともに掲載されていきました。菊池市並びに住民の方が手入れを続けてきた結果、用水群が世界に認められたということで、大変すばらしいことではないかと思います。この菊池の遺産をこれから大いに活用して、菊池の発展につなげていただくならと思います。認定に当たり、努力いただきました市長を初め関係された皆様に、深く感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問をしていきます。

初めに、消防団について質問していきたいと思います。

消防団は、みずからの地域はみずからで守るという郷土愛護の精神に基づき参加し、消防防災活動を行っており、地域の安全確保のため、果たす役割は非常に大きいものです。

しかしながら、全国的に消防団は年々減少しており、近年では少子化の影響で、若い世代を中心に適齢期の年代人口が減少しているところではありますが、地震等の大規模災害時を想定し、地域の即応体制上、消防団の活動は極めて重要であり、消防団の減少に歯どめをかけなければなりません。

消防団は、消防組織法で規定され、市町村の消防機関の一つに位置づけられ、身

分は非常勤で特別職の地方公務員です。

熊本地震における消防団は、みずからも被災者であったにもかかわらず、誰よりも先に災害現場に駆けつけ、住民の避難誘導、救助、消火、行方不明者の搜索、防犯・防災のための夜間の見守りなど、さまざまな活動を行いました。

消防団の皆様には、改めて、心から敬意をあらわしたいと思います。

そこで、初めに、菊池市消防団員の年報酬、消防団長の年報酬と、近隣市の団員の年報酬、団長の年報酬はどのようになっているのか、教えてください。

最初の質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。坂本議員からのご質問で、団長報酬並びに団員報酬をとということでございますけども、あわせて、運営費、出場手当等の聞き取りも近隣5市より行いましたので、その内容についてお答えしたいと思います。

まず、団長の年報酬ですけども、本市は16万円、次に、阿蘇市が14万円、合志市13万円、山鹿市16万円、玉名市13万6,000円、荒尾市10万4,000円となっております。

次に、団員報酬ですが、本市の団員報酬、年報酬ですけども2万円、次に、阿蘇市3万1,000円、合志市2万円、山鹿市1万5,000円、玉名市1万8,000円、荒尾市1万7,000円ということになっております。

また、分団の運営費、こちらは活動補助金、委託料等になりますけども、各市それぞれ支出項目などは異なりますが、本市の場合は運営委託料として各分団に13万円支出しております。それに対し、阿蘇市のほうでは支出がなく、合志市は、団員1人に対し8,800円及び積算車1台に対し1万円の支出。山鹿市は、交付金として会議・訓練・点検・広報活動の実績にあわせ、1人1回当たり1,100円の支出。玉名市は、各部に5万円の活動費と1万円の燃料費、団員1人当たり2,000円の被服代の支出。荒尾市は、運営交付金として各部に12万円と団員1人当たり2,500円の支出となっております。

そのほか、本市では、運営委託料として各班に3万円支出しております。

また、出動手当につきましては、本市は団員1人あたりに年間1万3,200円の支出に対し、阿蘇市は年間5,000円、合志市は出動1回当たり2,200円、山鹿市は火災の出動1回当たり1,400円、風水害や搜索の出動1回当たり2,200円、玉名市と荒尾市は、出動1回当たり1,500円の支出をされておられます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。

消防団の活動は、地域住民に勇気を与え、地域のきずな、コミュニティの大切さなど、消防団が果たしている役割が大きい一方、活動中に消防団の安全をいかに確保するかという課題も見えてきました。

平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されました。その中で、消防団の処遇改善について、地方公共団体の非常勤の特別職である消防団員には、地方自治上の報酬を支払わなければならないと規定されており、その報酬及び出動手当については、消防組織法により各市町村の条例で規定することとされております。その額については、消防団活動に応じた適正なものでなければならない。平成25年に消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬、手当の支給について規定されたところであります。

しかしながら、交付税単価は団員報酬が年間3万6,500円、出動手当が7,000円となっているのに対し、実績は全国的に見て、これを下回る状況となっております。これを踏まえ、交付税単価はあくまでも標準的な額であります。報酬・手当の条例が低い市町村におかれましては、積極的に引き上げてくださいと消防庁の通知にあります。

近隣市の団員報酬、団長報酬より本市は高いほうであるということでしたが、団員報酬3万6,500円に対して本市は2万円であり、出動手当は7,000円に対し本市は1回2,200円です。団員、団長の年報酬においては、合併後は改定がなされていません。

消防団長は年間120日ほど会議や行事に出席されています。昔は名誉職のようなもので、団長報酬をもらうためにやっているのではないと言われ、積極的に団長の職務を遂行しておられる方がほとんどでありました。しかし、現在では、会社勤めをしながら団長職をやられており、職場の理解があればこそと思いますが、今後、団長職を少しでも受けやすくするためにも、団長報酬を考えていかないといけない時期になっていると思います。

また、東日本大震災で津波を受けた岩手県、宮城県の沿岸部の27市町村で、自治体が消防団員へ支払う出動手当を、震災後、増額し見直しをしていることが新聞社の調査でわかった事実もあります。危険を顧みずに活動した消防団員に対しては正当な対価を支払うべきという意見からであります。

消防庁からの通知にあるように、消防団員の減少に歯どめをかけ、新入団員確保

に向けて、本市においても団員報酬や団長報酬、出動手当を増額すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

再質問します。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、再質問のほうにお答えいたします。

まず、再質問の前に、先ほど本市の出動手当に関して、1回2,200円と議員さんのほうおっしゃいましたけども、本市のほうでは年1万3,200円ということで支出のほうをしておりますので、そこは訂正させていただきたいと思います。

また、団長及び団員の報酬を上げられないかということですが、今後、他市の状況等も見ながら、総合的に判断してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。

菊池市の合併時に消防団幹部の先進地研修を大分市で受けました。庁舎内から隣接する消防署に団長室が設けてあり、大分市消防団の歴史などについての展示もあり、消防団員のよりどころになっているという感じを受けました。そのとき、団長の年報酬が70万円から80万円であったことを覚えています。人口が多い大分市でありましたが、報酬の高さにびっくりしたものでした。

全国的には、消防団詰所、消防団本部の部屋、消防団長室の設置は、常備消防本部を持っているところは消防本部内に設置されているところもあります。庁舎内また庁舎敷地内に団長室、消防団長室が設置してあるところもあるように聞いております。

菊池市消防団は伝統ある県下屈指の消防団であり、女性消防団の全国操法大会出場、泗水町消防団の小型ポンプ操法大会全国優勝など、輝かしい実績を上げておられます。このような功績を未来に伝えていく場所として、また、災害時の消防団詰所、会議室等の場所として、消防団室の設置はできないものでしょうか、お聞きします。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 消防団長室の設置ということですが、消防団室として特定した部屋を設けることは、現在の市役所庁舎の使用状況、執務室の配置などから難しいと考えております。

しかし、災害対応時など消防団の指揮所を市役所内に設置した際は、庁内会議室の一つを消防団待機スペースとして使用してもらうよう計画しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございました。

それでは最後に、市長にお尋ねいたします。

消防団の全体的な活用について、市長はどうお考えでしょうか、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま坂本議員のご質問は、消防団の活動に対する私の考え方ということでございました。

まずもって、消防団の皆様におきましては、日ごろから昼夜を問わず、市民の生命・身体・財産を守るという使命のもとで、献身的に活動していただいていることに心から深く感謝をしております。

また、消防団の活動は、大雨や地震といった自然災害の対応から、火災あるいは行方不明者の捜索と大変多岐にわたっておりまして、地域における消防防災体制の中核的な存在であると。また、住民の安心・安全の確保のために果たす役割は非常に大きいというふうに認識しているところでございます。

そういう中で、消防団活動の充実・強化のために、積載車やポンプの計画的な更新を平成27年に作成した計画に基づきまして順次進めておりまして、また、その他活動に必要な備品等についても計画的に配備を行っているところでございます。

今後も、このように消防団が活動しやすい環境づくりに向けて、連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございました。

団員報酬は、近隣市では約一律といった感じであります。総務省や消防庁からの指針のとおり、少しでも交付税単価に近づけて、消防団員の処遇改善に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、有害鳥獣対策について質問いたします。

昨日の後藤議員の質問と重複する点があると思いますが、よろしくお願いいたします。

最近の農業新聞紙上で、「豚コレラ拡大 終息見えず」といった記事が毎日のように掲載されています。岐阜県での発生1例目以降、種養豚の殺処分などの必要な防疫措置も実施されてきましたが、感染は拡大し、事態は悪化しております。特に封じ込めが不可欠な感染ルートが明らかになっていない中、農水省は相次ぐ豚コレラの発生に対し感染拡大防止へ、野生イノシシの餌型経口ワクチン散布を行うと発表しました。これは岐阜県の豚コレラ発生農場付近で、豚コレラに感染した野生イノシシ2頭が見つかった経緯を踏まえ、拡散防止のために行われるものであります。

豚コレラ発生地域に豚コレラ感染イノシシが大変たくさん確認されたとも発表されました。野生イノシシへの総合的な対策をさらに強化しなくてはならないと吉川農相が強調されたと9月4日の記事にもありました。

本市では、豚コレラの発生事例はまだありませんが、いつどこで発生してもおかしくない状況であります。よって、有害鳥獣であるイノシシ駆除を進めることが、密集した畜産地帯を形成している本市にとっても、悪性家畜伝染病を未然に防ぐ方法ではないかと思います。

それでは、昨年度の有害鳥獣捕獲期間による期間内と期間外のイノシシの捕獲頭数は何頭か教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 改めまして、おはようございます。ただいまの坂本議員のご質問にお答えします。

捕獲隊による昨年度の本市における有害鳥獣捕獲でのイノシシの捕獲頭数でございます。全体で577頭でございます。そのうち、猟期11月1日から3月15日まででございますが、この期間の捕獲頭数は438頭となっております。また、捕獲期間以外、4月1日から10月31日、3月16日から3月31日まででございますが、この猟期以外の捕獲頭数は139頭となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございました。

有害鳥獣駆除隊でのイノシシ駆除報奨金においては、本市では4月から12月までは1頭5,000円の報奨金が支払われましたが、前年の捕獲頭数以上に捕獲されたことにより、1月から3月のイノシシ捕獲報奨金が不足し、1頭5,000円

が410円になりました。有害鳥獣駆除隊の方々や狩猟者から不満の声を聞きました。本年度は前年の頭数に見合った予算を充てていただき、捕獲した頭数全てが報奨金の対象になるようにできないか、お尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 捕獲隊の皆様には大変お世話になっているところでございます。

ただいまのご質問でございますが、後藤議員のご質問でもお答えしましたとおり、報奨金の支払いにつきましては、本市及び近隣市町を調査・研究しながら、捕獲頭数や被害の状況を見ながら弾力的に対応したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。

これからは豚コレラの問題もあるので、集中的にイノシシ駆除をする必要があると考えます。ライフル銃の許可基準の緩和や、捕獲報奨金の単価の増額など、国や県に対し要望していただきたいと思います。どうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 坂本議員のご質問にお答えします。

まず、豚コレラのお話が出ておりますので、若干触れさせていただきます。

現在、日本におけます豚コレラの発生状況、これは先ほど議員もおっしゃいましたけれども、岐阜県、そして愛知県を中心として38件発生しております。このため、豚約13万3,000頭が殺処分されております。

今後も、野生のイノシシによる感染の拡大は懸念されているところでございます。また、その対策の一つといたしまして、農林水産省では、農場へのイノシシの侵入を防ぐための豚舎への防護柵、この設置に対する補助が考えられているところでございます。

議員お尋ねのライフル銃の許可につきましては、県の公安委員会が窓口となっておりまして、ライフル銃を所持するための条件が通常の猟銃よりも非常に厳しいものとなっております。銃器の取り扱いに関するということでございますので、慎重に考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、国や県からの報奨金の増額についてでございますが、今、国からの交付金

というところでいただいております。今後も増額の要望をしまいにしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。

次に、市長に有害鳥獣対策についてお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 有害鳥獣対策に対する考えを述べよというご質問でございます。

有害鳥獣被害対策につきましては、農林作物被害防止のみならず、畜産における防疫対策という観点からも非常に重要な対策だというふうに認識しております。本市のみでは対応できないところもございますので、今後、国や県に対しても要望をしていきたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。

菊池市でも農作物被害拡大防止に向け、集中的に有害鳥獣駆除を進めるためにも、捕獲報奨金の増額について、国や県に働きかけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、富田甚平について質問をしたいと思います。

富田甚平は、菊池市七城町に生まれ、熊本の中学生が使っている道德の副読本「くまもとのこころ」にも登場する人物です。明治時代、甚平の地元は湿地が多く、作業が大変でした。甚平はみんなの苦労を少しでも減らし、たくさんのお米をつくってもらえるように、長い時間をかけて富田式暗渠排水技術という排水方法を考え出しました。この技術はたくさんの湿田を乾田へと変え、熊本だけではなく、鹿児島、山口、鳥取、秋田の各県より招かれ、我が国の農業技術の発展に貢献しました。

現在、甚平の出身地七城町は、全国でも最高級の品質のお米が収穫できる土地です。もし甚平がいなければ、この良質なお米も存在しなかったかもしれません。その功績は、熊本のドラマ郷土の偉人シリーズ「土地改良の詩・富田甚平」で昨年放映されましたので、ごらんになった方も多いと思います。

また、富田式暗渠排水技術は、平成29年に文化庁から認定されました日本遺産

「米作り、二千年にわたる大地の記憶 ～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～」のストーリーの構成要素の一つでもあり、菊池川流域の米づくりの文化を知ることができる貴重な歴史資料でもあります。

平成4年に、七城町土地改良区のご苦勞により顕彰碑が台城址公園に完成し、功績をたたえた石碑、日本遺産構成文化財としての説明プレート、富田甚平作の土地改良の詩の歌碑などが建てられています。菊池十八外城の一つということもあり、山鹿市が一望できるすばらしい場所にあります。しかし、国道325号から公園までの案内板が整備されていません。七城支所の職員の方が手づくりの案内標識を書かれて対応しておられますが、わかりやすい案内看板の設置はできないか。また、富田甚平氏の顕彰碑の前面に書かれている碑文が、27年間の月日のせい、色落ち、汚れのため、読みづらくなっているのです。訪れた方にも読みやすいようにできないか、お尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

菊池川流域日本遺産の構成文化財である富田式暗渠排水技術の開発者である富田甚平氏の顕彰碑は、現在、市の文化財として指定は行っていないものの、昨年のドラマ郷土の偉人シリーズ「富田甚平」の放送や、十八外城の一つである台城址の近くにあるため、菊池一族ウォークラリーとあわせて、訪ねてこられる方もふえております。

平成30年度に、菊池川日本遺産協議会の事業により、日本遺産構成文化財の説明看板を顕彰碑の横に建てておりますが、顕彰碑そのものは、旧七城町において、平成3年に土地改良区及び当時の理事から成る「富田甚平翁顕彰碑建立期成会」により建立されております。

この顕彰碑の土台部分に富田甚平氏の偉業の碑文が彫り込まれておりますが、確認しましたところ、議員おっしゃるとおり、読みにくい状況にあります。今後は、土地改良区とも協議を行いながら、碑文の表示方法について検討していきたいと考えております。

また、場所もわかりにくいところにあることから、案内表示についても、今後、検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君）　ありがとうございました。

日本遺産「米作り、二千年にわたる大地の記憶　～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～」のストーリー構成要素の一つでもある富田式暗渠排水技術、富田甚平氏の功績を知っていただくことが、菊池のよさを知っていただくこととなると思います。

そこで、日本遺産認定を踏まえ、郷土が生んだ土地改良の祖である富田甚平氏の功績を観光などの地域活性化にどのようにつなげていくのか、市長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭　実君）　ただいまのご質問は、富田甚平翁の偉業をどういうふうに、今後、生かしていくのかというご質問でございます。

富田甚平氏が開発されました富田式暗渠排水技術というものは、湿田を乾田化するということで、菊池や熊本のみならず、全国的に耕作面積や面積当たりの収穫量を増大させることになったわけでございます。

このことは、富田氏が「熊本県近代文化功労者」を受賞されまして、また、平成29年4月に認定されました「菊池川流域日本遺産」の米づくりのストーリーの中でも重要な構成資産に位置づけられまして、さらに「郷土の偉人」としてドラマ化されるなどによって、非常に大きな偉業であるということは既に皆様の知るところでございまして、まさに菊池の誇りであるというふうに捉えております。

今後は、この偉業を、子どもたちを初め菊池市民に広く知ってもらうことで、いわゆるシビックプライドと呼ばれますけども、市民にとっての誇りあるいは郷土愛の醸成を図って、地域の活性化につなげていきたいというふうに考えておりますし、また、市外に向けても情報発信を積極的に行っていきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君）　ありがとうございました。

富田甚平氏は、長男とともに朝鮮の地に渡り、干拓事業を手がけ、昭和2年（1927年）に朝鮮の地で亡くなられ、享年80歳の生涯でありました。ことしで生誕171年目に当たり、日本遺産には文化財そのものが認定されるのではなく、その地域の歴史的なストーリーが認定されるわけですので、富田甚平氏の功績を国内外に発信していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、坂本道博君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————
休憩 午前10時35分

開議 午前10時43分
—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 皆さん、改めまして、おはようございます。議席番号15番の大賀慶一でございます。

今回の質問は、1点目に、国際交流について、2点目に、自衛官の募集の協力について、3点目に、消費税についてを質問をしていきたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして、早速、国際交流についてを質問したいと思ひます。

この国際交流につきましては、これまでも数回にわたり、私も質問をしてまいりました。今回は、特に国際交流の中でも、本市と海外の友好都市交流についてお尋ねをしたいと思ひます。また、戦後最悪と言われる日韓関係を踏まえて質問を行っていききたいと思ひます。

本市は、皆さんご承知のとおり、中国の泗水県、韓国の金堤市、清州市の3都市と友好都市として交流をしてまいっております。中国の泗水県は旧泗水町と、また、韓国の2都市とは、旧菊池市と泗水町が交流を行っていた友好都市を合併後も引き続き交流を行ってきた経緯がございます。

しかし、先ほども述べましたが、最近の状況は、特に日韓関係については、我が国に対する非難を連日のように続けており、終息の見込みが見えません。本市も、先日、執行部より金堤市、清州市のこししの訪問を中止するよう申し入れがあったとの報告がございました。

そこで、質問ですが、1点目に、これまでの友好都市交流の流れについて、それぞれの都市との交流状況を具体的にお示しいただきたいと思ひます。

2点目に、合併後の3都市の交流の中で、以前は子どもたちを含めた市民の交流が行われてきましたが、これらの3都市との交流の中で、実績としてどれくらいの人たちが参加したのか、実績をお示しいただきたいと思ひます。

3点目に、これまで3都市との交流を通じて、いろいろと課題や紆余曲折もあったと思ひますが、市としては、これまでの交流の中で、メリット・デメリットはどのように捉えておりますか。また、それらを踏まえて、今後の3都市との交流はど

のように行っていくつもりですか、お考えをお示しいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問といたします。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 改めまして、おはようございます。国際交流についてということで、数点お尋ねをいただきました。

まずもって、交流の現状についてということで、先ほど大賀議員からもお話がございましたし、先日の議会審議会でもご説明もいたしました。韓国のことについて、まずちょっとご報告をさせていただきます。

本年度の交流については、9月26日から4泊5日の日程で韓国金堤市と清州市へ、韓国友好都市交流訪問団派遣事業として、当初、交流団の派遣を計画しておりました。

しかし、最近の日韓関係の悪化を踏まえまして、改めて両市に事務ベースで確認をしましたところ、金堤市からは「国際政治状況が好転するまで、日本の友好都市との交流は暫定的に保留をしている。ことしの地平線祭りにお招きするのは難しい」、清州市からは「地方自治体と各団体の日本糾弾決議大会等が多く開かれている。ことしは太湖マラソン大会に参加していただくことが難しい」とのご意見でございました。

このような現在の韓国国内の情勢並びに友好都市である金堤市及び清州市の意向を酌み、本年度の派遣事業は中止することとしたものです。

それから、先ほど中国泗水県のお話もございましたけども、中国泗水県につきましては、現在は手紙やメールでの連絡を再開しているというような状況でございます。

これまでの交流についてということのお尋ねをいただいております。子どもの交流を含めてどのような交流があったのかということでございます。

韓国金堤市との交流では、本市市民交流団を平成17年度から地平線祭りへ派遣しております。金堤市からは交流団をしずいコスモスマラソンへ招待し、受け入れをしております。

清州市との交流では、平成20年度から太湖マラソン大会へ市民交流団を派遣しております。清州市のほうからは交流団を桜マラソンに招待し、受け入れております。

しかし、平成20年度には竹島問題により派遣・招待ともに中止になりました。また、平成29年度には北朝鮮のミサイル問題により派遣中止などとなっております。

子どもたちの交流事業としましては、中学生のホームステイ事業を平成17年度より実施し、金堤市及び清州市へ隔年で派遣、また、受け入れをしておりましたが、竹島問題や新型インフルエンザ発生などの影響により実施できない年もございました。

このような状況から、平成25年度以降は中止となっております、現在はホームステイ事業は実施しておりません。

中国泗水県との交流につきましては、平成19年度から卓球交歓など相互に交流団の派遣を行っていましたが、平成25年度以降、尖閣諸島問題などの影響で交流が中断しております。

その後につきましては、平成29年度に泗水県に親書を発送しましたが、返信がなく、翌平成30年度に再発送いたしましたところ、泗水県から親書が返信をされましたので、また再び連絡をとり始めたところでございます。

それから、これまでの交流の実績人数についてということでございましたが、ただいま手元にございませんで、また後で確認をさせて、ご報告をさせてもらいたいと思います。

次に、交流のメリット・デメリットについてというお尋ねでございました。

交流のメリットとしましては、互いに文化の違い、価値観や考え方の違いを理解するとともに、多面的・多角的な物の見方や考え方ができるようになるというふうに考えております。

また、相手国のよさを認めるとともに、日本や菊池のよさを再認識することができ、豊かな国際感覚を育むことができると考えております。

交流のデメリットではございませんが、課題としましては、韓国を例に挙げますと、渡航にかかる費用や日数は国内の交流と大きく変わりませんが、今回や過去に中止せざるを得ない理由と同じく、社会情勢に左右されやすいということだと考えております。

今後についてということでご質問をいただきました。

特に子どものことについてということでお答えしますと、先ほどお答えいたしましたとおり、国際交流については、政治に左右されるところが大きくて、実際、中止にもなっているところです。

現在は状況が悪化しておりますので、子どもたちの安全面を第一に考えると、鎮静化するのを見守る必要があるというふうに考えております。

今後の子どもたちの交流につきましては、市内等に住まれている外国人の方との交流など、世界に目を向け、より多くのことに興味・関心を持ち、国際感覚を育んでいけるような取り組みを、菊池国際交流協会とも協議・検討し、可能なものから

実施していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） ありがとうございます。

本来、友好都市の交流というのは、年数を経ていくごとに人の交流から物の交流まで発展していくことが最も理想的な交流でございます。

しかし、今、部長も述べられました泗水県とは、日中の険悪さが影響して、現状ではほとんど交流がなされておられません。また、韓国の2都市とは、これまでに何回か、本市の桜マラソン、コスモスマラソンでの交流がありました。昨年は市民交流団体とともに議会からも議長も出席を、訪問をされておりますが、一昨年は訪問を見合わせているのが実情でございます。

一方で、現在、我が国と韓国を結ぶ航空路線の廃止や休止が立て続けに、一方的に行われております。熊本県も韓国との航空2路線が運休するということが、先日、報道されております。ますます両国間の往来が難しくなっております。

本来であれば、先ほど子どもたちの交流について、部長のほうで述べられましたけれども、本来であれば、友好都市とは、将来ある子どもたちの交流や市民との交流が深められていくのが本来の姿ではないかと思っております。今のような政治情勢によって交流が左右されるような中で、また、相手の顔色をうかがいながら行う交流では全く発展性は望めません。

国内の自治体では、現在、世界の多くの国との交流が非常に活発になってきております。今日のグローバル化した世界の多くの人たちと交流をしていくことは、私も重要なことであると思っております。特に子どもたちは、将来、我が国を背負っていけるわけですので、海外から見て、日本を見て、世界に羽ばたいていただきたいと思っております。そのためには、やはり安全で安心できる国際交流を継続的にやっていくというのが不可欠ではないでしょうか。

そこで、質問をいたしますが、現在の海外の友好都市との関係は、今のような状況を見ると、特に子どもたちの交流を考えると、市はどのように対応していくのか、今、部長のほうでちょっと答えられましたけれども、また、子どもたちの交流は行わないのか。子どもたちは外国の子どもたちとの交流を非常に期待をしております。このままでいけば、本市の交流の中で、子どもたちの願いはかなえられません。がっかりするのは子どもたちです。

今後、安心してお互いが信頼できる都市との交流を図り、子どもたちの交流をぜひ友好的に進めていただきたいと思います。市はどのように考えられておられま

すか、質問をいたします。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 子どもたちの国際交流、今後、どう考えるかということですが、先ほども述べましたとおり、今後の子どもたちの交流につきましては、国外というのもございますけれども、まずは市内等の在住の外国人の交流など、世界に目を向け、より多くのことに興味・関心を持って、国際感覚を育んでいけるような取り組みというものを、菊池の国際交流協会とも協議・検討し、できるものから実施していきたいということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 子どもたちの交流というのは、せっかくこういう交流事業をやっておりますので、やはり子どもたちに広げて、子どもたちのお互いの交流をするというのが、私は本来の姿ではないかと思っております。

市内に住む外国人との交流は、これはこれでまた続けて、これはもうできるものと思っておりますので、ぜひ子どもたちの交流ができるような、そういう状況をつくっていただきたいと思います。

それでは、3回目の質問をいたします。

私は、これまでに友好を発展させて、教育や経済面等にも交流の輪を広めていけるような国との友好関係を築いていけるよう、市に提案をしてみいました。韓国や中国との交流が不安視される中で、特に全国の日韓交流を行っている自治体においては、本市同様に交流の休止や取りやめが通告されたところは数多くあっております。

また、先ほども申しましたけれども、熊本を初め、全国の各地の空港路線の多くが運休や廃止に追い込まれております。何度も申しますが、相手の国の政治状況によって左右される交流や、相手の国をうかがいながら友好交流は全く発展性がなく、効果もございません。本来の姿であるべく、市民や子どもたちの交流に、また、経済面の交流も進展していかなければなりません。

基本的なことは、やはり相手国が親日国であるということが非常に重要なことでございます。そのようなことを考慮するとき、近隣の一貫して親日的である台湾との友好交流をぜひ実現してほしいと、議員有志で行っている菊池市と台湾の友好を推進する議員の会としては、市に要望を行ってまいりました。

その中で、本年4月、台湾の領事館でございます福岡弁事処の戒処長が退任され、

陳処長が就任されました。戎処長も非常に本市との交流については積極的に台湾との交流に取り組んでいただきました。しかし、陳処長は、それにも増して本市との交流に非常に意欲を示されております。特に４月に就任されて、すぐ陳処長は既に本市のイデベンチャーや白龍まつりにも家族を伴い、留学生の会長やJETROの所長らを引き連れて、積極的に菊池市を訪問されております。祭りにも参加したいということで、秋の菊池神社の大祭にもぜひ参加したいとの意向でございます。また、台湾の子どもたちや留学生の民泊やホームステイも提案をされております。

先日の緒方議員への答弁の中で、市長が、台湾では非常に今、日本の民泊がブームであるということも市長も認められております。

特に、また特筆すべき点は、陳処長が、私は菊池のことをぜひ台湾に広めたいということで、親善大使的な役割も果たしていきたいとの意向でございます。我々にとって非常に喜ばしいことを公言されております。

私は、これまでの先人たちのご苦勞でなし遂げてきた現在の３都市との交流をすぐやめてほしいというものではございません。この３都市との交流は、今後の状況を見守りながら、相手都市の対応に任せて、今後はぜひアジアで最も親日的である台湾との交流にかじを切っていただいて、信頼ある関係の中で、相手のことを思いやる人たちと交流でなければ、真の発展をしようではございませんか。

そこで、ぜひ市長におかれましては、台湾との交流を一步でなく、二歩三歩と進めていただければと思っております。

話がちょっと飛びますけども、先日の城議員の質問の中で、城議員への答弁の中で、一昨年は３万人、昨年は４万人の韓国の方が訪問されているという宿泊状況が答弁の中でありました。しかし、それらを考えて、ことしは恐らくがたっと落ちると思っております。やはり市の人たちも、旅館あたりも、そういう今まで順調にふえてきたことに対応されておりますので、今度また急激に落ち込むとなると、非常に旅館業の方々も迷惑をされるんじゃないかと思えます。そういうことを考えますとき、ぜひ市長におかれましては、本来の親日的国との交流をぜひ進めていただきたいと思います。ぜひ市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今後の国際交流についてと、展望についてというご質問でございます。

今まで部長がご説明しましたように、現在の３都市との交流には、私たちが今コントロールできない問題があるのも事実でございますけども、長い歴史を経てきたことでございますので、そのことは尊重していきたいというふうに思っております。

また、それぞれの国がそれぞれのよさをお持ちなわけでありますから、恐らくご提案というのは、さらにこの国際交流の間口を広げてはどうだろうか、こういうご提案ではなかろうかというふうに受けとめております。

その中でも、特に日本ファンが多いと言われている台湾との交流を深めるべきではないかというご提案でございますけれども、この台湾との交流につきましては、議員を初め民間での交流が大変進んでいるというふうに認識しておりまして、そのこと自体は、私は大変いいことであるなど、うれしく、また、ありがたく思っているところでございます。

実は、つい先日も、台湾の大学生と先生が10名、この菊池におみえになりました。2泊3日の民泊を楽しまれていきました。特に菊池ならではのことで、菊池溪谷、それからイデベンチャー、そしてまた、居合抜きの体験などを楽しまれて、非常に喜ばれて好印象を持ってお帰りになったところでございます。

市としましては、こうした民間同士の観光であるとか、あるいは経済的な交流、文化的な交流というのが具体的にどんどん積み重なっていくということが、今後の人々の交流の上でも非常に重要なことだろうというふうに思っておりますので、こうした民間同士の交流が深まっていくことを大いに期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 市長もなかなか二歩三歩は前に踏み出せないのであると思っております。いろいろ諸事情もあるかと思いますが、これは。しかしながら、やはり税金を使って交流を行っていくということは、これはもうぜひ有効的に活用することが、一番市民に対してもそういう説明もできますし、やっている本人たちもやはり気持ちがいいんですね、やっぱりそういう方々との交流は。ぜひ近いうちに、そういう交流のほうにかじを切っていただきたいと思いますと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

自衛官募集の協力についてお伺いをしたいと思います。

今日、我が国は、地球温暖化の影響での大型の台風の襲来や集中豪雨、あるいはまた火山列島でもございますことで、地震等が全国のどこかで毎年発生して、甚大な自然災害が発生をしております。

本市も、皆さんご承知のように、つい3年半前に熊本地震による大災害が発生しました。また先日は、佐賀県を初め九州北部各地で豪雨により多くの被害が発生いたしました。

このような状況下での救助や、災害時の復旧・復興にいち早く出動していただくのが、先ほどの坂本議員の質問にもございましたけども、自衛隊であり、消防でございます。しかし、復旧時となりますと、自衛隊、機動、動員力と機械力なくしては、自衛隊はなくてはなりません。自衛隊の皆様は非常に災害現場の厳しい激務に忍耐強く頑張っておられます。それらのもととなる自衛官の募集には、国から自治体に対して協力依頼があっております。これら自衛隊員に活動していただくためには、まず志願者が必要でございます。しかし、この志願者の各自治体に対する依頼については、各自治体において、それぞれ何か温度差があるようでございます。

少し紹介をしてみますと、最も理解ある自治体は、適齢者名簿を作成して自衛隊に提供しておられます。その自治体が632自治体で、全体の約36%です。2番目に、適齢者名簿を作成して閲覧、写し書きを認めているというのが587自治体で34%、3番目に、住民基本台帳の閲覧、写し書きを認めているというのが344自治体で20%、4番目に、6割以上の事務を拒否しているというのが173自治体で10%、5番目に、事務を全く実施していないというのが5自治体で0.3%と、このように2017年度の統計が発表されております。

4番目、5番目は論外といたしまして、今、私たち、2番目の適齢者名簿の閲覧、写しや、3番目の住民基本台帳の閲覧、写し書きには、大変大きな手間と労力がかかるということで、できれば最初に述べましたように、役所で作成をしていただいて、適齢者名簿を提出いただければ助かりますというような自衛隊からの要望でございます。

くどいようですが、我が国を守り、災害派遣にいち早く対応してくれるのは自衛隊ではないかと言っても過言ではございません。そこで、適齢者の名簿提出に対応していただくのは、災害の支援を受ける自治体の義務ではないかと私は思っております。

そこで、質問ですが、本市としての募集業務への協力はどのように行っておられますか、お尋ねします。

次に、自衛官募集の懸垂幕というのが、各自治体の庁舎正面に掲げられるよう協力依頼があっておりますが、本市においては余り見かけないような気がします。本市としての懸垂幕の使用状況についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、大賀議員の2点の質問についてお答えしたいと思います。

まず、自衛官募集につきましては、自衛隊法第97条により、「都道府県知事及

び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とされており、これに基づき、本市においても自衛官募集事務を行っているところでございます。

その名簿提供につきましては、自衛隊法施行令及び本市個人情報保護条例に基づき、防衛大臣から本市、議員のほうは適齢者名簿とおっしゃいましたけども、募集対象者名簿の提供依頼があった場合には、その募集対象者名簿を紙媒体で提供しているところでございます。

また、懸垂幕につきましては、本庁舎正面に掲げて、自衛官募集の呼びかけを行っているところでございます。

ただ、スペース等にも限りがございますので、イベントなどの期間限定の懸垂幕を優先に掲げておりますけれども、スペースが許す限り、自衛官募集の広報懸垂幕も掲げるようにしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） ありがとうございます。

本市では、自衛官募集については提供されているということで、私も一日本国民として非常に安心をいたしました。

懸垂幕の掲載につきましては、これはできるだけ対応していくということでございますので、やはりこの募集に対することが、今後、自衛官の募集に最も基本的なことでございますので、できるだけ多くの機会に懸垂幕を掲示していただきたいと思っております。

次に、再質問を行いますが、現在、自衛官募集に対しての国からの事務費が支払われていると聞いております。その額と、使用についての本市の取り扱いはどのように行っておりますか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

自衛官募集に関する委託費につきましては、平成30年度に2万9,000円交付されております。

また、その使途につきましては、広報きくちの7月号、9月号、11月号に自衛官募集記事を掲載しておりますので、その部分の印刷代として充当しております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） ありがとうございます。

わずかな金額ですね。2万9,000円ということですが、先日、配布された市報も私見ておりますが、ぴしゃっと掲載をされておりました。もうわずかな金額で、これはなかなかほかに対応するようなものではないかと思っておりますけれども、ぜひ今後とも、我々の安心・安全な生活を昼夜なく守っていただく自衛官の活動、募集に対する本市のなお一層のご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、3番目の消費税についてお伺いをしたいと思います。

皆さんご承知のとおり、本年10月1日から消費税が2%引き上げられて10%になります。我が国の消費税は、平成元年の4月から3%で導入されまして、その後、平成29年4月に5%となり、平成26年の4月には8%に引き上げられてきました。そして、令和元年のことし10月から10%に引き上げられることとなります。

しかし、その中で、食料品や飲食店などでは軽減税率が導入されて8%と10%の2段階になっており、また、キャッシュレスなどのポイント還元制度や軽減税率など複雑な仕組みになっており、税額の対応が非常に面倒くさいというような状況になるかと心配をされております。

これらを考慮して、本市でも条例の改正など、それぞれの準備が行われておりますが、そのほかに、どのような準備が必要なのか、また、導入まで1カ月を切った状況で、この準備は整っているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、消費税及び地方消費税制度の仕組みはどのようなになっているのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

また、地方消費税が本市の歳入歳出へ与える影響額はどのようなになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 消費税の件ですけれども、10月1日に予定されております消費税率の引き上げについて、市としての準備はできているのかとのご質問ですが、まず、施設を利用される方々にご負担いただいております使用料及び手数料のうち、消費税相当分を利用者に転嫁すべきものについて、水道使用料及び下水道等使用料を除き、昨年の12月の定例会に条例改正案を上程し可決いただいております。

その後、広報誌や各施設での張り紙など、十分な期間をもって利用者の皆様に丁寧な周知を行っているところでございます。

なお、水道使用料及び下水道等の使用料につきましては、前回の6月定例会に上

程し可決いただいているところでございます。

また、市が支払うこととなる消費税率の引き上げ分についての対応としましては、本年度当初予算において、10月以降の支払い分に係る消費税率を、引き上げ後の10%での計算の上、計上しているところでございます。

また、消費税及び地方消費税の仕組み及び市の歳入歳出への影響額につきましてお答えいたしたいと思います。

まず、仕組みのほうですけれども、現行の8%の税率の内訳としまして、国である消費税が6.3%、地方消費税が1.7%となっております。

また、10月1日の税率改正後の内訳としましては、消費税が1.5%増の7.8%、地方消費税が0.5%増の2.2%となる予定でございます。

地方消費税の配分方法につきましては、国税である消費税と合わせて国に納付され、地方消費税相当分が都道府県に払い込まれます。その後、都道府県の間で、払い込まれた税収を消費に関連する指標に基づき清算を行い、清算後の額の2分の1相当額が県内の市町村に交付される仕組みとなっております。

また、消費税率引き上げに伴う市の歳入歳出への影響額につきましては、平成30年度決算額を基礎とし、通年10%の税率となった場合の概算でお答えしますと、歳入であります地方消費税交付金につきましては、平成30年度決算額9億4,651万3,000円に対し、見込み額が約12億2,000万円となり、約2億7,000万円の増収となる見込みでございます。

歳出面での影響額は、一般的に消費税の課税対象となる物件費、維持補修費及び投資的経費の平成30年度決算額合計76億6,681万1,000円を基礎とした、大変大まかな参考額となりますが、見込み額が約78億9,000万円となり、約2億2,000万円の負担増となる見込みでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） ありがとうございます。

今回の税率の引き上げに伴い、地方に配付される地方消費税交付金にも影響があり、各自治体にも交付金が増額になるというお話でございましたが、その増額分はどのようなものかということでございますが、今回の消費税は、幼稚園や保育園などの無償化や社会福祉に適用すると聞いておりますが、その詳しい内容についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） ご質問にお答えする前に、先ほどの金額で1点訂正をさせていただきます。

歳出面での影響額として、見込み額が78億9,000万円と申し上げましたが、正確には約78億900万円ということで、差額のほうの約2億2,000万円のほうは変わりませんけども、そのほうの訂正をさせていただきます。

それから、ご質問の税率の引き上げに伴い、その増額分の使途はということですが、地方消費税交付金の増額分の使途については、先ほどお答えしました今回の消費税率引き上げに係る地方消費税率の引き上げ分0.5%について、全額、社会保障経費の財源として使途が特定されたものでございます。

具体的には、年金、医療、介護、少子化対策のための財源として使途が特定されており、本市におきましても、本定例会の補正予算案件としても上程しております、幼児教育・保育の無償化や介護事業の低所得者保険料の軽減などのための財源として活用することとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 大賀慶一君。

[登壇]

○15番（大賀慶一君） 今回、消費税の2%分が我が国の少子高齢化に十分に反映されることを期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君） これで、大賀慶一君の質問を終わります。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

—————○—————

休憩 午前11時23分

開議 午後 1時00分

—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、総務部長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 先ほど坂本議員の消防団についてのご質問の中で、本市の出動手当の説明ですけども、1回2,200円ではなく、年間1万3,200円とご説明いたしましたけども、議員おっしゃるように、1回2,200円で算出しており、結果、1人当たり1万3,200円を支出している状況でございます。おわ

びして、訂正いたします。

○議長（柁原賢一君） 続きまして、政策企画部長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 先ほどの大賀議員からの国際交流についてのお尋ねの中で、これまでの交流人数はどうなっていますかというご質問をいただきました。確認をいたしましたので、お答えをさせていただきます。

合併以降の韓国との交流における本市から2市への派遣は、合計で113人、2市からの受け入れは142人、また、中学生の交流では、本市からの派遣は124人、受け入れは177人となっております。

以上、補足して説明をさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 次に、木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、道路整備、市道西迫間寺小野線についてお尋ねをいたします。

この路線は、竜門ダム下流域の避難道路として整備の必要性がありながら、特に市野瀬区の集落内においては未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が生じております。現在は寺小野区の第一寺小野橋のかけかえ工事が行われておりますが、橋りょう工事の進捗状況をお示してください。

次に、古川伊倉線についてお尋ねをいたします。

この路線は、国道387号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また、産さん滝、千畳河原への観光ルートとして、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。市としても必要性を認識していただき、千畳河原、滝区集落内の整備は完了しております。その後も継続して、伊倉区までの整備が行われる予定ですが、今後の整備の状況をお示してください。次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は、植木インターへの主要な道路であります。道路幅員が狭く、また、用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ておりました。平成26年1月に地元野間口区長様より要望書が提出されておりましたので、私からも質問、要望を続けてまいりました。

現在、平成29年度に七城方面から約58メートル、平成30年度に約44メートルの整備が完了し、今後も継続事業で進めていかれると思いますが、今後の計画

をお示しください。

次に、柏木護線についてお尋ねをいたします。この市道につきましては、平成18年の集中豪雨のときに、立門木護線が通行どめとなり、木護区の住民が家に帰れず、不安な一夜を過ごされました。その当時は立門木護線が通れなくなると、迂回路がないために陸の孤島になっておりましたので、その当時の木護区長、水迫地区長とともに、私も市に要望を続け、平成24年度に全線開通することができました。おかげで熊本地震のときにも迂回路として地域住民にも安心して利用していただくことができました。

しかしながら、現在、柏集落から木護区までの部分が、国有林の伐採による市道の傷みが激しい状況となっており、地元住民から苦情が出ております。市として、今後の対応と整備計画をお示しください。

次に、林道鞍岳線の整備についてお尋ねをいたします。

この路線も大型車の通行量が多く、特に伊牟田地区の部分が傷みが激しく、整備の要望が出ております。今後の整備の計画をお示しください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 皆さん、こんにちは。それでは、木下議員の道路整備状況のご質問にお答えしたいと思います。路線ごとにお答えいたします。

市道西迫間寺小野線につきましては、昨年度までに橋りょうに接続するまでの道路改良、それから、第一寺小野橋の橋りょう下部工が完了しております。現在、橋りょうの上部工を発注しております、工場製作中ということでございます。設置につきましては、本年度中の完了を予定いたしております。

次に、古川伊倉線につきましては、平成26年度より用地交渉を始め、平成27年度から滝区集落側より道路改良工事に着手してまいりました。本年度におきましては、延長140メートルの改良工事を10月ごろに発注する予定となっております。その後、新たな辺地計画により随時進めてまいります。

次に、立石野間口線につきましては、歩道部の段差解消工事を行うもので、平成28年度までに地元協議を終え、施工方法等について同意が得られましたので、平成29年度より工事に着手してまいりました。本年度におきましては、延長62メートルの改良工事を9月中に発注する予定となっております。この事業につきましても、今後、計画的に進めてまいります。

次に、柏木護線につきましては、平成28年度より舗装工事に着手しており、本年度は延長325メートルの舗装工事について完了いたしております。次いで、2

工区といたしまして約700メートルの舗装工事も11月ごろに発注予定としていくところでございます。また、その先の区間につきましては、来年度からの新たな辺地計画に基づき、順次舗装工事等を行っていく予定でございます。

最後に、林道鞍岳線につきましては、経済部所管の道路ではございますが、私のほうで回答させていただきます。

これまで辺地対策事業により、路線の測量設計や舗装工事等を実施してまいりました。また、部分的に修繕や補修が必要な箇所につきましては、随時行っております。今後は、来年度から令和6年度までの新たな辺地計画に基づき、舗装工事を進める予定となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、地元にとっては、もう大変大切な道路でございますので、緊急性があるからこそ申し上げたわけでございますので、どうぞよろしくお願いしておきたいと思っております。

それでは次に、有害鳥獣による農林作物の被害への対策の現状と、今後の拡充についてお尋ねをいたします。

今定例会において、先日は後藤議員、先ほどは坂本議員より質問がありましたが、私の地元は特に中山間地で被害が深刻な地域でございますので、重なる点もあるかと思われませんが、よろしくお願いいたします。これまで私も、有害鳥獣対策については、拡充も含め何度も要望を続けておりますが、市独自の対策は余り進んでいないように感じております。

今回も、私も含め3名の議員が、有害鳥獣対策について要望も含め質問したことを重く受けとめて、対策を考えていただきたいと思います。

先般、令和元年度の菊池市有害鳥獣捕獲協議会にオブザーバーとして参加させていただきましたが、会員の方々からさまざまな要望、指摘があり、予算面も含め、早急な対応の必要性を感じました。私もわな猟の免許を取得しましたので、私なりに市民のために取り組みたいと考えております。私も実際にわな猟の免許の取得によって理解できたことがたくさんあります。今年度は狩猟免許取得に対して補助金を支給するようになりましたので、市民への啓発はもちろん、ぜひ市職員にも11月の試験を受験していただき、今後の有害鳥獣対策に生かしてもらいたいと思いますが、市の考えをお示してください。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

議員のほうも先ほど言われましたように、後藤議員、坂本議員、そして木下議員のほうから、有害鳥獣駆除についてのご質問、また、報奨金についてのご質問も出ております。この点は非常に重く我々のほうも受け取っております。

報奨金につきましては、先ほどご答弁しましたように、本市及び近隣市町を調査・研究し、本年度の捕獲数や被害状況を見ながら、弾力的に対応したいと考えておりますというところでございます。

また、あわせまして、有害鳥獣、来年もでございますので、来年度につきましても実績を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

そして、狩猟免許、職員の取得でございますが、その前に、狩猟免許等の取得につきましましては、市民への啓発も実施しながら、職員の免許取得についても十分検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

現場をしっかりと把握してやっていただきたいと思います。

それと、市の職員もぜひともということでございますが、やはり私たちも狩猟免許を取ることによって、やっぱりいろんなことがわかりました、実際に。だから、やっぱり職員もその取得をすることによって、やっぱり地域住民の気持ちもわかるし、現状が把握できると思いますので、ぜひとも、もう11月は希望者といいますか、半強制的にでも取っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

先日、稗方区の納涼祭が行われました。そこで、地元前川県議の挨拶の中で、農林水産大臣に直接イノシシの報奨金の拡充のお願いをしたと。そういうことを聞いて、大変ありがたく思ったところであります。

今後は、市としても、国、県に対して要望はもちろんですけれども、市独自の取り組みをきちんと、また来年度の予算にはしっかり反映していただくようお願いいたします。

それでは次に、スペインスエカ市との交流についてお尋ねをいたします。

江頭市長が、平成29年9月8日から9月16日まで、7泊9日の日程でスペインスエカ市等へ出張されました。目的は、スペインスエカ市長より、菊池市の米づくりに興味を示され、日本大会開催の提案を受けて、パエリア国際大会への招待があり、スエカ市を訪問されたもので、目指す成果としては、パエリア日本大会の菊

池市での開催を確定するとともに、アジア大会の誘致や、米を初めとしたさまざまな経済交流大会を目指し、将来的には人的交流、文化交流を含めた相互の発展につなげると議会への説明があり、定例会の日程を変更されてまで出張されましたが、これまでの質問に対する答弁では、その後のスエカ市との交流、パエリア大会の誘致については、具体的な進展がないとのことでありました。

私は、国際交流の難しさを指摘し、今後の確認をお願いしたところでありますが、ことし5月にはパエリア日本大会が開催されているようでありますので、来年は菊池市での開催の予定であるのか、今後の計画を含めお示しいただきたいと思います。また、改めて、これまでの経費も含め、予算もお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） スペインスエカ市との交流につきまして、私のほうから平成30年第4回定例会でお答えしました、それ以降の経過をお答えさせていただきます。

昨年、東京のスペイン大使館経済商務部にスエカ市との連絡に関する支援をお願いしておりましたが、12月になって、できないとの回答がございました。

その後、在バルセロナ日本大使館に、改めて、連絡に関する支援をお願いしましたところ、スエカ市の文化担当部長をご紹介いただきましたので、現在は文化担当部長への連絡文送付の準備を行っているところでございます。

もう1点、経費ということでお尋ねですかね。ちょっと確認してからお答えをさせていただきます。

これまでの経費ということですが、旅費等を含めまして約130万円でございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） どういうふうになっているのか、本当不思議ではないところでございます。

私たちの月例会のときにいただいた資料は、ちゃんとスエカ市の市長からの文書ということの招待状ということで示されたと思います。その前に議案でしっかり審議をして、定例会の日程を変更してまで行かれたということでございますが、やはり市民の血税を使って、こういった形で出張されたことが、ある面では、その後、スペイン大使館のほうに頼んでも対応をしていただけないとか、もうちょっとあり得ない、民間ではあり得ないような状況になっているかなというふうにして私は思

っております。

いずれにしても、市長ともう一人、随行員と2人で行かれてますので、市長として、どのように今後対応していかれるのかも含めて、答弁をいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） スエカ市との交流の件でありますけども、先ほど政策企画部長が答弁したとおりの経緯でございますが、これまで本市からの照会に対しまして、まだ応答がない状態でございますので、今回、手がかりのできました在バルセロナ日本大使館とも連携しまして、スエカ市とのコンタクトをとり、先方からの回答をいただければ、それを踏まえて、今後の対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 市長が直接、市長から招待状をいただいて、招待して、スエカ市に行って、その後の交流がスエカ市の市長と直接コンタクトがとれないというのが、私は不思議ではようがありません。

それと、行かれた後の市長からのメッセージという形の中で、やはり市民に対しても、来年から日本での予選大会を菊池市で開きたいとの本大会に招かれたものと。そういう形でちゃんと広報に載ったわけですね。そういう中で、その後のことは、相手が連絡がないから対応ができないということについては、やっぱり私はちょっとおかしいなというふうに感じております。このことについては、また確認をしていくことになると思いますけれども、今回はこれで終わりたいと思います。

それでは次に、旧迫水小跡地への進出企業の着工の時期と事業計画についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、私も地元でございますので、城議員とともに、これまで市が主催する関係地区への説明会に参加し、進出企業の株式会社山口油屋福太郎を校区の区長さんたちと訪問させていただいたり、また、平成30年第3回定例会での議案第93号、財産の譲渡について、総務文教常任委員長報告に対しての質疑で申し上げましたが、地元に対して災害時の避難所の問題、学校跡地での屠殺、飼育に伴う排水処理等、また、譲渡の相手方の熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社の事業計画、エミューというまだなじみのない動物を飼育することに地域住民には不安がありますので、頭数等の確認、住民とのトラブルがあった場合、買い戻しの特

約、譲渡等の禁止についてお尋ねをいたしました但、現時点では何も確認がとれておりません。

平成30年6月12日に行われた進出協定式での事業計画概要では、着工時期は平成31年4月と示され、熊日新聞にも写真と記事が掲載され、地元はもちろん、菊池市としても大きく期待したところであります。

地元としても、説明会の際には、地域にとって思い出深い学校跡地ですので、さまざまな意見、要望がありましたが、菊池市が紹介する企業を信頼し、地域の活性化につながることを信じて受け入れたのであります。

市としても、現時点での着工のおくれ、事業計画が示されていないことを十分認識して、地元の不安を解消するために早急に対応していただきたいと思いますが、現状をお示しいただきたいと思ひます。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 旧迫水小跡地の今後の計画ということでございますが、地元の皆様がいろいろなご心配がある、あるいは要望があるということは、私が直接伺いまして、先方様の会長さんにお話を通してございます。先方様としては、地元の意見を十分に踏まえたいと、十分に尊重した計画にしたいということでありますので、恐らく慎重に検討なさっていることだというふうに思ひます。引き続き入念な計画を立てておるので、しばらくお待ちいただきたいということでございました。引き続きコミュニケーションをとりながら、先方の計画が出るまでお待ちいただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） また同じような答弁でございました。引き続き待つていただきたいと。

相手の会社も、もう私たちも含めて、ある面じゃ立派な会社ですよ。だから、ある面ではこういう約束はきちんとやっぱり守っていただきたい。地域の方々もやっぱりそういうことの、市が間に入っていればこそ信頼して受け入れた。先ほども申し上げましたが、やはり着工はことしの4月だったと。そのことを踏まえれば、今、何月ですか。やはり相手がいるにしても、ちょっと無計画過ぎると。

それと、エミュー、私たちも1回だけ見に行きましたけど、なかなかそういう、どういう動物かわからない。そういう不安もありますので、やはりもっときちんとですよ、事業計画を地元きちんと示せるような状況を早くつくっていただかない

と、やはり地域住民の方は、学校跡地でございますので、不安ではないと思います。期待をしておりますので、今後は随時そういう連絡も含めてきちんとやっていただきたいと思います。強く要望しておきたいと思います。

それでは次に、国有資産等所在市町村交付金、いわゆる竜門ダム市町村振興交付金の一部を龍門地域の振興基金として設立できないか、お尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで何度も龍門地域の活性化のためにダム交付金を活用できないか、要望を続けてまいりましたが、具体的に結果が出ていない状況であります。

竜門ダムは、皆様もご存じのように、菊池川沿川のたび重なる洪水による被害を防止し、軽減するとともに、熊本県北部地方唯一の水がめとして渇水時の水不足を解消し、この地域一帯で必要とする水資源を確保するために、昭和43年に計画発表され、地元の協力によって、他の類を見ない早さで事業が完了した多目的ダムであります。ダム建設に伴い、とうとい犠牲を強いられた龍門地域の皆様のおかげでいただいているのがダム交付金であり、改めて、感謝を申し上げたいと思います。

ダム交付金は、現在は一般財源としての取り扱いでございますので、特にダム関係、龍門地域に活用できていない状況ですので、私としては、今後の龍門地域を考えた場合、基金を創設することによって、確実に地域の振興に結びつくと考え、要望を続けてまいりました。

執行部としては、竜門ダム交付金は市町村の一般財源として受け入れるものであり、交付金の一部を基金として創設することは厳しいとのことでありましたが、特定目的基金とする場合は、その目的に応じたものとして設立する趣旨を踏まえて、財源も含め、議会に上程して設立することは可能であると答弁をいただいております。

市長のこれまでの答弁では、現時点では創設することは考えていない、基金の有無ではなく、一番重要なのは何をやっていくかという具体的な中身であると言われましたが、私の考えは、基金創設によって、これまで大変なご苦勞をおかけした龍門地域の方々への感謝につながるとともに、将来への希望になると考えます。

先日、8月23日に菊池市ダム流域対策協議会が開催されました。私も平成28年度から会長をさせていただいておりますが、国、県、市、地域の代表を初め、今年度は市長代理として斑蛇口湖活性化推進協議会会長の芳野副市長にも参加していただきました。これまでの協議会の中で毎回意見が出ているのが、ダムができたが、地元へのメリットがないとのことであります。そのことを踏まえ、私も竜門ダム交付金の設立をこれまで何度も要望を続けてまいりました。先日の菊池市ダム流域対策協議会では、具体的に龍門地域の代表の方々より設立のお願いの意見が多数出ま

した。協議会には、今回は芳野副市長、各部長も出席されておりましたので、十分認識されていると思われますが、その点も踏まえ、お答えをいただきたいと思います。

次に、5月に再スタートした龍龍館の現状と市の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和元年第1回定例会で質問、要望、指摘をいたしましたが、市は、売上目標を650万円、来場者は1万人を目指しているとのことですが、現在、シーズンのには最もお客様が多い時期と考えられる約3カ月が経過しておりますが、現状はどうか、また、株式会社MOFFからの要望、提案、私が申し上げた指摘に対する対応についての状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、木下議員お尋ねの、まず1点目のダム交付金の一部を龍門地域の振興基金とすることへのお尋ねにつきましては、木下議員より、これまで数回にわたり一般質問などで要望いただいております。繰り返しとなりますけれども、ダム交付金は、国や県が所有する固定資産に対して地方税法で定める固定資産税のかわりに交付され、市町村の一般財源として受け入れるものでございますので、交付金の一部を基金として創設する考えはございません。

なお、先般開催されました菊池市ダム流域対策協議会において、龍門地区の複数の区長さんから基金創設のご要望がありましたが、その中でも厳しいとお答えしましたところでございますけれども、龍門地域の地域振興のための事業につきましては、これまで同様、必要に応じて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） それでは、私のほうから、龍龍館の現状というところでお答えさせていただきます。

木下議員のほうからご質問がありましたように、来館者数につきましては、テナント業者に確認しましたところ、本年5月1日のオープンから8月までの間です、この間に3,630名のお客様がおみえになったというふうに聞いております。

あわせて、株式会社MOFFから、テナント業者でございますけれども、要望がございました館内の自動ドアや屋外の水銀灯の修繕につきましては、既に完了をいたしております。また、その他につきましては、必要性や緊急性を考慮し、判断してまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、キャンプ場の話も前回あったと思いますけれども、キャンプ場につきましては、基本協議は終わっておりまして、書類の作成段階に入っているというところでございます。

また、今の株式会社MOFFさんとは2年間のテナント事業の契約を締結しておりますので、施設運営のあり方については、今後も協議して実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ダム交付金の基金の設立については、部長は厳しいというご意見でございましたけれども、できないわけではないわけですね。基本的に全部を基金にどうのこうのと言っているわけじゃなくて、その一部を基金に設立という形でございますので、可能だと思います。

いずれにしても、最終的には、これは市長のほうからの議会に対しての提案、上程という形になると思いますので、このことも含めて、地元から、また、今後は要望が上がってくるかと思っておりますけれども、そのことも踏まえて、市長からの答弁をいただきたいと思います。

それと、先般の私の市長に対してのお尋ねの中で、龍龍館に、期間的にはっきり申し上げますと、5月10日から20日、21日が月例会でございますので、その間に行かれたかという形の確認を再度お願いをしたいと思います。

それと、部長が龍龍館についての答弁の中で、3,600名ということでございますが、竜門ダムフェスタがあって、今回はマルシェがございましたので、例年がない、たくさんの来訪者があったわけでございますが、それが直接龍龍館の経営に結びついたかというのは、ちょっと疑問符があります。本当に売り上げに貢献したかというのを確認をしていかなければいけないと思います。

水源きらり村のほうは、指定管理者の中で委託料が年間に1,550万入っておりますので、それに基づいて、やっぱり人件費がきちんと確立されておるおかげで、いろんな運営ができていると思いますが、先般の議会でも申し上げましたように、祐和會が3年間、市が5,000万円、改修に投資をした後、3年間祐和會がやったのに、撤退してしまったと。その後のテナント料は、また同じ金額で新しく地元の株式会社MOFFにテナントとしてお願いをしているということでございますが、誰が考えてもやっぱり今後は厳しいと。そういうのが私は考えておるところでございます。そういうことも含めて、今後はやっぱり市長も見に行って、ちゃんと確認をしているということをおっしゃいました。私は、今回は先般の10日から20日

までに行かれた分の確認をお願いしたいと思いますので、そちらのほうのお答えを
いただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） まず、質問の確認ではありますが、最初のご質問は、基金創設に
ついての考えはどうかということですね。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） この点につきましてですが、龍門地域の振興策、また、その財
源をどう考えるかということにつきましてでございますけども、まず、今、竜門ダ
ムを使って、インターハイあるいは昨年はマスターズレガッタと、大変大きな大会
を誘致することができまして、菊池ファンにもつながったことだというふうに思っ
ております。

また、こうしたことが可能になったのも、竜門ダムの建設につきまして、水没移
転された方々を初め、龍門地域の皆様のご理解、ご協力のたまものだというふうに
考えております。改めて、心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

この龍門地域、竜門ダムを中心する龍門地域には、ダムだけではなくて、例えば
シイタケ等の特産物、あるいは聖護寺、八大龍王神社、そうしたまだまだ世に知ら
れていない、すばらしい資産がたくさんございますので、そうしたものを使いなが
ら、地域の活性化につなげていきたいというのが私どもの一番の思いであります。

そういう中で、今、ご質問のございました基金の創設ができないかということは、
繰り返し繰り返し聞いているお話でございますけども、その都度、私どもは同じ考
えをご回答申し上げてきているところでございます。

先ほど部長からもお話をしましたように、木下議員のほうで財源としてお考えに
なっているのは、国有資産等所在市町村交付金というものでございますけども、こ
れはわかりやすく言えば、国が持っている固定資産に対して、地方税法で定めてお
りますけども、固定資産税のかわりに交付するというものでございます。ですから、
固定資産税で取ったものをその固定資産税が発生した地域に戻すかということにな
りますと、一般財源の考え方というのはそういうものではございません。それは補
償に近い考えでありますけども、補償金というのは、これは別途、以前にも解決し
ている話でございます。そういうことではなくて、私どもとしては、今お話しした
ような龍門地域の宝を具体的にどういうふうに活用して、それをお客様につなげて
いくか。そして、それを物産の販売であるとか、あるいは宿泊であるとか、農産物
の販売といったものにどうつなげていくかということで考えてきているわけでござ
います。

そういった中で、龍龍館のリニューアル、あるいは龍門小学校跡地を使った集落定住支援センターの改修、こうしたものにも積極的に予算を投じておりますし、大型のボートレースを誘致しますと宿泊客もふえるわけでありますけども、こうしたボート場の整備にも多額の資金を投じてきております。また、ダムフェスタの開催等もご支援をさせてきていただいているところでございますし、また、民間の方と一緒に、すばらしい場所にしようということで、山桜を使いました菊池さくら千年プロジェクトということも力を入れてきているわけでございます。こうしたことを、具体的に活性化につながることを積極的に取り組んでいきたいというのが私どもの基本的な考えでございますので、どうかご理解をいただきますよう、心からお願いする次第でございます。以上、お答えいたします。

2点目は、私が、龍龍館がオープンして、いつ行ったかというご質問でございますが、これは3カ月前の6月の定例会でも全く同じご質問をいただいております。それで、失礼があつてはいけませんので、議長のお許しをいただければ、私のほうからちょっと質問の趣旨、意図を確認させていただきたいんですが、よろしゅうございますか。

○議長（柁原賢一君） はい。

[登壇]

○市長（江頭 実君） これは、竜門ダム活性化といったふうな、市政運営や政策に何か関連するご質問であるのか、あるいは、私個人の行動に関するご質問であるのか、そのところをちょっとご確認をさせていただきたいんですが。

○議長（柁原賢一君） 木下議員、どうぞ。

[登壇]

○19番（木下雄二君） もちろん、テナントをMOFFに委託しているじゃないですか。それに対して、委託して、お願いして、ある面では貸し主は市長でございますので、市長として見に行っているかどうかの確認をしたいという旨でお尋ねしているところでございます。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） まず、明確にしておきたいのは、ここは指定管理ではございませんので、テナントとしてお貸ししていますから、テナント業務については、私どもは直接には関知し得ませんので、監督する立場にはないと思います。

そして、二つ目に、ご質問に対しては前回と同じでございます。開館から、ご質問があったのは5月21日だったと思いますので、その間に私も気になって見に

まいりました。しかしながら、もう閉館の状態でした。スケジュールを調べましたけども、いつ行ったかという日については、もう残念ながら、わかりません。ただ、恐らく休日、祝日のいずれの日かと思います。私も土日も含めていろんなところに顔出しをしますので、ふだんにおいても曜日ははっきりしませんので、恐らく休日、祝日のどちらかであろうとは思いますが、時間も含めまして、詳細については思い出せないということでございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

ご質問は以上でよろしゅうございますか。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭 実君） 以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

〔登壇〕

○19番（木下雄二君） わからないと。私はちょっと理解できませんけれども。ここに私もちゃんとそのときの月例会の議事録をとっております。その中で、私はちゃんと5月1日から再スタートしておりますが、見に行っておられますかという形で確認したら、市長は「もちろんです。見に行っております。以上です。」という形でおっしゃいました。じゃあ、本当に見に行ったということは、やはりその龍龍館、MOFFの誰かと会って、きちんと確認をとったというときに言うのが、「もちろんです。見に行っています。」という形の答弁になると思います。私も含めて、市会議員全部おりました。執行部も全部座っている中での答えでしたから、だから、そういうことも含めて、そういうことを見に行っているのが、閉まっているかどうかはわからないような状況の中で、確認がとれないという形の答弁は、私は市長としてあり得ないと思います。この件については、やはり相手もいることですから、私は地元の人たちとももう一回確認して、きちんとした、いつ、休みのときでもいつ行かれたかの確認を再度していきたいと思います。

それと、基金の設立について、市長は難しいという形でおっしゃいましたけれども、それにかわる地域に対する対応をいろいろやっているとおっしゃいますが、私は地元の声を聞くと、この間の菊池市ダム流域対策協議会の中でも、桜のことも、将来は高齢化でその費用負担が厳しいから、どうかしてくださいとか、ある面では、この間、インターハイの大会もたくさんの方が来て、宿泊とかそういうので物すごく効果があったところはあると思いますが、大変失礼ですけど、地元は作業に行くときの車も通れないぐらい混雑して、ある面では、地元には何のメリットもないという意見も、これが現実的な意見であることを踏まえて、私は申し上げているわけですね。だから、将来、龍門地域がどんどん発展していくようなことになるために

は、何らかの担保が必要だという形の中で、そういう緊急的な予算を確立するために、私は基金の設立をずっと前から申し上げているわけですね。これは私たちが、今後、何年、政治家として地元でやれるかわかりませんが、やっぱりそういうことの安心を与えるためにも、私は、ぜひとも今後はそういう基金の設立は絶対に必要だと思います。今後もしっかりお願いをしていきますし、また、地元の区長さん方からも、私と同じような要望が出されると思いますので、しっかり受けとめていただきたいと思います。

それでは次に、九州産廃菊池営業所廃止による地元水迫地区への今後の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、先日、城議員からも質問がありましたので、重なる点があると思われませんが、よろしくお願いいたします。

令和元年8月7日に、突然、議会説明会で、平成31年2月に熊本県への通報を受けて九州産廃株式会社を調査したところ、廃棄物を違法に処理したとの報告がありました。平成30年度で約12億600万円の補償金の支払いが全て完了した直後に、九州産廃は県、市、地元に対して違法行為を行っていたことになります。

これまで長年にわたり、水迫地区の住民に対して、九州産廃への反対運動も含め多大な迷惑をかけてきた焼却施設がやっと完全に廃止となり、喜んでいたやさきに変な裏切り行為であり、対応によっては、今後の菊池市の環境問題に影響が出てくると思われます。

私もこれまで、産廃問題については毎回質問させていただきましたが、令和元年第1回定例会でも、焼却施設閉鎖後も最終処分場に伴う浸出水処理など、今後も緊張感をもって取り組むように指摘をしておりましたが、このような結果になってしまいました。今後は、市もしっかり反省をし、さらに監視体制の強化に努めていただきたいと思います。

このような結果となり、一番申しわけないのは地元水迫地区の方々です。本当に長い間、産廃問題に苦しみ、取り組んでいただきました。水迫地区の地元説明会でも、何で九州産廃は私たちに直接謝罪に来ないのかとの怒りの声が噴出したしました。私も平成9年からともに産廃問題に取り組んでおりますので、地元の方々の気持ちは十分理解できます。

今後は、最終処分場の維持管理、環境整備基金の運用について、特に旧迫水小跡地が民間企業に売却されましたので、これまで水迫地区の緊急避難場所として体育館を使用していましたが、利用できなくなりましたので、里山の家を避難所として利用しなければならなくなりました。現在、具体的な施設の整備の要望も出ております。特に今回のような問題も発生しましたので、早急な対応が必要であります。

今後の水迫地区に対する対応も含め、現状をお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 改めまして、皆さん、こんにちは。ただいまの木下議員の質問にお答えさせていただきます。

本案件につきましては、先ほど議員が申されましたとおり、8月7日に市議会へ報告した後に、同日夜に水迫地区環境保全協議会において、また、13日火曜日に水迫地区住民説明会において、内容のほうをご報告させていただき、多くの意見をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、市と県で再度協議の上、14日付で措置命令を出したところでございます。

措置命令の内容につきましては、会社からの申出内容の確実な履行を求め、あわせて菊池事業所内の不適正処理物の撤去及び残存廃棄物の適正処理に関する措置を講ずることというもので、15日付の新聞各紙でも報道されておるところでございます。

今後、市といたしましては、地元住民の代表も参加されました監視委員会を開催し、菊池事業所内の現地調査も実施した上で、菊池事業所周辺の水質検査回数をふやすなど、監視体制の強化について協議し、実施していく予定としております。

また、菊池事業所内の不適正処理物の撤去及び残存廃棄物の不適正処理の着実な履行のため、県と合同で随時、抜き打ちで立入検査を行う予定としております。

また、水迫地区への今後の状況につきましては、水迫地区の区長さんや生活環境推進委員等で組織されます水迫地区環境保全協議会の皆様と連絡調整を行いながら、随時進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 失礼いたしました。今、「残存廃棄物の不適正処理」と申し上げましたが、「適正処理の着実な履行のため」の誤りです。おわびして、訂正させていただきます。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 失礼いたしました。里山の家の変換利用の件につきましては、またご要望等を伺ったところで、検討のほうをさせていただきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） いずれにしても、本当に地元の方々には、これまで長い間、産廃問題に苦しめられ、また、最後になって、こういう形で九州産廃から裏切られたという気持ちが、本当に大変な気持ちだと思います。私もずっと一緒に取り組んでまいりましたので、その気持ちは十分理解しているわけですが、今後はやはりきちんとした監視体制、また、抜き打ち検査等もやるということでございますが、やはり民間でございますので、完全に信用できるかどうかというのが不安になってくるような状況でございますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それと、里山の家改修については、所管は農政課のほうでございますが、いずれにしても、その環境整備基金を活用した形できちんとした整備をしていただくような状況になると思います。地元の方々に対するやっぱりきちんとした今後の対応をお願いしたいと思います。

市長としても地元に対する思いがあると思いますので、そのことを答弁をいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ご質問の趣旨は、特に九州産廃の今後の監視体制についてのことであろうというふうに思います。

今後につきましては、県と共同で体制強化をしまして、菊池事業所の水処理を含めた維持管理の適正かつ永続的な実施を監視してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 以上で終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、木下雄二君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時56分

開議 午後2時04分
○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 皆さん、こんにちは。議席番号17番、是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元です。それでは、早速質問に入らせていただきます。ご答弁よろしくお願いいたします。

今回は、生涯スポーツについてということでお尋ねをしたいと思います。

生涯スポーツとは、健康保持・増進やレクリエーションを目的として、身近な生活の場にスポーツを入れ、生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも、気軽にスポーツに親しむことであり、ライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味などに応じマイスポーツを持つことで、その意義や役割がさまざまに発揮されるものです。

健康づくりや社交の場を目的とする生涯スポーツは、体調と相談をしながら、自分のペースでやりたいスポーツをしていくこと、さらに継続していくことで、身体的にも精神的にも効果が期待できるものです。

それでは、ここで、社会体育についてお尋ねいたします。

これまでも移行の動きがありながら、何回も国及び県の意向で、学校教育方針である部活動として活動していましたが、児童、保護者のニーズに対応した指導者の不足、教職員の過重労働、非専門性などの課題から、社会体育への移行が本格的となり、本市でも昨年より小学校において部活動から社会体育へと移行したと思います。

社会体育移行により、競技種目の選択の幅が広がる、専門的な指導者による競技技術の向上、他校の児童との交流が広い地域間でできる、生涯スポーツの推進につながるなどの多くの利点や意義が挙げられます。しかし、反面、保護者の経済的な負担、また、送迎負担の増加は明らかと言えます。

そこで、お尋ねです。

社会体育におけるさまざまな活動について、実施状況についてお知らせください。できれば種目別、件数別、加入数がわかればお願いします。また、社会体育参加がない児童の割合、理由等に対する調査の有無、また、調査がなければ、今後、実施予定があるのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、二ノ文議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、小学校運動部活動の社会体育移行につきまして、平成28年度末に10校で33の運動部活動がございましたが、平成30年度末で移行が完了し、移行によ

りクラブ化した団体が14団体、総合型スポーツクラブ、既存のスポーツクラブが46団体の計61団体あり、その中から選択できるようになっております。

運動部活動があった時点と、移行によりクラブ化した現在と比較しますと、種目別では、野球が7チームから6チームへ、剣道が6チームから4チームへ、サッカーが5チームから1チームへ、バドミントンが5チームから2チームへ、バスケットボールが4チームから1チームへ、バレーボールは1チームのまま、陸上競技は1チームがゼロ、総合運動クラブは4チームが10チームとなっております。

次に、学校別で申し上げますと、隈府小は1増1減で5チーム、菊池北小は5チームから2チームへ、菊之池小は3チームから4チームへ、花房小、戸崎小は、それぞれ1チームのままです。七城小学校は3チームから2チームへ、旭志小は1増1減で4チーム、泗水小は5チームから4チームへ、泗水東小は3チームから2チームへ、泗水西小は2チームのままとなっております。

次に、移行によりクラブ化した団体と、総合型スポーツクラブへの加入者数でございますが、今年度4月現在で522名となっており、昨年度と比べ、10名程度増加しております。

次に、障がい者スポーツにつきましては、毎年4月から5月に、くまもと障がい者スポーツ大会が開催されており、本市では、毎年、前回大会出場選手及び障がい者福祉団体、障がい福祉事業所へ案内を送るとともに、広報やホームページへ掲載し、参加取りまとめを行っております。

そのほか、毎年開催されているグラウンドゴルフやペタンクの県大会へ、本市身体障害者福祉協議会などが参加されており、支援を行っているところです。

障がい者スポーツの普及といったところでは、最近、ニュースポーツとしてボッチャという競技が取り上げられており、障がい者の方や総合型スポーツクラブからの整備要望があってございました。本市では、小学校運動部活動の社会体育移行が完了したことにあわせ、さきに行われました6月定例会において購入予算の承認をいただきましたことから、現在、社会体育課において購入手続を進めており、9月末には整備できるものと考えております。

次に、高齢者スポーツについてでございますが、高齢者健康教室を年40回の講座で行っており、ラジオ体操やストレッチ体操、ソフトエアロビクス、筋力トレーニング、ダンス、マッサージ等を行っており、定員に近い約50名の方が参加されておられます。参加者の年齢層は65歳から90歳代までおられ、70歳代から80歳代が一番多いようです。

生涯スポーツ教室は、年間5回から10回の講座で、さまざまな年代の方が自分に合った教室を選択されているようです。本年度から新たに開始した大人のダンス

教室を含めて五つの教室があり、各教室には定員に近い１５名から２０名の方が参加されています。参加者の年齢層は、バドミントン教室は４０歳から７０歳代、リラクソヨガは４０歳から６０歳代、ソフトエアロビクスは２０歳から５０歳代、大人のストレッチ＆新体操教室は４０歳代の方が多く参加されています。

さわやか健康教室は年４１回の講座で、ストレッチやミニバレー、ペタンク、ビーンボウリング、ファミリーバドミントン、グラウンドゴルフなど、さまざまなスポーツを楽しく行っておられ、定員に近い６５名の方が参加されておられます。参加者の年齢層は６０歳から８０歳代の方で、平均７３歳となっております。

それから、社会体育に参加していない児童の状況や理由等に関する調査を行っているかということでございましたが、社会体育に参加していない児童の状況や理由等に関する調査については、ただいま行っておりません。今後、実施するかどうかについては、加入者の推移を見ながら、必要であれば調査を行いたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○１７番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。

打ち合わせがちょっとできてなかったかなと。今回、打ち合わせをしっかりとつもりなんですけど、高齢者のほうは、後から聞く予定だったんですけども、もう何か全部おっしゃって、書きよったんですけど、もう書きこなさなくなって、何か議事録を後から読ませていただきます。済みません。

今後、調査は実施予定がないということですけども、こういうのはやはりもうアンケートをとるなりして、そういう、なぜ加入していないかなど、家庭的負担の問題とか、親の忙しさとか、母子家庭の子どもは、やはり送迎などに出ていくとき、大変厳しいものがあるというふうに感じているところです。そういった理由をしっかりと調べていただいて、それをしっかりと反映させていただくというのが、やはり執行部の役目だろうというふうに思います。

私も、ここ、しっかりと文書をつくってきたんですけども、もうどうやって質問をしたらいいのかわからなくなりまして、ダブるところもありますので、よろしくお願いします。

次に、皆様ご存じのとおり、２０２５年問題があと６年に迫っております。１９７０年高齢化社会、１９９５年高齢社会、２００７年超高齢社会と、高齢化が進んでいく中、今後もさらに高齢化率が上昇していきます。

２０２５年には団塊の世代の方々が７５歳以上の後期高齢者となられ、日本全体

の後期高齢者数が5人に1人になります。医療費や社会保障費などが大幅に増大し、国の財政圧迫につながるものと考えられております。国が目指す要介護状態でも、住みなれた地域で最後まで自分らしく暮らすということは、地域の中で、できる限り健康寿命を延ばしながら、生活できる社会システムが必要と言え、医療、介護、生活支援に加え、予防が地域に応じたシステムで提供されていくのが必要とされています。

本市においても、この問題への対応は喫緊の課題ですが、そこで、お尋ねいたします。

本市においては、2025年問題をどのように捉え、今回、特に予防の観点において、現在、どのように取り組んでおられるのか。また、課題と今後の対応についてお知らせください。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 改めまして、こんにちは。二ノ文議員のただいまの2025年問題を前にして、65歳以上の方々へ、身体を動かすことについて、どのように伝えていくのか、また、どのような取り組みがあっているのかということについては、私のほうでお答えをさせていただきます。

現在、本市におきましては、幅広い年代を対象としましたノルディックウォーキングや健康体操教室、また、地域の運動グループの支援等を行っているところでございます。

また、介護予防の取り組みといたしましては、地域の公民館や個人宅に集まっただき、週1回以上、いきいき100歳体操などを行います住民主体の通いの場に対しまして、リハビリテーション専門職の派遣でありましたり、保健師等による立ち上げ支援や継続支援を行っているところでございます。

いきいき100歳体操は、介護予防や筋力アップを目的とした、ゆっくりとした動きで、椅子に座ったまま手軽に行うことができる体操で、市がDVDを無料配布しておりますので、指導者がいなくても、自分たちだけで実践できるようになっております。

こうした通いの場の登録者数は、現在、目標を大きく上回る77団体が登録されておりまして、市民の皆さんが身体を動かすことの大切さを理解していただいているものと推察がされますし、また、身体面だけでなく、精神的、社会的な効果も実感されており、特に100歳体操に参加されている皆さん方からは、週1回、みんなと会って話せることが楽しみだとか、また、閉じこもり予防になっているなど、社会参加へのきっかけとなっているところでもございます。

本市といたしましては、こうした１００歳体操ばかりでなく、高齢者健康教室や生涯スポーツ教室、また、さわやか健康教室といいました健康教室を年間１２０回以上開催しており、こうしたプログラムを充実させていくことはもちろんのことですが、広報活動にも力を入れてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○１７番（二ノ文伸元君） 今、いきいき１００歳体操ということでございました。うちの部落が一番最初に試行的にやらせていただいて、とってもいい、いきいき１００歳体操、今でも老人会の方が中心になり続けておられます。ちょうど梁池支所長が課長時代に始めていただいて、本当にすばらしいものだというふうに、今、思っておるところです。

健康寿命を延ばすためには、高齢者はもちろん、壮年に向けても、寝たきりや認知症の予備軍の早期発見、健康づくりの基本となる運動、食生活、生活習慣の改善など、スポーツに親しむことの大切さについての啓発も、さらに繰り返し実施、さまざまな運動プランや場所を提供していくことが必要ではないでしょうか。

今は定年は６０歳ということになっておりますけども、もう恐らく６５歳ぐらいになってくだろうと思います。やはり何でも悪くなってから始めるのでは、その悪いところを悪くするだけになると思います。やはりこの市役所の方を中心に、６５歳から、定年をしたときから、もうすぐに健康なうちに始める。このようなことを全庁を挙げて市民に伝えていただけたらというふうに考えております。

次に、障がい者スポーツについてお尋ねいたします。

パラリンピックの創始者グットマン卿は、「失った機能を数えるのではなく、残った機能を最大限に生かせ」の言葉のとおり、何ができないかではなく、何ができるのかという視点で、障がいがあってもスポーツを推進されました。日本でもグットマン卿に共鳴し、普及に尽力されたのが九州大分県出身の中村裕医師でした。こうした方の尽力のおかげで少しずつ啓発され、理解、協力が得られたものだと思います。そして、今、障がいのある人にとっても、スポーツは健康増進や社会参加、リハビリテーションの手段でもありながら、自立や社会参加を促すものであります。

残り１年を切って、楽しい東京パラリンピック・オリンピックです。こうした競技スポーツにしろ、健康増進における生涯スポーツにしろ、参加していくことが大切と言えます。

ここで、質問です。

本市ではどのように障がいスポーツを捉え、啓発、推進をされておりますか。現在の状況と課題、今後についてお尋ねいたします。また、障がいをお持ちの方の意見、要望を吸い上げる機会がありますか。できれば多くの方に尋ねていただきたいと思いますが、そのことをお伺いいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） それでは、二ノ文議員の障がい者スポーツに関するご質問にお答えをさせていただきます。先ほどの木下部長の答弁と一部重複するかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

障がい者スポーツにつきましては、毎年4月から5月に、くまもと障がい者スポーツ大会が開催されており、本市におきましては、毎年、前回大会出場選手及び障がい者福祉団体、障がい福祉事業所へ案内を送りますとともに、広報やホームページへ掲載し、参加取りまとめを行っているところでございます。

先ほど教育部長のほうも申し上げましたが、中でもパラスポーツとしまして、現在、障がいをお持ちの方が健常者と一緒に誰もが参加できるスポーツとして開発されましたボッチャというものがございます。障がいのある方、特に重度脳性麻痺の方や、それと同程度の四肢重度機能障がいのある方など、運動能力に障がいのある方向けのスポーツでございますが、これにつきましては、健常者の方がいろいろなサポートを行うことによって、一緒に手軽にできるスポーツということで、こういったボッチャの普及にも努めていきたいと思っております。

また、どのような形で意見を取り入れるかということでございますので、施設の方への聞き取りでありましたり、また、障がい者の方、そういった団体等への聞き取りをさせていただきながら、より有効な手だてとして、そういった障がい者のスポーツが普及しますように、努力を重ねていきたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。

次に、施設の充実ということで質問なり要望をさせていただきます。

決して、施設の充実ということで、新しいものをつくれとか、そういうことでは決してございませんので、あるものをいかに効率よく使うかということで、質問なり、要望なりさせていただきたいと思います。

まず、現在、市民広場はサッカーはできない状態にあると聞いております。なぜなのか、そこを教えていただきたいというふうに思います。できれば、週に1回ぐ

らいはできないものか、恐らく芝の関係だろうと思いますけども、週に1回ぐらいは何とか次の芝が生えてくるみたいな、少しでもやはりサッカー、先ほども教育部長の答弁にありましたように、サッカーも大分はやっているようですので。

二つ目に、私、今度、県民体育祭に出るんですけど、水泳に出るんですけども、練習をやろうと思って、南中のプールに行こうと思ったのが月曜だったんですね。じゃあ、市民プールに行こうと思っても、やはり月曜で休み、ということで、総合体育館のほうでちょっと機械を使ってトレーニングをやろうかなと思って行ったところ、やはり月曜ということで休みでした。これをどこか、なぜに月曜日が全部、恐らくB&Gあたりも休みなんじゃないかなというふうに思いますので、できれば火曜日、水曜日、木曜日あたりにばらけて、休館日をとることができないものか、そういうご相談です。

また、三つ目ですけども、今お話をしましたように、市営プールについては入り口の看板が小さくて、子どもたちもどこから入ればいいか。私、スイミングをやっておるわけですけども、どこから、一番最初はどこから来ればいいんですかというようなお尋ねもございました。一度見に行ってください。図書館の正面のほうから行けばわかりません。あの道沿いに何か立て看板のようなものでも、一つでも置いていただければ、市民プールの場所はわかるんじゃないかなというふうに感じたところです。

四つ目に、今、南中プールはオールシーズン使用が可能であると思います。生涯スポーツの観点から、今からどんどんとあそこのプールを利用させていただくことが大事になってくると思います。しかし、女性の方がやはり水着に着がえて、男性の方と一緒に入るとするのは、どこか抵抗があるかなというふうにもちょっと感じたところです。それで、できれば一週間に一度ぐらい、レディースデイとか、一週間に一度でなくてもいいです。二週間に一度でもそういうことができれば、それとレディースタイムですね。できればそういうのをうまく時間帯を回しながらやっていけば、もっともっとその南中プールの利活用がふえてくるんじゃないかなと。それがやはり健康寿命にもつながるし、生涯スポーツにもつながってくるものと私は思っております。

もちろんあそこは学校教育の南中のプールということで、今、水泳部の練習が恐らく4時ぐらいから6時ぐらいまであっていると思いますけども、その時間は上手に省いていただいて、できればそういうタイムスケジュールみたいなのをやれないものかというご相談です。

五つ目に、先ほどからボッチャというお話が出ております。ボッチャという競技は、老若男女、障がいのあるなしにかかわらず、全ての垣根を越えて誰でもできる

スポーツで、パラリンピックの正式種目でもあります。

そこで、ご提案ですけども、もうことは市民体育祭は9月29日だったと思うんですけども、とてももうことしには間に合わないと思います。来年度、やはり試験的にでもこのボッチャを市民体育祭の一つの種目として選んでいただきたいなどというご相談です。わかりやすく説明したつもりですけども、お答えができる範囲で結構ですので、回答をお願いします。

○議長（柁原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 二ノ文議員の市民広場、芝生広場についての答弁は、私のほうからさせていただきます。

まず、芝生広場につきましては、現在、スパイクを使用しないキッズサッカー、これだけは利用可能としているところでございます。

また、週1回程度のサッカーの利用ができないかということでございますが、市民広場につきましては、広く市民の皆様が集える施設として整備しておりますので、競技スポーツとしてのサッカーにつきましては、安全上、また、管理の観点から、使用を禁止しているという状況でございます。

また、本市におきましては、七城運動公園の中にサッカー競技の専門のグラウンドを整備しておりまして、サッカーの利用については、すみ分けをお願いしているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 先ほどは、まずもって、失礼いたしました。申しわけございません。

ただいまご質問のありました体育施設の休館日をずらすことについてでございますが、休館日をずらすことで、月曜日に仕事が休みの方が運動する機会を確保することができるということにはなりますけども、月曜休館のほうが、今、市民のほうに定着している状況でもございますし、また、施設の管理人との調整、それから条例や施行規則等の改正等が必要になってまいりますことから、今後の課題として捉えてまいりたいというふうに考えております。

次に、市営プールを案内する看板でございますが、文化会館側には設置をしておりますが、議員おっしゃいましたとおり、キクロスの入り口側のほうには設置をしておりますので、今後、設置のほうをしていきたいというふうに考えております。

それから、南中プールの利用につきまして、レディースデイ等のご提案をいただ

いたところでございます。今後、利用者の皆様の意見等を伺いながら、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、ボッチャにつきまして、市民体育祭のほうの種目に取り入れてはどうかということでご提案をいただきました。ボッチャにつきましては、先ほどから話があっておりますとおり、障がい者の大会では種目化されてきているようですが、この競技は障がいのない方でも子どもから大人まで、誰にでもできる競技でありますので、将来的には市民体育祭等で種目化していくことができればいいなというふうには感じております。ただ、現時点では、道具のほうがまだうちのほうが一組しか整備をしておりません。今後、市民への普及もこれから始めていきたいというふうに考えておりますので、もうしばらく時間がかかるかなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） できるものとできないものがはっきりと、何かすみ分けできたような気がしております。

先ほどから教育部長の答弁を聞いておりますと、総合型スポーツというのがよく出てきていますけども、この総合型スポーツは、生涯スポーツにとってはなくてはならないものだ。私も少々携わって、勉強させていただいて思っているところです。その指導者の方が、菊池市の嘱託の職員さんが一生懸命やっておられます。こういう姿をやはり我々市民もしっかりと見ながら、そして、そういう方を私も少しでも支えていきながら、スポーツに親しんでいく、そういう思いで今おるところです。

最後に、市長にちょっとお尋ねをいたします。

これは打ち合わせはなしですので、答えられなくても結構です。ただ、いつも市長を尊敬の目で見ているんですけども、本当にスタイルがよろしくて、もう私も感銘を受けるんですけども、先ほどから龍龍館にも足を運ぶことができないような大変お忙しい中で、このスタイルを保てる、その秘訣が何かあったら、市民の皆様にご教授していただければというご質問です。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 健康維持の秘訣はということでございましょうか。特に通告を受けておりませんけども、また、特段意識したことはございません。簡単に言えば、自己管理ということではないでしょうか。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 私も自己管理を一生懸命やっていきたいと、今、思ったところですよ。

これで質問を終わります。

○議長（柁原賢一君） これで、二ノ文伸元君の質問は終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、9月9日に開きます。引き続き一般質問となっています。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後2時37分

第 6 号

9 月 9 日

令和元年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和元年9月9日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君
19 番	木 下 雄 二 君
20 番	山 瀬 義 也 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	泉 大 助 君
経 済 部 長	笹 本 義 臣 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
七 城 支 所 長	上 村 雅 一 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	梁 池 哲 也 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 寺 盛 親 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前１０時００分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 一般質問

○議長（柁原賢一君） 日程第１、一般質問を行います。

初めに、福島英徳君。

[登壇]

○２番（福島英徳君） 皆様、おはようございます。議席番号２番、福島英徳です。二元代表制である議会の議員として、市民の皆様の声を市政に反映させることを念頭に、是を是として認め、非を非として、公平な立場を貫き活動することで、菊池市の発展と活性化を目指してまいります。

それでは、一般質問に入ります。

本日は、まず、児童虐待を防止するために本市が取り組んでいる具体的な対策についてお尋ねいたします。

児童虐待防止に関しましては、前回の６月議会で二ノ文議員が一般質問を行われました。さらに、平成３１年第１回の定例会において、菊池市議会として、児童虐待のない菊池市の実現を目指すための決議、これを行い、議決したことからも、市民や議員の関心は高く、協議会等の会議も必要だと思いますが、ケーススタディをやることで、より具体的な施策をつくり上げることを提案いたします。

虐待による子どもの死傷事件は全国的に多発しておりまして、本市においても年々増加しています。皆さんの記憶にも残っていると思いますが、２０１８年３月の東京都目黒区で起きた船戸結愛さん５歳の死亡事件、この事件の裁判が、先週、毎日のように取り上げられました。流れる映像を見るたびに痛ましい気持ちにさせられました。そして、２０１９年、ことしの１月、千葉県野田市で起きた栗原心愛さん１０歳の死亡事件は、ともに社会に大きな衝撃を与えました。なぜ救うことができなかったのでしょうか。私たちが知らないだけで、助かった命や救われた児童もたくさんあると思います。助かった命と助からなかった命、この違いは何なのでしょうか。私は地域コミュニティの連携にあると思います。

そこで、本市における保育所、幼稚園、小学校、児童相談所、警察、市及びその他関係機関との連携について、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 皆様、改めまして、おはようございます。福島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

福島議員の児童虐待防止対策に関しますご質問でございますが、まず、今、1点目として、児童虐待防止に係る関係施設との連携等についてのご質問でございます。

児童虐待を防止する際にといたしまして、まず、本市におきましては、虐待の未然防止や早期発見、また、早期対応のほか、住民の身近な場所での相談支援機関といたしまして位置づけられていることから、子育て支援課内に家庭児童相談室を設けまして、家庭児童相談員2名と女性相談員1名を配置しまして、虐待を含めた児童や家庭のさまざまな相談に対応しているところでございます。

また、連携に関しましては、警察や児童相談所、学校、保育所、医療機関などから構成されております、菊池市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を設置いたしますとともに、代表者会議やケース検討会議を随時開催いたしまして、児童虐待についての共通理解を深めますとともに、情報共有や支援内容の検討を行っているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 市役所内に2名プラス1名、3名いらっしゃるということで、市民の皆さんの声を聞きますと、やはり市役所のほうが相談するにしても垣根が低いといえますか、相談しやすいという話も聞きますので、ぜひお願いしたいと思います。

そこで、児童虐待が大きな社会問題となる中、ことし6月に札幌で幼い命が奪われました。これは記憶にも新しいと思いますが、両親の虐待による2歳の池田詩梨ちゃんの事件です。札幌南警察署は札幌児相に協力を要請しましたが、児相は夜間帯で職員体制が整わないと同行を断ったそうです。東京都目黒区で起きた船戸結愛さんの虐待死事件を機に、昨年7月に虐待通告から48時間以内に安全確認ができなかった場合、立入調査をすると政府は緊急対策を定めましたが、この時点で通称48時間ルールは守られていなかったとのこと。要するに、児童相談所と警察の怠慢、認識の甘さ、そして、責任のなすり合いがあったのではないかと思います。

また、先月末には、鹿児島県川内市から出水市へ移り住んだ大塚璃愛ちゃん4歳が風呂場で溺死したとのニュースが目飛び込みました。事前に警察からの要請に対して児相は動かず等の報道もあります。私は関係各所の連携ミスが起こした悲しい出来事だと思えてなりません。

先ほど、本市における関係各所、機関との連携を示していただきましたが、本当に機能するのでしょうか。このような悲惨な事件を起こさないための対策等はどのように行われているのか、もしくは、行われるのかをお示してください。もう一度お願いします。

○議長（柁原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） それでは、福島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

児童虐待に関する連携、それと取り組みについてのお尋ねかと思いますが、先ほど申しましたように、連携に関しましては、警察、また、児相等との連携を行っているところでございます。また、通報、通告を受け付けた場合の対応といたしましては、不幸にも児童虐待が起こってしまった場合には、何よりも優先されるのは、先ほど来、議員がおっしゃっているように、子どもの命かと思っております。通告、相談がありますと、流れといたしましては、通告者や関係機関からの聞き取りを行いますので、その際に、先ほど申しましたいろいろな関係機関との連携は密にさせていただいているところでございます。

議員がおっしゃいましたように、28時間以内の安否確認を行うことになっておりますので、確認を行い、早急に課内で受理会議を行いまして、緊急性でありますとか、保護の必要性の有無を複数の職員で協議いたしまして、市のほうで対応するのか、また、児童相談所に送致するのかの判断をいたしているところでございます。

以上のようなことで、児童虐待が起こってしまったからでは間に合わないところでございますが、不幸にも起こった場合には、今のような対応をさせていただいているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

済みません、今、28時間と申し上げました。済みません、48時間以内の間違いでございます。申しわけございません。おわびして、訂正いたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） いろんな取り組みがされていると思います。ただ、幾ら決めている、マニュアルをつくっても、これらの事件のように実行されなければ意味が

ないと思います。実効性のある対策を実行されることを要望いたします。

先般、ラジオを聞いていますと、マレーシア在住のある家族の話が流れていました。マレーシアでは、学校を一週間連続で休む場合には、医療機関の診断書が必要であり、もし提出されなければ、児童相談所等が家庭を強制的に訪問・調査できるとのことです。

日本では小学校の場合、登校拒否等、児童の意思で欠席する場合も考えられ、マレーシアの法律もしくは条例をそのまま当てはめることは難しいと思いますが、保育所に対しては有効だと思います。現状、保育所では児童が休んでいても、調査する強制力はなく、保護者の言葉や判断に委ねるしかありません。

そこで、本市としては、保育所を無断で3日もしくは5日程度、連続で休む場合、医療機関の診断書提出を求めることは可能だと思います。そこで、本市としては、条例等を定めることを提案したいのですが、お考えをお聞かせください。できれば市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。児童虐待防止のために、本市として条例を制定できないだろうかという趣旨のご質問でございます。

近年、重篤な児童虐待案件の発生等によりまして、大変心を痛めているところでございます。国におきましても、法の改正や体制強化も図られまして、支援体制の充実が図られているところでございます。本市におきましても、先ほど部長がご説明をしましたように、そういうことがないように、関係機関の連携を十分にとりてきておりますし、また、万が一、不幸にもそのような事案があった場合には、48時間以内をめどとして、迅速な対応ができるように努めているところでございます。

関係条例を制定できないかという話でございますが、本市におきましても関係法令等を遵守して、さらなる虐待予防に従事していきたいというふうに考えておりますので、現時点では特段条例の制定は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 突然の話だったんで、はいという回答はもらえないと思います。そういうのもありまして、文部科学省にお尋ねしております。その中では、文部科学省としても確認はとっていただいた上で、このようなことは各自治体に委ねる、やって構わないということでしたので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

次に、安心・安全なまちづくりの施策について、2点お尋ねいたします。

一つ目は、不審者を見かけた場合のマニュアル等を含めた本市の緊急対応策について、二つ目に、高齢者等の自動車運転による悲惨な事故から被害防止への取り組みと進捗状況について、お尋ねいたします。

まず、本市における不審者の通報人数と状況がわかれば、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。

では、まず、不審者情報を確認した場合の対応及び住民への周知についてと、不審者情報が年間何件ぐらいあるか、これは過去5年間ぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、まず1点目ですけれども、児童への声かけ事案の対応につきましてお答えいたします。

児童への声かけ事案に関しましては、菊池警察署に確認したところ、学校や保護者から警察へ通報があるケースが多く、状況確認後、警察より要請がある場合は、市としましては、きくち防災・行政ナビを活用した情報発信に関する協定書に基づき、きくち防災・行政ナビや安心・安全メールなどにより市民への情報を提供しておるところでございます。

なお、そのほかにも各学校で登録してある保護者へのメールや熊本県警察の登録制メール、ゆっぴー安心メールを使って情報提供する場合があると伺っております。

また、不審者情報が何件ぐらいあるかということですが、子どもなどへの声かけ事案等の件数につきまして申し上げます。まず、平成26年が18件、平成27年が22件、平成28年が15件、平成29年が39件、平成30年が27件となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 今のきくち防災・行政ナビ等で周知というふうにおっしゃったんですけれども、今の情報というのはほとんど出されているんでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 警察より要請がある場合は、そのきくち防災・行政ナビ、安心・安全メールなどによって市民への情報を提供しているということでございますので、件数の分だけ情報提供しているかという、そこはもう警察からこちらのほうに要請があった場合のみということで限らせて、その分のみを情報提供してい

るということでございます。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 通告していませんので、答えられなければ結構ですが、これまで何件ぐらい、行政ナビのほうで周知されたかわかれば教えてください。わからなければ結構です。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 防災・行政ナビのほうを見れば、ちょっと何件はわかるんですけども、今、手元に資料がございませんので、答弁としては、ここでは差し控えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 私の中では、このような不審者が見つかった場合には、PTAですとか、学校内のその校区等で周知されている、そういった不審者が出没したとかという認識でいました。

そこで、やはりどこで不審者が出たとしても、きくち防災・行政ナビを活用すれば、この市内のどこにどういう人が出たというのがわかるんで、できたらそれを提案しようと思ったんですけども、もうやっているということだったんで、もっと活用していただきたいと思います。

そこで、そういった不審者が出た場合に、何よりもこの不審者出没時に身を守るために、いち早く駆け込める子ども安心安全の家ですとか、子ども110番の家等の施設が必要だと思いますが、現在の状況をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） ちょっと待ってください。福島英徳君に申し上げます。

質問の2点目の高齢者の自動運転事故による被害防止の進捗状況を示せというのも引き続きお願いします。

福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 失礼しました。高齢者等の自動車運転事故による被害防止の進捗状況についてお聞きしますけども、ブレーキとアクセルの踏み違いによるワンペダルや安全装置を取りつける場合、市から助成できないかといった趣旨に関しまして、城議員から平成25年8月と平成28年12月議会で一般質問され、平成25年には当時の市民環境部長から、玉名市の事例から補助金の交付に関しては考えておりませんと答弁されております。

また、平成２８年には当時の総務部長から、自動ブレーキなど安全運転をサポートするための装備も充実してきているが、運転の仕方、特に高齢者向けの安全運転の啓発等に努めるとの答弁でした。

東京池袋での高齢者によるブレーキとアクセルの踏み間違いによる、お母さんと娘さんが犠牲になった痛ましい事故、それや、駐車場から同じくブレーキとアクセルを踏み間違えて飛び出し、公園に突っ込んだ事故など、毎日のようにニュースになっておりました。

高齢者への免許証自主返納を促すことも大事とは思いますが、現状、本市の交通インフラからも、簡単に返納することは難しいと思います。病院や買い物、それよりも農作業に車を利用される方にとって、べんりカーを利用できない地域の方が、高い乗合タクシーを利用されるか疑問です。

そこで、ワンペダルを含め、安全運転をサポートするための装備を取りつける場合に、市としては補助する意思があるのかをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、先ほどの答弁の続きをお願いします。

教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、先ほどの子ども１１０番の家についての質問にお答えさせていただきます。

子ども１１０番の家につきましては、過去にＰＴＡ、学校、警察、教育委員会が協力して実施しております。また、名称も菊池地区と旭志地区は、こども連絡所、七城地区は、こども避難所、泗水地区は、子ども１１０番の家となっており、旭志地区は平成１９年に安全教育研究推進校の指定を受け、ステッカーの作成が行われたとのことですが、それ以外の地域では、当初のステッカー、それからシールが通学路上の店舗や、地域によっては全戸に配布されたままであり、その後、更新等につきましては確認ができていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 私のほうからは、ＡＴワンペダル等の補助に対する考えはということですので、そちらのほうをお答えさせていただきます。

先般、城議員の一般質問等もありましたところから、後づけ安全運転支援装置の一つであるＡＴワンペダルにつきましては、職員の試乗、また、装置開発業者へ来庁いただき、聞き取り等を行っているところでございます。

また、現在の状況としまして、後づけのＡＴワンペダルなどの安全運転支援装置

への補助につきまして、現在、いろいろな装置が開発・販売されておりますので、その安全運転支援装置の情報収集、また、販売業者等への聞き取り、並びに先進自治体などの調査を行っているところでございます。

それから、未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策が、本年6月18日に国の閣僚会議で決定された中で、安全運転支援装置の普及についても述べられておりますので、今後、国の動向も注視しながら、事故防止対策を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） それでは、子ども110番と言ってしまうんですけども、これに関して再質問いたします。

子ども110番があったところもあれば、今も継続しているところもあるというような答弁だったと思います。ただ、残念ながら、私はほとんど見かけておりません。そこで、当時、子ども110番の家の登録件数がわかればお示してください。また、その子ども110番の家については、どのように周知されたのかもお願いします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまのご質問でございますが、登録件数につきましては、手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、周知方法等につきましては、学校、PTAと協議を行いながら、その当時は周知をしたものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） おっしゃるとおりに、始めた取り組みが継続しない理由としては、更新されなかったことが要因だと思います。1年ごと、もしくは2年ごとに更新をすべきだと思います。どこにそういった施設があるのかを周知して、定期的にステッカー等を更新しないのであれば、明らかに形骸化すると私は考えます。改めて、取り組まれるのか、取り組むのであれば、今後どのように機能させていくのか、周知方法も含めてお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

子どもの安全確保について、本市の取り組みとしましては、平成30年6月22日に国が示した登下校防犯プランに基づき、児童・生徒の登下校時の安全確保に努めてまいりました。

特に、本年5月に川崎市で発生した登校中の児童殺傷事件を受けまして、5月の市内校長会議において、4点の重点指導事項をもとに各学校への指導を行っております。

1点目として、常時活動として、PTAによる放課後パトロールや地域組織による定期的パトロールを強化しております。

2点目に、4月に実施した、通学路における危険対策箇所調査をもとにした合同点検を実施をいたしております。

3点目に、不審者情報等の共有及び迅速な対応としまして、教育委員会と学校の対応マニュアルを確認しております。

そして4点目に、校区における子ども110番の家の児童・生徒への周知と、不審者遭遇時の合い言葉として指導しております「イカのおすし」の徹底と、すぐににげる意識を育む指導の充実を呼びかけております。

このように、子どもの安全につきましては、行政・学校・地域・警察などと一緒に連携をとりながら、取り組んでいかなければならない問題であると考えております。

しかしながら、子ども110番の家につきましては、先ほど述べましたとおり、更新等の確認ができていない状況にありますので、今後、合同点検等の際に実態確認を行うなどの対策について、学校やPTAなどと協議を行いたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） なぜ、こういった話をするかといいますと、ことしに入って、北宮地区かいわいで不審者が出たそうなんですけども、もう子どもたちは逃げ回ったそうです。そこの地域の住民の方から、駆け込み寺と子ども110番等のそういった場所があればよかったのに、あそこの近所に保育所もありますけども、そこすら、そういった施設の認定というか、そういったことに入っていない。要するに、勝手にそういった子どもたちを入れるわけにもいかない。そのとき、その子どもたち

はアパートの回りとかを回って逃げ延びたそうなんですけども、やはりそういったものを、もう身近に起きているわけですから、具体的に考えていただきたいと思います。

次に、先ほどのワンペダルの件で再質問いたします。

この安全運転をサポートするための装備を取りつけるための補助云々といいますのは、運転者が加害者にならないための提案であって、次は、市として、市民の被害を最小限に防ぐためにするべきであろうことをお聞きいたします。

ことし5月に、滋賀県大津市の交差点で、保育園児16人が巻き込まれる死傷事件が起きました。事故を起こした運転手は52歳で高齢者とは言えませんが、痛ましい事故から4カ月が過ぎました。

そこで、本市内の通学路や保育園児の散歩コースにおいても危険な箇所があると思いますが、そのような箇所を調査されているのでしょうか。調査されているのであれば、どのようなスケジュールで行われているのかをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） まず、学校通学路につきましては、毎年度、菊池市通学路防犯・交通安全プログラムに基づき、学校、PTA、道路管理者、警察などの関係機関と連携して、児童・生徒の通学路における安全対策を進めております。

今年度も7月から学校関係者、警察、県と市及び教育委員会の合同で、校区単位での現地調査を実施しております。

また、未就学児の散歩コースにつきましては、子育て支援課で7月に市内28施設に危険箇所の抽出を依頼し、8月に取りまとめた結果を道路管理者と菊池警察署に報告を行い、今後は取りまとめた結果をもとに、道路管理者、菊池警察署の合同点検を実施する予定でございます。

また、新たに本年度、防災交通課において、主要な交差点の危険箇所調査を実施し、取りまとめた結果を道路管理者へ報告したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 先ほどご質問がありました子ども110番の登録件数でございますが、2,809件でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） やはり、痛ましい事故から4カ月が過ぎています。調査にしては、もっと早く進められてもいいかというふうには感じます。この本市においても、このように歩行者を巻き込む事故がいつ起きるかわかりません。いや、起きることを前提にすべきだと思います。そうであれば、市として独自に学校や保育所及び区長会等に依頼して、危険と思われる場所には積極的にもっとスピーディに、せめて交差点では歩行者を保護できる金属製柵、このような設置が急務だと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 市として独自対応できないかのご質問ですけれども、今後、関係機関と協議を図りながら、できるだけスピーディに対応していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 本当に早急な対応を要望いたします。

最後に、七城地区の地下水汚染問題についてお尋ねいたします。

この問題は、これまで4回にわたって松岡議員から一般質問されております。また、昨年12月の松岡議員からの一般質問に対して、執行部からは、行っていない、実施する方向で検討する等の答弁を多々されておりました。

その後、地域住民への説明会や、各地区への説明も行われたとお聞きしておりますが、そこで、2点お尋ねいたします。

一つ目は、地下水汚染防止施策の進捗状況についてお尋ねいたします。

何よりも地下水の汚染防止を根本的に実施するのが最優先だと考えております。平成30年12月の松岡議員の質問に対して、平成28年8月から行われている熊本大学との共同研究で、七城地区、全38行政区の代表井戸の水質調査は定時検査をしており、これまでは全て基準値を下回っていると答弁されておりますが、平成28年から令和元年8月までの3年間で何回調査が行われて、硝酸性窒素及び亜硝酸態窒素の数値の推移はどのようになっているのかをお聞かせください。

二つ目は、汚染された地下水の地域で生活されている方々への対応についてです。

地下水が汚染された地域からの要望でもある上水道整備についてですが、平成30年12月の松岡議員からの質問に対して、水道局長からは、事業試算はできていないとの答弁をされています。改めてお聞きしますが、上水道整備の事業試算、整備費用、維持管理費用、住民負担等はできているのでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまの福島議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、前回、松岡議員の指摘があったところでの進捗状況についてご説明をさせていただきます。

本市におきましては、菊池地区の地下水の硝酸態窒素濃度の基準超過原因につきまして、平成27年度より調査を行ってきております。

調査の段階の中で、平成28年度から令和2年の5年間で熊本大学との共同研究により地下水質調査を実施し、地下水の中に含まれます硝酸態窒素濃度の数値の推移を把握してきているところでございます。

平成30年12月の定例会で松岡議員の質問の中で指摘がありましたこともあわせまして、これまで市が行ってきた取り組みについて申し上げます。

まず、堆肥の野積み等の確認につきましては、本年4月より、環境課で月2回、農政課で月1回、それぞれ農地を巡回し、堆肥の野積み等の状況について確認し、状況写真や位置図を作成しております。

これまでの巡回の中で、改善が必要な畜産農家及び耕作者に対しましては、野積み解消等に向けた指導を行ってきております。

次に、地下水対策協議会の開催につきましては、昨年9月に熊本大学との共同研究の中間報告を行い、本年3月に硝酸態窒素削減計画素案について協議を行っているところでございます。

3点目に、住民への報告会につきましては、硝酸態窒素濃度の高い地区の住民の皆様を対象に、ことしの1月に七城公民館において開催をしております。

4点目に、亜硝酸態窒素の浄水器補助要綱への追加につきましては、厚生労働省で平成26年4月に施行されました、水質基準に関する省令の改正により水質基準項目に亜硝酸態窒素が追加されることになっております。その基準は0.04ミリグラムパーリットルとなっております。

そこで、菊池市浄水器設置補助金交付要綱においても、既に規定しております硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を合計した水質基準10ミリグラムパーリットルの8割相当の数値8ミリグラムパーリットル以上に加えまして、本年2月に亜硝酸態窒素濃度単独も、その基準値0.04ミリグラムパーリットルの8割相当の数値0.032ミリグラムパーリットル以上から対象とする内容で改正を行っております。

続きまして、共同研究の中で水質検査を何回やったかというご質問にお答えをさせていただきます。

熊本大学との共同研究で実施しております地下水質調査では、現在、３８地区の井戸所有者から地下水を採水し検査を行っております。その３８地区の中で、硝酸態窒素濃度の基準値１０ミリグラムパーリットルを超過した、または硝酸態窒素濃度の数値の変化が大きい１２地区につきましては月２回採水し、平成３０年度末時点で各６４回実施をしております。

また、硝酸態窒素濃度の基準値に満たない、基準値以下のところにつきましては、月１回採水している地区が７地区、検査回数が各３２回、年に４回採水している地区が５地区で、検査回数各１１回、年に１回採水している地区が１４地区で、検査回数各３回実施しております。一応回数につきましては以上でございます。以上、お答えいたします。

失礼いたしました。もう一つございました。

七城地区への水道事業実施の試算につきましては、七城地区全体と七城地区を３分割した場合の試算は行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○２番（福島英徳君） ３８行政区の調査は結構行われているようですので、ぜひそのあたりのデータをしっかりまとめて、今後に生かしていただきたいと思います。

先ほど答弁ありました、ことしの１月に熊大の中間報告として住民説明会を行われたということなんですけども、住民の方々からは、市からの対策の説明が不十分だったため、改めて対策の説明会を開くようにとの要望があったようですが、半年たっても説明会は開かれていない。市はこのまま放置するのかとの声も聞きますが、説明会の開催予定をお聞かせください。

また、住民から多く要望されたのは、どのようにして汚染水を、今後、防いでいくかの対策です。

ちなみに、この説明会には、市役所のどの部門が住民説明会を行われたのでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまの質問にお答えいたします。

ことしの１月の住民説明会につきましては、先ほど説明しましたように、ことしの１月２４日に七城公民館のほうで開催しております。そのときは硝酸態窒素濃度の高い地区の住民の皆様にご集まっていただき説明をしたところでございますが、そのときの内容といたしましては、熊本大学の共同研究で行っております地下水の

水質調査の中間報告を行っておりまして、あわせて、上水道を初めとする各種水道事業と浄水器補助についての説明を予定しておりましたが、上水道よりも堆肥の野積み等の解消が先だという意見がありまして、その説明は中止をしたところで、個別に呼んでいただいて、説明をさせていただくというふうにお答えをしておるところでございます。

今現在の対策としましては、先ほど申し上げましたとおり、環境課で月2回、農政課で月1回の現地調査のほうを行って、指導等を行っている状況でございますので、説明会のところは、今のところ、行っていないのが現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） やはり要望が出ていますので、ぜひとも早く説明会を開いていただきたいと思います。

そもそもこの地下水の汚染原因としては、畜産排せつ物が要因とされています。ただし、これまでは違法ではなく、合法的に処理されていたわけだと聞いております。そうであれば、今抱えている問題解決を酪農、畜産、養豚農家に押しつけるのではなく、原因はわかっているはずですから、市も協力して根本的な対策を講じるべきではないでしょうか。

平成26年9月議会で松岡議員が質問された際、バイオマスの利活用を検討していくと当時の市民環境部長が答弁されております。その後、5年が経過しました。バイオマスに関してはどのような調査等が行われたのか。もしも、費用等でこれを断念されるということであれば、そのバイオマスにかわる家畜排せつ物の有効活用等があればお示してください。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） ただいまのバイオマスに関するご質問にお答えさせていただきます。

家畜排せつ物の過剰散布による地下水への影響も考えられることから、家畜排せつ物を用いたエネルギー転換システム等の導入につきまして、調査を継続してきているところでございます。

昨年度は、乳用牛のスラリーを原料としましたバイオガス発電について、個別農家型モデルと集中型モデルの二つの案をもとに、第三者から見た事業採算性及び民間事業者の参入可能性を検証してきたところでございます。

現在は、その検証結果をもとに、事業可能性の検討を行っているところでござい

ます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 住民の方は、この地下水汚染、やっぱりこれをなくしていくということを一番望まれておりますので、ぜひとも早急な対策をお願いします。

それでは、今度は上水道に対しての再質問です。

平成18年度から平成22年度には、水迫地区5地区に簡易水道再編推進事業として着手されております。平成25、26年度には、立門地区に環境整備基金で事業に着手されています。これらは要望されてから、どちらも2年後には着手されています。しかし、七城地区からは、平成27年に区長会より硝酸態窒素により地下水が汚染された地域の上水道等の整備の取り組みを早急に実施してほしい旨の要望書が提出されています。なぜ七城地区の場合、4年を経過してもなお着手どころか、それに関する説明すら行われていないのでしょうか、ご説明をお願いします。

○議長（柁原賢一君） 市民環境部長、古田浩敏君。

[登壇]

○市民環境部長（古田浩敏君） まず、お答えする前に、最初の質問のときに、「七城地区」と申すべきところを「菊池地区」と誤って申し上げておりました。おわびして、訂正させていただきます。

今、上水道についてなぜしないのかという、区長会から出ているということでご質問がございましたけれども、七城地区におきましては、上水道につきましては、平成26年にアンケート調査を実施した中で、上水道を利用するという回答が18.9%に対しまして、利用しないが46.9%であったため、その時点では、上水道の整備はしないというふうに判断したということで伺っております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 七城、全38行政区ございますけども、ほとんどの地区では数値が低い。そのように出ていると聞いております。やはりこのアンケート等の調査区分に問題があるんじゃないかと私は思います。数値が低いところに住んでいる方は、当然必要ないと思われますし、こういったアンケートであるデータとは何のために収集するのか、汚染されている地域を絞って調査しないと意味をなさないと私は思います。そこで、再度、地域を絞ったアンケート調査を要望いたします。

この上水道に関しまして、北地区の場合、隣接する山鹿市からの供給が可能かど

うかを確認しましたが、旧鹿本町の一部だけが上水道とのことで、物理的に無理でした。しかし、南地区の場合は泗水町の田島地区と隣接しておりますので、旧泗水町の上水道から供給することは可能だと思いますし、シミュレーション等を試算する価値はあると思います。ぜひとも検討していただきたいと思います。

これまで行われてきました松岡議員からの一般質問を熟読しましたが、執行部からの答弁は、やると言ったことをやっていない、すると言ったことをしていないことが多いようです。今後も松岡議員からは七城地区の地下水汚染問題については質問していかれと思いますが、私も微力ながらお手伝いをさせていただき、ふるさと七城のために水環境の早期解決に向けて取り組んでまいります。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君） これで、福島英徳君の質問は終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時56分

開議 午前11時05分

—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議席番号11番、荒木崇之です。通告に従いまして、一般質問を行います。

毎回、いっぱいのお運びありがとうございます。

中央図書館閲覧用椅子1脚10万円の購入に係る入札問題について質問いたします。

この問題については、昨年の9月議会、ことしの3月議会にて質問しましたが、傍聴の方で初めて聞く方もいらっしゃると思いますので、簡単にこれまでのおさらいをしたいと思います。

平成29年7月に、図書館の椅子や机の合計104点を675万円で購入してよいかという伺いが起案されています。8月10日に指名競争入札が行われ、13社中、4社が入札し、531万1,202円で株式会社教育産業社菊池営業所が落札しています。落札からおくれること1カ月後の9月8日に物品購入契約が締結されました。

しかし、その一週間後、9月15日に株式会社教育産業社から閲覧用椅子32脚が、海外より大量発注があり、期限までの納入が不可能となったので、同等品不可

の物品ではありますが、同等品以上のものを選定していただき、納入するといった対応が可能かと書面で申し出があり、9月21日にイタリアのMAG I S社製の椅子を同等品として承認され、手続が9月27日に、当初契約金1脚6万9,000円の椅子が1脚8万7,500円となり、32脚分の差額と空輸運搬費、あわせて114万円の増額の変更契約が行われています。そして、11月10日に納入予定でしたが、14日おくれの11月24日に物品が納入されています。

平成30年9月5日の市議会の一般質問において、業者の都合で当初指定した椅子を納入できなかったのに、市側が差額の114万円を支払ったのは不適切だったとして、私が一般質問を行いました。10月1日に椅子の増額分は税金の無駄遣いであるとして、市民の方から住民監査請求が提出されましたが、11月26日に監査委員会が棄却の判断を下しております。

その後、平成30年12月議会、平成31年3月議会、令和元年6月議会において、市の答弁や情報公開資料等、監査委員会での市の答弁に大きな相違があるのは不適切な入札があった証拠であるとして、百条委員会の設置を提案しましたが、三度とも否決となりました。

以上が、簡単に今までの経緯をまとめたものです。

それでは、お尋ねいたします。

平成29年、先ほども申しました、9月15日にV i t r a社製の当初の椅子が海外より大量発注があり、期限までの納入が不可能となったので、同等品不可の物品ではありますが、同等品以上のものを選定していただき納入するといったことが可能かと、落札者教育産業社から書面で申し出があっております。それに伴い、9月27日に当初契約金額1脚6万9,000円の椅子が1脚8万7,000円となり、32脚の差額分と空輸運搬費46万4,000円を別で見ても、あわせて114万円の増額の変更契約が行われておりますが、株式会社教育産業社は、イタリアのこのMAG I S社製の椅子をどこから卸して納品されたのか、お尋ねいたします。

なお、答弁につきましては、前回、前々回と、答弁になっていないどころか、公文書と内容が全く一致しない答弁が見受けられます。議会での答弁と公文書が食い違う場合には、市長の問責決議の対象となることと、この一般質問が全世界に後にインターネットで流れることを十分に留意され、慎重にお答えください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、荒木議員のご質問にお答えいたします。

住民監査請求に基づく調査でお答えしているとおおり、一般的に、仕入れ先は仕様書に規定しておりませんので、確認をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） これまで、最初のV i t r a社製の椅子は乃村工藝社が卸元となってやりますよというのをさんざん言ってきたわけですね、議会でも。ただ、今回の卸元についてはお答えできない。これは、私は答弁拒否と考えてよろしいですか。なぜ卸元が言えないのか。会議規則のどの部分に触れるのか。どうして答えられないのか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 先ほど教育部長からも申しましたとおり、仕入れ先は仕様書に規定していないのと、あと、受注元が、そこから先の部分に関しては市のほうが立ち入るところではないと考えておりますので、そちらのほうは確認していないところでございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君に申し上げます。質問は、行政事務の範囲内で行ってください。

[「行政事務の範囲内ですよ」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 答弁ではお答えできないとのことですが、そう言われると私予測してましたので、先日、9月3日の午前9時10分に株式会社教育産業社に電話をして、社長から直接お話を聞きました。熊本市にある金剛株式会社から卸されたとのことであります。同日、金剛株式会社にもお電話したところ、椅子を卸されたことを確認しております。

さらに言いますと、前回の一般質問の打ち合わせで、私は中央図書館の安永館長から卸元を聞いております、金剛だと。なぜこの場になるとお答えできないと言われるのか理解できません。

では、話を進めます。

イタリアから空輸されたとする椅子の送料についてお尋ねします。

平成30年10月24日の住民監査請求に係る陳述記録の中で6ページです。空輸品については、当時、契約検査課であった安武審議員が、当初はスイスからでしたが、今回はイタリアからということで、イタリアからの空輸代というものをきちんと積算いたしまして、設計を行ったものでございますと発言されています、監査委員会の中で。

通常、役所というのは、設計積算する場合は、業者数社から見積もりを徴集して金額を決めるのではないのでしょうか。私も、最近、中国やマレーシアから仕事で輸入しますが、取引業者から配送方法を聞かれます。例えばEMS、郵便局関係であれば、何日かかって幾らだとか、DHL、黄色いのに赤の文字が入ったDHLなら幾らだとか、具体的に見積もりをしてくれますが、情報公開請求した資料の中には、そういった運送業者からの見積もりがありません。平成30年10月24日の住民監査請求に係る陳述記録にある、きちんと積算したという積算根拠をお示してください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

設計を依頼しました乃村工藝社においてデザイン性を勘案し、備品選定を行い、設計金額を算出しております。

今回の設計変更に当たっては、諸経費に、先ほど議員からも言われましたとおり、イタリアからの空輸費も含めて67万円と積算をしたところでございます。

図書館におきましては、それに基づき仕様書のほうを作成をいたしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 諸経費としてと言われましたけども、これ、変更契約書の中に空輸を市は指定しているんですよ。間に合うように、船便じゃなくて、空輸で持ってきたさいと。それから、特別に空輸費を組みなさいということでやっているわけなんですよ。

見積書を見ますと、教育産業社から1行、46万4,000円（設置費含む）、運搬費（設置費含む）と1行書いてあるだけ、どこの積算もしてないわけですね。海外から46万4,000円もかけて空輸しているのに、株式会社教育産業社が提出してきた見積もりだけで、きちんと積算いたしまして設計していますとは、とても公金を扱っている職員の発言とは思えません。

さらに、監査の陳述記録の中で7ページです。安武審議員は、納入の際に空輸代については、ほかの案件についても確認作業は一切行いませんと発言していますが、通常の物品購入であればそうでしょう。棚や机を購入したとしても、それは、その送料は物品に含んでいます。ですので、送料の確認はしないという考えはわかりま

す。しかし、今回のイタリアからMAGIS社製の椅子を空輸する際、椅子の代金とは別に46万4,000円を支払っています、諸経費とはいえども。これって公金なんですよ。きちんとした積算というならば、きちんと空輸されたか確認するのは公務員として当然であります。

そこで、お尋ねします。

通常、海外から品物を送ってもらうときに、インボイスという、行政用語で納品書、送り状の意味で、発送する荷物の中身を説明する書類、これは関税手続には必ずつけなきゃいけない不可欠な書類です。海外への商品を発送する荷物には全てこのインボイスをつけなければならないとされています。これがついてなければ密輸というやつになりますね。3,000円以下であればインボイスはつけなくていいんですが、これが3,000円以上でついてない場合には、これはどこから来たものかわからないということになります。

私も、ここに中国からのインボイスを持っていますが、これは私が個人的にやったやつです。これを見れば一目瞭然、いつ、何がいつ、どこから送られたのか証明できます。ちなみに言うなら、金額も証明できます。

このインボイスを8月26日の一般質問の打ち合わせにおいて、株式会社教育産業社からもらうように執行部にお願いをいたしました。インボイスは存在したのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまのご質問でございますが、一般的に受注業者へは納品書が提供されるだけで、インボイスについては輸入元に届くこととなるので、確認をしておりますでしたが、今回、改めて輸入元でありますMagis Japanへお尋ねしましたところ、間違いなく市が発注した物品について輸入されていると確認したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） では、インボイスの確認ができたとのことですので、お尋ねしますが、インボイスはどこに存在を確認されましたか。私は教育産業社に、教育産業社が輸入元となっているはずですよ。46万4,000円を教育産業社が受け取っているわけですから、輸入元は教育産業社のはずです。教育産業社に確認されたのか、どこに確認されたのか。

2点目、インボイスの発行された日付を教えてください。

3点目、インボイスにはどの会社からどの会社へ送られたか、記載してありますか。どのように記載されていますか。

まずは、3点お尋ねします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまのご質問でございますが、インボイスの確認につきましては、輸入元でありますM a g i s J a p a nのほうへお尋ねをしたところでございます。

それから、保管はしているということを聞き取りにより確認しておりまして、インボイス自体はまだこちらのほうには持っておりませんので、今言われました日付とか、その他どこから来たのかというのは、まだ確認等はとれておりません。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） これですね、インボイスは、本来、MAG I S社製の椅子が納入されて代金を支払う際に、会計処理に添付しなければならない資料ではないでしょうか。行政用語がいう支出命令の決済時に必要であったと私は考えます。なぜなら、菊池市会計規則第37条及び第39条で、必要な債務が履行されていることとありますが、今回の空輸代は、先ほど述べましたように、市が空輸を指示しています。そこはお認めになりますね。ということは、必要な債務が発生したことになります。その確認としてインボイスの添付は、会計手続上必要であったというふうに考えますが、見解をお示してください。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまのご質問でございますが、議員おっしゃいましたとおり、第37条、支出命令書の添付書類の中に書いてありますが、契約に関し検査調書を作成した場合は、支出命令書には当該検査調書を添付しなければならないというふうになっているところでございます。

今まで規則等に特に定めては、今回のような、おりませんでした。海外からの輸入に関して、別途輸送費等がかかる場合などは、輸入事実の確認なども含めて、今後、検討課題にしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 今のご答弁では、熊本弁で言うと、ようと確認もせずに金ば出したということになるわけなんですよ。実際、物品購入約款においても、納入を完了するために必要な一切の手段については、この約款は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、これ、受注者がその責任において定めるものとして書いてあるので、これは特別の定めに該当するわけなんですよ。ということは、つけなければいけなかった書類なんですよ。それをつけてない。それで公金を出している。インボイスも確認しないまま、公金を出しているということではないでしょうか。

では、私はインボイスの存在について、教育産業社が持つておくべきと思ってましたので、教育産業社にお尋ねをしました。その前に、8月29日の11時に御元である株式会社金剛さんにまずお電話をして、後日の9月4日12時1分に金剛株式会社の担当者の方からお電話があり、社内協議しましたが、コンプライアンス上、お答えできないと言われましたので、しつこくイタリアから空輸したかだけ教えてくださいと申しましたところ、金剛株式会社はお察してくださいとのことであります。

問題なのは教育産業社の対応です。私が電話をして、インボイスの有無と輸入と有無を聞いたところ、請負業者にもかかわらず、金剛に全部任せているので、何も知らないが無責任な回答でした

インボイスは、現在、確認はしているけども、その中身は来てないということですが、インボイスなんていうのは、私もそうですが、ネットで暗証番号だけ入れればすぐに打ち出せます。今から暫時休憩をとって、1時間後には出ると思います。それはやりませんが、今会期中にそのインボイスの印刷をいただけますでしょうか、お尋ねいたします。

〔「議長、時間がかかるときは暫時休憩してください。もったいない」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 暫時休憩します。

○
休憩 午前11時25分

開議 午前11時25分
○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長、木下徳幸君。

〔登壇〕

○教育部長（木下徳幸君） ただいまのご質問でございますが、インボイスを公表できるかにつきましては、M a g i s J a p a nのほうへ確認をとりたいと思います。
以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） その確認は、教育産業社と契約をしているわけですから市は。大体、教育産業社が持つとかんといかんわけですよ。何でそれをMAGISにするのかなと。最初、卸元さえ答えられない。その先のことは知らないと言ってたのに、その先の先の先のメーカーに尋ねているのに、都合がいいときにはそのメーカーの名前を出して、都合が悪くなるとお答えできません。それはちょっとやっぱりちゃんとした答弁とは私は思えません。

議長のほうから、ぜひ後日注意していただきたいと思っているんですが、では次に、監査の陳述記録の中で9ページです。安武審議員は、当初、納入予定であったV i t r a社製の椅子について、4社が応札されて、株式会社教育産業社が落札されておりますが、4社とも納入することができなかったということであります。要は、次点を含めた4社とも、どこも納品できないと。仮押さえしとらん、よそから大量発注が来たから、もうメーカーが持たないから、どこも要は納品することができないというお答えをしています。しかし、令和元年8月16日に、これは別件で、菊池市商工会本所で行われた入札に関する会議の中で、応札された地場企業2社からこういった発言がされました。何も私たちからは聞いてないのに、私たち地場企業はレイメイ藤井を通じてV i t r a社製の椅子を納入することができた。教育産業社はレイメイ藤井にコンタクトをとっていないので、どうやって納めるのか注視していたが、違うもの、違う物品の椅子が入っていると聞いて驚いたと発言されております。この発言は、柁原議長を初め、木下議員、二ノ文議員、後藤議員、田中議員もその場におられましたので、私が事実を言っていることは証明されると思います。そういえば、山瀬議員もおられました。

では、過去の一般質問からの事実確認をちょっとしたいと思うんですよ。平成30年9月議会において、私がこの入札問題を初めて取り上げたときです。江頭市長の答弁の中で、一つ重要な要素が、本来であれば海外からの製品を取り扱いするのは難しい案件ですが、地場企業の育成の観点から、菊池市中小企業振興基本条例に基づいて地場企業さんにやっていただこうとやったわけであります。スペシャルなそんなくでありますというようなことも言われているわけなんですよ。途中を省いていますが、意味合い的には間違っていないと考えますが、そこで、お尋ねします。地場企業の定義をお答えください。

○議長（柁原賢一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のお尋ねは地場企業ということでございましたけども、地元企業、地元業者の定義ということでよろしゅうございますか。

地元業者の定義につきましては、中小企業振興基本条例に中小企業者と、それから小規模企業者について定めておるところでございまして、同条例の第2条第1項に規定しております中小企業者の定義からいきますと、まず、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に事務所または事業所（従業員等が常駐していない事業所等を除く）を有する者をいうと定められているとおりでございます。

次に、小規模企業者でありますけども、同条例の第2条第2項において、小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、本市に事務所を有する者をいうと規定されております。

このような業者を地元業者というふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 今、地場企業の定義を市長が示されましたけども、中小企業振興条例の解釈でいけば、株式会社教育産業社菊池営業所は、地場企業の要件を満たしていないと私は考えます。なぜなら、パネルを示します。

[パネルを示す]

○11番（荒木崇之君） これは木下議員が前回一般質問において、教育産業社菊池営業所を撮影したものです。私は、前回、木下議員からの質問を受けて、6月議会から十数回、この事業所をお尋ねしましたが、従業員の方がいらしたことは一度もありません。木下議員は私よりしつこいですから、2017年12月からここに二十数回、営業所をお訪ねしたということですが、一度も従業員の方に会ったことがないと聞いています。

菊池市中小企業振興基本条例第2条において、先ほど市長が言われました、中小企業とは、菊池市内に事務所または事業所（従業員が常駐していない事業所を除く）を有する者をいうとあります。常駐とは、いつもそこに駐在していること、つまり、常に誰かいる状態であると国語辞典には書いてあります。私と木下議員が30回ほど教育産業社菊池営業所に訪ねていって一度も会えないということは、常駐しているとは言えないと考えます。そのことから考えますと、地元業者の要件を満たしていない業者を地元業者だとする見解には疑義がありますが、市としての考えをお示してください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 先ほど議員がおっしゃいました、菊池市中小企業振興基本条例の中で、同条例の第2条第2項においては小規模企業者の定義がなされており

ます。その中での定義によりますと、本市に事務所を有する者をいうとだけ規定されており、小規模企業者については、従業員等の常駐を直接的には求められていないところでございます。

ただ、議員さんがおっしゃったように、個別で疑義が出た場合とか、そういった場合については、立入検査等も現状で行っているところではございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私は、この菊池市中小企業振興基本条例を見る限りは、地場企業の要件を満たしていないと考える業者をなぜそのように優遇されるのか、抜き打ちというのも、今から行きますと行って抜き打ちするんだったら、それは抜き打ちと言わないんですよ。私と木下議員のように、ぽって行って、ちゃんと営業内に行っていますよ。大体9時から5時まで、その間に行っていますので、それで一度も会えないというのは、これは私は要件を満たしていないというふうに考えるわけであります。

では、もう1点お尋ねします。

MAGIS社製の椅子が納入された3カ月後の平成30年1月31日午後1時30分から、契約検査課が物品納入業者6社を集めて入札説明会を開いております。その冒頭で、当初、仕様書と違う椅子が納入されたことを、契約検査課と中央図書館の職員が同席の上で、これは図書館長だったんですけど、同席の上で経緯を説明しています。ここにそのときの音声データを入手しました。一通り椅子の納入に係る説明といたしますか、言いわけがあった後、質疑応答終了の後に、契約検査課の安武審議員からいきなり「もう1点よろしいですか。株式会社教育産業社菊池営業所の方に事務の方がいらっしゃるということにつきましては、年度当初の段階で抜き打ち検査をして、きちんと事務員さんがいることを確認しています。今回、一昨日でしたが、そこにいらっしゃいますけども、株式会社教育産業社の営業でUさんを雇用されたということで、営業所としては何ら問題ないと、市としましては判断しております」と発言しております。もしうちの会社に、じゃあ、営業の誰かさんが入ったら、皆さんに公表してもらえるんですか。営業のAさんが今回入られましたということを同業者にこうやって特別に言っただけのんでしょうかね。

では、お尋ねします。

市は、このようにどこかの事業所に新しい社員の方が雇用されたら、同業者に紹介されるのでしょうか。また、抜き打ち検査を行ったとか、個別具体的な案件を他業者に伝えるといった行為は、地方自治体の職員として、また、公務員として、適

切な行為なのでしょうか、お答えください。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 議員がおっしゃいました平成30年の1月31日の説明会の時点ですけども、この場合、菊池市役所の増築棟の4階書庫の事務機器購入などの物品仕様の説明会の前に、その平成29年度菊池市中央図書館の家具の部分に応札業者から入札について、同等品不可とかいった仕様書になっていたのに、違う品物が納入されているという問い合わせが数件ございましたので、その問い合わせもあり、応札業者の皆様が集まる機会があったので、報告をさせていただいたところでございます。

ただ、個別案件の説明をその場とするのが適当かということについては、適当ではなかったと認識しております。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 適当でなかったと。通常やらないことをしてあげる、特別な計らいを言うことを何というか、皆さん、おわかりですか。便宜を図るというんですよ。どうして菊池市が株式会社教育産業社菊池営業所に対して、こんなにも特別な計らいを行うのか、私には理解できません。

最後に、お尋ねします。

上田総務部長、木下教育部長におかれましては、この図書館椅子の入札問題とは関係ないところから人事異動でことし4月に部長になられて、行政の連続性があるとはいえ、今回の一般質問に対しては、非常に厳しい私の一般質問に対しては、真摯にご答弁いただいたと感じております。

では、両部長にお尋ねします。

中央図書館閲覧用椅子問題について、入札について、菊池市の事務執行は適正であったと考えますか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまのご質問でございますが、事務の処理は適正だったかというご質問でございます。

監査のほうの結果からも、契約の期間延長等においては、口頭での延長承諾というのは不適切な事務処理であると指摘をされておりますが、そのほかにつきましては適切に処理をされていたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 今、木下部長がおっしゃったように、事務としては少し問題はあったけども、適切だったという認識は変わりはありませんけども、ただ、個人的な意見をこの場で言っていいかはわかりませんが、担当も申し上げますとおり、4月か5月とか1カ月早く発注ができれば、このような事態も招かなかったことも事実だと考えております。その辺を十分踏まえて、今後の体制に生かしていきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） もっと早く入札しておけばよかった。まさにそのとおりなんですよね。ただ、その一言で、114万円余計な金を支払っているということであるんで、これはやっぱり今それを言われても、どうして私が最初に質問をしたとき、それを言われなかったのかと。たればですけども、それじゃないかなと思っています。

最後に、株式会社教育産業社に、先月、公開質問状を送って回答をいただきましたが、今現在、これの裏づけ作業をしています。場合によっては、あっせん利得罪や詐欺罪の疑いがある案件もあるようですので、この問題が解決するまで質問していきます。次回の質問もご期待ください。

いつもたくさんの傍聴の方が私の信念を貫く原動力となっています。そして、それぞれの立場がありながら、是々非々で椅子問題の追及を一緒にしていただいている3人の議員の方に感謝を申し上げます。

また、今回の一般質問を聞いて、胸の奥から熱い使命感が込み上げてくるような感覚を覚えた議員の方がいらっしゃいましたら、ともにこの問題の解決に取り組んでいただけることをお願いして、次の質問に移ります。

次に、桜山地区の横断歩道の整備について質問いたします。

私が、なぜこの質問を今回するかといいますと、余りにも執行部の認識が甘く、この桜山地区の整備がどれだけ市にとって大切なかわかっていないからです。その理由を申しますと、ご存じのとおり、令和3年4月より、菊池市全体が菊池環境保全組合に加入します。これまで旧泗水町は、大津、菊陽、合志と同じく、環境保全組合にてごみ処理を行っていました。旧旭志、七城、菊池は、旭志にあるエコヴィレッジ旭、通称RDFにて処理をしていましたが、菊池市単独でごみ処理施設を保有することは、莫大なコストが発生するということで、平成25年11月29日

に、本市の菊池環境保全組合への加入が四つの議会で承認されました。この四つというのは大津、菊陽、合志、菊池ですね。同文議決なんです、をされました。

加入までの道のりは決して平らなものではなく、菊池市の、ほかの自治体に対する尊大な態度や、九州産廃の問題がネックとなって、構成自治体は、当初、菊池市の加入を認めないという局面もありましたが、自治体としては異例の6項目から成る確約書を提出し、そして、江頭市長も一番懸念していた菊陽町、大津町に出向いてお願いをされ、私たち議会も、その当時の議会も手分けして、いわば土下座外交を繰り返して、ようやく加入を認められた経緯があります。

菊池環境保全組合は、現在、桜山地区から南へ200メートルのところに新工場を建設しています。その新工場建設に当たり、桜山地区の全区長より連名で14項目の生活環境改善に関する要望書が平成27年に提出され、平成27年ですよ、それに対して菊池市はほぼ満額回答をしております。私も環境保全組合議員として選出させていただいておりましたので、新工場建設がスムーズに進むためには、地元の要望事項に応え、いわば迷惑施設が建設されても、それ以上に桜山の住民の方に新工場のおかげで道路環境などは改善されたと、新工場建設に不満や反対が出ないことが、広い心で菊池市の加入を認めていただいた菊池環境保全組合に対する貢献だと考えます。

平成27年に提出された環境改善に関する要望書の中に、今回、質問します桜山地区のつきやま歯科前交差点の横断歩道も、ここ、もちろん通学路でもあります、その整備は第6番目に入っておりますし、菊池市も平成28年には680万円という具体的に予算も記載した回答書を、各区長と泗水地区議員に配付されています。あれから3年の月日がたちましたが、いまだ桜山地区の横断歩道整備はされていませんが、横断歩道の線を一本引くのにどれだけの時間を要しているのでしょうか、お尋ねいたします。

なお、2カ月前に、泗水の平成橋に、今、橋のかけかえがあっておりますから、平成橋の通行が非常に多いという要望を受けまして、教育委員会にグリーンベルトを引くこと、これは新設ですよ、グリーンベルトは新設。引くことがPTAや地元より上がりましたので、教育委員会に相談しましたところ、約1カ月で整備していただいて、今はもう引いてあります。

じゃあ、なぜこちらのほう、防災交通課の担当のほうは3年もかかるのか、それをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 要望書の中にありました道路区画線整備に関しましては、

平成28年度に担当で現場を確認し、通行量が多く、区画線等の消えかかっている部分も多くあった市道の区画線工事を実施させていただいたところですが、しかし、本年3月に区長より要望していた場所がまだ未整備であるとの指摘を受けましたので、今度は区長と現地確認を実施したところ、場所の相違がありましたということでございました。それにつきましては、今年度発注をし、現在、契約まで終わり、準備ができ次第、工事に着手する予定でございます。

今後は現地確認を徹底するなどして、再発防止に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 先ほど言われたように、私のほうに、ことしの5月に民生委員さんや桜山の区長さんから、菊池市はラインを引いたと連絡してきたけど、別の場所ではないかと。これ、違うところに引いちゃおらんねということがありまして、その話から、それを環境課を通じて防災交通課に確認したところ、間違っって別の場所にラインを引いたので、環境保全組合関連ですから、ほかの予算を後回しにしても、早急に取り組みますとのことでしたので、区長さんにそのことを伝えておりました。

ところが、一向に工事をされる気配がないので、とうとう7月の下旬に区長が防災交通課に直接出向き、夏休み中の施工をお願いされております。その話を聞いたので、私は8月7日の全員協議会にて早急な対応をお願いしましたけども、その後、防災交通課より返事もない状態であります。

話をずっと聞いていますと、この予算は防災交通課が取り扱っているわけなんですよね。ところが、教育委員会のは土木課が今回から、ことしから土木がもう管理するようになったということで、防災交通課、これを支所に下請に出しているんですよ、調べたら。

では、ちょっとお尋ねしたいんですけど、なぜ支所にそれをさせているのか。支所はその予算を持っているわけではありません。支所の事務分掌の中に、防災交通課の横断歩道の整備等については支所が行うとうたわれているのか、お尋ねします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 事務分掌の内容ですけども、区長さんから要望のある区画線、防護柵、カーブミラー等の現地調査や区長さんとの調整は、支所事務分掌の一つであると考えております。

ただ、その中の工事の設計につきましては、昨年度、防災交通課から洒水の担当

者のほうに設計を依頼した経緯があり、現場や積算システムに精通しているということで、今年度も依頼をしたというところで確認をしております。

これにつきましては、適切かどうかといえば、適切ではなかったというところで認識しておりますので、今後、本庁・支所との協議も行いながら、特定の職員に負担がかからないように体制を構築したいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） この横断歩道については、桜山だけに限らず、隈府とか、いろんなところ、二ノ文議員もこの前おっしゃいましたけども、非常に上げて、市にここを引いてくれと言うけども、区長を通してやってくれとか、民生委員を通してやってくれとか、非常に何かすぐに対応していただけないという形がすごくあると思います。やっぱり優先順位は決めないといけないです。全部してたら、それはお金が足りませんから、でも、やっぱり大事なものですから、引き直すということは、例えば年に2回ぐらい、業者を全部そのときに張りつかせてやるとか、一遍にやるとかいうと予算も安くなりますので、そういったことをやっていただきたいなど。もうちょっと簡単にシステムをしていただきたいなど。防災交通課に言って、それを支所に言って、支所じゃない、本庁じゃないなんてやりとりをして、そういうことをやってたら、一番苦しむのは市民ですから、その簡素化をやっていただきたいと思います。

最後に、先ほど言ったように、教育委員会関連は土木課が、今、予算をもう全部持っている。私は防災交通課の予算も、この横断歩道等につきましては、土木課に一元管理させて、彼らは設計のプロですから、彼らがやったほうが早いと私は思いますので、その予算の一本化を考えられるか、それか、もしくは支所については、その支所に予算を持たせるということが可能かどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、私が調べたところ、支所には平成29年から本庁に引き上げたので、工事の積算システムは入っていないということであります。これは、今、旭志と泗水には入っているんですね。ただ、七城には入っていないんです。ですから、そのシステムの整備というか、設計ソフトの整備というのともあわせてされるのか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 議員お尋ねの予算と体制ですけども、今後、一番いい方法を今後協議しながら、体制を構築していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 今、総務部長が言われたことを早急に取り組まれることを期待しております。防災交通関係の本庁と支所の取り決めについても、曖昧なところが多々あると感じていますので、今後は早急に改善されることをお願いではなく、指摘して、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君） これで、荒木崇之君の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、9月27日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。傍聴席の方も、よろしかったらご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前11時52分

第 7 号

9 月 1 3 日

令和元年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第7号

令和元年9月13日（金曜日）午前10時開議

第1 議案第57号 平成30年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての訂正

説明・採決



本日の会議に付した事件

日程第1 議案第57号 平成30年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての訂正

説明・採決



出席議員（20名）

1 番	田 中 教 之 君
2 番	福 島 英 徳 君
3 番	緒 方 哲 郎 君
4 番	後 藤 英 夫 君
5 番	平 直 樹 君
6 番	東 奈津子 さん
7 番	坂 本 道 博 君
8 番	水 上 隆 光 君
9 番	猿 渡 美智子 さん
10 番	松 岡 讓 君
11 番	荒 木 崇 之 君
12 番	柁 原 賢 一 君
13 番	工 藤 圭一郎 君
14 番	城 典 臣 君
15 番	大 賀 慶 一 君
16 番	水 上 彰 澄 君
17 番	二ノ文 伸 元 君
18 番	泉 田 栄一朗 君

19番 木下雄二君

20番 山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	元島加奈子さん
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	古田浩敏君
健康福祉部長	泉大助君
経済部長	笹本義臣君
建設部長	中村喜範君
七城支所長	上村雅一君
旭志支所長	岩根卓士君
泗水支所長	梁池哲也君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中尾孝浩君
市長公室長	前川幸輝君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君
農業委員会事務局長	坂本高秀君
水道局長	大塚忠康君
監査委員事務局長	山口浩一郎君

事務局職員出席者

事務局長	徳永裕治君
事務局課長	歌岡憲一君
課長補佐	松寺盛親君
議会係長	安武則貴君
議会係	吉岡結加里さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前１０時００分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第１ 議案第５７号 説明・採決

○議長（柁原賢一君） 日程第１、議案第５７号、平成３０年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての訂正の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。各常任委員会及び分科会の開催中、大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

去る８月２８日に提出いたしました議案第５７号、平成３０年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにおきまして、表記上の誤りがありましたので、その訂正をお願いするものでございます。

今回の件につきましては、事務処理上の確認不足によるものであり、深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、訂正につきましては、よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、訂正の内容につきましてご説明させていただきます。

今回、別冊として配付しております平成３０年度菊池市歳入歳出決算書中、議案第５７号、平成３０年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての９ページをお願いいたします。

訂正いたします箇所は、事業の欄の上から２枠目、事業番号６３７、維持管理経費（農集七城）の右側の備考の欄、節１９負担金補助及び交付金でございます。節

の内容の詳細であります。使用料徴収事務負担金（七城）と電算システム負担金（七城）の二つの説明がございますが、この二つの説明の中で、金額を入れかえる訂正をお願いするものでございます。金額のみを入れかえる訂正で、説明はそのままでございます。訂正後は、使用料徴収事務負担金（七城）が71万6,515円、電算システム負担金（七城）が22万4,949円となります。上段の合計した節19負担金補助及び交付金94万1,464円はそのままでございます。

私どもの確認不足によることが原因でございますので、今後、さらなるチェック体制を図ってまいりたいと思います。

今回の件につきまして、深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（柁原賢一君） 説明が終わりました。

ここで、監査委員事務局長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

監査委員事務局長、山口浩一郎君。

[登壇]

○監査委員事務局長（山口浩一郎君） 改めまして、皆様、おはようございます。

平成30年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書が訂正されたことに伴いまして、改めまして、決算書の計数の正確性及び内容の妥当性を確認し、監査委員と協議したところでございます。つきましては、決算の訂正は妥当であり、計数も正確であると認められますので、平成30年度決算審査意見書につきましては、訂正はないとの結論に至りました。

なお、このような結果になったことにつきまして、まことに遺憾であり、おわびいたしまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号、平成30年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての訂正について、承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号の訂正については、承認することに決定しました。

ここで、議長より執行部に申し上げます。

議案等の提出に際しては、細心の注意を払うとともに、さらなるチェック機能の強化を求めます。

本日は、これで散会します。
全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午前10時06分

第 8 号

9 月 2 7 日

令和元年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第8号

令和元年9月27日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第8号の追加1）

- 第1 議案第60号 令和元年度菊池市一般会計補正予算（第6号）
上程・説明・質疑・討論・採決
第2 議事第2号 議会改革検討特別委員会の設置について
上程・説明・質疑・討論・採決
第3 意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
第4 決議案第2号 菊池市議会 二ノ文伸元議員に対する辞職勧告決議
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
追加日程第1 議案第60号 令和元年度菊池市一般会計補正予算（第6号）
上程・説明・質疑・討論・採決
追加日程第2 議事第2号 議会改革検討特別委員会の設置について
上程・説明・質疑・討論・採決
追加日程第3 意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
追加日程第4 決議案第2号 菊池市議会 二ノ文伸元議員に対する辞職勧告決議
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（２０名）

１番	田中教之君
２番	福島英徳君
３番	緒方哲郎君
４番	後藤英夫君
５番	平直樹君
６番	東奈津子さん
７番	坂本道博君
８番	水上隆光君
９番	猿渡美智子さん
１０番	松岡讓君
１１番	荒木崇之君
１２番	柁原賢一君
１３番	工藤圭一郎君
１４番	城典臣君
１５番	大賀慶一君
１６番	水上彰澄君
１７番	二ノ文伸元君
１８番	泉田栄一朗君
１９番	木下雄二君
２０番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	元島加奈子さん
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	古田浩敏君
健康福祉部長	泉大助君
経済部長	笹本義臣君
建設部長	中村喜範君
七城支所長	上村雅一君

旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	梁 池 哲 也 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 寺 盛 親 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結加里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

○

午前１０時００分 開議

○議長（柁原賢一君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

９月１３日の荒木議員の一般質問の中で、行政の事務範囲と発言しましたが、取り消します。

○

日程第１ 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） それでは、日程に従いまして、日程第１、去る９月３日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第３３号から議案第５９号及び請願第１号並びに陳情第２号、陳情第３号の３０の案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長、水上隆光君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（水上隆光君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、請願・陳情の３件です。

２日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

請願第１号については、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であり、２０２０年度政府予算編成において、計画的な教職員定数改善を推進すること。教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。以上の２点が実現されるよう、国の関係機関への意見書提出を求める請願であります。

紹介議員からは、文部科学省によれば３５人定数は１年生のみ、２年生以上は４０人学級が原則となっている。熊本県では２年生までが３５人以下が実現しているが、これが実現していない県はなく、最低レベルとなっている。小中学校全ての学年において３５人学級を実現している都道府県は２０１４年時点で１０県ある。こ

うした状況に鑑み、請願が上がっているものとする。熊本県は臨時採用教職員の不足も深刻な問題になっており、この問題を解消するには正規職員をふやすことが必須であるが、予算を伴うことであり、財源確保ができなければならない。そうした意味からも、国庫で見ていくことが必要であるとする。6月の熊本県議会では、同じ趣旨で教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書が全会一致で採択されているとの説明がありました。

委員より、国の動向はどうかという質疑があり、紹介議員より、文部科学省としては定数改善を行いたい方針が出ているが、財務省との駆け引きが続いており、来年度も厳しいと思うとの答弁がありました。

次に、陳情第2号は、近年、安全協会の会員に加入し、会費に協力していただく方が毎年減少し、協会の存続自体が危ぶまれる状況であり、このままであれば数年後には破綻することが見込まれる。交通安全協会存続の必要性を考慮し、補助金の増額を要望するものであり、特に質疑はありませんでした。

次に、陳情第3号は、本市の官公需に関して、菊池市中小企業振興基本条例にのっとり、受注機会の確保・増大について、特段の配慮を払い、関係機関、法人、団体等に対して一層の周知徹底を要望する陳情であります。陳情者には参考人として出席いただき、質疑を行いました。

委員より、陳情の理由として、受注機会が大きく低下しているとするが、具体的にはとの質疑に対し、参考人より、データ等までの調査はなされていない。2年前に入札担当課、発注の機会がある所管課、市内業者等で意見交換を行い、中小企業振興条例にあわせて小規模事業者にも配慮いただきたいこととお話した。特に、各課から発注される随意契約が市外業者に出される問題があり、調整を行った。しかしながら、最近、もとの状態になっているとの申し入れがあり、今回陳情書という形で提出させていただいた。陳情が採択されれば行政と協議して、お互い理解の上で実行する機会をつくろうと思うとの答弁がありました。

さらに、委員より、情報提供が行われていないとするが、具体的な内容はとの質疑に対し、参考人より、日ごろの営業活動が必要であることは事業者に伝えているが、予算要求等における見積もり依頼が来ないなどの例が出ていたとの答弁がありました。

執行部に対しては、委員より、官公需の適格事業組合は把握されているかとの質疑に対し、執行部より、指名願により中身のチェックを行っているとの答弁がありました。

また、委員より、陳情の理由に対する執行部からの意見を伺いたいとの質疑に対し、執行部より、市内で取り扱っているものについては市内業者を利用するように

周知しており、予算要求の説明会時でも各課に対し、見積もりについても同様の取り扱いをするよう伝えている。市内で取り扱いができないものもあるが、市内業者への発注は進んでいるものとする。業者選定については、通常30万円以上が契約検査課の合議を必要とするが、市外業者を入れた場合は10万円としているとの答弁がありました。

議員間討議では特に意見はなく、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました請願第1号、陳情第2号、陳情第3号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、福祉厚生常任委員会委員長、猿渡美智子さん。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（猿渡美智子さん） 本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第33号については、背景として旧姓を使用しながら活躍している女性が増加する中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使いやすくするという女性活躍推進がある。住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏での印鑑登録が可能になったことにより、条例の一部を改正するものである。また、LGBTの取り組みにより申請書の男女の別の記載欄をあわせて削除するとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、旧姓を使いやすくするためということだが、どんな事例があるのか。LGBTについても、もう少し説明してほしいとの質疑に対し、執行部より、旧氏を記載することにより、銀行などの登録の変更がスムーズにできるようになる。これまで印鑑登録証明書をつけて改定をしなければならなかった手続においても、旧姓のままでできるようになる。LGBTについては、各申請書の男女の別の記載欄について各自治体で検討を行っている。今回の件でも、男女の記載がなくても申請は可能であり、身分証明も写真のついた確実に確認できるもので実行していきたいとの答弁がありました。

議員間討議では、知り合いの中にも、結婚後も旧姓のまま仕事をしている人がおり、そんな人にとっては今回の改正は好ましい。また、申請書の男女の別の記載欄の削除については、一般質問の答弁で既に36件が済んでおり、46件が検討中とのことだったが、共生の社会づくりという観点から、検討中のものもぜひ進めてもらいたいとの意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第33号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、経済建設常任委員会委員長、坂本道博君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（坂本道博君） おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案6件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第34号については、森林環境譲与税の創設により、菊池市森林環境譲与税基金を設置するに当たり、地方自治法の規定により条例を制定する必要があるため、今回上程するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、余りメリットがないような自治体もあるみたいだが、菊池市にメリットはあるのかとの質疑に対し、執行部より、市町村への配分の基準について、50％は私有林の人工林面積となっており、20％は林業就業者数で、30％は人口割となっている。森林面積が54.8％である本市は、人工林面積の部分で配分が多くなるが、人口割の部分で不利となっている。金額については、現在のところ公表されていない状況であるとの答弁がありました。

議案第35号及び議案第36号については、どちらも菊池溪谷ビジターセンターの設置に関する条例案であり、内容に関連があるため、一括して質疑を行いました。

委員より、ビジターセンター内にいろんなスペースがあると思うが、市民や市外の方などがそこを借りる場合、利用料は発生するのかとの質疑に対し、執行部より、ビジターセンターには自然環境整備交付金を使っている関係上、全ての人が使用できることになっているため、利用料は取らないこととしている。そのため、条例に使用料の規定は設けていないとの答弁がありました。

議案第37号については、特に質疑はありませんでした。

議案第38号については、本市では、令和2年4月から企業会計に移行するため、地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、条例の制定が必要となるものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、事業所の業務料金などが、旧七城区域と旧泗水区域とでは違うことを前回の委員長報告で指摘しているが、今回、条例を改正するのなら一緒に改正

したほうがよいのではないかと質疑に対し、執行部より、来年４月に企業会計移行を行うが、移行してもすぐに見えてこない部分もあると考えている。また、今後、経営戦略等を作成し、審議会を立ち上げて、試算等も行って精査しながら、料金改定に向けて進んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

議案第３９号については、下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、議案第３８号で新たに菊池市下水道事業の設置等に関する条例を制定することにより、既存の下水道関係条例の改正及び下水道関連の特別会計の廃止が生じることから、一括して提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、下水道事業への地方公営企業法の適用に伴い、今後は採算が合わないことはしないようになると思うが、下水道の新設等が必要なところもあると思うので、今後はどのようにやっていこうと考えているのかとの質疑に対し、執行部より、指摘の部分は、管路等の面整備・拡大のことだと思うが、下水道処理区域において、基本的に面整備を行う部分については、費用対効果も考えなければならないが、必要であれば管路を延ばしていくなど、事業を実施していくという考えは変わらないとの答弁がありました。

議員間討議では、委員より、新たに菊池市森林環境譲与税基金条例をつくるので、並行して地籍調査を進めながら、有害鳥獣対策も含めて、それらの事業に基金を充てる形でスタートしていただきたいとの意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第３４号から議案第３９号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、予算決算常任委員会委員長、平直樹君。

[登壇]

○予算決算常任委員長（平 直樹君） おはようございます。予算決算常任委員長報告をさせていただきます。

去る９月３日の本会議において、予算決算常任委員会に付託された議案について、９月１０日から９月１３日に予算決算常任委員会分科会、９月３日、９月２４日に予算決算常任委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第４０号から議案第５９号までの合計２０議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありま

したので、その主な内容について報告いたします。

まず、議案第40号について申し上げます。

事業名、市民会館費の委託料777万6,000円については、文化会館大ホールの壁改修工事の調査設計委託料429万円及び同じく大ホール天井の耐震適合化工事設計委託料348万5,000円を計上しているものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、熊本地震後初めて耐震診断をするのかとの質疑に対し、執行部より、平成29年度に行っており、大ホールの天井のみが適合していないということだった。職員及び指定管理者の目視によって確認し経過を見ていたが、根本的な工事が必要と考え、設計委託をお願いするものであるとの答弁がありました。

また、委員より、文化会館の耐用年数はどれぐらいかとの質疑に対し、執行部より、現在40年経過しており、耐用年数としてはあと20年であるとの答弁がありました。

次に、賦課徴収費の過誤納還付金1,450万円について、執行部より、6月議会でも補正をお願いしており、そのとき、法人市民税の還付の大きいものがふえていると説明したが、現在もその状況が続いている。建設業と精密機器製造販売業で多く発生しており、原因としては、熊本地震による特需での業績がよかったところが平常に戻って確定申告に伴い還付が発生したことと、輸出の低迷が考えられるとの説明がありました。

委員より、輸出低迷というのは、韓国の問題とか、中国とアメリカの貿易問題で減っているのか。こういうものはある程度予測を立てないのかとの質疑に対し、執行部より、還付金の予測というのは前年度実績に基づいて積算するのが通例である。景気の状態を加味したつもりだが予測は難しいとの答弁がありました。

次に、社会福祉総務事業費の工事請負費2,578万4,000円について、委員より、戦没者の慰霊碑については、旧4市町の一つ一つを全部移設する工事になるということかとの質疑に対し、執行部より、旭志、泗水、七城、それぞれにある慰霊碑を同じ場所に移設するものである。当初は、平和塔敷地内への移設の要望であったが、その場所が国有地であることや、擁壁の強度の問題等から、平和塔の下に位置する遺族の共有地のほうに移設するものであるとの答弁がありました。

次に、商工総務費のプレミアム付商品券事業1億520万円について、委員より、支所でも購入できるようにするのか。また、臨時職員は何人ぐらい雇うのかとの質疑に対し、執行部より、支所でも販売を行う予定である。また、臨時職員を4名雇う予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、前回、プレミアム付商品券を販売したときに、本庁や各支所に

よって購入に来る人数にばらつきがあったが、職員の応援に関していざこざが起きているようである。混み合っている箇所があれば、そちらに応援に行かせるなど、人員の調整をお願いしたいとの質疑に対し、執行部より、人員の調整については十分検討していきたいとの答弁がありました。

次に、公園費の公園施設整備事業2、100万円については、鴨川河畔公園の整備事業において、工事の内容を一部見直したことに伴う工事請負費の増額である。公園内の池を渡る八つ橋が老朽化により通行不可となっており、池の衛生状態もよくないことから、八つ橋を全て撤去して、池の部分は全て埋め戻す計画であった。しかし、河川協議において、埋め戻す行為が河川断面を阻害することになるとの理由により、河川協議が長期化している。また、地元からは、洪水調整機能を持つ施設であるため、水害の危険性がふえないような整備をしてほしいとの意見をいただいている。それらを踏まえ設計見直しを行っており、八つ橋部分については、全部を埋め戻すのではなくて、八つ橋の一部を残すように修正しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、河川を埋め戻すのはよろしくないという話になっているが、もし、こういった変更をせずに、八つ橋は使わず、埋め戻しをするところで計画が進んでいたとしても、問題はなかったのかとの質疑に対し、執行部より、そのまま埋め戻しができないか県と協議を続けているが、長期化している状況である。また、地元からは、鴨川公園は洪水の調節機能を持っているため、整備する上で、水害が起きないように配慮してほしいと言われている。それらのことを考慮し、河川の中に入れる泥の量と河川の外に出す泥の量を、最低でも同じにするところで設計を見直したほうが間違いなく事業が進むと判断をして、切りかえたところであるとの答弁がありました。

なお、議案第41号から議案第49号については、報告すべき主なものはございませんでした。

次に、各会計の決算認定についてですが、初めに、議案第50号について、主なものを申し上げます。

総合戦略推進費の地方創生推進事業について、委員より、菊池アグリサイエンスパーク構想の具体的取り組み内容及び研究施設となるインキュベーション施設の役割と所在地はとの質疑に対し、執行部より、市内に問題を抱える農家10件を選出しヒアリングを行った。平成30年度に実施した内容としては、牛の受胎率向上の取り組みやハウス内への虫よけの実証実験、しいたけの発生を促進させる実験など5件行っている。インキュベーション施設については、この5件の研究の真ん中に位置したコッコファームの借り上げを行ったとの答弁がありました。

また、委員より、2分の1は一般財源を負担する事業であり、もっと効果を高めなければならない。中身を精査すべきではとの質疑に対し、執行部より、将来的には市内全体に広がる取り組みとして行っているが、平成30年度に始めた事業であり、取りかかりが協力いただける農家に限り始めざるを得なかったとの答弁がありました。

次に、国際交流事業について、委員より、韓国との交流の件だが、現在、日韓情勢が非常に悪くなっている。来年度も続けていくのかとの質疑に対し、執行部より、友好都市との交流は続けていきたい。次年度以降も現時点では同じような体制で進めるならと考えているとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税について、委員より、目標額より下回っているが、ふるさと納税をふやす施策は考えているのかとの質疑に対し、執行部より、本年9月より、できるだけ多くの方の利用を促すため、ANAのポータルサイトを一つふやした。また、東京でのイベントにブースを設け、直接ふるさと納税の方法と納税をいただくよう職員を派遣した。まだまだ足りないが、納税増に向けた取り組みをさせていただきたいとの答弁がありました。

また、委員より、以前も指摘したが、当初予算に対して減額が半分ぐらいある。現実に合った予算の立て方の検討が必要ではないかと考えるがとの質疑に対し、執行部より、非常に魅力的な歳入財源でもあるので、確保するための努力は必要である。しかしながら、結果的に目標に達していない状況であり、次年度以降の取り組み内容も含め精査したいとの答弁がありました。

次に、財政調整基金について、委員より、一定規模の積み立てが必要であることは認識するが、圏内の自治体と比べると本市は高い状況である。比率が高いことに対してどのように認識しているのかとの質疑に対し、執行部より、他の自治体と比べ高い率を示していると思う。しかしながら、公共施設管理計画では40年後には半分の施設を減らさないと財政的には難しくなってくるとの状況を踏まえ、公共施設関係の整理に充てていく必要がある。また、起債の残高についても約350億円あり、将来の償還を含めると現状を維持していくことが必要と考えたとの答弁がありました。

次に、図書館費について、委員より、平成28年度から平成30年度における年度ごとの図書購入費は幾らか。また、納入業者は市内なのか市外なのかとの質疑があり、分科会としてその資料を請求しました。

資料の提出を受け、委員より、図書購入は市内3社で間違いないのかとの質疑に対し、執行部より、図書納入組合は市内本屋の3社でつくられている。平成29年度は1億1,205万7,380円、平成30年度は4,920万1,454円が

図書納入組合からの納入であるとの答弁がありました。

また、委員より、平成30年度に電子図書が利用可能となったが、現時点での電子図書冊数と利用状況はどうかとの質疑に対し、執行部より、所蔵数は6,266冊で、8月末までの閲覧数は1,186回となっているとの答弁がありました。

次に、委員より、法人税の不納欠損がどうして出ているのかとの質疑に対し、執行部より、固定資産税の不納欠損も1億円のうち9,000万円が倒産した法人関係の税金が含まれており、それとともに法人市民税も影響を受けることになる。財産がなくて取れないという判断をしている。また、入湯税も倒産した法人、旅館関係のものであり、固定資産税、法人市民税、入湯税を同時に欠損したものであるとの答弁がありました。

次に、生活保護について、委員より、生活保護受給者の数の伸びは、ここ二、三年はどのような傾向にあるかとの質疑に対し、執行部より、平成28年度末で保護世帯が346世帯、保護人員は451人。平成29年度末が317世帯、400人。平成30年度末が328世帯、433人。令和元年7月1日時点で330世帯、433人であり、ここ数年の傾向としては、横ばいであると捉えているとの答弁がありました。

また、委員より、避難行動要支援者名簿の同意率が33.2%で、平常時の名簿情報提供の充実が図られたとなっているが、本当に図られたと言えるのかとの質疑に対し、執行部より、今回、同意案内文書を送付する前は、同意率が約18%、非常に少ない状況であった。同意未確認者に対する送付文書の回収率は半分程度であったため、地域の民生児童委員を通しての声かけの依頼までをお願いしているところである。この同意率を上げることが、地域の避難支援を充実させる方策となるので、今後、同意率をさらに上げるための工夫をしていきたいとの答弁がありました。

次に、保育園について、委員より、現在、子育て支援課長が花房保育園長を兼務しているが、状況としてはどうかとの質疑に対し、執行部より、子育て支援課長を兼務していることにより、国の動きなど管理的なものに関しては熟知できている。現在、看護師による対応が必要な医療的ケア児を受け入れているが、その受け入れに関しても、国の補助金を紹介しながら受け入れ先を探したり、結果、公立の花房保育園で受け入れることになった際も、市の総務課に相談し、看護師を任期つきで採用するなど、スムーズな動きができたと思っている。また、虐待対応でどうしても保育園に預けなければならないときなど、急な預けというのは難しいが、公立で受け入れる体制を整えるための動きもスムーズにできたと感じているとの答弁がありました。

次に、高齢者ふれあい事業について、委員より、ふれあいデイ約2,000万円

等の委託がなされているが、委託内容はどういうものかとの質疑に対し、執行部より、委託先については、ふれあいサロンが社会福祉協議会、ふれあいデイが社会福祉協議会及び清泉となっている。内容については、ふれあいデイが市内5カ所で実施しており、レクリエーション、昼食、入浴、送迎サービス等を行っている。また、ふれあいサロンについては、地区の社協ごとに地域の公民館等を利用し、地域でともに支え合い、健康相談、健康指導、レクリエーション等を実施しているとの答弁がありました。

次に、農業委員会一般事務事業について、委員より、推進委員に変わったが、耕作放棄地の調査も含めて農地の推進事業が進んでいると思うが、どのような状況かとの質疑に対し、執行部より、昨年の3月22日から、農業委員19名と農地利用最適化推進委員30名の新体制となって活動している。以前より全体として増員になっており、農地利用最適化推進委員は担当区域ごとに、耕作放棄地の解消、担い手の農地集積、新規参入の促進を行っている。まだ実績が数字として見えてきていないところもあるが、以前に比べて活動がより深まっているとの答弁がありました。

次に、地方創生推進交付金事業について、委員より、インターネットショップは何年かたったら自走すると言われてきたが、売り上げ目標は幾らかとの質疑に対し、執行部より、年間1億円の売上額を目標としているとの答弁がありました。

また、委員より、今回の決算だけで言えば、インターネットショップ運営管理委託料に約2,200万円を支払って、収益金が約1,000万円なので、約1,200万円の赤字となっている。年間1億円の売り上げ目標を掲げて、2,200万円の委託料を支払っているのに、インターネットショップの売り上げが7,000万円ぐらいいしか上がっていないということは、そこに約3,000万円の差が出てくる。売り上げ目標に届かないまま次の年に入るとするのは、民間であればそうはいかないと思う。もっとシビアにやっていただきたいとの意見がありました。

次に、都市整備課の債権調書において、委員より、前年度からの滞納繰越額と今回の収入未済額を見てみると、全体的に減ってきている。特に、雇用促進住宅駐車場使用料においては、収入未済額が前年度は10万7,900円であったが、今年度は1万4,191円まで減ってきている。債権管理条例に基づきやった結果であると感じる。また、住宅使用料の滞納額は約6,000万円あるが、これからは菊池市債権管理条例に基づいて厳しくやっていただきたい。本来、そこに住みたい人が住めなくて、家賃を払っていない人が長く住んでいるという現状はどうなのかとの質疑に対し、執行部より、滞納額については、現年度分よりも過年度分のほうがなかなか回収できない状態である。今後は、税務課を初め徴収事務を行っている部署と連携して、成果が上がるような方法を考えていかなければならないと考えてい

るとの答弁がありました。

次に、議案第５１号について、委員より、養生園に委託して特定健診をしているが、毎年委託料は決まっているのかとの質疑に対し、執行部より、特定健診の委託料については、国の基準額があり、料金については決まっている。市独自で項目に追加しているクレアチニン検査等については、その分が増額になっているとの答弁がありました。

次に、議案第５３号については、委員より、普通徴収保険料滞納繰越分の不納欠損額８７９万２，０９４円、１７２名分の内訳を教えてください。また、この人数は今後ふえていくものなのかとの質疑に対し、執行部より、不納欠損の前に行う執行停止処分の内訳にて説明すると、平成３０年度については、執行停止全体が１７５件、そのうち差し押さえ財産なしが１０１件、生活困窮が７０件、所在不明が４件となっている。また、今後の不納欠損の見込みとしては、平成２８年度が２０９件、平成２９年度が１８８件、平成３０年度が１７２件と若干の減少傾向ではあるが、今後の高齢者の増加を勘案すると楽観はできないと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第５７号については、委員より、電算システム負担金が、七城で７１万６，５１５円、泗水で２６万７，０２４円となっており、３倍近くの差があるが、これはシステムの差なのか、それとも同じシステムでも件数に差があるためかとの質疑に対し、執行部で確認した結果、議案に誤りがあることが判明したため、本会議を開いて議案の訂正を行いました。その後、経済建設分科会を再開し、執行部より、正しくは、七城が２２万４，９４９円、泗水が２６万７，０２４円であるとの答弁がありました。

なお、議案第５２号、議案第５４号から議案第５６号、議案第５８号、議案第５９号については、報告すべき主なものはございませんでした。

次に、監査委員からの審査意見について、執行部より、地方公会計の整備については平成２９年度にホームページ等で公表している。ただし、地震の影響で通常の状態ではないため、落ちついたら改めて行いたいとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、現在の予算も３００億円近くになってきており、適正な予算規模を超えている年度が続いていると思うが、どう考えるかとの質疑に対し、執行部より、今までは、庁舎整備や生涯学習センターの整備などの大きな事業や熊本地震の影響もあり膨らんできていた。今後については、行政改革大綱を生かしながら削減していき、大きな費用を伴う施設関係の統廃合にも目を向けながら進める必要がある。中期財政試算の範囲内でおさめるよう努めたいとの答弁がありました。

次に、未登記土地の解消を含めた、公有財産の適正な管理について、執行部より、平成30年度において、公有財産の未登記物件の取り扱いについて、全庁的に施設関連のリストアップを行い、調整できるところから進めていこうと方針が確認されている。都市整備課の住宅係では、住宅の一部について相続人調査等を行い、時効取得などを視野に検討を進められているとの説明がありました。

次に、昨年の予算決算常任委員会の提言事項について、9月3日の当委員会において提出された提言・指摘事項に対する回答書以外で執行部より説明がありました主なものを申し上げます。

まず、安心・安全な通学路確保の取り組みについては、回答書記載の取り組みとあわせ、主要な交差点の危険箇所調査を実施し、取りまとめた結果を道路管理者へ報告している。今後も関係機関と連携し安全対策を進めたいとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、災害に強いまちづくりの取り組みについて、委員より、本年9月に発生した台風15号による大規模停電により情報が伝わらない人たちが多くいた。ハード面で努力している面もあるが、各自主防災組織の長を通して情報を伝える簡単な訓練開催は可能かとの質疑に対し、執行部より、行政だけでは取り組めない部分もあり、自主防災組織率向上とともに、活動内容への支援も含めた共助の強化も行いたいとの答弁がありました。

次に、予算の流用と不用額への提言に対する取り組みについて、執行部より、不用額については、平成30年度末に各課ヒアリングを行い減額した。ヒアリングの中では各職員に対しての予算管理に関する指導も行い、次年度予算編成にも生かす考えである。流用についても各課に対し指導を行っているとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、債権管理に対する提言への取り組みについて、執行部より、債権管理マニュアルに基づき行っている。債権管理委員会を本年4月に設置し、管理体制の強化を図っており、7月に担当者の研修、管理監督者の研修を行った。債権管理委員会を中心に方針を定めながら、各課で取り組むことを効率的に行う考えであるとの説明があり、特に質疑はありませんでしたが、委員より、予算の流用や不用額への提言も含め、昨年度に比べ改善されていると思う。研修などを行い、引き続きお願いするとの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、他の自治体に比べ財政調整基金の積み立てが高い理由について、執行部より、公共施設管理計画では40年後には半分の施設を減らさないと財政的には

難しくなってくるとの状況を踏まえ、公共施設関係の整理に充てていく必要があるとのことだが、そのみに充てていくとの表現でいいのかとの質疑に対し、総務文教分科会長より、財政調整基金については、公共施設の維持管理や整理等にも充てられるものとの執行部からの答弁であったと認識しているとの答弁がありました。さらに、委員より、公共施設関係でしか財政調整基金は使わないということかとの質疑に対し、総務文教分科会長より、特化したという認識はないとの答弁がありました。

次に、委員より、菊池魅力発信事業について、具体的な経費と内容と今後の計画に関して、どのような議論があったのかとの質疑に対し、経済建設分科会長より、菊池魅力発信事業について、執行部より、経費と内容の説明があっている。菊池魅力発信事業には二つの事業があり、一つ目は、公募型プロポーザル方式による菊池市魅力発信広告業務委託で、総額は648万、事業内容はKBCテレビ「タビ好き」による菊池市特集や、KBCテレビ、ラジオによるCM放送などである。二つ目は、観光客誘致情報発信事業で、総額は366万2,000円、事業内容はアプリ及びインターネットによる観光情報発信、雑誌広告事業、観光PR冊子作成事業の三つである。今後の議論についても行っている。業者が入ってやっている業務であるので、これだけの視聴率があったから、これだけの効果が出ているとかの数字を出してもらわないと説得力がないと思う。税金を使っているので、これだけの費用対効果があったということを委員が認めるのが決算認定であり、チェック機能を果たすための予算決算常任委員会なので、しっかりやってほしい。各事業の金額が高いと感じる。もっと違うお金の使い方や、もっと数字をつかめる方法があるのではないかと議論があっているとの答弁がありました。

次に、委員より、インターネットショップについて、執行部より、年間1億円の売上額を目標としているとの答弁があっているが、その根拠は何か。また、年間1億円の売り上げ目標を掲げて、実際には70%、7,000万円ぐらいの売り上げに終わっているが、そういったことに対する分析や、売り上げ増への具体的な答弁や議論はなかったのかとの質疑に対し、経済建設分科会長より、インターネットショップの売り上げ目標1億円の根拠について、執行部からの説明はあっていない。また、年間1億円の売り上げ目標に対しての実績に対する分析や、売り上げ増への具体的な答弁や議論については、当分科会の審議ではあっていないとの答弁がありました。

以上、慎重に審議しました結果、議案第50号から議案第57号を除く、議案第40号から議案第49号まで、議案第58号及び議案第59号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・認定すべきものと決定しまし

た。

次に、討論がありました議案第５０号について申し上げます。

委員より、一つ目は、２０１６年度の県内の財政調整基金の残高の状況は標準財政規模比で本市は４１．６％と県内１４市でトップである。基金を活用して、高過ぎる国民健康保険税の引き下げや介護保険料の引き下げなど、厳しい市民の暮らしを支える活用をしていくべきである。

二つ目は、マイナンバーカードの普及率は、全国的にも１３．９％で、本市においては８．５％である。国民にとっては必要性が感じられていない実態のあらわれではないか。このような制度に対しては、地方から制度の中止、見直しの声を上げるべきである。

三つ目は、部落解放同盟への補助金の支出について、各支部の事業収支決算書では、補助金の割合が９０％を超えている。支出の中で一番大きいのが大会参加者への日当である。日当などは団体独自の会費等で支払うべきであり、税金で賄われるべきではないとの反対討論がありました。

次に、議案第５１号について申し上げます。

委員より、平成３０年度決算において、国民健康保険世帯の１割を超える方が国民健康保険税を払えない状況である。基金や一般会計からの法定外の繰り入れを行って払える国民健康保険税にすべきであるとの反対討論がありました。

次に、議案第５２号について申し上げます。

委員より、一つ目が、本制度が高齢者を年齢で差別し、給付抑制や負担をふやす問題の制度である。二つ目が、平成３０年度の現年分の収入未済額は２０３万６，６２０円で、前年度と比較して約１．６倍にもなっている。運営主体は広域連合であるが、市としても意見を上げ、余剰金の活用を図り、保険料の引き下げを求めるべきであるとの反対討論がありました。

次に、議案第５３号について申し上げます。

委員より、平成３０年度は第７期の介護保険事業のスタートの年であり、保険料が値上げされている。年金収入が切り下げられる中で、保険料が値上げされれば、払えない人がふえるのは明らかである。財政調整基金の活用もして、一般会計からも法定外の繰り入れを行って引き下げに努力をすべきであるとの反対討論がありました。

次に、議案第５４号から議案第５７号について申し上げます。

委員より、決算の内容に企業会計移行事業の支出が含まれている。企業会計に移行することにより一般会計からの繰り入れが制限されやすくなる懸念があり、その不足分を補うために使用料の値上げが懸念されるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第50号から議案第57号については、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の六つの事項を提言としてまとめました。

1、行政改革による人件費削減を注視しながらも、喫緊の課題には対応しなければならない。行政改革を進める必要もあるが、人を削減すればいいだけでなく、業務の質や中身が大切である。行政改革を考慮しつつ、ICT等を活用しながらの適材適所の人員配置と適正な職員数の配置を求める。

2、収入の調定手続や基金積み立て・取り崩しでの厳格な執行。適正な補正予算の編成措置及び不用額の整理、予備費の充用、予算流用等のより慎重な取り扱い。費用対効果を重視し、より充実した施策のための予算執行。固定的な委託契約や長年にわたる随意契約の点検と必要な見直し。指定管理者等に対する委託料の収支内容の点検。未登録土地の解消を含め、公有財産の適正な管理。これからの本市財政に生かす地方公会計の整備と活用。以上を踏まえた職員研修等を実施し、職員のスキルアップを図るべきである。

3、収納率については、税務課職員の努力によって年々改善されてきている。しかしながら、依然として未納額や不納欠損額は高額となっており、さらに、扶助費等各事業費の増加や高齢化に伴う税収の低下なども懸念され、今後、今以上に税収の確保が重要となる中、さらなる努力によって、収納率の向上を推し進めていただきたい。

4、各事業では、多数の外部委託がなされ、それに対する委託料も多く発生している。外部委託の必要性は十分に理解できるが、委託金額に対する妥当性がわかりづらい案件がある。委託に関しては、金額の根拠も含めきちんと精査をし、適正な予算執行となるようにすること。

5、何かの事業を始めて、その後終わったなら報告すべきではないか。事業をやった結果についても、議会も意識を共有して、次の予算審議のときのためにも経験を積んでおきたいので、結果や主要事業にかかわらず報告すべきである。継続事業については報告の必要はないと思うが、そのときそのときの政策に応じてやった事業については、今後は積極的に出していただきたい。

6、道路や橋りょうの維持管理について、今後先細っていく予算の中で、今と同じような維持管理は難しくなると思う。議会も執行部も一緒になって、総論・各論の中でずれは出てくるとは思うが、総体的なところで維持管理のお金は履行していくということをしかりと共有していくべき。

以上、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通じて各分科会委員か

らの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映されることを願います。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げ、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で常任委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時51分

開議 午前10時58分

—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。議案第33号から議案第59号及び請願第1号並びに陳情第2号、陳情第3号について、以上30案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

〔登壇〕

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第38号、議案第39号、議案第50号から議案第57号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第38号、菊池市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてです。

反対の理由は、本議案が来年度からの企業会計移行に伴うものである点です。企業会計に対する立場は、毎回の議会で述べていますので、詳しくは述べませんが、企業会計に移行することによって、より経営面での健全さが重視され、一般会計から繰り入れが制限されやすくなる懸念があり、その不足分を補うために使用料の値上げが懸念されます。

以上の点から、本議案には反対であります。

次に、議案第39号、菊池市下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

反対の理由は、議案第38号と同じであります。

次に、議案第50号、平成30年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について

です。

不認定の理由の一つは、昨年３月の本予算の討論でも指摘をしましたが、市民の暮らしを応援する予算の執行になっていないという点であります。具体的に述べると、財政調整基金の問題であります。平成３１年３月３１日現在で財政調整基金の残高は約６０億円を超えています。総務文教の分科会でも指摘をしましたが、２０１６年度の県内の財政調整基金の残高の状況を調べてみると、標準財政規模比では菊池市は４１．６％で、県内１４市でトップであります。

国は、総務省の通達でも自治体に対して、基金は優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理運営に努められたいとの事務連絡を出し、積極的な活用を呼びかけています。

地方自治体本来の使命は住民の福祉の増進であります。他市町村と比較しても、財政規模で多くのため込みをしている基金を活用して、高過ぎる国保税の引き下げや、介護保険料の引き下げなど、厳しい市民の暮らしを支える活用をしていくべきです。

不認定の理由の二つ目は、マイナンバー関連予算の支出についてであります。

総務文教分科会の質疑でも明らかとなりましたが、平成３０年度のマイナンバー関連予算の支出は１，４８４万円、そのうち市独自の持ち出しは７３４万円にも上ります。一方で、マイナンバーカードの普及率は、交付開始から３年半が経過しても全国的にも１３．９％、菊池市においては、平成３１年４月１日時点でわずか８．５％という状況です。

個人情報の漏えいやプライバシーを侵害する危険を抱えている一方で、国民にとっては必要性を感じられていない実態のあらわれではないでしょうか。このような制度に対しては、地方からきちんと制度の中止、見直しの声を上げるべきであります。

不認定の理由の三つ目は、部落解放同盟への補助金の支出についてであります。平成３０年度の各支部の事業収支決算書を調べてみますと、３支部とも決算額に占める市の補助金の割合は９０％を超えています。しかも支出の中で一番大きいのが大会参加者への日当であります。本来、日当などの支出は団体独自の会費等で支払われるべきであり、税金の支出で賄われるべきではないことを指摘しておきます。

次に、議案第５１号、平成３０年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

不認定の理由は、保険料が高過ぎるという点であります。平成３０年度は都道府県化が導入されて最初の年度であります。保険料は据え置かれましたが、市民の暮らしの実態に照らせば引き下げるべきであります。本会議の質疑でも明らかとなり

ましたが、平成30年度は決算においても国保世帯の1割を超える方が国保税を支払えない状況です。一方で、平成31年3月31日現在の基金残高は1億6,400万円を超えています。基金や一般会計からの法定外の繰り入れも行って、払える国保税にすべきであります。

次に、議案第52号、平成30年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

不認定の理由の一つは、本制度が高齢者を年齢で差別し、給付抑制や負担をふやす問題のある制度であるという点であります。

不認定の理由の二つ目は、昨年4月から軽減特例の見直しが始まり、保険料の負担がふえている点であります。本会議の質疑でも明らかとなりましたが、平成30年度の現年の収入未済額は203万6,620円で、前年と比較しても約1.6倍にもなっています。運営主体は広域連合であります。市としても意見を上げ、とりわけ余剰金の活用を図り、保険料の引き下げを求めるべきであります。

次に、議案第53号、平成30年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

不認定の理由は、平成30年度は第7期の介護保険事業のスタートの年であり、保険料が値上げされている点であります。一月で600円、年間で7,200円もの値上げとなりました。平成30年度の現年未済額は1,155万6,780円にも上り、前年から49万3,293円もふえています。年金収入が切り下げられる中で保険料が値上げされれば、払えない人がふえるのは明らかであります。大もとには国の社会保障削減路線がありますが、同時に一般会計の認定の討論でも指摘しましたが、財政調整基金の活用もして、一般会計からも法定外の繰り入れも行って、引き下げに努力をすべきであります。

次に、議案第54号、平成30年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

不認定の理由は、決算の内容に企業会計移行事業の支出が含まれている点であり、議案第38号と同じ理由であります。

次に、議案第55号、平成30年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

不認定の理由は、議案第54号と同じであります。

次に、議案第56号、平成30年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

不認定の理由は、議案第54号と同じであります。

次に、議案第57号、平成30年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定についてです。

不認定の理由は、議案第５４号と同じであります。

以上で、議案第３８号、議案第３９号、議案第５０号から議案第５７号についての反対討論を終わります。

○議長（柁原賢一君） ただいま議案第３８号、議案第３９号、議案第５０号、議案第５１号、議案第５２号、議案第５３号、議案第５４号、議案第５５号、議案第５６号、議案第５７号に対する反対討論がありました。

議案第３８号、議案第３９号、議案第５０号、議案第５１号、議案第５２号、議案第５３号、議案第５４号、議案第５５号、議案第５６号、議案第５７号について、賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 議案第３８号、議案第３９号、議案第５０号から議案第５７号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） これで、議案第３８号、議案第３９号、議案第５０号から議案第５７号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

木下雄二君。

〔登壇〕

○１９番（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。

陳情第３号の「菊池市の官公需について市内中小企業・小規模事業者への受注機会の確保、増大」に関する陳情に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この陳情につきましては、今回、総務文教常任委員会に付託され、審議をされ、委員会としては原案のとおり可決であります。

本来であれば、商工会は経済建設常任委員会の所管でありますので、経済建設常任委員会に付託されるものと思っておりましたが、議会運営委員会で総務文教常任委員会に付託されました。せめて合同審査でもさせていただきましたのですが、結果的には総務文教常任委員会において陳情者には参考人として出席していただき、慎重に審議をされております。

私からは、経済建設常任委員会委員として、これまで陳情の趣旨、理由にもありますように、委員会として、菊池市建設業協会においては、令和元年７月２５日に

各部会との意見交換会を行い、具体的な執行部に対しての指摘、要望をいただいております。

さらに、令和元年8月16日には、菊池市商工会において、商工会会員でもある市議会議員との意見交換会が開催され、特に、若い経営者の方々より、このままでは次世代に事業を継がせることはできないと切実な思いが訴えられました。私もそのことを痛感しており、このままでは菊池市の経済はますます疲弊してしまいますので、今回の陳情を重く受けとめ、対策を考えなければなりません。

このような観点から、陳情第3号についての賛成討論とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） これで、討論を終わります。

これより議案第33号から議案第59号まで及び請願第1号並びに陳情第2号、陳情第3号について採決します。

ただいま反対討論がありました議案第38号、議案第39号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第33号から議案第37号、議案第40号から議案第49号、議案第58号、議案第59号及び請願第1号並びに陳情第2号、陳情第3号、以上の20案件については、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決、認定、採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、以上の20案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、認定、採択することに決定しました。

次に、反対討論がありました議案第38号、議案第39号、議案第50号から議案第57号については、起立により採決いたします。

最初に、お諮りします。議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第39号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第50号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第50号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第51号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第51号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第52号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第52号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第53号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第53号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第54号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第54号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第55号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第55号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第56号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第56号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第57号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議案第57号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

熊本地震からの復旧・復興特別委員会

- 1 熊本地震からの復旧・復興に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

○

追加日程第1 議案第60号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、追加日程第1、議案第60号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程されました追加議案について、ご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第60号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第6号）でございます。

今回の補正は、8月下旬の豪雨により被災した市道及び林道を早急に復旧する必要があるため、今回、追加議案として提案するものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、改めまして、皆様、おはようございます。提案いたします議案第60号について、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第60号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第6号）でございます。

あけていただき、3ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3,210万円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ292億9,698万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、8月下旬の豪雨により被災した市道、林道の災害復旧事業費の増額となっております。

まず、歳入についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1 枠目の款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目10 災害復旧費国庫補助金1,950万円の増額は、大規模にのり面が崩落した林道八方ヶ岳線の復旧工事が国庫補助対象となることによる補助金の増額でございます。

3 枠目の款22 市債、項1 市債、目10 災害復旧債1,210万円の増額は、被

災した市道、林道の復旧事業の財源のための災害復旧事業債の増額でございます。

2 枠目の款 1 9 繰入金、項 3 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金につきまして
は、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

1 枠目の款 1 0 災害復旧費、項 3 公共土木施設災害復旧費、目 3 単独災害復旧費
1 4 0 万円の増額は、豪雨により被災した市道を早急に復旧するための建設機械賃
借料の増額でございます。

2 枠目の項 4 農林水産災害復旧費、目 1 農林水産災害復旧費 3, 0 7 0 万円の増
額は、林道八方ヶ岳線の復旧に係る測量設計等委託料 7 0 万円及び工事請負費 3,
0 0 0 万円の増額でございます。

それでは、5 ページに戻っていただきたいと思います。

第 2 表、地方債補正でございます。内容としましては、歳入でご説明しましたと
おり、被災した市道、林道の復旧事業の財源のための災害復旧事業債の増額でご
います。

以上、議案第 6 0 号の説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 1 1 時 2 1 分

開議 午前 1 1 時 3 6 分

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

これから議案第 6 0 号に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 6 0 号については、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定によって委員会付託を
省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略すること
に決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

議案第60号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第2 議事第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、追加日程第2、議事第2号、議会改革検討特別委員会の設置についてを議題とします。

地方分権が進展する中、二元代表制のもと地方議会の果たす役割は重要性を増しています。

議会活動の充実・強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められています。

菊池市議会は、より一層、市民の負託に応えるため、また市民生活の向上と民主政治の発展に寄与するために、本特別委員会を設置するものです。

お諮りします。議会改革検討特別委員会の設置について、10名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるのほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会の設置について、10名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内とすることに決定しました。

ただいま設置されました議会改革検討特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております特別委員会の名簿のとおり指名します。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、議会改革検討特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時39分

開議 午前11時40分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づき、議会改革検討特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、水上彰澄君。副委員長、泉田栄一郎君。

以上です。

議会改革検討特別委員会委員名簿

田中 教之	緒方 哲郎	後藤 英夫	東 奈津子
坂本 道博	猿渡美智子	荒木 崇之	水上 彰澄
泉田栄一郎	二ノ文伸元		

○

追加日程第3 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、追加議事日程第3、意見書案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 提案理由を述べさせていただきます。

意見書案第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について申し述べます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしています。中でも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大

きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年9月27日

熊本県菊池市議会議長 柁原 賢一

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	高市 早苗 様
文部科学大臣	萩生田光一 様

意見書案第1号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

計画的な教職員定数改善と教育の機会均等並びに水準の維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度の負担割合を2020年度政府予算編成において2分の1に復元されるよう意見書を提出するものである。

これが、本案を提出する理由であります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し

上げ、提案理由といたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審査します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

意見書案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

追加日程第4 決議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、追加日程第4、決議案第2号を議題とします。

本件について、二ノ文伸元議員から発言の申し出がありました。

お諮りします。

地方自治法第117条の規定により、これを許可することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 再度、お諮りします。

二ノ文伸元議員の発言を許可してよろしいか。賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 賛成多数により、発言を許可することに決定しました。

二ノ文伸元議員の発言を許します。

二ノ文伸元議員。

〔登壇〕

○17番（二ノ文伸元君） それでは、辞職勧告に対する弁明を行わさせていただきます。

このたびの辞職勧告に対して、事実と異なる部分がありますので、弁明をいたします。

まず、柁原議長に対する暴言ではありますが、議長室において、私が柁原議長に対

して、殺すなどの発言は絶対に言っておりません。

また、山瀬議員に対して、8月27日の宴会の席で追突したことに対しては、9月10日に第三者を介して山瀬議員宅を訪ね、足がもつれて追突してしまったことを謝罪し、山瀬議員も納得され、握手もされております。したがって、そのことは解決済みであると思っていましたので、対応のしようがありません。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 本案件については、地方自治法第117条の規定により、二ノ文伸元議員の退席を求めます。

（二ノ文伸元君、退席）

○議長（柁原賢一君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

山瀬義也君。

[登壇]

○20番（山瀬義也君） 皆さん、こんにちは。全ての市の案件が終わって、皆さん方、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。

それじゃ、二ノ文伸元議員辞職勧告決議案、提出理由を説明いたします。

去る9月3日、議会審議会の場所で、議長から議長室でのやりとりの報告がありました。議長からの報告によると、7月19日、二ノ文議員を含む4名が議長室に来室され、そのとき、二ノ文議員が議長に対し、殺すぞと言ったと報告がありました。その報告後、二ノ文議員は、議長ではなく、水上隆光議員に対して、殺すぞと言った。すぐにその場で謝罪した。先言撤回したと反論をしました。それは、その場に同席しておりませんでしたので、真実の、私はですよ、真実なのかわかりません。そこは捜査機関に委ねるとして、問題なのは、市議会議員が議長室にて、議長に対して、もしくは他の議員に対して、殺すぞと脅迫をする言葉を使用したことです。この、殺すぞと発言したこと自体は、二ノ文議員は反論の中で認めております。

菊池市議会会議規則第151条には、議員は議会の品位を重んじなければならないとありますが、二ノ文議員の発言はこの会議規則に反するものであります。

加えて、話は前後しますが、二ノ文議員の会議の品位を汚す言動がほかにもありました。一つは、3月に行われた、平成31年第1回定例会閉会後に行われた執行部と議員との懇親会での言動であります。その懇親会の場で、水上隆光議員に対し二ノ文伸元議員が激しく体をぶつけ叱責をいたしました。叱責だけでなく、体をぶつけたことは暴行であり、和やかな雰囲気 of 懇親会の会場でそのような言動は議会の品位を汚すものであります。

また、8月27日に社交組合のパーティーの場で、私が席上で七、八人と談笑していると、二ノ文議員が背後から私に激しく体当たりしてきました。私が二ノ文議

員に注意をすると、何てやと大きな声でどなりました。このパーティーには菊池市の各分野の役職の方が集い、そのような方々の目の前で私に対して暴行を行いました。

このように、二ノ文議員の一連の言動は、会議規則第151条だけではなく、菊池市政治倫理条例第2条3項の、自らの行動を厳しく律し、品位と識見を養うことにも反しています。そもそも議員以前に、一社会人として、また、区長としてどうすべきかを問われる問題だと思います。

一連の行動について、二ノ文議員は謝っていると主張されていますが、少なくとも議会全員協議会などでは、まだ謝罪はありません。そもそも過失ならまだしも、故意の暴行については謝れば済むというものではありません。

最後に、本決議案について提案するのは周知をいたしました。先日のパーティーの出来事は、多くの出席者の目の前で起きたことであります。その暴行の場に居合わせた前消防団長や建設業協会の役員の方、9月4日の熊日新聞を読んだ市民の方々から、二ノ文議員の言動を見逃したままでいいのかとおしかりを受け、提案しようと考えました。二ノ文議員の言動は、議会内だけの問題ではなく、多くの市民に周知される問題です。市民の負託を受けた議員として、やはりこの問題を議会内にとどめることではないと考えました。菊池市の安心・安全のために。

以上をもって、辞職勧告決議案の提案理由といたします。

常識ある議員の皆様、どうか当たり前の倫理観で、皆さんの持つ正義感に照らし合わせ、賛成賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

福島議員。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 皆さん、こんにちは。

今、決議内容をお聞きしましたところ、一つは、飲み会での二ノ文議員の所作であり、もう一つは、全員協議会での議長室での暴言ということですが、この全員協議会の中で、議長から発せられた議長室での暴言は、これは怪文書によるものということだったんですが、今後、やはり怪文書というものの、出どころ不明、こういったものを一つ一つ取り上げていくのか甚だ疑問でございます。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 山瀬議員。

[登壇]

○20番（山瀬義也君） ただいま福島議員のほうから質疑がありました。お答えをし

たいと思います。

全て飲みかたの席でないかということでもあります。議員は飲みかたの席であっても、やっぱり議員の品位を崩してはならないというふうに感じております。

また、議長に対して、審議会の中で話し合ったように、怪文書どうということでもありますけれども、私たち、そのことについては、例えば白か黒かというのは、法の手任に任せるということでもありますから、あとは議長室の中で、例えば議長に、例えば水上議員に対して、殺すという言葉自体がですね、これは絶対使ってはいけないということとっておりますから、そう受けとめてほしいと思います。

以上です。

○議長（柁原賢一君） ほかにありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ちょっと問題を整理したいと思います。山瀬議員が出されたこの辞職勧告決議案は、議長への発言が一つは問題、もう一つは、山瀬議員に対して、飲み会場で体当たりをしたのが問題ということによろしいですか。

○議長（柁原賢一君） 山瀬議員。

[登壇]

○20番（山瀬義也君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

今、議長に対しての言葉、また、私に対しての言動、二つということでもありますけれども、先ほど提案理由の説明しましたように、水上隆光議員に対してもであります。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） では、山瀬議員も被害者ということによろしいですかね。水上隆光議員、山瀬議員も被害者ということによろしいですか。

○議長（柁原賢一君） 山瀬議員。

[登壇]

○20番（山瀬義也君） お答えいたします。

はい、そのとおりだと思います。

○議長（柁原賢一君） 荒木議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 皆さん、会議規則読まれてわかると思いますけど、議員必携事典も持っていらっしゃると思うんですけど、利害関係者というのは退室しなきゃ

いけないんですね。今回、利のほう、加害者とされるほうは退場されました。被害者のほうが議員提出している、できるんですか。議長にお尋ねします、これは。被害者である利害関係者が議員提出議案を提出できるのかと聞いているんですね。被害者と言われたから、私は、要は利害関係者は議事にかかわることはできないとなっているので、議員提出議案も提出できないと考えるんですが、そこはどのような見解で議運を通されたんでしょうか。

○議長（柁原賢一君） 暫時休憩します。

—————○—————
休憩 午前 11時58分

開議 午後 0時10分
—————○—————

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

全国市議会議長会の事務局の報告によりますと、被害を受けた方は、一身上の事件とは言えない。提出者は除斥の対象とはならないと確認しました。

以上です。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、安心しました。

では、ちょっと質問したいと思いますが、問題の発言については、プライベートとはいえ、議員の品格は確かにあります。でも、今回言われたのは個人対個人のことであり、二ノ文議員も事実誤認があると主張されています。そのような中、全ての事実が明らかになってない状態で、いきなり辞職勧告を出されるのは、何でいきなりなんだろうと。要は、譴責決議案というのがありますけど、譴責決議案を考えなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 山瀬議員。

[登壇]

○20番（山瀬義也君） それは考えませんでした。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 譴責決議案というようなのがどういうものかというのはわかっていらっしゃいますかね。それをわかった上で、今回、いきなり辞職勧告とされたのか。ちょっとそこをお尋ねします。譴責の意味ですね。

○議長（柁原賢一君） 山瀬議員。

[登壇]

○20番（山瀬義也君） 今の答弁に。私たちはあくまでも辞職に等しい、これはもう絶対に議員としてやっていけないことですから、これはやっぱり理屈でなくて、これはもう絶対に辞職すべきだという観点のもとでやってきました。

以上です。

〔「譴責を知ってらっしゃるか、知ってらっしゃらないかというの」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 必要ないでしょう。

〔「もういいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） はいはい、いいです。

〔「いいですか、そのところ」と呼ぶ者あり〕

○20番（山瀬義也君） いえ、そこまでは調べておりません。

○議長（柁原賢一君） 荒木議員。

〔登壇〕

○11番（荒木崇之君） 知らないということだったんで、その論議はもうしないです。結構です。

○議長（柁原賢一君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

木下議員。

〔登壇〕

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。決議案第2号、二ノ文伸元議員に対する議員辞職勧告決議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

この件は、9月3日の議会審議会で柁原議長より、一部の議員や報道機関に出回った怪文書を、秘密会とした上で、二ノ文議員が議長に暴言を吐いたことを議題とした件であります。

先ほど二ノ文議員の発言にもありましたように、秘密会の内容も含め、両者の主張は食い違ったままであり、秘密会で行われた内容が熊日新聞に掲載されたことも

合点がいきません。熊日新聞にも、ほかの議員からは「本人同士で解決したら」「議会の品位が失墜する」と冷ややかな声も掲載されておりました。

先ほど荒木議員の質疑にもありましたように、このように、この件はまだ本人に対して司法による罰金刑等が確定したような事案でもなく、暴言に至る内容も何も確認されておられません。このような状況では、議員辞職勧告決議案を出すべきではないと考えます。また、今回は、怪文書、秘密会の観点からも、二ノ文伸元議員に対する議員辞職勧告決議案については、反対討論とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 議席番号8番、水上隆光です。決議案に対して賛成の立場から討論を行います。

議員が議員に対して、殺すぞと発言する。これは議員が議員に対して身の危険を感じさせ、相手を制圧しようとする行動であります。この暴言は許されるものではありません。

9月4日の熊日新聞を読んだ私の地元の旭志地区からも、この問題はきちっとけじめをつけるべきだという声が私のところにも届いています。

以上のことから、決議案に対する賛成の討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

荒木議員。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 決議案に反対の討論をいたしたいと思います。

辞職勧告の本質を皆さん考えていただきたいと思います。辞職勧告とは、市民の負託に応えていないとか、市民に損害を与えた場合に出されるべきと私は考えます。

今回の二ノ文議員の発言は、密室で起きた個人対個人のことであります。議会は、言うまでもなく、地方公共団体の議事機関であり、公の意思決定と行政の批判、監視がその使命であります。そこで個人的問題について言及することは、その内容によっては、いたずらにほかの議員の感情を刺激し、議会の冷静さが失われ、混乱に陥る危険性があると懸念しますので、以上のことから、私は反対といたします。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

平議員。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 決議案第2号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、議員になったときに、一般質問のときにもいつも言っておりますが、政治活動をしていく上で二つの柱があります。それは政治をもっと近くにしたいという目標のために活動すること。そして、判断基準を子どもたちが大きくなったときにどうなのかというところで判断をしていきたいと思っております。

なぜ、市長と違って、我々議員には20名、複数名いるのかというのは、議会制民主主義の中で、さまざまな価値観の中で賛成、反対を多数決で決めていくべきであるということが原理原則だと思っております。さまざまな意見や主張、考え方が違う、それは当然のことでありまして、その意見の違い、その先に、殺すという言葉を使うということ、それを認めるような議会を子どもたちに渡していくわけにはいかないという判断のもと、私は賛成といたします。

以上です。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

坂本議員。

[登壇]

○7番（坂本道博君） 皆さん、こんにちは。決議案第2号に対し、賛成する立場での討論を行います。

二ノ文議員が議長室で、殺すぞと発言したことにより、熊日新聞を読んだ多くの七城の市民の方から、発言に対し批判する意見を多く聞き、個人の問題だけではなく、菊池市議会の意思を明確に示すべきであると考え、決議案提出に賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。決議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、決議案第2号は、可決することに決定しました。

二ノ文伸元議員の退席を解きます。

（二ノ文伸元君、出席）

○議長（柁原賢一君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和元年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後 0時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 柁 原 賢 一

菊池市議会議員 猿 渡 美智子

菊池市議会議員 松 岡 讓

付 録

令和元年第 2 回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(8 月 2 8 日 ・ 9 月 2 7 日 議 決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 3 2 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和元年度菊池市一般会計補正予算 第 4 号)	原案可決
議案第 3 3 号	菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決
議案第 3 4 号	菊池市森林環境譲与税基金条例制定について	原案可決
議案第 3 5 号	菊池溪谷ビジターセンター設置条例の制定について	原案可決
議案第 3 6 号	菊池市観光情報発信施設条例の一部を改正する条例の制定 について	原案可決
議案第 3 7 号	菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の 制定について	原案可決
議案第 3 8 号	菊池市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	原案可決
議案第 3 9 号	菊池市下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
議案第 4 0 号	令和元年度菊池市一般会計補正予算 (第 5 号)	原案可決
議案第 4 1 号	令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 4 2 号	令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 4 3 号	令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 4 4 号	令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 4 5 号	令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補 正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 4 6 号	令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 4 7 号	令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 4 8 号	令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 4 9 号	令和元年度菊池市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	原案可決

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 5 0 号	平成 3 0 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 5 1 号	平成 3 0 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 5 2 号	平成 3 0 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 5 3 号	平成 3 0 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 5 4 号	平成 3 0 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 5 5 号	平成 3 0 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 5 6 号	平成 3 0 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 5 7 号	平成 3 0 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 5 8 号	平成 3 0 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 5 9 号	平成 3 0 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 ・ 認定
議案第 6 0 号	令和元年度菊池市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決
議 事		
議事第 2 号	議会改革検討特別委員会の設置について	原案可決
意 見 書 案		
意見書案第 1 号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	原案可決
請 願		
請願第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 0 年度政府予算に係る意見書提出の要請について	採 択
陳 情		
陳情第 2 号	菊池地区交通安全協会への補助金増額の要望について	採 択

議案番号	件名	審議結果
陳情第 3 号	「菊池市の官公需について市内中小企業・小規模事業者への受注機会の確保、増大」に関する陳情	採 択
決 議 案		
決議案第 2 号	菊池市議会 二ノ文伸元議員に対する辞職勧告決議	原案可決
報 告		
報告第 1 9 号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第 2 0 号	継続費精算報告について	原案報告
報告第 2 1 号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告
報告第 2 2 号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第 2 3 号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告